

山内町史

上卷



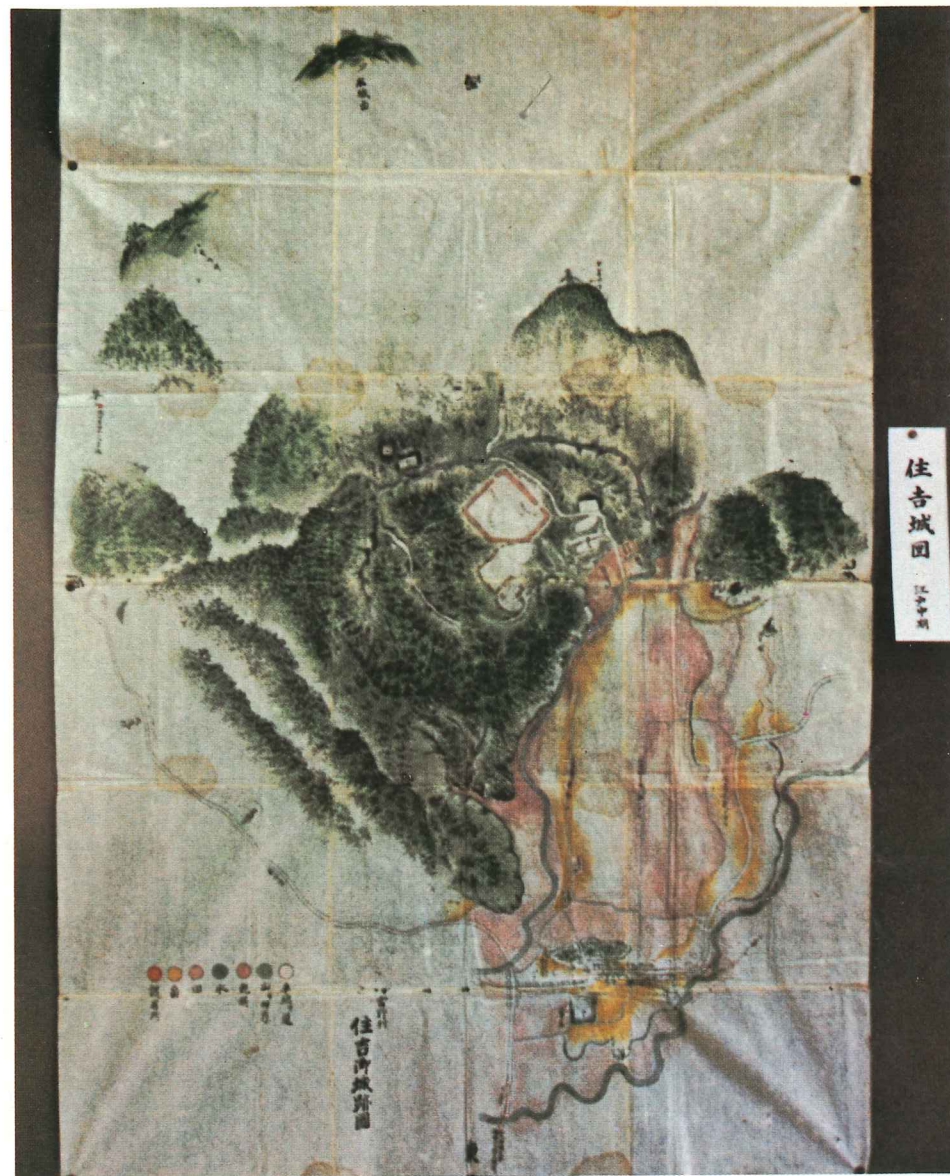
山内町の景観 (三間坂駅上空より)



大野の十三仏板碑
天正十四年(1586)建立
(171cm×85cm×33cm)



中宮趾の南無阿弥陀仏
応仁三年(1469)建立
(110cm×30cm×20cm)



住吉城趾 (江戸中期に画かれたもの)



発刊のことば

山内町長 丸田 良次

昭和四十九年の四月をもって、山内町誕生満二十年を迎えました。

人間でいえば、「はたち」という大人への入り口に立ったところです。これからの自分

自身を確立し、伸長するために、

○これまでの生き方は、これでよかったのか。

○これから、今までの軌道を走ってよいのか。

○そもそもこの軌道は、何時の時代に、誰が、どうして敷いたのか。

と、反省と検討を加えるべきときであるのです。

そして、その上になつて新しい生き方を考えねばなりません。まさに「温古知新」であります。

こうした意味で、山内町では、合併二十周年記念事業として、次の二つのことを決めました。



流 鏑 馬 (於黒髪神社 下宮社、秋の例大祭)

一つは、山内町町史編さんであり

二つには、山内町発展の為の基本構想の作成と、現在までの基本計画の再検討であります。

町史編さんについては、事の困難性と重要性を考え、たとえ泥臭くとも町民自身の手で、ということと、町民の中から編さん委員を委嘱し、特に請うて武雄市の郷土史家中島先生にも、この事業に参加していただきました。

編さん委員の方々は、昭和四十九年十月委員会発足以来、地道な、しかも真摯な努力を続けていただきました。そしてここに、山内町の先人が、郷土の土に刻んだ血と汗の苦闘の痕跡を新たに掘り起こし、貴重な資料を添えて問題を提起してもらいました。

具眼の士の御検討を乞うものであります。

ここに、この町史編さん事業に心魂をかたむけられた編さん委員の方をはじめ、貴重な資料を御提供いただいた方々、積極的な御協力を賜った町民の皆さまに、深甚なる御礼を申し上げます。

この町史の完成によって、わたしたちの先祖がたどられた苦闘の軌跡が明らかになりました。

この尊い先蹤に学び、新しい山内町発展の貴重な礎石にしたいと思います。

昭和五十二年八月

修史のことば



山内町史編さん委員長

町助役 杉原満正

山内町史編さんの委嘱をうけて早くも三か年。編さん委員にとっては、寸暇の浪費をも許されない毎日であった。

編さん委員の活動は、まず資料の収集からはじめられ、その解明に努力が払われた。

山内町は、黒髪山、住吉城を中心に、遺跡、伝説など数多く残され、古代先人の遺物は、町内いたるところに散布しているのを知りつつも、その究明や集成がなされていなかったのである。

このたびの町史編さんにあたって、近接市町の尊い研究史や個人の文献を参考にしながら、わたしたちの祖先の方々は、どのような生活をしたであろうか、それをどのような過程を経て、わたしたちに引き継がれてきたのか、山内の資料を通して究めようとしたが、二年はあまりにも早く過ぎた。

さいわい、町民各位の積極的な協力を得て、一応の集成を終え、「山内町史」として、町民各位にお送りできることを喜んでいる。

長い歴史の歩みの中における先輩たちの足跡をたずね、その業績と文化を学び、伝統と特質を知って、現在の山内町を見なおしてみたいと思う。過去を知り、現在を反省することによって、新しい山内町発展の施策も生まれるし、町民自身の郷土愛も培われるものである。

本書が、町民に愛読され、あるいは新しい町政の一礎石となることができれば、望外の幸いである。

昭和五十二年八月

例 言

一、この巻は山内町史（上下二巻）のうちの上巻である。

一、この巻では山内町に関する原始時代から慶応四年（一八六八）の戊辰の役までを収載した。

一、この巻の内容は、山内町の概観、原始・古代（先土器時代～平安時代）、中世（鎌倉時代～桃山時代）、近世（江戸時代）の四項に分け、それぞれの時代の特色を明らかにするとともに、できるだけ町民の生活に重点をおいて広く叙述することにつとめた。

一、項目の表示は節、項などの文字は使用せず、単に一、(一)、1、として区分した。

一、文章はできるだけ現代かなづかいによる平易な口語体とし、漢字も当用漢字を用い、特殊な文字・語句にはふりがなをつけた。

一、人名はなるべく歴史的な通称を用い、地名に旧名を用いる場合は（ ）で現地名を入れた。

一、年記の表記は日本年号とし、必要に応じて（ ）内に西暦年を入れた。

一、数の表記は漢数字をならべて表わすが、特殊なものには単位語を入れた。

一、資料名は『』で示し、原文を長く引用する場合は、改行して二字おろし、一段落ちの活字とした。

一、書中の人名には、すべて敬称を省略させていただいた。

一、本巻の執筆者は、次のとおりである。

山内町の概観……山下四郎委員

原始・古代……金丸禎隆委員

中世……杉森 功委員

近世……中島平一委員

一、なお、下巻には、明治維新以後現在に至るまでの通史、および教育、神社・寺院、民俗、史話・伝説、年表を収載する。

山内町史(上巻) 目次

山内町の概観

一、山内町のなりたち……………	一
二、山内町の地理的環境……………	六
(一) 位置・面積……………	六
(二) 地形と気候……………	八
1、地形 2、気候……………	
(三) 道路とバス……………	一八
三、人口動態……………	二二

四、町内見学		二
(一) 県立公園黒髪山		二
(二) 古戦場めぐり		三
(三) 古窯跡めぐり		四
(四) 碑石紹介		四
(五) 神六山スカイライン		六

原始・古代

概説		五
一、日本の黎明		五
(一) 日本列島のおこり		五
(二) 人類のおこり		六
二、先土器時代		七

(一) 先土器時代の遺跡		七
(二) 先土器時代の石器		八
(三) 佐賀県の先土器遺跡		九
(四) 山内町为先土器時代		七
三、縄文時代		七
(一) 縄文式土器		七
(二) 石器と骨角器		九
1、石器 2、骨角器・貝具		
(三) 社会と生活		六
1、衣食住 2、社会と信仰		
(四) 縄文時代の郷土		三
1、佐賀県の遺跡 2、山内町の遺跡		
四、弥生時代		六
(一) 弥生時代の特徴		六
(二) 稲作の伝来		六

(三)	弥生式土器	八
	1、弥生式土器の発生 2、弥生式土器の特色	
(四)	石器と農具	九
(五)	社会と生活	三
	1、ムラの発生 2、墓制 3、住居 4、食生活 5、風俗習慣	
(六)	弥生時代の山内町	六
(七)	大陸との関係	七
	1、金属器の伝来 2、中国の史書にみる国内のうつり変り	
五、古墳文化		二〇
(一)	古墳のおこり	二〇
(二)	古墳文化	二〇
	1、古墳のかたち 2、古墳の副葬品 3、郷土の古墳	
	4、古墳時代の山内郷	
六、飛鳥・奈良時代		二〇
(一)	飛鳥時代	二〇

	1、聖德太子の政治 2、大化の改新と条里制 3、山内の条里制	
(二)	奈良時代	二三
	1、政治と仏教 2、民衆の生活 3、肥前風土記と肥前国	
	4、肥前風土記にある杵島郡	
七、平安時代		二三
(一)	仏教の流れ	二三
(二)	荘園と武士	二五
	1、荘園のひろがりやと武士のおこり 2、杵島の荘園と平氏	
(三)	武雄後藤氏と山内町	二九
(四)	農民のくらし	三三

中 世

一、黒髪山と修験道	二五
(一) 黒髪社	二六
(二) 黒髪山と修験道	二六
二、元寇・南北朝と船原氏	二五
(一) 元寇と松浦党(船原氏)	二五
(二) 南北朝の船原氏	二六
三、後藤家と山内町	二七
(一) 十七代後藤職明	二七
(二) 十八代後藤純明	二九
1、純明威を振う 2、肥前国的情勢 3、住吉城の戦	二九
(三) 十九代後藤貴明	二三
1、貴明、後藤家に入る 2、大村氏との抗争 3、惟明の変	二三
4、家信、後藤家の家督をつぐ	二三
(四) 二十代後藤家信	二七
1、家信の年譜 2、船原立中(塔頭)さん	二七

(五) 二十一代鍋島茂綱	二六
(六) 秀吉の朝鮮出兵	二六
四、中世紀の農業	二七
(一) 中世の武士と百姓	二七
(二) 中世の山内	二八
(三) 農民のくらし	二八
五、古窯跡「百間窯」とその時代的周辺	二八
(一) 百間窯以前の陶器	二八
(二) 百間窯と李三平	二八
(三) 百間窯と三島手	二八

近世

概説	二五
----	----

一、住吉城の炎上	二九七
二、山内町と武雄鍋島	三〇二
(一) 所領の変遷	三〇二
(二) 山内十六か村	三〇四
(三) 島原の乱	三〇六
(四) 宮野足輕とお庭番	三〇四
(五) 専任の射手	三〇七
三、行政のしくみ	三〇〇
(一) 佐賀藩の行政	三〇〇
(二) 武雄の行政	三〇三
(三) 武雄領の財政	三〇五
四、産業と文化	三〇九
(一) 農業	三〇九
(二) 窯業	三六一
(三) 宗教	三六六

(四) 教育施設	三七一
(五) 儒者、河原蟠平	三七四
五、犯科にみる世相	三七八
六、西洋文明の刺激	三九五
(一) フェートン号事件	三九五
(二) 鍋島茂義の事績	三九六
(三) 西洋科学の摂取	四〇三
1、洋式砲術 2、種痘 3、旋盤工場と火薬製造所 4、写真その他	
(四) 椿原の銃陣演練	四〇〇
(五) 砲術者、平山醇左エ門	四〇三
七、その他	四〇九
(一) 鳥海天満宮の由来	四〇九
(二) 二階門の医家	四一〇
(三) 河原勘左エ門と中村俊硯	四一二
八、戊辰の役	四二三

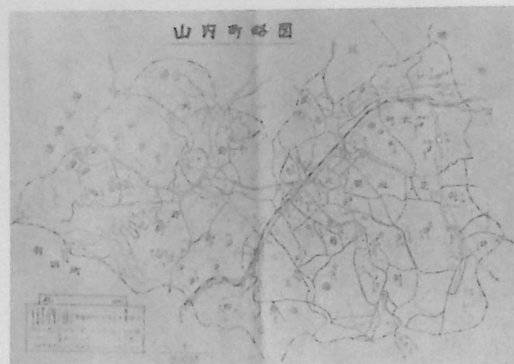
山内町の概観



夜明け
黒髪山の天童岩より望む

付
年
号
表

(一)	奥羽地方の戦況	四三
(二)	武雄軍の編成と出陣	四六
(三)	刀工、正廣の美挙	四五
(四)	転戦の模様	四八



山内町略図

山内町の概観

一、山内町のなりたち

黒髪山と神六山に囲まれたこの地域にも、数千年前から人が住んでいたことは確かである。

それは、当時の人々の生活活動の具体的証拠としての石鍋・石剣・石斧・剝片搔器・矢じり・黒曜石の多数の破片（これらは、ここで造ったと思われる。）などが、四方殿山麓、黒髪山麓、神六山麓な

どから出土し、また勾玉も津々良で発見されているからである。

先土器時代に続く縄文時代および弥生時代にかけての遺跡や遺物は、その資料がきわめて少なく、現時点では、この時期の社会の状態を推測することはなほだ困難であつて、隣接する他の地域との関連において類推考察する以外にその方法はない。

大化二年（六四六）の中央集権政治の基本方針として打出された四項目の第二に行政区画について述べてある。これによれば全国を一畿内七道に分け、九州全域を西海道と呼び九か国二島とした。

ここに火ノ国ではなく、肥前国が生まれ、さらに十一の郡に分つて郡司をして治めさせた。杵島郡という

地名は、この十一郡の中にも見えるが、さらに和銅六年（七一三）の『撰進の詔』によって編集された肥前風土記に杵島の由来について二説の記事がある。ともかく杵島郡とは律令制度前後から呼び使われていたものと思われる。

十世紀も半ばを過ぎるころになると、郡司の土着化が進み、百姓と郡司、または郡司間の抗争から郡司層の武士化がはじまって、十一世紀前後には豪族的領主となり、荘園制のもとでは荘園領主化して、郡は地方行政単位ではなくなってしまった。

わが塚崎の領主後藤家は、初代章明が累年の功労によって「肥前国塚崎の総地頭」になったとか、「塚崎庄の地頭に補せらる」とか家譜や系図には言っているが、これらが確かな資料なのか疑わしい。「塚崎庄」というのは応長元年（一一三二）の文書といわれる『武雄神社文書藤原氏女田地寄進状』にはじめて使用され、それ以前は墓（塚）崎村で庄ではなかったのである。

しかし、四代宗明の頃より、塚崎地頭と称されていたとおり、平安末期から後藤氏が墓崎を所領とし、そこを本拠地として四囲を統治していたことは確かであろう。

この頃になると、住吉城・黒髪山・大智院・黒髪神社・白木塞等々わが山内町に関する遺跡・遺物・物語など資料も多く、当時をしのぶこともさして困難ではない。

くだって十五世紀も半ばを過ぎると、世は争乱の巷と化し、群雄互いに覇を争うことになった。領主後藤家も塚崎城や住吉城を本拠として戦いに明け暮れるのである。

白水原の戦、白木塞の戦、橘氏との抗争、伊万里・松浦との接触、惟明の変など戦いに駆使され住家を焼かれる。世にいう戦国時代である。町内いたるところにある遺跡や伝説が当時のことを物語ってくれる。

秀吉の天下統一によって、ようやく戦乱はおさまり、領主後藤家信は秀吉より一九、四〇〇石の領地安堵の朱印状をもらい、住吉城を居城とした。やがて徳川の時代となり、幕藩政治の確立に伴い、鍋島本藩の御親類格として、また塚崎庄の邑主として武雄一帯を統治することになった。

この時代における武雄領は、武雄四十八か村と唱えた。里十四か村、山内十六か村（犬走村・踊瀬村・永尾村・鳥海村・三間坂村・船ノ原村・立野川内村・宮野村・大野村・下黒髪村・今山村・東梅野村・西梅野村・真手野村・柚の木原村・多々良村）川登十二か村、三部所六か村である。里、山内、川登の三地区にはそれぞれ代官をおいて支配させた。幕末時の山内代官は五十村達之進良行、代官助役佐々木太郎左エ門貞綱で、その屋敷跡は網ノ内の現知北氏宅である。代官の下に大庄屋、小庄屋を置き、さらに名主を定め、五人組制を施行して、その組頭に全責任（年貢・治安・行・生活）を持たせるなど徹底した集権政治が行われた。

百姓たちは、四公六民とはいえ、年貢上納に追いまくられ、九百名以上におよぶ「平士」以下の侍たちもわずかな給禄では家計を支えることができず、領民すべてが文字どおり粗衣粗食に甘んじ、儉約の一点張りで生活が続けてきた。

慶応四年（一八六八）四月十一日、江戸城の無血開城に成功し、各地の反新政府軍を平定して、王政復古の大号令を発した新政府は年号を明治と改元した。

明治二年六月十七日、諸国大名の版籍奉還を契機に、あらゆる部門において名実ともに維新の大改革に着手した。見るもの聞くものすべて新しい事、珍しいもの、しかも朝令改暮といった改正また改正で、庶民はまったくとまどいながらも「文明開化」「富国強兵」と謳歌しつつ刻苦勉強したのである。

明治になってから現在の山内町が誕生するまでの行政区画、行政組織の変化をたどれば次のようである。
 明治元年十月二十八日、藩治制度を制定して、藩の公的な藩政と藩主の私的な家政とを分離した。
 明治四年四月四日、戸籍法を制定し、大小区制をとり、佐賀藩を三十四の大区に分け、大区の中に二ないし三の小区を置き、小区を五ないし十の組に分けた。

『武雄史』によると山内は第二十二番大区一番小区（梅野村・三間坂村・永尾村・犬走村。二番小区真手野村・大野村・宮野村。）とされた。

明治四年七月十四日、いわゆる廃藩置県が行われ、佐賀藩は佐賀県と改称される。このとき、山内十六か村は犬走村、鳥海村、三間坂村、宮野村、大野村、真手野村の六か村に統合された。

明治四年九月四日、佐賀県と厳原県を合して伊万里県とし、同年十一月十四日には蓮池、小城、鹿島、唐津の四県も伊万里県に編入される。

明治五年五月二十九日、伊万里県を佐賀県と改称す。

明治九年四月十八日、佐賀県が廃止になって、三潯県と合併する。

明治九年五月二十四日、三潯県が廃止になって長崎県に編入する。

この県編成の変遷とともに、大小区の区分も次々に変更された。この段階での杵島郡一円は第三十七大区となった。（村名を正式にいうには、たとえば、三間坂村ならば長崎県第三十七大区六番小区三間坂村と唱えたのである。）

この大小区制は、従来の郡、町村組織を否定して、中央集権の実をあげるために行われたのであるが、一般庶民にとっては、自分の属する県名すら十分に確認できないのに、大区番号まで次々に変更されていかに

困惑したことか。

生活の困窮と相まって必死の生活が続けられたであろうことが容易にうかがえる。

明治十一年七月二十二日、郡区町村編成法が制定されて、大小区制が廃止され郡が復活された。（長崎県杵島郡三間坂村と呼ぶようになる。）

明治十六年五月九日、長崎県より分離して、肥前十郡をもって佐賀県とした。

明治二十二年四月一日、新市町村制が施行され、山内六か村は、犬走村、鳥海村、三間坂村三間坂を合して、「中通村」と称し、大野村、宮野村を合して、「住吉村」、真手野村と三間坂村三間坂を合して武内村とした。（旧武雄領は一町七か村となる。）

昭和二十九年四月一日、町村合併促進法施行を契機として、新時代に即応して飛躍と発展を図るため、中通、住吉両村は明治二十二年以来六十五か年の歩みを持つ

とはいえ、歴史的にも地理的にも、また、人情風俗・産業・経済等生活状態が同一環境にあるため、一切の小事を捨てて村、一致団結して新しい山内村の建設に立ち上ったのである。

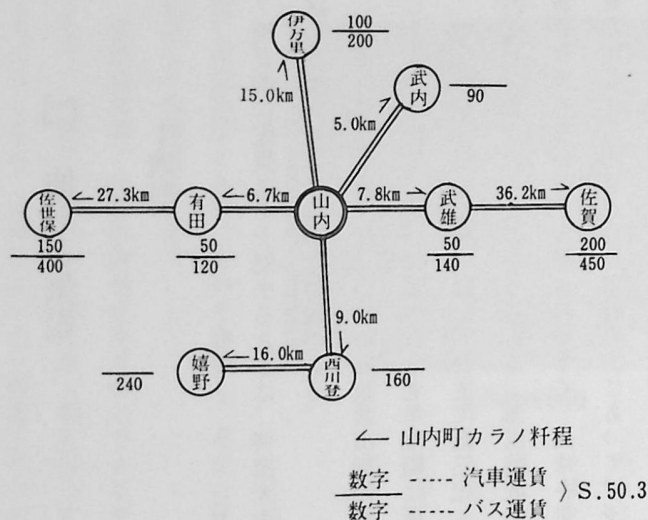
昭和三十年三月十一日、武雄市武内町の白川内部落を境界変更により、山内村に編入（総理府告示第三一八号）する。

昭和三十五年九月一日、町制を施行して「山内町」と改称して現在の山内町ができあがったのである。



町章

山内町の山を形どり、真中は太陽を意味し町民の団結と平和を表現したもの
 （昭和43年11月制定）

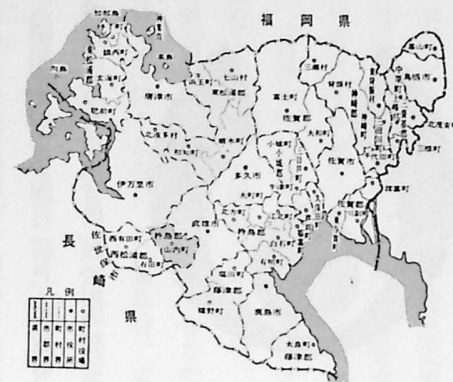


山内町と隣接町との関係を地域的に見る

地区	田	畑	山林	原野	宅地	道路その他	合計	割合	耕地割合
犬走	83.5	60.0	167.1	19.0	7.7	145.6	482.9	11.8%	29.7%
踊瀬	18.3	32.9	48.5	4.0	2.7	46.9	153.3	3.8	33.4
永尾	25.4	24.2	62.5	2.8	3.1	51.8	169.8	4.2	29.2
鳥海	67.5	32.3	104.3	7.9	8.6	95.0	315.6	7.7	31.6
三間坂	95.6	54.9	146.6	19.1	19.0	145.5	480.7	11.8	31.3
船ノ原	93.7	72.1	194.5	23.6	8.6	172.8	565.3	14.0	27.9
今山	44.5	26.6	85.3	5.5	6.0	72.7	240.6	5.9	29.5
下黒髪	31.8	20.4	41.6	1.7	3.4	42.0	140.9	3.4	36.9
大野	40.6	18.4	48.7	2.0	5.6	49.4	164.7	4.0	35.8
宮野	119.2	64.3	305.4	13.8	13.1	223.3	739.1	18.1	24.8
立野川内	75.3	61.0	269.7	14.3	14.1	188.7	623.1	15.3	21.9
計	695.4	467.1	1,474.2	113.7	91.9	1,233.7	4,076.0	100.0	28.5

地区別土地利用調 (山内町調 S 50. 11 現在)

体の約八十パーセント近くを占めている。したがって、耕地が少なく、全体の約二十八・五パーセントに過ぎず、山林原野が三八・九パーセント、宅地二・三パーセント、道路・その他が三〇・三パーセントという土地利用状況であって、三間坂・宮野を除き、大部分の住家は標高一五〇メートル以下の山麓、山端に点在する散村部落を形成している。



佐賀県における山内町の位置

二、山内町の地理的環境

(一) 位置・面積

山内町は、杵島郡の西端というよりも、武雄市によって杵島郡から切り離されて飛地的存在となつてしまつた辺境の山村である。

東部および南部は武雄市で、西部は西松浦郡有田町および西有田町である。西南の一部は長崎県波佐見町と隣接して県境をなし、北部は伊万里市と接する。

距離的に見れば、三間坂より武雄まで七・八キロメートル、有田まで六・七キロメートル。佐賀まで三十六キロメートル、佐世保まで二十七キロメートルと、ほぼその中間に位置し、伊万里・嬉野も十六・七キロメートルとほぼ等距離間にある。また、これを時間的に見れば、三間坂より佐賀・佐世保までは汽車・バスともに約一時間十分。伊万里・嬉野まではバスで約三十分。武雄・有田まではともに十分ないし十五分の所要時間である。

山内町の広がり、東西七・五キロメートル、南北八キロメートル、周囲三十二・八キロメートル、総面積は四十・七六平方キロメートルである。

北西部は黒髪山、南西部は神六山、東部は四方殿に囲まれた山間盆地で、標高百メートル以上の土地が全

(二) 地形と気候

1 地形

地形的に佐賀県を大別するときは、背振天山地区・佐賀沖積平野地区・松浦杵島丘陵地区・多良岳火山地区の四地区に分けるのが普通である。

松浦杵島丘陵地区は、いわゆる筑紫山脈の西部を形成する山地で、東松浦半島から杵島・伊万里・西松浦におよぶ一帯で、地形輪廻という老年末期に属する浸蝕のすすんだ丘陵性の山地である。

地質的には第三紀層に属し、新生代第三紀に海面下に没したこともあるといわれ（三間坂鎮守山の岩に貝の化石があるのもこのためである。）海成陸成の砂岩や頁岩からなる地層がたい積している。この第三紀層は、あまり硬くないので浸蝕されやすく、丸味を帯びた低い丘陵性を呈している。高いところは、その後噴出した安山岩や玄武岩が第三紀層の上にあつて、浸蝕を防いでいるからである。また、幾回も繰り返された地殻変動によつて、東西から西北へ、あるいは、これに直交、斜交する断層によつて小地域に分断され、小盆地を形成しているのもこの松浦杵島丘陵地区の特徴である。

これは、人間社会の低い発達段階の時点では、かえつて生活に好都合であつたらしく、石鏃などもこうした丘陵地から発見され、中世に入つて小族の割拠にも適したのだと思われる。

なお、花崗岩や石英粗面岩などの風化粘土は陶土として利用され、唐津焼や有田焼の名声をうる根源とも

なっている。

いうまでもなくわが山内町は、この松浦杵島丘陵地区の一面を占め、その特徴を十分に現わしている。

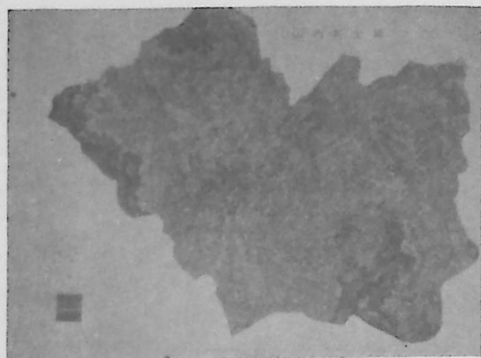
(1) 住吉川流域

町の北西部の境界を形成する黒髪山（五一六）、青螺山（五九九）の連山は峻険にして陵線^{とが}尖り、谷は深くして第三紀層の山とは思えないほどである。それは、杵島層（第三紀層）の上に、安山岩や玄武岩などが火山活動によつて噴出したり突出したり、あるいは隆起したりしたからである。そして、弱い部分は浸蝕されて、谷はますます深く、硬い部分は残されて陵線となり、あるいは奇岩・怪岩となつて、今日の景勝の地、黒髪山を形造った。

（四一） 県立公園黒髪山参照

この黒髪山の水を集めて南下した住吉川は、神六山北西部より北流した狩立川と大野において合流し、北東に進路をかえて大野盆地を蛇行して真手野に至り、東の鳥海川と合流して松浦川となる。

米作は鳥海・大野の沖積盆地が中心であるが、谷の出口の扇状地や山麓段丘はたんねんに開墾されて水田となり、水田の上方はいわゆる段々畑となっている。この水田の灌漑のために大小の溜池（堤）がいたるところにつくられ、山腹谷あいの一景観となっている。



山内町地形図

(2) 鳥海川流域

神六山は、標高四四七メートル。南は武雄市西川登町、西は長崎県波佐見町および有田町との境界を形成し、松浦川と六角川の分水嶺ともなっている。山頂付近から船ノ原にかけて、色の黒い玄武岩におおわれているのは、おそらく造山活動が早く終わったものと思われる。黒髪山とは対照的に丸味を帯び、斜面もなだらかで、山頂近くまでよく開墾されている。四百メートル付近までの水田、その上の段々畑は実に見事なもので、農民の努力の跡がしのばれ、現在ややもすれば荒廃せんとする山田、山畑に感無量を覚えるのである。

ことに第二次大戦後、入植して開墾された神六山の山戸の開拓地（標高三五〇～四〇〇）は、見渡す限りの茶園畑の中に鶏舎が点在して一偉観をさえ呈しているばかりでなく、私たちにいろいろな事を示唆してくれる。

神六山の南および東斜面の水は大走川となり、四キロメートル以上におよぶ带状の長い谷を流下して永尾に出て、永尾を蛇行して鳥海盆地中央に至る。北斜面の水は船ノ原を流下して三間坂川となり、東流して津々良川と合い、鳥海に出て大走川と合して北流し、鳥海川となって武内町真手野において住吉川と合流し松浦川となる。

この流域が大野盆地とともに町の米倉地帯をなし、山あいの谷間にはたんねんに積まれた石垣の段々田圃で、灌漑の溜池をかかえてい



上戸の茶園

る。なお、水利不便な土地は畑地として耕作されて蔬菜園、茶園、ミカン園となり、町農業の主要な一翼を担っている。

(3) 鳥海、大野盆地を分かつ四方殿

四方殿は、浸食の最も進んだ、ほぼ円形に近い小高い山（標高二四七）で、真手野盆地・鳥海盆地・大野盆地の中央に位置し、この三盆地を区分している。全く四方の平坦部を一望に収むる展望台の感がある。

この一帯は凝灰岩が多い。このことは黒髪山のように溶岩の噴出や突出を繰り返しながらも、多数の火山灰がその上に堆積されたものと思われる。凝灰岩は角礫が多く、白色がかつていてもいい。いわゆる「三間坂石」と名づけられ、建材や耐火材料、盆栽、鉢物などに利用されている。

山麓は古代から人間生活の場となっていたらしく、多くの石鏃やその作業過程における破片が椿原、ぐみの木、原中、下黒髪から出土する。

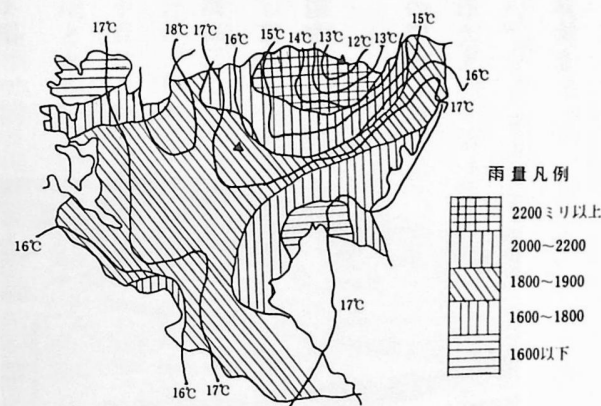


耕地整理の完了した鳥海の水田

2 気候

佐賀県を気候区の点から見れば、長崎県・福岡県および山口県の日本海沿岸地方とともに、いわゆる裏日本式気候とは違った、北九州気候ともいえるような一気候区をなしている。このことについての詳述はさけるが、気温、降水霜雪などの気象現象を検討すれば容易にうなずけるもので、対馬暖流の影響によるものであろうと思われる。先年まで行われていた小川島の捕鯨はこの暖流の恩恵によっていたものである。

さて、佐賀県を見るに、夏は南東の季節風が強く、八月を中心にしてしばしば台風の影響を受ける。冬は北西の季節風の直撃を受け、寒気がきびしいけれども、四季を通じて人々の生活には大きな支障を与える程ではない。平均気温は、背振山地区が一三度～一五度で低く、他は全般的に一六度～一七度と大差はないが、西部長崎県境山地はやや低い。「暑さ寒さも彼岸まで」とはよく言ったもので、四月にはいけば気温も上昇して一〇度以上を示し、霜もおりなくなる。十月にもなれば急に気温は下って二〇度を割り、平均一六度に近づいてくる。



年雨量および年平均気温図

わが山内町には、気象観測所がないので、県や武雄・嬉野等の資料から類推するほかはないが、年平均気温で武雄の一五・八度より〇・六～八度、嬉野の一五・五度より〇・四～五度くらいは低温だと思われる。それは武雄などよりも内陸山地的気候の性質を帯びるからである。山内の冬は寒気がきびしく、積雪、結氷がひどく霜も多い。また国道三十五号の西谷峠の濃霧はしばしば自動車の運転者を困らせている。しかし、夏はこれらの地区よりもしのぎやすいのではないだろうか。

降水量は、県全体から見れば少ない地域に属し、年平均雨量で武雄の一九八四ミリ、嬉野二四四八ミリ、伊万里の二二五八ミリに対して山内は二〇六三ミリである。武雄土木事務所への依頼を受けて、山内東小学校で降水量の測定を行なっているが、その資料と佐賀気象台の資料を併記すれば別表の通りである。

月 地区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年降水量
佐賀	60	70	110	183	208	312	319	199	216	84	76	62	1,899
伊万里	92	88	145	233	224	359	337	206	272	112	104	89	2,258
武雄	73	83	117	178	197	323	326	193	209	84	85	71	1,984
白石	66	73	104	175	196	318	300	186	227	83	76	65	1,869
嬉野	80	96	139	233	253	380	400	253	322	112	93	86	2,448
山内	92.2	85.7	120.2	216.1	209.2	315.7	361.0	211.9	178.7	109.1	94.8	76.8	2,063.3

昭和16年～45年まで30年間の平均雨量

これからもわかるように

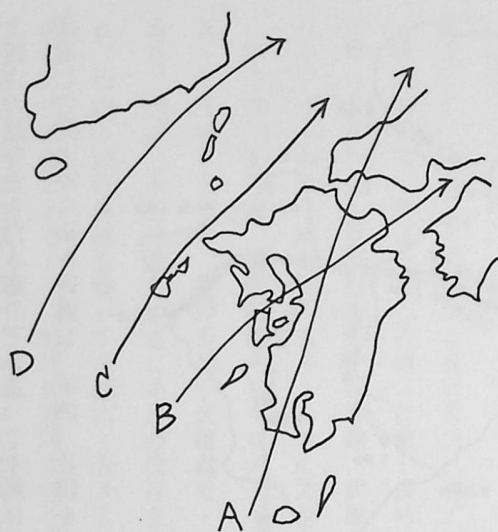
A しばしば旱魃^{かんぱつ}におそわれる。しかもそれは八・九月に最も多く、十、十一月がそれに次いでいる。このことは稲作依存の農家にとっては最大の悩みであって、その対策に苦慮して来た先人たちの有様が、町内いたるところに散在する大小無数の溜池にしのばれる。区有あるいは共同用として造られたものでも百を越えるであろうし、個人所有のものを加えたらどれほどの溜池が山あいにあるだろうか。藍く澄みきつたこの溜池は、町内の山野に一景観をそえている。さらに、部落の氏神様・アマクボさん・神六山・黒髪山の「雨乞い」などは山内の一風俗をさえ形成したのである。県無形文化財に指定されている、船ノ原部落の「神子踊り」も長い間に歌詩が変って、現在では「雨乞い歌」とさえ言われるようになったのもうなずけるようである。

B 豪雨、洪水に見舞われることも多い。六月の梅雨期から一〇〇ミリ以上を記録する降雨もしばしばであり、八・十月の台風期になるとその襲来を受けることは他の地方と同様である。

佐賀気象台の記録によれば、一日の降雨量が一〇〇ミリ以上の大雨の回数は、平坦地で年に二回、山間地で三・四回、一五〇ミリ以上の大雨は、平坦地で年に一回、山間地で二・三回の割合となっている。山内の資料では、過去十四年間に一〇〇ミリ以上が一八回、一五〇ミリ以上は六回、計二四回であり、最も多かったのは昭和三十七年七月七日で、二二九・七ミリにも達している。『佐賀県災異誌——県農林部編』によると、毎年二・三回以上暴風雨、豪雨に襲われ、しかもその間を縫うように干害が見舞っている。明治元年から昭和三十八年まで九十五年間に、山内町(中通村、住吉村)の名が直接出ているのが二一回にもおよび、直接村名は記録されていないにしても、豪雨にしろ干害にしろ周辺の町村と同様状態であったであろうことを

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
36年	総雨量	68.8	50.2	179.0	134.1	166.7	136.8	235.4	446.6	221.7	276.8	138.2	57.4	2,111.7
	一日最多雨量	23.7	24.3	56.1	44.3	37.5	27.9	73.6	18.0	95.5	86.5	56.0	14.3	95.5
37年	総雨量	40.8	72.4	47.4	167.7	198.9	332.5	870.1	435.7	278.7	147.2	93.1	75.1	2,759.6
	一日最多雨量	9.7	26.6	15.5	30.1	79.9	131.6	229.7	131.9	107.1	81.9	25.1	28.8	229.7
38年	総雨量	81.4	48.4	126.6	264.4	556.9	275.2	292.7	527.4	182.9	99.4	49.5	92.7	2,597.5
	一日最多雨量	14.3	15.2	33.2	57.2	84.1	67.9	74.4	124.1	53.7	45.6	16.0	30.5	124.1
39年	総雨量	116.1	71.4	113.2	372.7	84.7	405.8	141.1	154.4	93.0	115.5	26.3	42.0	1,736.2
	一日最多雨量	27.3	21.5	26.5	130.0	22.2	103.0	50.3	102.0	31.0	48.0	7.5	25.0	130.0
40年	総雨量	57.0	36.2	53.7	209.1	262.3	392.0	523.3	157.1	132.6	72.1	176.4	82.6	2,154.4
	一日最多雨量	25.0	9.0	29.0	54.1	49.9	108.6	128.2	47.4	45.5	42.1	44.5	34.7	128.2
41年	総雨量	37.8	53.1	233.4	166.3	159.1	197.7	143.0	216.5	318.0	84.0	221.9	65.9	1,896.7
	一日最多雨量	14.8	13.5	55.6	38.8	45.2	64.9	37.3	123.3	99.1	37.7	87.2	25.5	123.3
42年	総雨量	140.3	56.6	192.0	385.8	98.8	139.5	506.7	69.9	3.9	130.1	118.6	65.8	1,908.0
	一日最多雨量	54.5	14.9	70.9	60.4	31.5	48.2	177.2	34.7	3.9	44.4	44.6	13.7	177.2
43年	総雨量	99.5	137.5	86.6	87.6	103.2	258.9	416.6	78.7	224.3	91.0	73.5	188.1	1,845.5
	一日最多雨量	50.7	64.6	20.3	52.2	36.1	60.2	120.4	49.6	71.8	32.5	37.3	34.6	120.4
44年	総雨量	129.5	84.4	130.4	174.0	144.0	440.2	386.7	84.8	160.4	42.7	118.0	107.0	2,002.1
	一日最多雨量	22.5	29.8	30.1	53.9	35.5	96.1	138.2	38.9	81.2	30.7	37.9	43.2	138.2
45年	総雨量	55.0	89.2	55.3	221.9	272.6	347.5	165.1	153.7	218.9	89.6	67.1	27.4	1,763.3
	一日最多雨量	33.3	33.8	14.7	47.2	41.8	63.4	42.6	103.3	83.4	48.0	26.7	17.5	103.3
46年	総雨量	133.7	94.7	102.8	37.6	258.7	325.5	261.4	319.6	163.6	26.5	15.8	63.5	1,803.4
	一日最多雨量	33.1	33.1	35.1	11.1	84.8	54.8	53.6	79.1	44.9	12.8	8.4	15.6	84.8
47年	総雨量	219.7	119.3	187.6	228.9	220.2	545.0	414.1	238.1	156.5	84.2	141.4	75.6	2,630.6
	一日最多雨量	53.7	36.5	48.7	72.8	46.2	170.2	151.9	79.8	55.1	17.6	67.2	31.3	170.2
48年	総雨量	72.8	90.4	31.2	373.3	202.9	317.1	304.8	57.7	281.4	113.3	23.8	37.3	1,906.0
	一日最多雨量	17.3	22.8	12.4	65.6	69.6	108.2	170.4	38.9	61.2	45.9	18.3	10.4	170.4
49年	総雨量	39.3	96.7	143.5	202.9	200.1	276.7	394.2	27.3	66.2	155.6	63.6	105.8	1,771.9
	一日最多雨量	34.9	30.2	28.1	78.7	101.3	72.9	59.6	9.7	20.4	53.6	28.5	28.4	101.3

山内町14年間の降雨量



佐賀県に強い影響を与える台風のコース

雨量は県の南西部で多い。襲来回数数の五五パーセントまでは一五〇ミリ以上の大雨となっている。県東部地域は少ない。

D コース

C コースより雨は少なく、雨による災害の発生率は比較的少ない。

は、佐賀での風向が東寄りから北、北西に変わったとき北部山岳の雨量が急に多くなる。

また、台風のコース別の風雨の特徴として

A コース

背振山系で顕著に多量の雨が降り、二〇〇ミリを超えることがあるが、北風になると一時少なくなり、北西の風になるとまた一時風雨が強くなるが、たいしたことではない。西部は一〇〇ミリ以下のときが多い。

B コース

全県下、一般的に雨が多い。

C コース

思えばさらに災害の回数は増していたことになり、町民たちがこの豪雨と干害にいかにかつ苦しめたかがしのばれる。

C 山内町は、内陸山地的気候のために冬は武雄、嬉野地方に比べて降雪が多く、積雪も深い。

さらに台風状態について、佐賀気象台から貴重な資料を教示していただいたので簡単に説明したい。

台風の発生、および九州接近の回数は別表のとおりであるが、その台風が県の

1、西、北を通過する場合の主な降雨は、台風が三〇〇キロメートル以内に入ってから始まり全県的に降雨をもたらす、E一三〇度線で（老岐の東方烏帽子島を過ぎて）やむのが普通である。

2、南、東を通過する場合のうち、九州を南西から北東に横切る場合は、一〇〇キロメートル以内に近づかない限りたいした雨は降らない。

3、薩摩半島や大隅半島に上陸して北北東に進む場合や、宮崎市の東方を通過して豊後水道を北上する場合

		1月～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
発生数	昭15～24年	6	7	16	30	77	58	48	28	8
	25～34	4	10	15	42	57	54	37	28	5
	35～44		11	24	58	66	41	33	16	9
月平均発生数			0.9	1.8	4.3	6.7	5.1	3.9	2.3	
九州接近回数	15～24			6	6	14	10	12	2	1
	25～34	2	1	5	13	20	16	4	5	8
	35～44		2	8	17	23	13	2	2	3
九州沿岸500km以内接近	15～24					2	4	2		1
	25～34					4	8		1	4
	35～44			1	1	1	5			
九州上陸	15～24					1	1	1		
	25～34					2	2			
	35～44									

（佐賀気象台統計資料から）

台風発生および九州接近回数表

(三) 道路とバス

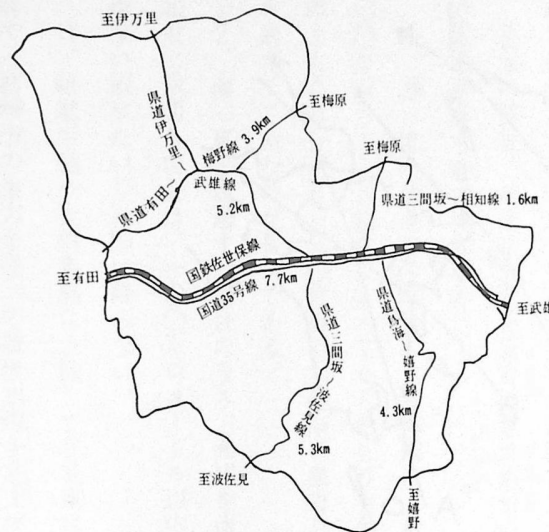
慶長十四年（一六〇九）の作といわれる『慶長肥前国絵図』によれば、武雄・伊万里を結ぶ街道は、武雄上西山の追分から白木塞の下を通って永尾に出て、鳥海北側の山裾を縫って茅場、白水から網土原、平野を迂廻して湊上から宿を通過し、網内、赤田を経て大川内に入り、伊万里に通じていたようである。そして、

この街道が当時の山内地域における主要幹線街道であったと思われる。

有田・佐世保方面への道は、宿で前記街道から分かれ、水尾、馬乗場を越えて泉山に至っている。

また、真手野（武内町）への道は湊ノ上で分岐して、十二神を通り、下黒髪の山裾を通って梅野・真手野に通ずる。川登方面への道路は、三間坂から分れて、山浦・小越・犬走を通り高瀬に出る道路が記されている。

山裾に点在する小部落を縫うように通ずるこれらの道路は、曲折の多い、狭い道路であつたろうことは想像に難くない。しかも勾配などは緩急の調節も不十分であつたであろうけれども、黒髪山・住吉城・有田皿山・



町内の国道・県道図

伊万里津のことなどと思ひ合わせるとき、これらの道路がいかに重要な役割を演じていたかが想像される。現在の国道および県道は、地域によつて移動の巾に大小があるが、だいたいにおいては慶長地図と一致しているのも興味がある。

国道三十五号線は、明治二十年十月に、西谷峠を越えて踊瀬を通過することになり、町の中央部を東西に貫走して、立野川内狩立から有田泉山に通ずるようになった。

開通当時は、国道三十三号線（鳥栖・長崎間——早岐経由）と言っていたが、昭和二十七年から政令四七七号により鳥栖・長崎間を三十四号線、武雄・佐世保間を三十五号線と呼ぶようになった。町内の延長七・七キロメートル、幅員九・八メートルの完全舗装道路で、町の脊髄の役を果たしている。

県道は、①鳥海・嬉野線四・三キロメートル、②三間坂・相知線一・六キロメートル、③波佐見・山内線五・三キロメートル、④伊万里・武雄線五・二キロメートル、⑤梅野・有田線三・九キロメートルの五本があり、国道三十五号線を中心に手足の役目をなしている。総延長二〇・三キロメートル、幅員は全線拡大され、山内・波佐見線を除いて全部六・五メートルになり、屈曲・勾配が修正されて、現在では舗装された立派な近代道路となった。時代の変遷を強く感ぜさせる。

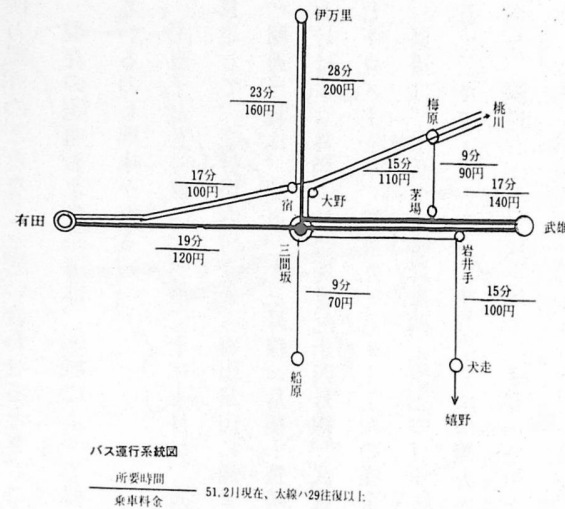
町道は、一級町道一六・二キロメートル、二級町道一九・二キロメートル、その他の町道四二・一キロメートルと総延長七七・五キロメートルにおよぶ。いずれも整備されつつあるとはいえ、まだ不十分な所や未着手の道路が多く町民難渋の悪路が多い。

農道、林道にもようやく手をつけつつあるが、町事業としての進捗は遅々たるものである。近時みかん・茶などの造園や造林に伴って、部落民の受益者負担による農、林道の開発も進められつつあつて大きな成果

をあげている。

国鉄佐世保線が、国道三十五号線と並行して東西に走り、永尾駅（昭和二十二年開業）、三間坂駅（明治三十年開業）の二つの駅をもつ町民は、非常な思恵を受けてはいるものの、現在においてはバス利用が急速に伸びて、町民の足となっている。

バス運行路線としては、国道三十五号線をはじめ、前記五本の県道があり、いずれも定期便の運行路線であって、三間坂は伊万里・佐世保（有田）・武雄・佐賀・嬉野など四囲の街を結ぶ要路となっている。



バス運行系統図

三間坂を中心とした定期普通バスの所要時間と乗車料金は別図の通りであり、武雄（佐賀）・有田（佐世保）・伊万里との交通は、国鉄およびバスの併用で至便を極め、通勤通学を容易ならしめている。

一方、自動車の発達とその利用の増大は、交通混雑を通り越して交通渋滞の様相を呈し、交通事故に連なる大きな問題となってきた。町では歩道を付設した県道伊万里・武雄線。別に側道を整備した三間坂側道（九一メートル）、立野川内側道（五五八メートル）、島巡線（五二五メートル）などその対策に力を注ぎ、根本的解決の一方途として山内バイパスの建設を急いでいる。



県道伊万里、武雄線に付設された歩道
～十二神付近

三、人口動態

昭和五十年十月一日施行された国勢調査によると、県人口は八三七、六八〇人（男三九四、七〇五人、女四四二、九七五人）で総世帯数は二二三、一三三戸となっている。

これに対して、わが山内町は、九、三五七人（男四、五〇一人、女四、八五六人）で世帯数は二、一五八戸であるから、佐賀県人の九十人に一人が山内町民で、百分の一の戸数が山内町内にあることになる。

人口密度から見れば、県の三四六・六人、杵島郡平均の約半分という人口の稀薄な寒村と言わねばならない。平均よりも非常に少ないし、杵島郡平均の約半分という人口の稀薄な寒村と言わねばならない。

また、佐世保線の複線、電化の問題、武雄・佐世保準高速道路の山内町通過、さらには国鉄新幹線の通過もうわさに上がるようになって、今後の交通問題はますます困難性と重要性が増大してきていると言わねばならない。

なお、これらの道路や鉄道の町内における利用方法に対する対策は急務を要する大問題である。

いますこし町人口の推移をたどれば、江戸時代を経て明治に入ってから急増した人口は、明治四十四年には中通、住吉両村合わせて九千人を突破したのであるが、大正の農村不況時から急減して八千人内外と落ち、そのまま終戦を迎えた。

戦後の混乱期は、単に経済界のみならず人口動態にも異常をきたし、いわゆるベビーブームと相まって急増を重ね、合併当時の昭和二十九年には一一、二五六人で、翌三十年には六二人増加して一一、三二八人の人口となった。しかし、この現象は短期間のことで、戦後の復興期から高度経済成長の時期を迎えるに至って、人口流出が始まり、経済成長の波は流出の速度に拍車をかける結果となって、昭和四十二年には遂に一万人を割ることとなった。この現象は、単に山内町のみならず、杵島郡・佐賀県においても同様であり、全国各地に見られる現象なのである。人口流出は、人口流入と表裏一体をなすもので、各地域においては、過疎過密の状態を招来し、いろいろな面で大きな影響を与え、

多くの問題を提起したのである。

人口流出に一応のストップがかかったのは、昭和四十八年頃からで、高度成長から安定成長への移行という政治・経済の流れと一致する。といいながらも、本町ではごくわずかではあるが、流出はなお続いている。昭和五十年十月一日の国勢調査によると、前回の調査に比して、戸数は一三〇戸も増えて二、一五八戸となったが、人口は一〇七名減で九、三五七となり、各戸当り平均家族構成員数は四・六七人から四・三三人と減少して核家族化の深刻さを思わせる。

ところで、人口の自然増はどうか。死亡者は、年により多少の変動はあるが、だいたい七〇名から一〇〇名程度で、一定の傾向を求めることは困難である。これに対し出生の方は四十年の一五二名から五十年の一四四名と徐々に減少の傾向を示している。したがって、自然増も減少の傾向を示して、五十年は三九名の増加にとどまった。小・中学校における児童生徒の推移を見れば、この間の事情が判然と確認

年1~12	転入	転出	出生	死亡
40	270	617	152	89
41	459	508	139	73
42	422	470	153	101
43	372	530	130	100
44	488	649	139	101
45	415	610	124	86
46	413	622	133	73
47	458	536	127	85
48	430	505	123	100
49	427	445	136	88

山内町の人口動態（配給人口より調査）

年 度	地 域	世帯数	人 口			人口密度	前 回 比 人口増減
			男	女	計		
明治44年	中住吉村	1,581	4,588	4,857	9,445	230	
大正9年 (第1回国勢調査)	"	1,539	3,852	4,067	7,919	193	(-) 1,526
昭和5年	"	1,521	4,143	4,247	8,042	196	(+) 123
15年	"	1,445	4,083	4,211	8,294	202	(+) 252
29年	武雄市	7,819			41,627	325	
	杵島郡	20,082			108,389	593	(+) 2,992
	山内村	2,021			11,256	276	
30年	武雄市	7,874			41,673	323	
	杵島郡	19,843			107,970	589	(+) 62
	山内村	2,026	5,453	5,865	11,318	278	
35年	武雄市	8,060			40,915	317	
	杵島郡	20,284			106,915	583	(-) 384
	山内町	2,006	5,220	5,714	10,934	268	
40年	武雄市	8,015				286	
	杵島郡	18,742				477	(-) 921
	山内町	2,011	4,768	5,245	10,013	245	
45年	武雄市	8,261				274	
	杵島郡	17,199				403	(-) 549
	山内町	2,024	4,497	4,867	9,464	232	
50年	山内町	2,158	4,501	4,856	9,357	230	(-) 107

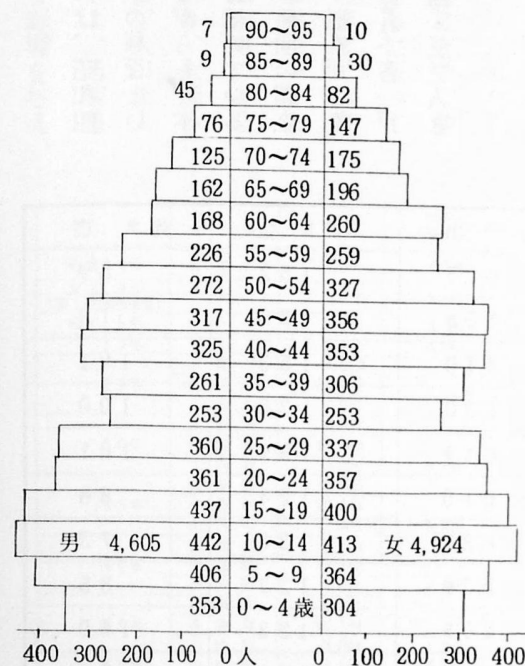
山内町の人口推移の状態（県勢要覧による）

地 区	世帯数	人 口			長 寿 者 調		
		総 数	男	女	90才以上	85～89才まで	計
計	2,158 ^戸	9,357 ^人	4,501 ^人	4,856 ^人	17 ^人	39 ^人	56 ^人
犬 走	150	713	345	368	6	8	14
踊 瀬	77	293	144	149	0	2	2
永 尾	79	316	153	163	1	2	3
鳥 海	189	826	391	435	1	4	5
三 間 坂	496	2,108	1,021	1,087	2	3	5
船ノ原	160	729	345	384	1	4	5
上 戸	5	24	13	11	0	0	0
今 山	112	479	243	236	2	3	5
下 黒 髪	65	285	126	159	0	0	0
大 野	167	768	383	385	1	4	5
宮 野	302	1,292	611	681	1	3	4
立野川内	356	1,524	726	798	2	6	8

地区別人口と長寿者調 (S 50. 10. 1現在)

年度別 学校別	昭和 25年度	30年度	35年度	40年度	45年度	50年度
東小学校	879	881	945	687	534	515
西小学校	674	674	835	664	584	458
中 学 校	764	777	735	848	629	484

山内町内児童生徒数の推移 (各年度5月1日現在)

山内町民年齢構成
(S 50. 9. 1現在)

される。一戸の家族構成が、核化とともに老令化していくのも当然と言わなければならない。

山内町民の構成状態はどうであろうか。昭和五十年九月一日現在の町人口構成図は、新生児の問題、二十才からの急減の問題、三十才台の戦争の爪跡など種々の問題を示唆してくれる。核化、老令化の問題とともに検討されなければならない。

四、町内見学

(一) 県立公園黒髪山

昭和五年、佐賀新聞社がおこなった、日帰り遊覧地人気投票で第一位となり、翌昭和六年に、県立公園に選定された黒髪山は、古来女人禁制の霊場として山岳信仰の山であった。別名を肥前耶馬溪と謳われる景勝の山で、その山ふところは、珍種植物簇生の宝庫として、また、その種類の多いことにおいて自然の大植物園を形成している。

現在、登山道路やキャンプ場も整備されて、県下有数のハイキングコース、あるいはオリエンテーリングの地としても脚光を浴びている。道順にしたがって簡単に紹介すると、国鉄三間坂駅を下車し、伊万里行バスに乗り換え、宮野停留所（三キロメートル）で下車すれば黒髪神社下宮社につく。

(1) 下宮社

元正天皇の霊亀元年（七一五）上宮より神霊を勅願して建立す（黒髪山記）といわれるが明らかではない。境内には、寛保二年（一七四二）建立の「天照太神宮」碑をはじめ、太子像や庚申碑などたくさん建っている。



下宮社の流鑄馬の絵

献額も貴重なものが多い。毎年秋祭（十月二十三日）には、流鑄馬（やぶさめ）および郷土山内浮立を奉納している。この流鑄馬は、後藤家三代助明のとき、大蛇退治（一一五四）の祈願成就に奉納したのがはじまりとか、頼朝の平家追討の祈願成就のため、勅使および將軍代参従者の響応にはじめたとかの二説があるが、ともかく七〇〇年続けられ現在に至っている。

(2) 牟田六兵衛墓

下宮社のすぐ裏は、住吉城の小路（現在の部落名）である。路傍に自然石の墓碑があり、碑名に曰く「茂綱公（武雄邑主二一代）エ追腹、承応三年（一六五四）十月七日（牟田家は代々犬走を采地とする十石の地行取り豪勇を以て立つ家柄）そのすぐ隣りに「猷穀田奉耕記念」の碑（昭和八年）がある。猷穀田奉耕など、今は昔語りになってしまった。六兵衛にまつわる劇的な物語りをしながら西に進むと、約一キロにして欄干橋につく。

(3) 一ノ鳥居

欄干橋を渡ればすぐ黒髪神社一ノ鳥居がある。安永六年（一七七七）建立の、いわゆる肥前鳥居といわれるもので、「運搬人足山内十六箇村並筒江山中」と銘にあるとおり、筒江窯の盛況がしのばれる。額には○だ

けで文字のないのが特徴である。

(4) 閻魔大王



朝鮮渡来の閻魔大王像

一ノ鳥居から参道をはなれて左に入れば墓地につく。浄土院趾である。朝鮮渡来と伝えられる閻魔大王の石像が中に安置されている。高さ一八〇センチメートル、天正十年（一五八三）十一月二十四日、運搬人二〇〇人と刻記してある。すぐ左側に大智院法印快門の墓といわれる宝篋院塔（永禄十三年―一五七〇）をはじめ、六地藏およびたくさん五輪塔・宝塔が散在している。

(5) 住吉城趾

この墓地を少し登れば住吉城趾につく。武雄塚崎の地頭三代助明が久寿元年（一一五四）に城を構えたと伝えられるが、その城はいわゆる黒髪城ではなからうかと思われる。後で構築された住吉城は、十八代純明の時代から十九代貴明時代に掛けて武雄の別城として重きをなし、二十代家信はここを居城とするなど、慶長四年（一五九九）二十一代茂綱が廃城にするまで存続した。現在、椎木林となっているが、本丸を囲



住吉城合図の鐘

んだ空濠（幅五、深さ三メートル）と数基の礎石、および井戸、石墨が残っている。城内に令を伝えるときに用いたと言われる「住吉城合図の鐘」が山内西小学校に保管されている。高さ一メートル幅六〇センチメートルの自然石である。

(6) 板川

城趾を通り抜けて参道にもどれば、そこを板川という。小川があつて清らかな水をたたえている。黒髪神社の参詣人が口や手を洗い清めた所である。天文十年（一五四一）二月建立の六地藏と天正十四年（一五八六）三月二十八日建立の「平等利益」と銘した板碑がある。

(7) 罌々溪

板川を過ぎると、その付近をガクメキという。住吉祠の趾があり、二の鳥居に出る。このあたりから、道は爪先上りになり、路傍に独一法界僧正覚遍の碑（延宝五年）・護法善神（天明三年）・箸立宮（安永六年）・杖立宮（弘化四年）などが建立されている。

太鼓岩をたずね、カネコシダをはじめとする珍種の植物を賞でながら、さらに登ると寺屋敷につく。

(8) 大智院趾

空海の第一仏弟快護の開基と伝えられるこの大智院西光密寺は、正保二年（一六四五）京都嵯峨御所大覚寺宮尊法法親王の御親任をうけて大覚寺の末派となり、黒髪山大智院と号し、末寺八十余か寺も有する法親



大智院趾の大日如来像

王の格式で遇せられる大寺院として続いたが、明治十一年火災にあり、一時宮野に移り、現在は佐世保に移転した。大智院の趾は俗に寺屋敷といい、その屋敷内に天満宮・荒神宮・松原明神などがある。現在ある黒髪大権現は、佐世保にある大智院の「奥の院」として存在している。

(9) 黒髪神社中宮趾

寺屋敷の上段が中宮趾である。快護の建立といわれ、その下段に仏殿護摩堂坊舎厨庫を構えて西光密寺と号す。仏石「南無阿弥陀佛（応仁三年一四六九）」・尊覚の碑（延宝八年一六八〇）や六地藏阿音法印の碑（天文九年一五四〇）などを残すのみで荒廃している。

(10) 白山宮

中宮趾から石段を登りつめると貞観十四年（八七二）建立の白山宮がある。伊弉諾尊を祀る。



尊覚の碑

(11) 上宮



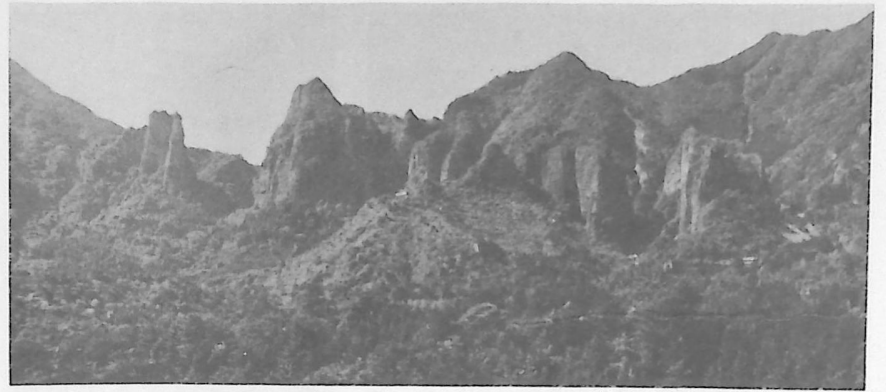
黒髪神社上宮

白山宮の下から道を左にとれば洞窟中に祠社がある。これが黒髪山上宮である。伊弉冊尊を本神とし、御子速玉男尊、事解男尊を配祀されている。崇神天皇の十六年、朝廷より権現の尊号を賜り黒髪三社大権現としたと伝えられるが、（ここでいう三社権現とは、阿弥陀如来・薬師如来・観世音菩薩の

三者をいうが、この時代にはまだ権現の称はなかったと思われる）明治の神仏分離で黒髪神社として独立した。鎮西の名祠で一般の崇敬深い神社である。二十七日邑主茂順が寄進した見事な手水石盥がある。

(12) 天童岩

上宮よりさらに木の根をつたい、鉄の鎖で岩床をよじ登ると天空にそびえる大巨巖につく。世にいう天童岩である。昔、神がこの岩に飛遊して、美しい羽を見せていたので、土地の人は「天童の天下り」だと言って天童岩と名づけたとの伝説がある。頂上に立てば四方にわかにはひらけ、東の天山から北の唐津湾、西の伊万里湾、南の多良岳まで一望の中にあり、その間の連山また雄渾たる大自然の景観を呈し、その壮観また絶するものがある。



雌岩、雄岩(左)と乳待坊(右)の景観

(13) 雌岩・雄岩

天童岩をおりて山懷を西にたどると断崖の上に出る。すぐ前面は千仞の谷底である。谷をはさんで両側に珍奇な大巖が清浄な空にそそり立つ。左が雄岩(高さ一〇〇メートル以上)右が雌岩(雄岩より少し低い)で、山中の一大奇観である。人呼んで夫婦岩めおといわといい、お君・新三郎悲恋の物語を生む。この一帯植物の大宝庫である。

(14) 乳待坊

肥前耶馬溪の名をもつ、全山一の景勝地という乳待坊につく。溪流と奇岩が織りなす大自然美が展望される。往古の修験者たちがここに端座して何を学んだであろうか。現在でも登る者をして、しぜんと清浄の氣にさそいこむ。展望台に立つて山を見つめるとき、現世の自分自身を失わしめ大自然の中に吸い込んでしまう。現在キャンプ場として、施設も整い利用者も増加している。

(15) 佐賀県黒髪少年自然の家

昭和四十九年、乳待坊の麓に「黒髪少年自然の家」が建設され、五十年オープンした。県下青少年の育成の場所は、やはりこの黒髪山において他にはないであろう。青少年の健全なる成長を願ってやまない。「ミカド」のチャコ造りの話を聞きながら帰路につく。

(16) 龍門

見返り峠で雌岩・雄岩への道をとらず、左に下って有田口をとれば、いわゆる龍門の溪谷である。夏も涼しい景趣に富んだ自然林のせせらぎの音(広瀬川)を聞きつつ下ると、見上げるばかりの巨大岩がそびえ立ち、大きな洞窟がある。一五〇平方メートルもあろうか。人呼んで龍門と言う。洞窟の最奥は高さ一・五メートル、幅一メートル、奥行五メートルもあり、その奥に石仏を祀る。下って人口湖ともいえる竜門ダムを眺め、河鹿の声を聞きながら鯉料理に舌つづみでも打てば最高である。

(17) 滝ノ観音

板川から少し登って宮野口をとれば滝の観音に出る。滝の高さ二〇メートル、四時水の絶ゆることなく、直形二メートルの滝つぼは、冷たい清水をたたえている。観音菩薩、不動明王(いずれも石仏)を祀る。この滝つぼから流れ出る清水に「ソーメン」を流し、会食するお祭り「ソーメン流し」が毎年八月のうら盆に行われる。昭和四十九年、町水道のダムがこの下に造設され、その景観は一層増して行楽者の足を止め

ることとなった。

このように黒髪山は史跡、伝説に富む山である。西国一の霊場として幾多の修験者たちの修業の様子をほうふつさせる遺跡、空海をはじめ高僧賢者たちの伝説、牛王宝印^{ごかう}まで出した古い格式のある黒髪神社、空海の第一弟子快護の建立と伝えられる西光密寺大智院、四百四十五年も続いた住吉城、朝鮮渡来の閻魔王など黒髪山の真価を物語ってくれる。

世に有名な鎮西八郎為朝による大蛇退治、それにまつわる幾多の伝説、雌岩雄岩の悲恋物語など史実を一層ひきたててくれる。

昭和六年、佐賀県が県立公園（三か所）を選定するに当って、山の代表として黒髪山、海の代表松浦潟、川の代表川上川を選らび佐賀県立三大公園として指定したのもまた当然と言うべきであろう。

(18) 黒髪山の植物

黒髪山は標高五一八メートルの比較的低い山でありながら、鎮西の霊山として名を馳せ、史蹟の山、伝説の山としても名高いばかりでなく、なおさらに植物・岩石等科学の上からも重要な山である。



カネコシダ
—天然記念物—
(昭2.4.8指定)

佐賀県の植物研究家として有名な大野の山下幸平氏は『佐賀県西部の植物相（新郷土第八号）』および『黒髪山の植物（教育佐賀16）』に詳細なる論文を掲載されている。今ここに氏の許しを得てその一部を抜粋して、植物界における黒髪山の真価を紹介し、今後の研究の参考に供したい。

概観として黒髪山は遠望して黒髪^{くろかみ}の如く、樹木うつ蒼として真に黒髪の名を現す。樹木は主として常緑葉樹にして、カシ類、シイ類、クスノキ類、ハイノキ類等種類多く、溪谷は湿润にして陰地性の植物が多く、その数一千余種、分布学上珍種を含むことが多い。

・黒髪山の名物植物として

黒髪で世にも名高き カネコシダ
嶺の岩上 クロカミラン
龍門下れば マツバラン
姿やさしき ホウビシダ
かおりは高き 百里香（イブキジャコウソウ）
弘法大師の ヤドリキ（ヒノキバヤドリキ）
昔をかたる ムカデラン

次に分布要素に分類して、その属する植物名を全部挙げておられる。なお、その中で注目すべき植物をご教示頂いたのでこれを紹介する。

・黒髪山植物分布要素

A 固有日本南部系の要素

北九州一帯の固有植物にして、沖縄、台湾系の暖地性植物で、九州、四国、中国（関西）に基本的に分布する中で黒髪山に分布するもの

(1) 羊歯植物群

ナチシダ、ホウビシダ、カツモウイノデ、ヒノキシダ、クルマシダ、オリヅルシダ、コガネシダ、タカサゴキジノオ、ミズニラ、ヒモラン、
(ロ) 草本蔓木類
ホンボヤブマオ、ツクシトウキ、シライソウ、カンザシキボウシ、タラダケウツギ、ヒメカワホネ、ヒナノシヤクジョウ、クロカミラン、ガンセキラン、ボウラン、



クロカミラン

(ハ) 本本類

サザンカ、オガタマノキ、ボロボロノキ、アサマツゲベニドウダン、ツクシシヤクナゲ、ナンキンナナカマド、タラダケウツギ、テリハコツクバネウツギ、テリハミヤマガマズキ、

B 台湾沖縄由来の要素（暖流系）

黒髪山には北部海浜より地質時代に分布したものと思われる。その主要なるもの次の如し。
ヒメハシゴシダ、ホウライシダ、ツルホラゴケ、



白木塞頂上ののろし台趾の老松

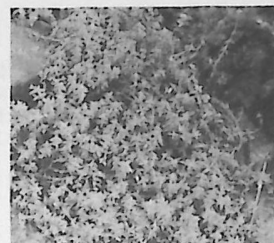
(1) 白木塞

塚崎庄の地頭後藤氏は、その勢力強大となり、版図も拡大するにつれて、近隣の諸豪族との抗争も激しさを増し、戦いに明け暮れる年月が続いた。いわゆる日本の「戦国時代」である。わが山内町には後藤氏の居城「住吉城」があり、白木塞があつて、町内いたるところで幾回となく戦闘が行なわれ、多くの物語と遺跡を今に残している。戦いの様子やそれにまつわる物語は、別項にゆずるとして、本項では単にその所在や現状を紹介するにとどめる。

(二) 古戦場めぐり

山内町永尾と武雄市上西山との境にある小高い山の中腹に設けられた砦である。武雄・伊万里（佐世保）を結ぶ本通りの旧街道が、すぐその下を通る通行上の要点に当る所である。現在では、山の頂上にそびえる松の大木（先年松食い虫で枯死）と塞の裏側に一部の土塁を残すのみで、館の跡はみかん畑となっている。

五代武雄領主後藤清明が建久元年（一一九〇）西方への守りとして構築してから、十九代貴明の時代まで約四百年の間に、応安四年（一三七一）足利の属将今川了俊

群生する
イブキジャコウソウ

イブキジャコウソウ
ウ、チョウセンニワ
フヂ、ウンゼンマン
ネングサ、
(四) 大陸系
カネコシダ、ツキ
ヌキオトギリ、カキ
カズラ、

花房山連峯および青螺山一帯にも特殊植物や珍種があるが、だいたいに於いて黒髪山の分布と類似しているので割愛する。

- マツバラシ、ムカデラン、キバナセキコク、ヒロ
ハコンロンクワ、サザンカ、コバンモチ、
C 固有日本北部系の要素
イブキシモツケ、キハダ、エゾエノキ、ミヤマ
シンバク、ガンビ（九州にては黒髪山のみ）、ヒ
レフリカラマツ、
D 満鮮系植物と支那大陸由来の要素
(イ) 満鮮系（地質時代の地殻の変動の名残り）

- (ハ) 帰化植物の侵入
各種の帰化植物、特にキク科植物は種子の散布
により、至る所に分布し、在来の植物を驚かせて
いる。とくに戦後ダンドホロギク、ベニバナホロ
ギク、ホウキグサの侵入甚し。
・黒髪山の特殊植物（分布上注目すべきもの）
天然記念物のカネコシダ、イブキジャコウソウ、
クロカミラン、ガンビ、ヤツガラシ、ヒレフリカ
ラマツ、ブセンノギク、ツクシトウキ（クロカミ
トウキ）、チョウセンニワフジ、ハナゼキシヨウ、
イブキシモツケ、シライトソウ、ウンゼンマンネ
ングサ、

との戦、享禄三年（一五三〇）有馬仙岩との戦、天正二年（一五七四）惟明の変など幾度もの戦いがこの付近で戦われ塞としての役割を果たした。

江戸時代に入ってから、武雄藩の処刑場となり、明治になって永尾区に払い下げられた。最後の処刑者は平山醇左衛門、河原蟠平で、二人共山内の人であったのも何か奇縁を思わせる。



白水原の千人塚

(2) 白水原古戦場

国鉄三間坂駅の北、町役場の裏側一帯の小字名を白水という。

享禄三年（一五三〇）有馬仙岩と後藤純明との合戦（住吉城の戦）、天正二年（一五七四）後藤貴明とその養子惟明父子の戦（惟明の変）などの戦場となった所で、現在水田・畑地として耕作されている。殿りする敵将林田佐馬助を犬走勘右エ門が討ち取り、敵を敗走せしめたところで、中央に千人塚と呼ばれる塚がある。戦死者の墓地という。また近くに（公文信男氏の宅地内）に小宇がある。林田さんといって首のない石像を祀る。

(3) 浦田の古戦場

国鉄三間坂駅の北東、白水の東隣りの小字名を浦田山という。領主貴明と養子惟明は心中和せず、家臣もまた二派に分かれて相戦った（惟明の変）戦場である。この一帯は水田となっているが、駅通り―浦田―原

中を結ぶ道路沿いに五輪塔が建てられ、当時の戦死者の霊を今も祀っている。

(4) ウツツメ谷

白水から十二神に向って下ると右側に谷（水田）がひらく。ウツツメ谷という。前記有馬仙岩の大軍が陣ノ尾の戦に敗れ、この小さな谷に追い詰められて決定的な打撃を蒙ったところでこの名がある。現在は水田に開墾されて、その戦況をしることは困難である。

(5) 陣ノ尾の古戦場

水尾と狩立を結ぶ町道のすぐ東側にとがった山がある。このあたりを字名で陣ノ尾という。後藤純明の居城住吉城とは指顧の間である。有馬軍はここに陣をしく。その数三万七千五百人という。純明、危機の中に策をめぐらしておおいに戦い遂にこれを敗る。

戦いが終わって、敵将林田佐馬助の首実検をしたと伝えられる石の台座が近くにある。

(6) 大陣・小陣

神六山を一名「陣」と呼ぶ。二峯に別れ、高い方を「大陣」、低い方を「小陣」という。一の谷、勝負の谷、城の谷とか首の越、千人塚などの地名があり、また石塁もある。何か由緒があるらしいけれども、現在資料を得ることができず後証にゆだねるほかはない。

反対の斜面（西南）に当る西川登町神六に、武雄藩の番所趾があることを付記しておく。

(7) 椿 原

武雄藩は全国各藩に先んじて軍備の洋式化をはかり、天保二年オランダより輸入した火うち銃をもって、蘭人教師の指導のもとに発火訓練、洋式練兵を行なった。それ以来明治初年まで歩砲連合の練兵場として、兵事訓練に使用され、練兵場としての機能を果たした。明治の学制発布により、各町村に小学校が開校し、武雄地区小学校の連合大運動が開催されるや、比の地がその会場となり、大正の末年まで継続されたなじみ深い地であり、また、大東亜戦争中は滑空訓練場ともなったところである。近頃の岩井手には、武雄藩の火薬製造所（水車による硝石粉碎所）があり、雷管の研究をした器具が今も残っている。

(三) 古窯跡めぐり

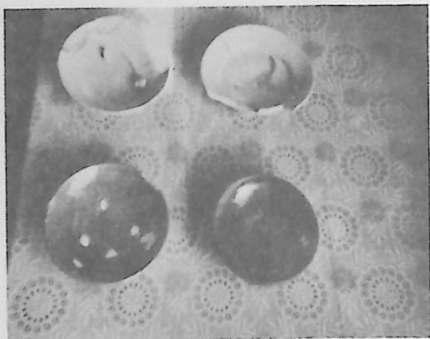
近時の陶芸ブームとともに、焼物に関する研究が盛んになり、古窯跡の発掘調査も各地において行われ、漸時その実体を究めつつあるとは言え、まだまだ謎の段階を脱しているとは思えない。朝鮮陶工の渡来一つをとって見ても、李三平や深海宗伝以前にも陶工たちは来ていたのであろうし、それがどこでどうしていたのであったか、今後の研究にまつ外はない。

さて、わが山内町内にも貴重な古窯跡群が幾箇所もある。近頃は心なき人達のために、物原は荒らされて無残な姿を呈している。早速にこれの対策を講ぜねばならない。山内町における窯業の沿革や現状の詳細については別項にゆずるとして、本項では古窯跡についてその大要を紹介するにとどめる。

(1) 高麗窯跡

国鉄永尾駅の北方五〇〇メートル、武内町福和との境に、土地の人たちが「高麗屋敷」と呼んでいる畑が高麗窯跡で、町内では最も古い窯跡とされている。早くから開墾されて畑地となり、往時をしのぶ形骸は付近に散乱する陶片と平な台地のみである。

いたって原始的な下手物を焼いていたらしく、だいたいにおいて飴色釉や灰色釉の皿が発掘されるが、中には絵唐津風に文飾されたものもある。波佐見の永尾山は、ここの朝鮮陶工が移住して開山したと伝えられる。



高麗窯跡出土陶器

(2) 百間窯跡群

国鉄三間坂駅から西方約四キロメートル、有田町と境する板ノ川内にある五か所の窯跡を百間窯跡群という。

この古窯跡群には、ダンバキリ、ダンバキリ二号、アキ山、窯ノ辻、百間窯と五つの窯跡が、四〇〇メートル程の間に点在していて、いずれも往時の登り窯の跡と物原を残している。窯の規模も一定ではなく、大きなものでは、一五室から二〇室もつらなっと思われ



百間窯の物原

るものがあり、その製品もおのおの違っていたと推定される。物原に残されている破片から、陶器、磁器、大物小物と、それぞれの特質や年代などを想像することができる。この百間窯は、現在のところ、いちおう武雄系の窯とされているが、宗伝系でも三平系でもなくもつと古い他の系統のものであったのかも知れない。この点今後の究明をまつものである。

特に百間窯跡は、有田の天狗谷古窯跡、泉山採石場、西有田の窯跡、伊万里の鍋島藩窯跡とともに国の重要文化財として指定を受けるはこびとなっている。

(3) 筒江窯古窯跡群

県道伊万里線沿いの筒江部落の入口近くに、筒江窯、窯ノ辻（四基）、約六百メートル山あいに入って筒江新窯と三か所の窯跡がある。この開窯は比較的に新しく、江戸時代中期といわれ、百間窯から移って来た陶工達によって開山されたと伝えられる。三河内焼（平戸焼）の陶祖といわれる巨関（今村弥次兵衛）は、寛永八年（一六三八）から二十年まで黒髪山で生活し、八十八才で没した。その墓は（無名の五輪塔）黒髪山池ノ上にある。このことは、窯場や陶工たちの転移などについて示唆しているように思われる。筒江窯は、窯室がきわめて大きく、一室の大きさは門口一四メートル、奥行一〇メートルもある。六間ないし七間の登り窯で、吸煙口が三十程設



筒江窯跡のオンザノス（吸煙口）

けられていた。現在残っている各地の登り窯でこのように吸煙口が完全に保存されているものは珍しく、物原の頂上には、宝永五年の祠と慶応元年の再興記念碑が建っている。（この窯は町文化財として指定の手続きをとっている。）また、窯ノ辻窯跡群は少なくとも四基は連座していたものと思われ、その頂上には石仏と石碑（庚申青面金剛、元禄丙子天）が建てられている。

(4) 水尾ノ窯の辻窯

享和ノ文政の頃焼いていたといわれるが、現在は山林となり、若干の破片と焼石を残しているのみである。

(四) 碑石紹介

飛鳥時代に大陸から伝わった仏教は、わが国において急速な発達をとげ、奈良、平安、鎌倉、室町と時代が進むにつれて、庶民の神仏信仰も深まり、美術、工芸、建築など仏教文化の花を咲かせるにいたり、石仏、石塔、石灯籠など日本的な石造文化を産み出したのである。

疫病や大火・水害の災厄をうけたり、肉親との死別、生活の苦しみ、あるいは求道への苦悩等々、私たちの悩みや迷いが尽きることがないのは今も昔も変わらない。鎮守の森や、堂宇・寺院の境内、路傍などに建てられた石仏や石碑には、こうした庶民の切ない願いがこめられている。これらの石造物に対するとき、十二神の橋のたもとに建つ丸田町長建立の石仏「地藏尊」に対したときと同じように、祖先の人たちの心情にふれる思いがする。

山内町内の石造物は、わりあい古いものも多く、その作もすぐれていて、貴重な文化財と思われるが、無銘のものが多く、年代の確定が困難なのは遺憾である。

現在、確認しているもので最も古いものは、黒髪山中宮趾にある仏碑「南無阿弥陀佛」で、応仁三年（一



中宮趾の仏碑

四六九）八月十八日の銘があり、千四百年代のものはこの一基だけである。

千五百年代（室町末期～桃山時代）のものは、板碑、仏碑、五輪塔、庚申塔、仏像など諸々に発見され、千六百年代（江戸前期）に入れば急に数を増して、その種類・形状も雑多となってくる。

町民一般の墓碑は、千七百年代（江戸中期）に入って

多く見られるようになる。それ以前は特別な人に限られていたかのようで、主として自然石を用い、法名のみを記して俗名を書いてないのが普通である。墓碑建立が一般化し、普及したのは千八百年代（文化・文政頃）以降のことと思われる。

なお、江戸時代には百姓町人は「苗字」を名のことは許されていなかったはずである。しかるに、町内の墓碑を見るとほとんどに苗字が記入されて、百姓であるのに「何々何兵衛」となっている。苗字がないのは山浦の重左工門（安政四年）、犬走の新五良（享和二年）、鶴ノ原の弥次左工門（安政六年）の三基だけを見出したにすぎない。

今後の研究によって解明されることを期待する。

次に町内石造物の代表的なものについて簡単な説明を加えながら、その所在、特徴などに触れることにする。

(1) 肥前鳥居

神社に付属し、参道の門構えとして構築された鳥居は、その時代性と地域性をあらわしているものが多い。ここに言う肥前鳥居は、佐賀県を主に長崎県、福岡県の一部に見られる個性の強い鳥居で、江戸時代の建立にかかるものが多い。

特徴は柱が二本継、または三本継で、上部に台輪があり、太くして安定感を感じさせる。また、笠木と島木が一体化して島木が形式的になり、左右両端の木鼻が美しい曲線を見せている。

○黒髪神社参道に立つ第一鳥居

銘 安永六年龍舎丁酉仲冬吉日

筒江山住 石橋助工門長英建立

運搬人足 山内十六箇村並筒江山中

筒江窯の盛況をしのばせるこの鳥居は、肥前鳥居としては、柱の構造がいくらかスマート過ぎるが、笠木は肥前鳥居の特徴をよく表している。篇額に文字がなく「○」を一つ書いてあるのも珍しい。

(2) 石 仏

地藏菩薩は、釈迦入滅後、弥勒仏がこの世を救済してくれるまでの長い期間、無仏のこの世に出現して六

道の衆生を救ってくれる仏様だというのである。「地藏さま」は、仏でありながら僧侶の姿（頭は円頂、袈裟をかけ、右手に錫杖左手に宝珠）をして現世に現れ、現実界と冥界との境に立つて冥界にいく衆生を救ってくださる仏様だとして信仰された菩薩である。

六道とは地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天道をいい、平安時代から江戸時代にいたるまで地藏信仰はますます盛んになり、観音信仰とともに庶民の幅広い信仰をえ、さらに迷信的な要素まで加わって津々浦々にその祠や石仏、石塔が建立された。

1 六地藏

町内の六地藏は、現在確認されたもの二十三基で、寺院や寺院趾に建っているものが多く、単に路傍に建っているものもある。在銘のものは次の七基にすぎない。



無動院の六地藏

・無動院の六地藏 元亀二年（一五七一）

全高一七〇センチメートル。竿は二本継ぎ、笠石の造りなど重厚な姿で路傍に立つ。像は頭大短軀、褶衣とともに丁寧に彫刻されている。

町文化財として指定の手続きをとっている。

・中宮趾の六地藏 天文九年（一五四〇）

竿は一本で、像の部分が一部破壊され、一部磨滅したところがある。

・蜂ノ巣の六地藏 天文二十二年（一五五三）

大智院の下坊定林寺趾にある地藏堂の境内の入口に一对建っている。竿は右の方は二本継ぎ、左の方は一本（後世替えたのではないか）で、笠石は共に六角形をなし、角ばった感じである。像は頭大短軀、彫刻も簡略である。

・筒江の六地藏 天文二十四年（一五五五）

瑞福寺趾に近い薬師堂下の路傍に立つ。おそらく瑞福寺に関係があったのであろう。二本継ぎの竿石で、高さは一九〇センチメートル、笠石もわりあい小さく、すっきりときれいな姿をしている。いたって素朴な彫刻がかえってわれわれを引きつける。

・板川の六地藏 天文十年（一五四一）

竿石は紛失して、蓮台から上が板碑の上にのせてある。板碑は高さ一三〇、幅七〇、厚さ六〇センチメートルの一枚石で、正面に「」、左側に「平等利益」、右側に「天正十四年三月二十八日」と刻銘がある。

登山、参拝者がここを流れる溪流で身を浄める場所であったという。

・鳥海の六地藏 弘治四年（一五五八）

笠石は自然石で、おそらく後代のものだろう。竿は一本もので、その三面に刻銘があるが、ほとんど読めない。彫刻はいたって簡略である。

六地藏で在銘のものは以上七基であるが、このほか東



立野川内の六地藏

光寺山門に一对（二基）、立野川内山下に二基、犬走円明寺趾一基、中郷の路傍に一基（文珠寺関係である）、永尾霊泉寺趾一基、鳥海北中一基、鳥海北下一基、三間坂野崎観音趾一基（古老の話によると常徳寺趾から移転か？）、黒髪山浄土院趾一基、同参道二基、館山寺趾一基、津々良一基、船ノ原一基がある。いずれも無銘ではあるが、中には、彫刻といい姿といい秀作だと思われるものもある。

2 地藏尊

六地藏石塔の多いのに比して、単体の地藏尊はわりあい少ない。しかし、地藏信仰の根強さは感じられる。



蜂ノ巣地藏堂の地藏三休

・蜂ノ巣地藏

定林寺趾の地藏堂には三休の地藏尊が安置されている。上段の地藏尊は高さ三五センチメートルの木製の座像で、腐蝕がひどく、彫刻の線はほとんど判明しない。恐らくこの堂の本尊であつたのであろう。下段に二休あり、いずれも石像である。右側の地藏像は高さ三五センチメートルの座像で木像と似ている。享禄十二年（一五三九）天文八年のことの銘がある。願主は妙清尼、山口新兵衛女房外九名の施主で、全部女ばかりの名義になっている。左側の地藏は高さ五〇センチメートルの座像で銘はない。

・船ノ原の観音祠 天保二辛卯（一八三一）

大規模な土台の上に建てられた石造の宝殿は、お室さんの大きさが七〇〜六七センチメートルもあり、天蓋は幅一三八、高さ九〇センチメートルの一枚石で造られ、見事な彫刻を施してある。石造の祠としては町内最大で近隣の町においても珍しい。

中に新旧両体の石仏を祀る。古い方は磨滅がひどく二つに割れている。そのためか、後代に再び新しく仏像を刻み安置したものと思われる。ところが、古い方の石仏はどう見ても地藏菩薩であり、新しい方は観音菩薩である。現在祭祀をしている人や部落の人たちは「観音さん」と呼んでいるので、名称は船原観音祠としたが、あえて地藏の項で取り扱った。

このほかにも単体の地藏像は筒江薬師堂の救世地藏（元禄四年一七一四）をはじめ、鳥海の不起地藏など諸々に建立されている。

なお、地藏信仰は、子をもつ親の願いと習合して子安信仰となり、子育地藏、子守地藏（永尾）、いぼ地藏（鳥海）、なきびすさん（大砂古・鳥海）などいろいろの地藏さまが生まれた。



船ノ原観音祠

3 その他の石仏

宮野浄土院趾の石仏群、三間坂権現山の石仏群、水尾滝ノ観音石仏群はそれぞれ信仰の深さを思わせる。

無動院の不動明王、大智院趾の風神および仙人像、黒髪山太鼓岩の険峻大岩壁に彫られた不動尊像などとはとくに見ごたえのある秀物である。

浄土院趾の閻魔王像は、韓国渡来の石像と伝えられ、天正十四年（一五八二）十一月二十四日運搬人二百人云々の銘がある。他の仏像と違った趣きを持つ特異な石仏である。

また、三間坂茅場にある「八天さん」という石仏は、仏身二五〇センチメートルもある大きなもので（町内最大）、彫刻は単純粗野であるが、荒削りのところに力強さを感じる。

三間坂の野崎には、町内ただ一基の三面六臂の阿修羅像がある。千手観音は筒江の薬師堂の境内に建っている。

なお、三間坂権現山の管公祠は宝暦三年（一七五三）に建てられた石祠である。中に祀られている管公の石像は珍しい。祠の前に並ぶ一対の狛犬もまた秀作である。

(3) 板碑、仏碑

・中宮趾の仏碑 応仁三年（一四六九）

幅、厚さともに三〇センチメートル、高さ一一〇センチメートルの一本石に「南無阿弥陀佛」と刻んである。町内における石造物のうち、時代のわかるものでは最も古い。（上部の「」は梵字で、阿弥陀如来を表す。）

・大野瑞応寺の十三仏板碑 天正十四年（一五八六）

幅、上部五三、下部八五センチメートル、厚さ三三、全高一七一センチメートル、二本継ぎの板碑で、上

部は屋根を象どった笠石（高三三）をのせてある。

十三体の地藏尊を刻んだ逆修碑で、土地の人は「十三仏

さん」と呼んでいる。そばに形の違った地藏尊の石仏が三基建っている。

なお、十三仏というのは鎌倉時代末期頃から、近畿・

北陸・四国地方において作成され、他の地域では限られた特定の範囲に流布されたといわれる、真言密教系の仏像であって、死者の菩提を祈る際の本尊として選ばれた十三の仏である。各尊はその祈日の本尊として、次のよ



瑞応寺の板碑・十三仏さん

うに定められている。

不動明王（初七日） 釈迦如来（二七日）

文殊菩薩（三七日） 普賢菩薩（四七日）

地藏菩薩（五七日） 弥勒菩薩（六七日）

薬師如来（七七日） 観音菩薩（百ヶ日）

勢至菩薩（一周忌） 阿弥陀如来（三回忌）

阿閼如来（七回忌） 大日如来（十三回忌）

虚空蔵菩薩（三十三回忌）

伊万里城主伊万里家利が、後藤氏から宮野、大野を知行地として与えられてこの地に住み、出家してこれを建てたと伝えられる。

刻まれた像はいずれも単純素朴ではあるが、村人たちの祈りの対象として仰がれたものであろう。

・板川の板碑 天正十四年（一五八六）

幅七〇センチメートル、厚さ六〇、高さ一三〇センチメートルの供養板碑で、高さの割に幅が広く、いわゆる「肥前板碑」の特長を表している。正面に「」だけを刻み（上段直径四九センチメートル、下段二つは直径一九センチメートル）、左側に「平等利益」、右側に「天正十四年三月二十八日」とある。前述のように竿石を紛失した六地藏像をこの上にのせてある。

・船ノ原妙泉寺跡の板碑

田圃の畦畔に半ば埋まって大小二基がある。「阿弥陀佛」「〇」を刻んである。天正年中、銀室妙金尼（十代邑主純明室）建立と伝えられる。

・太神宮碑

伊勢神宮参拝は、室町時代から始まるといわれ、近世以来庶民との結びつきも深まり、国民的信仰となつて、一生に一度は「お伊勢参り」をしようと、講を結成して金を積み立て、くじ引きなどで交替に参宮をしていた。この講を伊勢講という。この講は講仲間の参拝が皆んな終わっても、おかげ参りをしたり、記念碑を建ててお祭りをしたりしている。そして、ヤド番を決めて講員一同が集合して往時をしのび語らい、信仰の度を深めるとともに仲間の親睦を密にしていくなのである。

神社・寺院の境内や村の広場などに建つこの記念碑を太神宮碑といっている。

町内で大きく古いものとしては、

・大野天満宮の太神宮碑

承応三年（一六五四） 高さ一三〇、幅九五。参拝した仲間の氏名も記してある。

・筒江薬師堂の太神宮碑

延宝四年（一六七六） 高さ一九〇、幅八七。

これには単に天照太神宮ではなく「南無天照皇太神宮」と「南無」がはいつていて信仰の対象としての太神宮が明示されている。



大神宮碑 立野川内八幡神社境内

・踊瀬天満宮の太神宮碑

延宝八年（一六八〇） 高さ一四〇、幅八五。

・立野川内八幡神社の太神宮碑

元禄十一年（一六九八） 高さ二〇〇、幅九三。

・三間坂東光寺の太神宮碑

正徳四年（一七一四）

など実にすばらしい板碑を建立している。

このことから信仰の深さや、お参りができた歓び、仲間の睦み合いのありさまがしのばれる。

(4) 庚申塔、逆修塔、供養塔

庚申信仰は、人間の体内には三戸という虫がいて、庚申の晩になると、人が眠っている間にそつと体から抜け出して、その人の罪過を天帝に報告する。天帝はその報告によって、寿命を縮めたり命をとったり応分

の処罰をする。(中国の道教の教えの中にある)だから庚申の夜は眠らずに三戸の虫を見張り警戒しなければならぬとする信仰である。その供養として建てられたのを庚申塔という。

室町時代の末期頃から庶民信仰としてひろがったこの信仰は、「申」が「猿」と結びつき、猿は「猿田彦命」と結びついて「三不猿の像」となったり、江戸時代の中頃になると、三戸の害を「青面金剛」に祈るという信仰形態も生まれてきたのである。

こうした庚申塔は、町内の神社や寺院の境内などに多く建てられ、「庚申さん」と呼ばれて、仲間や講員によって祭が行われる。

町内の庚申塔は、三間坂鎮守神社や筒江窯物原の庚申塔のように自然石に、または鳥海天満宮の庚申塔のように切り石に「庚申」と書いた文字塔がほとんどである。

「青面金剛」の庚申塔は、筒江・窯ノ辻の頂上にある「庚申青面金剛、元禄九年(一六九六)」の碑が代表的なものである。

逆修塔の「逆修」というのは、地藏十三経の中に「没後の追善は七分の一しか亡者の功德にはならぬ。残った六分は供養した生存者の功德に帰するが、逆修の善根は七分とも供養者に帰し、なおかつ長寿を保つ。」との所説に基くもので、生前に自己の冥福を祈り、十三仏事の修法を行うことをいい、このために建てられた塔を逆修塔という。

町内の逆修塔は前記大野の十三仏板碑のほか、小路館山寺趾の石塔天文八年(一五三九)。鳥海長福寺趾



筒江、窯ノ辻の庚申塔

の五輪塔弘治三年(一五五七)。大智院地藏堂境内の摩尼鏡塔安永六年(一七七七)。町内の逆修塔では最

も古いのではないかと思われる黒髪山山頂の浄日、了源の自然石(高さ五〇、幅三〇)の逆修塔など、寺院の境内に建立されているのが多い。

鶴ノ原に江戸時代初期の墓石が十五基以上も立ち並ぶ墓地がある。墓石はいずれも質の硬い岩の自然石で、高さはいずれも一〇〇〜四五センチメートル、幅四五〜八〇センチメートルもある個人の墓地で、その中に「喜月妙加禪定尼逆修。慶安二年(一六四九)」という逆修碑がある。個人墓地にあるものとして珍しい。

供養塔としては、仏滅後、遠い後世において出現するといわれる弥勒菩薩に供える「一字一石塔、大乘妙法塔」、過去・現在・未来の諸霊を供養する「三界万霊塔」、故人、高僧などの冥福を祈る供養塔など、町内における数は大変多い。前述(仏石の項)以外の代表的なものについて数基を紹介する。

イ 法華経一字一石塔。古場山ノ堂

宝暦九年(一七五九)権少僧都阿永の建立で、黒髪山中の岩窟内に安置してある。

ロ 奉経一字一石塔。黒髪山山頂

文政元年(一八一八)法印大邦の建立にかかる。

ハ 大乘妙法塔。黒髪山中宮趾



了源(左)浄日(右)の逆修塔

明和七年（一七七〇）建立の宝塔で、高さ一五〇センチメートルある。
二 奉経一字一石塔。境野、浄光院境内
明和七年建立で、高さ一七〇センチメートルもある宝珠塔である。

ホ 法界衆生同入塔。黒髪山大智院跡

慶長二十年（一六一五）阿字快盛の建立で、高さ一五〇、幅五〇センチメートルの自然石である。

ヘ 我等與衆生塔。定林寺跡地藏堂境内

安永六年（一七七七）法印大同の建立で、高さ一八五、鏡の直径六三センチメートルの摩尼鏡塔で、台座の反蓮は見事な作である。



快盛の供養塔

ト 三界万霊。筒江上の墓地・延享二年（一七四五）。

牛ノ首墓地・宝暦五年（一七五六）。鶴ノ原墓地・文政六年（一八二三）などのように個人墓地に建っているものもある。

チ 法印祐慶の塔。下黒髪無動院墓地。

寛政四年（一七九二）建立の摩尼宝珠塔で、高さは一二〇センチメートル、蓮台は単弁であるが見事なものである。祐慶を菩薩として崇めたしるしである。

このほか、供養塔としての五輪塔、有耳五輪塔、宝塔、宝篋院塔など、寺院や寺院跡、墓地などに多く建てられているが、無銘のものが多く、説明が困難である。

(5) 個人の墓碑

昔の風習として、死者の送葬は特別な人を除いて、すべて茶毘に付していたものと思われる。時代がくだるにしたがつて木棺や甕棺などによる土葬となり、その位置標示に小石を置いていたのであろう。この石が現在の墓碑にまで発展したと見るべきであるが、この間における変遷の時代推移は判明しない。

町内における墓碑で、時代の確認できるもののうち、最も古いのは三間坂白水の林田佐馬助墓碑（享禄三年一五三〇）で、上部は将棋の駒形をした高さ五〇、幅二〇センチメートルの小さな石碑である。（実際はやや後で建てられたと思うのが自然である。）

次に古いのは、宮野浄土院跡にある大智院の法印快門の墓碑（永禄十三年一五七〇）で、大きくはないが、立派な宝篋院塔が建っている。



船ノ原の立中さん

船ノ原の立中さんは、武雄邑主十八代後藤純明室である銀室妙金大師の墓碑（天正十八年一五九〇）で、当時の特徴をよく現わす有耳五輪塔である。土地の人はこれを「立中さん」と呼ぶ。全高一四〇センチ、水輪に「〇」を刻んである。近くの「櫛ノ木さん」と共に部落民の信仰の対象になっている。（この立中さんは町の重要文化財に指定する手続きをとっている。）

千五百年代の墓碑は以上三基で、千六百年代（江戸前期）に入って急に数を増し、一般庶民の墓碑も見られる

ようになる。

千六百年代のものとしては、大野瑞応寺に、伊万里城主伊万里家利の墓碑有耳五輪塔（元和元年一六一五）がある。船ノ原の立中さんによく似ているが、これから以後は墓碑の形などが非常な変り方を示し、大きな自然石に刻みこんだもの、種々の細工をこらしたもののなど豪壮華麗になり、規模が広大になってくる。

この頃になると一般庶民の墓碑と思える石碑が見えはじめ、江戸中期の元禄時代を過ぎると急に多くなって、文化文政の千八百年代になると、墓碑建立がほとんどの人におよんでいる。したがって、各部落の墓地には元禄以前のものは非常に少なく、ほとんどは文化文政以後のものである。墓地はわれわれに昔を語ってくれるが、現在墓を掘り起して収骨し、各自の寺院に納骨するものが多くなった。

・自然石の墓碑

宮野大智院墓地の「宝林玄珠庵主」享保十六年（一七三二）高さ二〇〇、幅五〇センチメートル。

宮野小路の「牟田六兵衛」承応三年（一六五四）

特に鶴ノ原墓地の十数基は寛永十七年（一六四〇）から貞享二年（一六八五）までのもので、大きさからいっても、数からいっても実に見事な墓である。

犬走中郷の「都知木蔵兵衛」寛永十六年（一六三九）周囲に石垣をめぐらし、三メートル四方、高さ六〇センチメートルの石室を構



都知木蔵兵衛の墓

築して、その上に六五〇六六センチメートルの自然石を建ててある。町内最大の規模である。

・宝塔

黒髪山中宮趾の「尊覚」延宝八年（一六八〇）

宮野大智院墓地の「覚遍」正保二年（一六四五）

・宝篋印塔

三間坂白水墓地の「古賀義行妻」（安政二年一八五五）高さ一二〇センチメートルの土台の上に、二二五センチメートルの塔が建っている。竿の四面に仏象を、水輪には四方に梵字を刻む。蓮台は三蓮弁、反蓮も見事である。

・無縫塔

宮野大智院墓地の「法印宜映」宝暦九年（一七五九）高さ一六三センチメートル。蓮台の美が特徴である。

・摩尼鏡塔

宮野大智院墓地の「法印圓曉」安永四年高さ一八五センチメートル。鏡の直径六三センチメートル。

なお同地にある「力武弥三郎」の墓は、明治十一年（一八七八）の建立であるが、摩尼鏡塔になぞらえ、鏡の替りに太鼓をのせてある。力武弥三郎は武雄藩一帯を取り仕切る浮立の師匠で、この墓碑は、唐津、駒啼、川西など各地の浮立の師匠たちによって建立されたと碑銘にあ



浮立の師匠
力武弥三郎の墓



スカイラインからの眺望

(五) 神六山スカイライン

佐賀県と長崎県との県境となり、松浦川（日本海）と六角川（有明海）との分水嶺ともなっている神六山は、標高四四七メートル、造山活動も早く終わって侵蝕作用の進んだ円るっこいなだらかな山である。西の黒髪山は男性的で雄大であるのに対し、この神六山は全く女性的で優しくおっとりとした親しみ深い山である。

この山ふところに抱かれた船ノ原部落と長崎県波佐見町とを結ぶ県道を波佐見―山内線という。町内延長五・三キロメートル、幅員四・五メートル、全線舗装されたこの道路を「神六山スカイライン」と呼ぶ。一日のハイキングに、家族総ぐるみのレジャーに、黒髪山と異なった山の味を満喫することができる。

道順にしたがってその見どころを簡単に紹介することにする。

国鉄三間坂駅に下車してスカイラインに歩を入れる。

壇の浦に敗れた平家の落人たちが、船ノ原に落ちのび、世をしのびつつ、徒然なるままに、京の踊りを踊り伝えたという「かんこ踊」（昭和四十一年、佐賀県重要無形文化財指定）の話を聞きも終わらず「立中さ

る。

・摩尼宝珠塔

下黒髪、無動院の「法印祐慶」寛政四年（一七九二）

・その他

武雄藩校教授牟田忠行。三鳥校教授武山通道のように子弟やその父母によって建立されたもの。

武雄藩最後の打ち首となった儒者河原蟠平・砲術家平山醇左衛門。

チャコ製造をはじめた松永平太郎、文筆家渋川玄耳、さらには武雄藩絵師広渡心海、近松門左エ門信盛の隠墓等々、祖先の墳墓の地を尋ねるとき、石造物そのものに対する以上の感激をおぼえるものがある。

墓碑のいろいろ



宝 塔
覚遍の墓



宝篋院塔
古賀義行妻の墓



無縫塔
法印宜映の墓



摩尼鏡塔
法院圓曉の墓



摩尼宝珠塔
法印祐慶の墓



自然石の墓碑
啓岩仙了の墓（寛文4）

ん」につく。

(1) 立中さん

武雄邑主第十八代後藤純明の室「銀室妙金大姉」の墓地である。純明亡き後ここに庵を建て、夫の菩提を弔う。大姉は天正十八年（一五九〇）ここに没す。（町文化財指定）、五輪塔を建立して立中さん（正しくは塔頭、庵のこと）と呼び、毎年夏祭りをしている。

近くに「阿弥陀佛」「〇」と書いた二つの板碑がある。土地の人は「櫃ノ木さん」と呼ぶ。妙金尼の建立という。

(2) 観音祠

純明公にまつわる「住吉城の戦」に花を咲かせ、武雄藩の大儒者河原蟠平の墓および鎮守の宮（天正十五年一五八七創建）を通ると観音祠につく。

鳥海村大庄屋敷跡の庭先に、もみじの古木の境内がある。そこに六地藏（文化六年一八〇九）と隣接して建つこの観音祠（天保二年一八三一）は町内最大の石造祠である。（詳細石造物の項参照）

(3) 薬師堂

観音祠を西にとれば薬師堂がある。これは黒髪山末寺の中で最古の寺であつた理智院の一部であるが今は理智院は廃寺となり、薬師堂のみを残す。本尊薬師如来は、木造金泊の立像（二二〇センチメートル）で、



船原薬師如来

秀作といわれている。

かつて（宝暦年間）黒髪山大智院に移さんとしたが、山麓において急に重くなったので、再び連れ帰ったとの口伝を残している。

本堂の鰐口には、永正七年（一五一〇）の銘があるというが、今は紛失し、現在保存されている鰐口には、文化八年（一八一）薬師如来御宝前の銘がある。

(4) 戸川

元信井手や野林堤など農地灌漑の今昔を話しているうちに、スカイラインも半ばを過ぎる。この一帯からの眺望はまことに絶佳である。

眼下に見おろす三間坂、少し離れて大野・宮野の景色はさながら絵巻図を見ているようで、足下には、小さな石をたんねんに積んで造られた段々田圃に、段々畠が続く。このながめこそスカイラインの味を満喫するところである。

経を町道にかえて戸川につく。

ここは船ノ原部落発祥の地といわれ、戸郷周翁（防）守の石碑を中心に、古い墓地や住居跡があり、標高四百内外の高地とは思えぬ美田が開かれている。

(5) 新開地上戸

神六山頂を右に見て、さらに進めば眼界にわかには開けて一面の茶畠となる。何十町歩あるのであろうか。緑の中に白い屋根が印象的である。これは住家と鶏舎なのだ。一戸で二万羽以上飼っている家もあるとか。終戦直後の大苦境の中に、十二戸の引揚者によって開墾され、荒茫たる山野が今日に見るこの美園ノ誠に感なきを得ぬ。

現在六戸が居住し、営農に当たっている。

(6) 山 頂

四四七メートル。眺望また絶景にして、遠く有明海、大村湾を望むことができる。

この山を別名「陣」ともいう。城の谷、一ノ谷などの地名から、古戦場を思わせるが資料がない。また狩集り、狩祭田、狩立などの小字名も昔をしのばせる。

(7) 境 野

県道を進めば境野に至る。名のように長崎県との境の地であり、佐賀県、長崎県と表裏に記した標識が立ち、江戸時代の藩境を示す石柱も立っている。

県境線をはさんで古刹「浄光院、住職藤原氏」がある。明和七年（一七七〇）建立の一字一石塔などが昔をしのばせる。

原始・古代



大智院西光密寺の「伝空海（弘法大師）作」の石仏（不動尊）の拓本

(5) 新開地上戸

神六山頂を右に見て、さらに進めば眼界にわかには開けて一面の茶畠となる。何十町歩あるのだろうか。緑の中に白い屋根が印象的である。これは住家と鶏舎なのだ。一戸で二万羽以上飼っている家もあるとか。終戦直後の大苦境の中に、十二戸の引揚者によって開墾され、荒茫たる山野が今日に見るこの美園ノ誠に感なきを得ぬ。

現在六戸が居住し、営農に当たっている。

(6) 山 頂

四四七メートル。眺望また絶景にして、遠く有明海、大村湾を望むことができる。

この山を別名「陣」ともいう。城の谷、一ノ谷などの地名から、古戦場を思わせるが資料がない。また狩集り、狩祭田、狩立などの小字名も昔をしのばせる。

(7) 境 野

県道を進めば境野に至る。名のように長崎県との境の地であり、佐賀県、長崎県と表裏に記した標識が立ち、江戸時代の藩境を示す石柱も立っている。

県境線をはさんで古刹「浄光院、住職藤原氏」がある。明治七年（一七七〇）建立の一字一石塔などが昔をしのばせる。

原始・古代



大智院西光密寺の「伝空海（弘法大師）作」の石仏（不動尊）の拓本

概 説

地球の歴史の中で、人類はどのようにして出現し、どのような生活をしてきたのだろうか。長い歴史の謎として先史人類の研究が進められてきた。

人類が猿から進化したことは、今日では疑えない事実である。しかし、このことについての科学的研究は近年になってからのことで、世界的には、明治二十四年（一八九一年）インドのジャワ島から、人類の頭蓋骨・大腿骨・歯などが発見されてからとされ、日本においては、昭和二十四年（一九四九）の群馬県岩宿遺跡の発見以来のことである。

世界的に最も古い人類の化石は二百数十万年前のものといわれるが、われわれの直接の祖先はおよそ二万年前からのことである。

この人類は土器を使用することを知らず、もっぱら石器にたよっていたが、一万年ほど前から土器を作ることを知るのである。この時代を縄文時代と呼び、狩猟・漁撈・採集による生活を長い間続けてきた。

紀元前三世紀（およそ二千三百年前）を前後として原始時代の初歩的生活は一変する。日本人は中国や朝鮮の大陸文化を摂取し、金属器を使用し、本格的な稲作農業を始めて、生産経済へと発展する。これにつれて社会の様相も次第に複雑になり、国家形成へと進展することになるのである。

この弥生時代の後半に、集落統合が進められるが、いまだ謎とされている邪馬台国はその中心的存在であり古代国家の成立過程については今後の研究にまたねばならない。

四世紀（一六〇〇年ほど前）になって国家統一が進み、奈良盆地に大和朝廷が成立して、いわゆる大和国
家として国土が統一される。この時代は、大陸、とくに朝鮮との間に深い関係が生じ、いわゆる古墳時代を
迎えることになる。

やがて六・七世紀になると朝廷の支配関係は複雑になり、推古天皇の政治的な改革、大化改新、大宝律令
の制定となって、朝廷の勢力が強まるのである。

奈良時代は、中国から伝わった仏教がさかんになり、奈良には大仏が建立され、その仏教思想は全国土と
全国民を支配し、仏教文化を生んだ。

こうしてできた律令体制もやがて動揺し、荘園の発生、貴族の台頭、摂関政治へと古代国家は変容して、
武士がおこって、政治も朝廷・貴族・武士の勢力争いの中で乱れてくるのである。

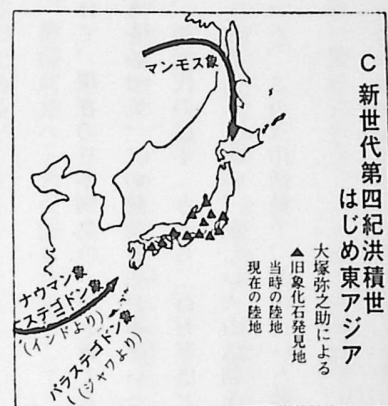
一、日本の黎明

(一) 日本列島のおこり

日本の国土は、最初から現在のような形で成立したのではない。何億年もの間、陸地になったり、海中に
埋没したり、何回も地球の変動をくりかえしてできあがったのである。

岐阜県飛騨高原や福井県の九頭竜川上流、九州では熊本県の球磨川流域などの各地に、鎖珊瑚きんごや蜂ノ巣珊
瑚の化石をふくむ石灰岩層がある。これは、今から三億八千万年前の「古生代ゴトランド紀」と呼ばれてい
る地層で、日本でみられる最も古い地層である。珊瑚の化石からして、日本列島は当時海底にあったことを
物語るものである。

その後、古生代末期（今から二億年ほど前）から中生代の初めにかけて、現在の日本列島の一部と考えら
れる陸地が海中から姿を現わし、幾度かの変動を経て、一応の落ちつきをみせた。この陸地を古日本という。
しかし、その後、造陸運動は長い間続けられ、陸地も広くなったが、新生代の後半（今から二百万年ほど
前）になって、今度は地盤沈下の現象がおこり、古日本の一帯は海面と化した。この時、激しい火山活動な
どで地殻の大変動がおき、「古日本」の姿は大半が海中に沈んでしまった。この火山活動で、海中にいた動
植物の遺体からできたのが秋田、新潟の石油である。



人類の時代である第四紀の洪積世になると、現在の日本海にあたる部分だけを内陸湖の形で残し、日本列島はアジア大陸と陸続きになった。このことは、この時代の地層から、ジャワのバラステゴドン象、インドのステゴドン象やナウマン象、シベリアのマンモス象などの化石骨が各地で発見されたことによって証明され、象が移動できたことをあらわしている。

その後、洪積世中期（四十万年ほど前）頃から再び火山活動が活発になり、アジア大陸と陸続きであった日本の国土は、今の九州と沖縄の間の大陥没によってトカラ海峡ができ、更には朝鮮海峡ができ、内陸湖であった日本海が太平洋と結ばれたのである。今からおよそ二万年前になって津軽海峡ができ、続いて宗谷海峡ができ、ようやく現在の日本列島が成立したのである。

(二) 人類のおこり

人類はいつ、どうして地球上に住みつくようになったのだろうか。
この地球が形成されてから現在までおよそ三十億年たっているといわれている。しかし、人類が地球上に棲息し始めたのは、洪積世（氷河時代）といわれる約五十万年以上も前のことで、歴史のうえでは旧石器時代といわれる時代である。

この時代は、少なくとも四回の氷期と、その間に三回にわたる、現在よりも暖かい気候の時期（間氷期）があった。この時代に、猿人類といわれるものが住んでいた。南アフリカで発見された「アウストラロピクテス」や「ジンジャーントロプス」などである。その後、人類に近いものとして、インドネシアのジャワ島で

＜先 史 年 表＞

実年代	地質年代	考古年代	歴史年代	人 類
500,000前 B.C	氷 河 期 と 間 氷 期 — 後 氷 期	旧 石 器 時 代	先 史 時 代	古 ・直立猿人（ジャワ人） ・北京原人
300,000				生 ・アウストラロペテクス 人 ・ハイデルベルグ人
50,000				類 ・ネアンデルタール人
10,000				現 ・クロマニヨン人（白色人種と関連） 世 ・グリマルディ人（黒色人種と関連） 人 類

した生活をしていた。

日本列島に原人類が住んでいたかどうかについての調査はまだ十分でないが、昭和六年兵庫県明石市の海岸から原人類の腰骨の一部と思われるものが発見されたのを初めとして（明石原人と呼ばれている）、栃木県の葛生人、愛知県豊橋市の牛川人、静岡県三ヶ日町の洪積層の中から化石となった人骨（三ヶ日人）などが発見されてから、旧石器時代の原人類が存在していたものと考えられている。

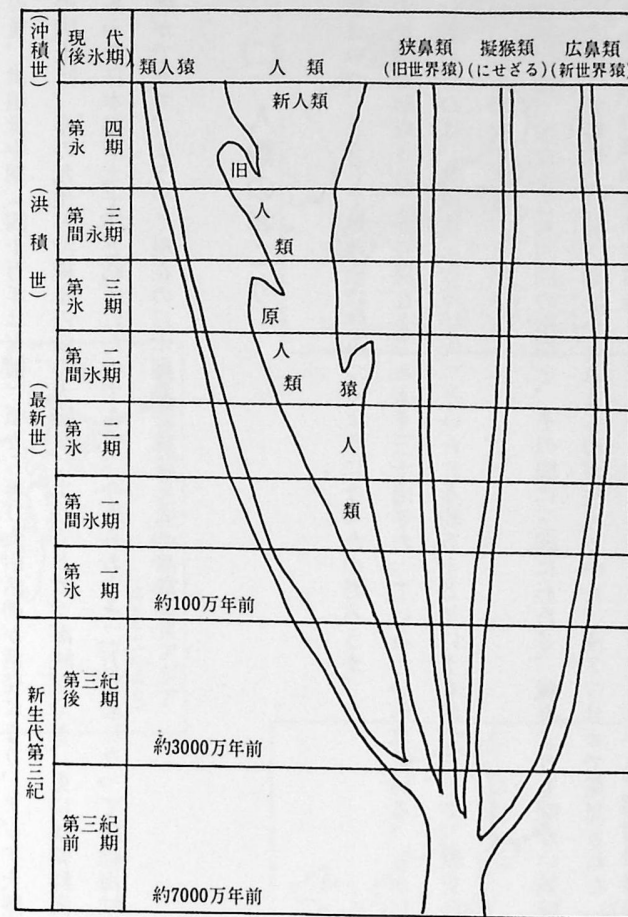
二、先土器時代

われわれの直接の祖先は現生人類と言われているが、世界的にはスペインのアルタミラ洞窟に絵を残したクロマニヨン人といわれているもので、今から約二万年前の人類である。

人間が石で作った道具を使っていた時代を石器時代とよぶが、その石器も、石材を打ち欠いて作った打製石器を使って、土器を使用しなかった時代を旧石器時代といい、日本では先土器時代、または、無土器時代といっている。

今まで、この時代には日本に人類は生存しなかった

発見された直立猿人（ピテカントロプス）や中国の北京郊外の周口店というところから発掘された北京原人（シナントロプス）と呼ばれる原人類（古生人類）がある。この原始的な人類化石は、マストドン象やステゴドン象、カバ、サイなどの動物の化石と共に明らかにされたものである。当時の原人類は、石を打ちくだいて礫の芯で作った礫核石器、打ち欠いだ剥片に手を加えた剥片石器などを使って、狩猟、漁労を中心と



人類発生系統樹

人類発生の経過を木の分岐になぞらえてわかりやすく示したものである、人類発生進化については異説が多いが、ここでは現在の最も新しい考え方にもとづく仮想図。（吉岡力編 世界史）

＜原始時代・文明発生年表＞

年代	50万B.C.	5万B.C.	1万B.C.	500B.C.	3500B.C.
地質・人類	洪積世 (洪積世人類 - 古生人類)	沖積世 (現世人類 - ホモ・サピエンス)			
時代	初期旧石器時代	後期旧石器時代	中石器時代	新石器時代	金属器時代
文化	打製石器	石器・骨角器の発達 (洞窟壁画)	磨製石器 細石器文化 (土器)	磨製石器 石器農耕具 (土器)	青銅器 - 鉄器 文明のはじまり
社会	原始社会 自然物の採集			氏族社会 (部族 - 部族国家 - 都市国家) 農業のはじまり 農耕・牧畜 (定住生活)	階級社会 灌漑農業

という説が長く続いた。しかし、昭和二十一年（一九四六）群馬県岩宿の赤土層（関東ローム層）という一万年以上も前の地質層の中から黒曜石の打製石器が発見され、日本にも旧石器時代にすでに人間が生存していたことが証明されたのである。

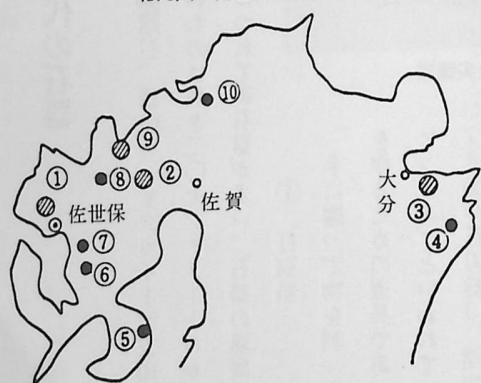
これまでは、ローム層は関東火山灰層であり、このような土地に人間はもちろんのこと、生物すら生存できる状態ではなかったという考えが強く支配したため、旧石器時代についての研究はほとんど進んでいなかった。岩宿遺跡の発見後、ようやく研究調査が行われ、現在では全国で約一千か所で遺跡が発見されるに至っている。

(一) 先土器時代の遺跡

前記の岩宿遺跡の発見を出発点として、愛知県牛川遺跡、栃木県葛生遺跡、東京都の茂呂遺跡、北海道樺岸遺跡、長野県矢出川遺跡など全国各地で旧石器文化の研究がクローズアップされている。

九州では大分県丹生遺跡や早水台遺跡、長崎県福島遺跡をはじめ、佐賀県多久市の三年山遺跡などが全国的に知られている。

北九州の先土器文化遺跡



- ① 長崎県福井洞窟遺跡
- ② 佐賀県多久三年前遺跡
- ③ 大分県丹生遺跡
- ④ 大分県聖嶽洞窟遺跡
- ⑤ 長崎県百花台遺跡
- ⑥ 長崎県野岳遺跡
- ⑦ 長崎県遠目遺跡
- ⑧ 佐賀県伊万里平沢良遺跡
- ⑨ 佐賀県唐津笹の尾遺跡
- ⑩ 福岡県賀与丁池畔遺跡

(二) 先土器時代の石器

石器の石材は、質の硬い黒曜石、讃岐石（サヌカイト）安山岩石などである。石器の大きさは、用途によって大小種々あるが、大きいものは長さ二〇センチメートルから、小さいものは二センチメートル程度のものである。時代がさがるにつれて細石器が多い。石器の進展過程としては次のように考えられている。

① 打割器

手に握って物を割ったり切ったりするときに用いたものや、石器を作るための道具であったと考えられている。一般に握槌（ハンドアックス）といわれている。

② 石刃器

石材を打ち欠いで薄い剝片にしたもので、動物を切ったり、木の皮を剝ぐために使ったものといわれている。石刃器も年代によって異なるといわれ、一応次のような順序と考えられる。

- ・ 石刃（ブレイド）
- ・ ナイフブレイド
- ・ 切り出し形石器
- ・ 尖頭器（ポイント）



原中より出土した尖頭器

③ 細石器（マイクロリス）

このように旧石器文化の推移を概観することができるが、今後は地層のC¹⁴測定その他の調査で明確にされるであろう。

(三) 佐賀県の先土器遺跡

県内にも遺跡が多く分布し、県下各地から報告がなされているが、そのほとんどがトレンチ調査等の本格的な調査結果でないので断定することはできない。しかし、推定されるものを含めると相当数にのぼる。主なものを挙げると次のようである。

三養基郡基山町金丸遺跡

〃 中原町寒水遺跡

〃 上峰村堤遺跡

神埼郡神埼町城原遺跡

〃 〃 日の隈遺跡

佐賀市久保泉町川久保遺跡

〃 〃 金立町大門遺跡

佐賀郡大和町春日遺跡

小城郡三日月町下古賀遺跡

小城郡三日月町犬塚山遺跡

多久市三年山遺跡

〃 綿打遺跡

唐津市枝去木牟田辻遺跡

〃 唐川一の坂遺跡

〃 竹木場石高山遺跡

東松浦郡七山村藤川遺跡

藤津郡嬉野町大野原遺跡

〃 太良町大浦遺跡

杵島郡大町鬼ヶ鼻遺跡

〃 有明町深浦遺跡

伊万里市二里町平沢良遺跡

〃 東山代町辻の堂遺跡

西松浦郡西有田町立木原遺跡

杵島郡有明町深浦笹山遺跡

武雄市若木町池ノ原遺跡その他

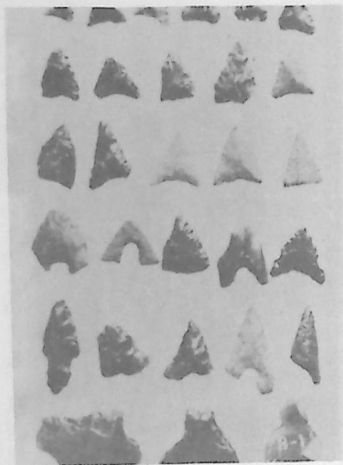
このように、佐賀県内でも旧石器時代の石器が出土されたことによって、洪積世から人間が住みついていたことは確かである。

しかも、石材のうち黒曜石は、北九州ではただ一か所、伊万里市二里町の腰岳一帯に分布しており、腰岳の石材は遠く福岡県、大分県まで広く使われている。サヌカイトは、大町町鬼が鼻山から武雄町柏岳を結ぶ一帯に分布し、県内のサヌカイト石器のほとんどがこの地方のものといわれている。

(四) 山内町の先土器時代

わが山内町は、石器石材の生産地にも近く、しかも、伊万里市や武雄市、西有田町ですでに遺跡が発見されていることなどから想定して、山内町にも、この時代に人間が住みついていたと想像されていた。

この町史編さんにもなつての調査で、原中部落の杉原雄二氏が、十年前(当時中学生)、自宅の裏の丘陵一帯から、縄文時代の多くの石鏃類を発見されていることがわかった。この採取石器の中に、ポイント石



原中から出土した石鏃 (杉原雄二蔵)

器が含まれていることが確認され、わが山内町にも一万年前の先土器時代に人々が住みついて、狩猟を中心とした原始生活を営んでいたことがわかった。

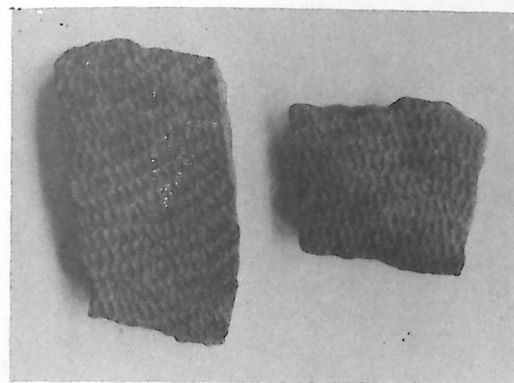
この地域は黄褐色粘土層の阿蘇山の大爆発による火山灰土であり、先土器時代の遺跡の大部分が原中遺跡のように日あたりのよい丘陵であるところから、今後更に調査の必要がある。今まで比較的新しい地域とされていた山内町が、最も古い地域と考えられるように

なったことは意義深いものといえる。県西部の文明の発祥地となる日も近い。

三、縄文時代

(一) 縄文式土器

旧石器時代に続く新石器時代の大きな変化の一つは、初めて「土器」が使用されるようになったことであろう。石器は石材に手を加えて作り出すだけの、いわば、一度の加工過程で道具が完成していたのに対して、土器は土で形を造るだけでなく、文様をつけたり、さらには焼くという製造過程を経たものであり、道具製造の進歩を意味することでもある。この土器は、縄目の文様をつけたものが多いところから、この時代の土器を総称して縄文式土器と呼んでおり、したがってこの土器が使われた時代を縄文時代（縄文文化時代）といっている。この時代は、今からおよそ八〇〇〇年前から紀元前二〇〇年頃までの約六〇〇〇年間を言う。この頃になると人間生活の遺物もかなり多く



関東地方縄文の土器

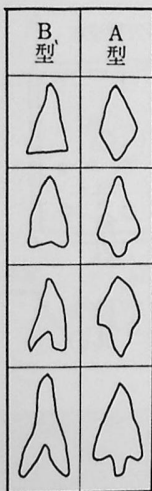
みられ、当時の人間の生活模様をある程度知ることができる。その代表的なものが縄文式土器である。

縄文式土器の焼度は摂氏五〇〇度から六〇〇度ぐらいで高くない。窯も初歩的なもので、煙の処理が十分でなかったことから土器のほとんどが黒褐色に近い色あいのものが多い。文様も縄目模様のものや押型のものなどいろいろであるが、なかには、形に装飾をつけたものもあり、当時の人々の造型本能のすばらしさが見られる。特に北九州では、この時代前期のものといわれている押型文土器、曾畑式土器、櫛目文土器が多く、朝鮮半島の系統のものが多い。

(二) 石器と骨角器

1 石器

先土器時代の石器が大型であったのに対してこの時代になると小さくなっている。これは弓矢を使用する方法で動物を捕獲する技術を知ったために、石器そのものの重さを必要としなかったからであろう。



矢じりの型

石鏃（矢じり）は、木の穂先につけて矢にしたものであるが、硬質な黒曜石で作られている。型は図のように三角形のものと菱形のものに大別することができ。三角形の石鏃は、時代がたつにつれて「わたくり」になっており、菱形のものはだんだん「なかご」がつくようになっているので、縄文時代のうちでもどの程度の年代のものであるかわかる。大半は一センチメ

1メートルから二センチメートルの小型である。石鏃のほかに石斧、石匙などがあるがいずれも打製のものである。

2 骨角器、貝具

この時代になると魚をとって食糧としていたらしく、銚、釣針が大きな魚や動物の骨で作られている。釣針などは三〜四センチメートルもあって当時の魚の大きさが想像されるようである。

装身具とみられるものに貝がらのものがある。腕輪、首飾り、耳飾りなどに使われたものである。髪に骨や角で作ったピンやかんざしをつけ、耳には色のきれいな貝がらの耳飾りをさげ、手首には真つ白な貝の腕輪をはめていたことを思うと、材料こそちがっても装身具は今も昔もかわらないもののようである。

(三) 社会と生活

1 衣・食・住

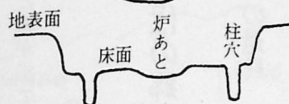
前にも述べたように、食生活としては、狩猟をしたり、漁をしたり野生の植物や木の実を採集したりして食物をとっていた。特に縄文時代前期から中期頃までは、農作物を食物とはしなかったようである。当時の「ゴミ捨て場」である貝塚遺跡からは、魚類や鳥獣などの骨や貝殻などが多く発見されるところから、当時の食生活の変化を研究する手がかりがえられる。

衣服についての研究は、材料が腐朽しやすいので、どんな衣服を身につけていたか必ずしも明確ではない。

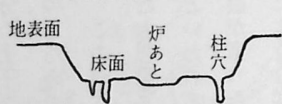
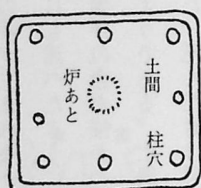
しかし、植物繊維を使った漁労のための網の編物は各地で発見されているので、衣服としても使っていたものと考えてよい。この時代の土器に「土偶」といわれるものがあるが、これには筒袖などの文様がみられるので、この時代後半には、織布を身につけていたことは確かである。毛皮と併用していたと思われる。

この時代の前半は洞穴を住居としていたが、後半になると掘立て式の竪穴式住居を築いていた。径五〜六

円形竪穴住居



方形竪穴住居



竪穴式住居の想像模型

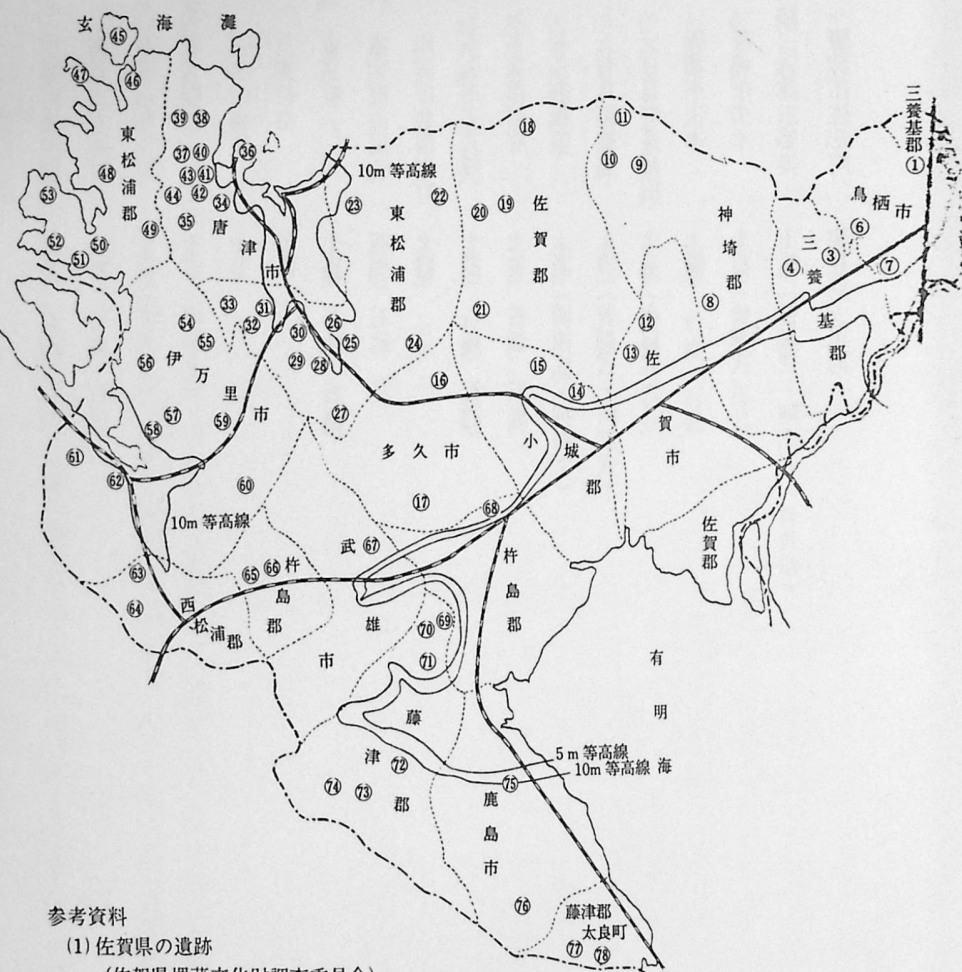
メートルの円型のものであった。中央には炉の跡があつて、火が生活の生命であつたことを物語っている。一つの住居には一〇人前後の家族が住んでいたものと推定されている。住居の場所としては、住居跡の調査や分布状況などからして、大半が山頂と海岸の中間に位置している。このことは狩猟や木の実採集にも近く、川や海での漁労にも近く、水の得やすいところを選んでいたものと思われる。

2 社会と信仰

住居跡の調査では、いくつかの住居が集まっていることがわかる。集落をつくって集団生活をしていたと考えられる。しかし、規模や大きさにはほとんど差異がみられないところから、こ

佐賀県の縄文遺跡分布図

(昭和40年1月現容)



参考資料

(1) 佐賀県の遺跡

(佐賀県埋蔵文化財調査委員会)

註 筆者はその調査員

の社会は貧富の差や身分の上下などはなかったのではないかと推定されている。まだ集団を率いるだけの経済力の差が生まれなかったためであろう。

前にも述べたように、この時代の生活は狩猟、漁労という自然条件に左右されながらの生活であったので、自然崇拜の念が強かったと想像される。万物に対してすべて精霊が宿っているものと信じ、呪術が行われていたようである。土偶といわれる魔除けの土器を拝んでいたらしい。

また、死んだ者は悪霊が宿ったためであるから、死者が危害を加えないようにと考えた。死者の手足を折り曲げて、うずくまったような姿勢で埋葬した屈葬が多いのもそのためである。しかも、死者の上には大きな石をかぶせておくなど魂が出てこないようにと考えたのではないかと思われる。すでに信仰的な芽ばえが現われたのである。

(四) 縄文時代の郷土

1 佐賀県の遺跡

佐賀県内の縄文遺跡は数百か所もあるが、完全な形をした縄文式土器を伴うものは少なく、出土してもほとんどが破片である。しかし、石器類の出土分布、および住居跡など遺跡の分布状況は全県下にわたっているが、とくに県東部の背振山麓地帯に多く、遺跡の豊庫となっている。また、西部にもこの時代のようなを知る上で注目される貴重な遺跡が存在している。県内の主な遺跡としては次のようなものがある。

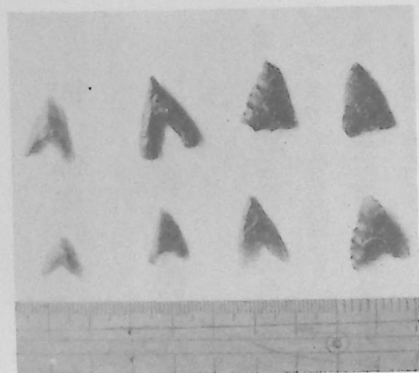
吉田原遺跡	中原町吉田原	土器	石鏃	石剣
笛吹山遺跡	鳥栖市立石町	土器	石鏃	石槍
安永田遺跡	鳥栖市柚比町	土器	(押形文)	
戦場ヶ谷遺跡	東背振村	土器	(押形文)	
狂言原遺跡	三瀬村藤原	土器		
宿遺跡	三瀬村宿	土器		
権現原遺跡	金立町	土器	石匙	石鏃
葛ノ頭峠遺跡	富士町市川	石鏃	石匙	
狐隈遺跡	佐賀市久保泉町	土器		
大工田遺跡	多久市多久原	土器	石鏃	石匙
宝蔵寺遺跡	多久市別府	土器	石鏃	石匙
綿打遺跡	多久市板屋	土器	(御領式・押形文)	
龍王寺遺跡	三日月町織島	土器	(曾畑式・阿高式)	
三日月中遺跡	三日月町長神田	土器	(夜白式)	
女山遺跡	唐津市去木	土器		
牟田辻遺跡	唐津市去木	土器	(曾畑式)	
西唐津海底遺跡	唐津市築港	土器	(曾畑式・阿高式・骨角器)	
笹の尾遺跡	唐津市佐志町	装身具、土器		

牟田遺跡	玄海町	土器	石鏃	
千束遺跡	相知町	土器	石鏃	
平之遺跡	厳木町	土器	石鏃	搔器
荒川遺跡	七山村	土器	石鏃	石匙
筒井遺跡	伊万里市波多津町	土器	石鏃	石斧
提川遺跡	伊万里市松浦町	土器	石鏃	
坂の下遺跡	西有田町山本	土器	木の実	
万才遺跡	鹿島市山浦	土器	石鏃	石槍
陣野遺跡	嬉野町岩屋川内	土器	石鏃	石匙
黒尾遺跡	武雄市朝日町	土器	石鏃	
笹尾山遺跡	武雄市朝日町	石鏃		
おつぽ山遺跡	武雄市橘町	土器	石匙	石鏃

2 山内町の遺跡

山内町の縄文時代の遺跡は地図に示すようなところから多くの黒曜石の石鏃が出土している。これまでの山内町の古代歴史は、伝説的なものや黒髪山にまつわる寺社記が中心であったので、考古学的な実証研究が十分ではなかった。

もちろん、以前から、現在の酪農講習所周辺から、石鏃が発見されていたが、それも数個にすぎず、散



原中遺跡から出土した黒曜石の石鏃



原中遺跡

在している程度のものであった。それが十年前に宮野宿定林寺周辺から完全な石鏃が発見されてから(佐賀県の遺跡)、縄文時代に人々が猟の生活をしていたことが想像されるに至った。その後、山内中学校周辺や古場地区からも出土した。規模の上からも出土する数の上からもすばらしい発見となったのが原中遺跡の発見である。

今日まで、杉原雄二さんの収集したものだけでも百個あまりに及んでいる。今年になって、鳥海天満宮周辺にも散在することがわかっていく。とくに原中遺跡からは、出土される石鏃の中に未完成のものも多く、この地区が石鏃の「製造所」であったと考えられ、注目されている。石鏃の素材である黒曜石は伊万里市二里町の腰岳が原産地であり、これだけ多数の集中出土は県西部では例のないところから、製造所の役目を果たしていたと断定してよいのではなからうか。

今後、この縄文式石器の出土をきっかけとして、住居跡の発見へと研究調査を進めたいものである。住居跡が発見されれば山内町の二千年以上前の人々の生活の実態がもつとはつきりすると思われる。

山内町の遺跡



四、弥生時代

(一) 弥生時代の特徴

縄文式文化の時代が六〇〇〇年あまり続いたあと、今から二〇〇〇年前の紀元前三〇〇年頃から紀元後三〇〇年までを弥生時代という。

弥生時代は、生活様式や文化構造の面などで縄文時代とは大きな進歩がみられるが、その主な点は次のようなものである。

○ 縄文時代の晩期から稲作が行われていたことは、県内では唐津市杖去木女山遺跡の縄文式土器の底に籾痕^{もみあと}のついたものが発見されたりして、今では定説となっているが、これはあくまでも陸稲であったものと考えられる。しかし、弥生時代になると水田耕作が行われ、米が主食糧として登場している。

○ 土器や石器が精巧なものになり、当時の人々の生活の知恵が進んでいる。

○ 大陸から青銅器、鉄器などの金属器が伝わり、弥生文化は大陸（中国、朝鮮）の影響をうけていることがわかる。

(二) 稲作の伝来

縄文時代の人々の生活は、狩猟と漁労のいわゆる自然だけを頼りとするものであった。しかし、弥生時代になると、中国文化の伝来の一つに稲の水田耕作がある。朝鮮半島を経由して伝わったものである。中国や朝鮮半島もわが国と同じようなアジアモンスーンの気候であり、他の農作物より早く伝えることができたのであろう。前にも述べたように、稲作は縄文時代の終わりごろから行われてはいたが、「農業」として人々の食糧の中心となったのはこの時代からである。

県内でも唐津市柏崎貝塚から、籾を入れたものではないかと推定される土器や稲穂刈りに使った石包丁が多く出土している。このほか、鳥栖市の海坂遺跡からは、炭化米が出ており、佐賀県は朝鮮半島に近いこともあってわが国でも早い時期から水田耕作が行われていたのである。

(三) 弥生式土器

縄文式土器が土器の文様からつけられた名称であるのに対し、弥生式土器は、明治十七年（一八八四年）に東京都文京区弥生町から、縄文式土器とはちがった土器が発見され、地層の位置が縄文時代の次の時代のものであるところから、弥生町の地名をとってつけられた名称である。

1 弥生式土器の発生

そもそも弥生式土器は、北九州地方を中心に起こっているもので、それが関西、関東へと移っていったと考えられる。出土する量も遺跡も九州が最も多い。弥生式土器の早期のものを板付式、立屋敷式、中期のものを須玖式、水巻式、後期のものを雑銅隈式と呼ぶが、これはすべて北九州の地名とゆかりのあるものばかりである。

このことは何を意味するものであろうか。弥生時代になると大陸から日本（当時日本とは言っていないかった）へ移り住む者が多く、土器の作り方など大陸の影響を受けており（このことについては「大陸との関係」ところでくわしく述べる）大陸文化が最も早く伝わったのも北九州であったことの証拠でもある。

2 弥生式土器の特色

弥生式土器は縄文式土器のような文様がほとんどなくなって、一見単調のようで素朴さを感じるが、製造技術は非常に進んでいる。その特徴の主なものには次のようなものである。

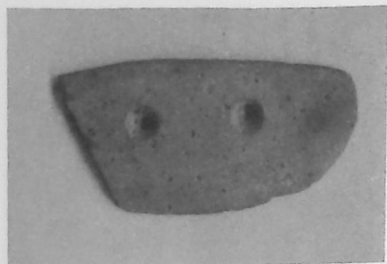
- 土器の壁面の厚さが同じで、形も左右対称であるところから「ロクロ」を使用して製造したものと考えられる。
- 表面の筋目が整然としている。
- 焼きが堅く、色調は赤褐色のものが多く、温度も高く、窯の築き方などに進歩のあとがみられる。
- 壺や甕など食料を貯蔵するための器や高杯などの食膳用のものが多い。

(四) 石器と農具

この時代の早期の石器は、山内町に散布している石鏃などにみられるように、打製のものもみられるが、大半はきれいに磨いて作られている。いわゆる磨製石器といわれるもので、その代表的なものが石斧と石包丁である。石斧は刃を両面から均等につけ、木や骨などを切るために用いたものである。この外に片面を特別に強く研磨した手斧といわれる斧もある。石包丁は長方形、楕円形、半月形の扁平な石器で、一方の辺に刃がついているものである。一つ、または、二つの孔をあけて紐をとおして指にかけ、穀物の穂をつむのに用いたものである。名称のとおり包丁として用いたものではない。明治のころ、エスキモーのウーマンズ・

ナイフとの比較によって誤認した時につけられた名称を今もそのまま慣用しているものである。この時代の石器にはこれらの外に石刀、石鏃などあるが、この地域ではあまり出土していない。

金属器が伝わってこないころの農具は木器である。鋤、鍬など農耕に使用したものである。このほかに匙、杓子や火をおこすための火きり白などあるが、腐蝕して原型のものは少ない。



石包丁

(五) 社会と生活

1 ムラの発生

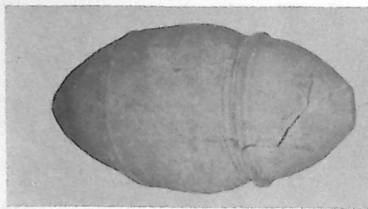
縄文時代には数軒であった集落も、農耕生産の発達にともなう富めるものとなつて富めるものとそうでないものとの間に差が生まれ、しだいにいくつかの集落を統治支配する者が出てきていわゆる「ムラ」を形成した。ムラを支配する長は、更に自分の権力を広め、やがて身分上の差別がはつきりするようになった。ムラの長は、いくつかのムラを統合支配し、「クニ」へと発展させていった。(現在の国という意味とは異なるもので、このことについては「七」大陸との関係」のところでもふれることにする。)

2 墓制

弥生時代も後半になると、死者を「棺」に納めて葬るようになった。縄文時代と同じく土葬ではあるが、死者をそのまま葬るものでなく、棺に納めるようになったことは墓制の変化であるばかりでなく、死者に対する信仰の発達であろう。

とくに北九州地方では、二個の甕かめを合わせたものの中に死体を入れた「合せ甕棺」、数枚の板石を箱型に組みあわせた箱式石棺、更には石棺の周囲に数個の支石を設けて、その上に大きな平石をおいた支石墓(ドルメン)などがある。

甕棺は群集として発見されることが多く、共同墓地であつたことがわかる。山内



武雄町祇園社から出土した「甕棺」

町の近くでは武雄市で多く発見されている。現在の武雄中学校の南側にある祇園社の斜面や朝日ダム周辺など代表的なものである。

ドルメンは外国に多い墳墓の形式であるが、わが国では北九州に数基ある。そのうちの一つが武雄町永島に発見されて注目を集めている。

3 住居

集落が大きくなってからも、住居はいかわらず竪穴式の住居であつた。しかし、住居の位置がこれまでの山腹の丘陵から平坦部に移っていった。このことは、水田耕作の進歩によつて耕地に近いところに住居を構えたためである。

このころになると大陸から伝わった高床式のものがある。これは穀物を貯蔵するために造られたものであるといわれているが、指導者の富豪の住居でもあつたようである。

4 食生活

これまでのように弥生時代になつても貝・鳥獣・魚などが食べものであつたが、農耕の発達によつて、米、そば、えんどうなどを食料としていたようである。しかし、生産力は想像以上に低く、したがつて食生活も十分ではなかつたと思われる。



高床式の想像模型

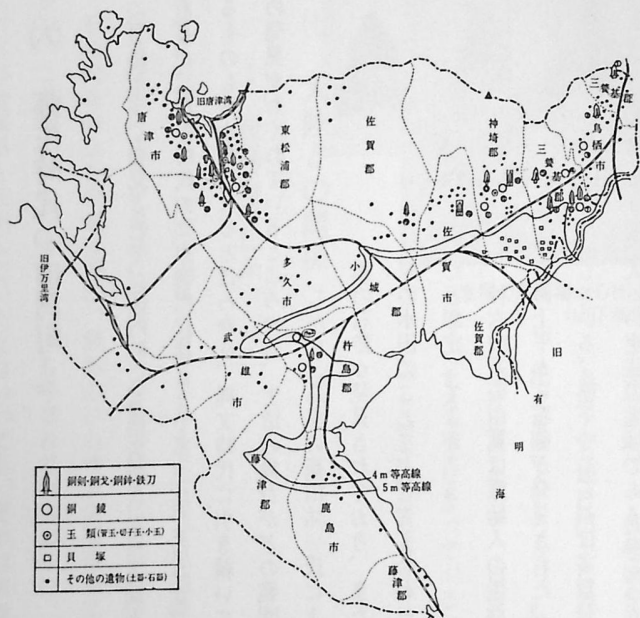
5
風俗習慣

紀元二世紀から三世紀の国内のようすについては『魏志倭人伝』（晋の陳寿が撰した「三国志」の一つの「魏志」の卷三十の東夷伝倭人の条を略したもの）にくわしくかかれていて、当時の衣食住のことや風俗習慣のことがわかることができる。

「…………男子無大小、皆黥面文身。（中略）今倭水入、好沈没捕魚蛤。文身亦以厭大魚水禽。後稍以為飾。諸国文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差。（中略）其風俗不淫。男子皆露紒、以木綿招頭。其衣橫幅、但結束相連、略々無縫。婦人被髮屈紒、作衣如單衣、穿其中央貫頭衣之…………（男女大小と無く、皆黥面文身す。（中略）今倭の水入、好んで沈没して魚蛤を捕え、文身し亦以て大魚・水禽を厭う。後、稍々以て飾りと為す。諸国の文身各々異なり、或は左にし或は右にし、或は大に或は小に、尊卑差有り。（中略）其風俗淫ならず。男子は皆露紒し、木綿をもつて頭にかけ、其の衣は横巾、但結束して相連ね、略と縫うこと無し。婦人は被髮屈紒し、衣を作ること單衣の如く、其の中央を穿ち、頭を貫きて之を衣る。…………）」

意識すると、人々は文身のいれずみを体の左や右に、大きいもの小さいものといろいろ施して、海中にもぐって魚や蛸イカを捕るとき、大魚の襲撃の難をはらっている。後では飾りとするようになった。いれずみのしかたは国によっていろいろである。権力者とそうでない者との身分の差がある。風俗は乱れてはいない。男子はだれでもはだしである。男子は縫い合せていない木綿の布を肩からかけていた。女子は髪を編まないで巻き結いにし、貫頭衣（ワンピースのようなもの）を身につけていた。ということである。当時の人々の

弥生式文化遺物出土地分布図



- | | |
|----------------|---------------|
| ① 三養基郡基山町向平原遺跡 | ⑩ 杵島郡白石町馬洗遺跡 |
| ② 鳥栖市田代町柚比平原 | ⑪ 〃 有明町田辺 |
| ③ 鳥栖市旭，幸津 | ⑫ ⑦の2 〃 北方町芦戸 |
| ④ 三養基郡中原村養原 | ⑬ 唐津市桜馬場 |
| ⑤ 〃 〃 塚原 | ⑭ 〃 宇木汲田 |
| ⑥ 〃 北茂安村東尾 | ⑮ 〃 柏崎 |
| ⑦ 〃 〃 白壁 | ⑯ 〃 伊岐佐 |
| ⑧ 〃 〃 〃 | ⑰ 〃 山本 |
| ⑨ 〃 上峯村切通 | ⑱ |
| ⑩ 神埼郡東背振村石動 | ⑲ |
| ⑪ 〃 〃 城原 | ⑳ |
| ⑫ 〃 〃 三津永田 | ㉑ |
| ⑬ 〃 〃 〃 | ㉒ |
| ⑭ 佐賀市久保泉町上和泉 | ㉓ 東松浦郡相知 |
| ⑮ 佐賀郡大和町高城寺 | ㉔ 〃 北波多 |

(六) 弥生時代の山内町

打製の石鏃が多く発見されて、山内町にも縄文時代から人間が生存していたことについては、前に述べたことであるが、次の時代の弥生時代にはどうであっただろうか。原中遺跡の石鏃の中に、弥生時代のものと思われるものも多く見られるところから、縄文時代に引き続いて人間の生存は確かであるが、弥生式土器、住居跡の発見がおくれているところから、生活の舞台がどの範囲に広がっていたものか明確ではない。

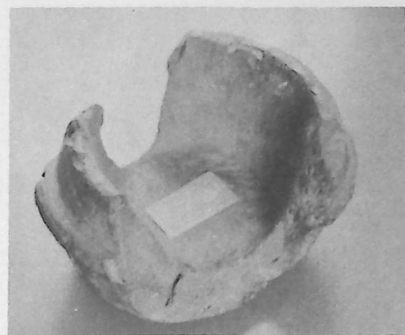
しかし、鳥海の福田祐一氏によって、鳥海の長福寺趾から写真のような磨製の石斧が発見されており、また、後述の「条理制」のところで出てくる椿原の水田のことなどと考え合わせて、鳥海地区が弥生時代の生活舞台であったと想定してよからう。

神六山系の山麓は原始人の生活舞台として最適の場と考えられるが、船ノ原の upper 平から石剣が発見された。握り手のところを磨いて握りやすいようにしている。県下でも石剣は多数発見されているが、石剣等が出土する地域は、人々の定住の地域であるところから、船ノ原にも弥生時代晩期の住居跡があるものと考えられる。

水尾の馬乗場から、上滝さん（当時中学生）によって発見されたもの、および津々良の松尾継太郎氏宅地から出土した「石鍋」がある。（釜型のもの

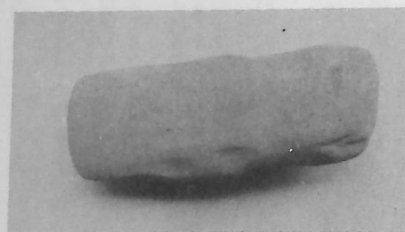


椿原から出土した黒曜石の矢じり



水尾の馬乗場から出土した石鍋
(山下四郎氏所蔵)

と鍋型のものがあるが総称して石鍋と呼んでいる）これは滑石製のもので、中を荒く削った厚手のものである。滑石の石材は長崎県西彼杵半島の西海橋周辺が原産地であり（ここの山頂に石鍋の製造所跡がある）、長崎県をはじめ北九州一帯に多く出土しているようである。石鍋の出土にあたっては、弥生式土器、土師器などと一緒に出土するところから、弥生時代のものではないかと思われる。（近年になって、古寺趾、経塚などからも滑石製のものが多く出土するようになって、これら滑石製のものは平安時代のものではないかという説もある。）



鳥海の長福寺趾から出土した石斧
(福田祐一氏所蔵)

(七) 大陸との関係

1 金属器の伝来

この時代の晩期（二〇〇〇年ほど前）になると大陸との関係が密になっている。弥生時代の文化が急速に発達したのも大陸文化の影響を受けたためである。その代表的なものが青銅器、鉄器のいわゆる金属器の伝来であろう。

しかし、この時代が金石併合時代とも呼ばれているように、石器の使用と同時に、この金属器を使用していたとはいっても、それはムラ、クニを支配

した上層階級が使用したものであって、一般住民の生活の向上に役立ったものではない。青銅器には銅剣、銅鉾、銅戈、銅鐔、銅鏡などがあるが、これらは人々の生産や生活の用具としての実用的なものではなく、権力者（豪族）の権威をあらわすものとの考えや宝器、祭祀器ではないかという説がある。

わが国での分布のようすは、銅剣、銅鉾は北九州を中心とする西日本の地域に多く、銅鐔などは近畿を中心とする地域から多く出土している。このことは当時のわが国の支配勢力がこの二つの地域に分かれていたことを物語っているといえよう。

佐賀県内でも各地で出土しているが、近くでは武雄市橘町上野から出土した銅鉾（江口真一郎氏所蔵）がある。長さ八〇センチメートルの中鉾であるが、銅の質もよく、武雄市の文化財指定をうけている。

鉄器は太刀、鎌など武器や農具として使用されたものと考えられている。青銅器にくらべて腐触度が高いために、原形のままの出土が少なく、鉄器文化についての研究はまだ十分でない。

2 中国の史書にみる国内のうつり変り

「(五)、社会と生活」のところでも述べたように、弥生時代後期になると社会集団のようすが大きく変化するのであるが、このことについての記録は日本人によって残されているのではなく、中国の史書に書かれているものである。外国のことを記録する場合には、必ずしも正確なことはばかりではなく、むしろ誇張されたものになることが多いので、当時の国内のようすを正しく伝えたものではないが、国内統一の推移なり人々の風俗、習慣なりを知る貴重なものであり、また唯一の史書でもある。

紀元元年前後のことについては、『漢書地理誌』という本の中に初めてわが国のことが書かれている。

「夫楽浪海中有倭人。分爲百余国。以歳時来献見言。」（それ楽浪の海中に倭人あり。分れて百余国なり。歳時をもつて来たり献見するという。）

当時中国はわが国のことを倭国といっていた。倭人とは日本人のことである。国内は一つに統一されておらず、「クニ」が百あまりに分かれていたことや毎年ある季節になると中国まで渡って交際していたことがわかる。

紀元一世紀ごろのことについては、『後漢書東夷伝』に記録されている。

「建武中元二年倭国奉贡朝贺。使人自称太夫。倭国三極南界也。光武赐以印授。安帝永初元年、

倭国王師升等献生口百六十人、願請見。」（建武中元二年（紀元五七年）倭の奴国奉貢朝賀す。使人

自から太夫と称す。倭国の極南界なり。光武賜うに印授を以てす。安帝永初元年（紀元一〇七年）

倭国王師升等、生口百六十人を献じ請見を願う。）

紀元五七七年に、倭国の中の奴国（現在の博多地区）の召使いが、中国の都の洛陽に行き、自分は大臣であると言つて貢物を献じたので、光武帝が印を授けたこと、紀元一〇七七年には、倭国王の帥升らが奴隷百六十人を連れて献上して会見を願ひ出たことがわかる。この中にある印は、福岡県の志賀島から発見された金印のことで「漢倭奴国王」と刻されている。記録と一致するところからこの史書の事実性が認められている。

いくつかに分かれていた倭国（日本）のクニが統合されていき、三世紀に入つて三十か国になり、更には三か国となつて国内統一が進んでいくのであるが、この中でもっとも勢力の強かったのが「耶馬台国」であり、その国を治めていたのが女王「卑弥呼」である。この耶馬台国がどこに位置するかについては、今も謎

とされている。九州説と大和説が対立して論争されているが、「魏志倭人伝」の文章にある地名、距離の計り方、日数の計算など解釈によって異なるものである。『魏志倭人伝』の一部を記して参考にした。



「邪馬壹国」の部分
『魏志』倭人伝より

「倭人在带方东南大海之中、依山島为国邑旧百余国。漢時有朝見者、今使訳所通三十国。（中略）又南渡一海千余里、至末盧国。有四千余戸。浜山海居。草木茂盛。行不見前人、好捕魚鰕。水無深淺、皆沈没取之。東南陸行五百里。到伊都国。官曰爾支、副曰泄謨鰐。柄渠鰐。有千余戸。世有王、皆統属女王国。郡使往来常所駐。東南至奴国百里。

（中略）南至投馬国、水行二十日。官曰弥弥、副曰弥弥那利、可五万余戸。南至邪馬台国。女王之所都。水行十日、陸行一月。（中略）乃共立一女子为王。名曰卑弥呼。事鬼道能惑衆。……」（倭人は带方（朝鮮半島の当時の郡名）の東南大海の中に在り。山島に依りて国邑を為す。旧百余国。漢の時朝見する者有り。今、使訳通ずる所三十国。又一海を渡ること千余里、末盧国に至る。（松浦のことで現在の唐津地方）四千余戸有り。山海に浜うて居る。草木茂盛し、行くに前人を見ず。好んで魚鰕を捕え、水深浅と無く、皆沈没して之を取る。東南陸行五百里にして伊都国に至る。官を爾支と曰い、副を泄謨鰐、柄渠鰐と曰う。千余戸有り。世々王有るも、皆女王国に統属す。郡使の往来し常に駐まる所なり。東南奴国に至ること百里。（中略）南して投馬国に至る、水行二十日。官を弥弥と曰い、副を弥弥那利と曰う。五万余戸可り。南して邪馬台国に至る。女王の都する所な

り。水行十日、陸行一月。（中略）乃ち共に一女子を立てて王と為す。名づけて卑弥呼と曰う。鬼道を事とし、能く衆を惑わす。……………）

『漢書地理志』にも書かれていたように、もとは百余国に分かれていたのが、三世紀になると三十国に統合されていたことがわかる。朝鮮半島から邪馬台国に至るまでの行程がくわしく書かれている。末盧国（唐津市附近）から伊都国（福岡県糸島郡）や奴国（博多地方）を経て水行、陸行して女王卑弥呼が支配する邪馬台国にたどるのであるが、東とか南という方位の解釈で北九州説と近畿説との分れ目となるのである。邪馬台国では女王卑弥呼は鬼道すなわち神に仕えて呪術（まじない）によって政治を行っていたということから推測されることは、卑弥呼が神がかりして託宣を下す巫女のような存在ではなかったかということである。

五、古墳文化

（一）古墳のおこり

弥生時代に発達しはじめた水田耕作は、鉄器の普及や耕地の増大によって盛んになり、生産量も増加してきた。このような経済活動の進展は、社会構造に変化をもたらし、貧富の差によって支配階級が生まれ、富と権力をもつようになった。これらを豪族といった。この豪族の中で、最も強い力を持ち、国土統一を成し遂げたのが大和朝廷（天皇）である。

この皇室や皇室をとりまく中央豪族、地方で土地や人民を支配して多くの富と権力をもった地方豪族など



武雄市潮見古墳の羨道 (S. 49.10発掘)

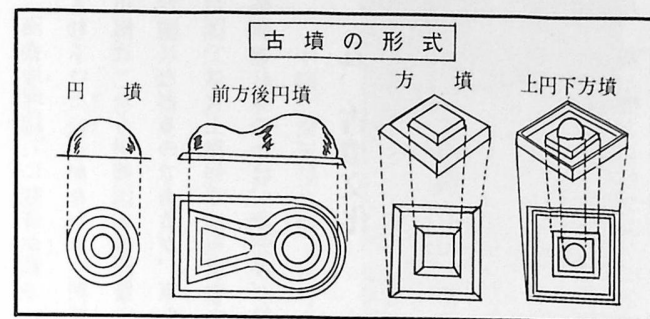
古墳時代前期のものは、山の丘陵や尾根に小高い盛り土をした直径三〜四メートルのものが多く、死体は木棺や箱式石棺（扁平な石で箱型に棺を作ったもの）などに入れて葬つてあるが、そのほとんどが人骨などを残していない。

中期のものになると、巨石や大小の石で石室を築き、盛り土も大きく、勢力の強大さがわかる。特にこの期になると天皇陵を中心とする大規模な前方後円墳が見られる。あまりにも大きいので、盛り土をするために周囲の土を掘って濠をつくっている。有名な仁徳天皇御陵は世界一の大きさで、盛り土の部分の長さが四百七十五メートル、高さ三十メートルで、濠の部分を入れると大きな山を思わせる。

後期は、大陸文化の影響を強く受けた時代であるが、古墳の造りもその例外ではない。奈良県明日香村で発見された高松塚古墳にみられるように、円墳が中心で、死体を安置する石室（玄室）に通ずる横道（羨道）を設けた横穴式古墳が多い。また、この時代になると古墳が急に多くつくられているが、これは豪族だけでなく、家父長制的家族集団の家族墓ではないかと考えられる。武雄町溝の上の山腹で発見された小円墳の群集墳がこれである。

この時代の古墳のもう一つの特徴は、装飾古墳がみられることである。前述の高松塚古墳は多彩な色で人物像を描いている。この装飾は世界的に有名である。

装飾古墳は、玄室の大きな奥壁に塗彩されているものが多く、し



は、山麓などに土を高く盛った墓塚を築いた。このように土盛りをしてつくられた墓を古墳という。この古墳は、四世紀の初めに大和地方に突如として現われ、聖德太子の摂政時代までの約三〇〇年間に全国各地に広まったので、この時代を古墳時代という。

(二) 古墳文化

1 古墳のかたち

四世紀の初めに国土統一がなされて有力な豪族が住居を畿内にかまえ、自己の勢力、権力を他に誇示し、さらに、皇室を中心とする勢力が朝鮮半島を経由して中国の晋と親密な交渉をもっていたが、この時の使節が帰朝して朝鮮式の墳墓を造らせたのが古墳であると考えられる。

古墳の形には、盛り土を丸くした円墳、正方形に形づくった方墳、下を方形にしてその上に円墳の形をした下方上円墳、それに仁徳天皇の御陵などで知られている前方後円墳などがある。特にこの前方後円墳は、日本独特のもので、規模が最も大きく、外堀りをめぐらすなど中央の権力者の墳墓である。

かも九州地方で多くみられる。

2 古墳の副葬品

石室の内部には、死者が生前身につけていたものを一緒に葬っている。勾玉、管玉、丸玉などの玉類、腕輪、耳環などの装身具や、甲冑、刀剣（鉄剣）、鉾などの武具類、更には馬具、農具、工具、須恵器など多種にわたっている。

これらの副葬品から、死者の生前の地位や生活様式などの推測は容易であるし、風俗、習慣を理解するうえから重要な史料である。

そのほかに、当時の生活の実態を知る史料としては、古墳の周囲に埋めてある埴輪と呼ばれる素焼の土器がある。

埴輪には、人物（武人が多い）、動物、家屋、船などが多い。これらの埴輪をなぜ埋めたかということについてはいろいろな説がある。古墳の霊域を区画するために設けられたもの、日本書紀の垂仁天皇の条に「殉死に代えて人馬の像をつくって埋めた」という記事があるように、殉死代用だという説などあるが、古墳に葬った死者の霊を封じ、保護するという意味があったものと推定される。

3 郷土の古墳

県内の古墳は地図に示すように、国道三十四号線沿いの北側、杵島山一帯、鹿島地区、唐津市周辺が多い。古墳時代初期のものは少ないといわれ、大部分が中期、後期のものである。

中期古墳の主なものには次のようなものがある。

○ 浜玉町 横田下古墳

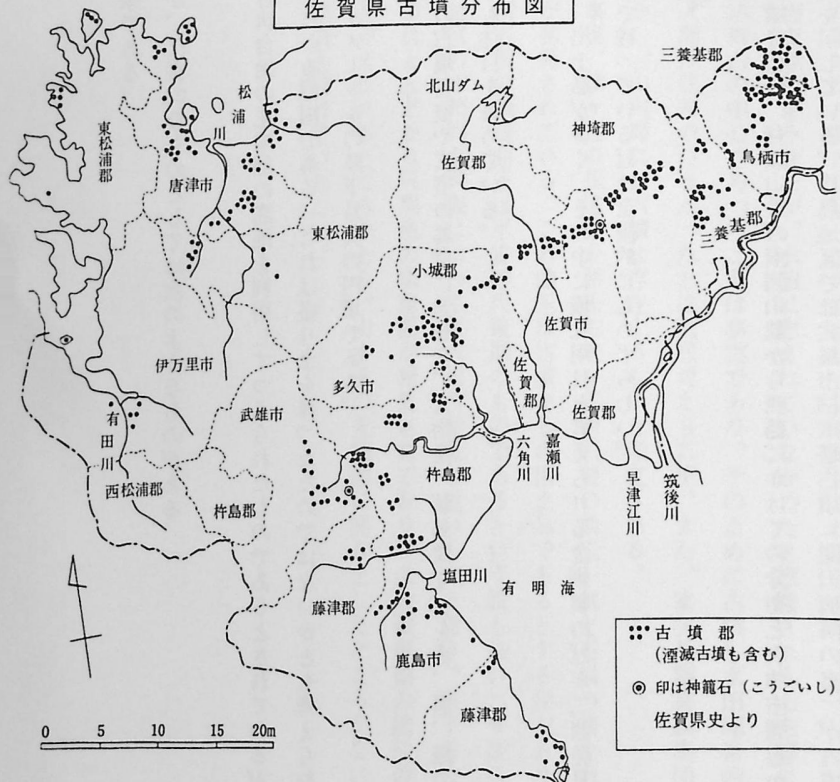
わが国における横穴式古墳の初めのものとされ、三箇の箱式石棺、八体の合葬など、あまり例のないところから注目を集めている。

○ 佐賀市金立町 銚子塚古墳 前方後円墳

○ 大和町 船塚古墳

県下最大の前方後円墳で、全長百十四メートル、高さ十メートルもある。周囲には七基の陪塚（古墳に付属する古墳）があること、家型埴輪、大勾玉の出土などで知られている。

佐賀県古墳分布図



○ 佐賀市金立町 西隈古墳

○ 佐賀市久保泉町 西原古墳

ともに県下で初期の装飾古墳である。

後期になるとその数は更に多いが、代表的なものとしては次のようなものがある。

○ 武雄市橘町 玉島古墳

この古墳は、地層などから舌状台地の先端部の高地を利用してつくられたものであるとされているが、この古墳の周囲の水田は腰までぬかる湿田である。これは盛り土を採ったためではないかとも考えられる。直径四十一メートル、高さ九メートルの県下最大の円墳である。

○ 鳥栖市田代本町 太田古墳

三室からなる長さ八メートルの古墳石室や玄室の奥壁に渦卷文、人物像、騎馬像などを赤、黒、緑の顔料で描いてある装飾が学界でも注目を集めている。

○ 有明町 竜王崎古墳群

九基からなる小円墳であるが、出土品が多く、その中に儀礼用具と考えられる金銅製の冠が二個発見されたが、このような完全な形で残っている冠は全国的にもめずらしい。

4 古墳時代の山内郷

前にも述べたように、佐賀県の古墳分布は、背振山系の南側山麓から鹿島にかけての分布と唐津市周辺から伊万里にかけての二つの分布状況を示している。杵島地区では武雄市枯木塔古墳（園田病院の裏）が古墳

群の西端とされており、今のところ川登地区、武内地区、山内郷には一基も発見されていない。

この時代になると、水田耕作は相当な進歩をみせたが、水田に恵まれていなかったと想像される山内郷よりも平地で肥沃な武雄の永島郷が生活舞台の中心であったことは事実であり、そのために古墳も水田地帯の山麓に多い。しかし、当時山内郷に人間が住んでいなかったとは到底考えられず、また、家父長制家族集団ですら古墳をつくっていたのであるから、山内郷にも古墳は存在するものと推定される。

滑石の勾玉（津々良より出土）



事実、津々良の松尾継太郎氏宅地から滑石製の曲玉一個と石鍋の破片数個が発見されている。この曲玉は古墳からの出土品であるとする説があり（滑石製の模造曲玉は平安時代後期のものであるという説も強い）、今後この地区の本格的な調査によつては古墳の発見も近いものと思う。県下の古墳のほとんどから灰黒色の須恵器が発見されており、この須恵器の破片の発見がまたれるところである。山すその先端部に盛り土したところがないか調査を続けていきたい。

六、飛鳥、奈良時代

(一) 飛鳥時代

1 聖徳太子の政治

六世紀の初めごろから、八世紀の七一〇年に奈良に平城京の都が移るまでの、およそ二百年間を飛鳥時代とよび、中国、朝鮮半島の文化、政治の影響を受けた時代である。

大和朝廷の成立後も、かつての小国家の首長（豪族）たちは地方にあつては強い力をもっていたので、朝廷の地方支配力を増すために、これら首長の支配力を生かすことを考えて氏姓制の国家体制をとっていた。当初この政治体制は安定していたが、国の政治、軍事を司っていくにつれて次第にその勢力を強め、皇室をしのぐ程の強力な氏も出てきた。その上に天皇の後継ぎ問題（皇統）で内紛が絶えず起り、朝廷は国を統一していくだけの力を失いつつあつた。加えて、朝鮮半島の南端に置いていた任那の日本府が、六世紀の半ばに新羅に亡ぼされるに及んで、国の政治の動揺は内外において続いた。

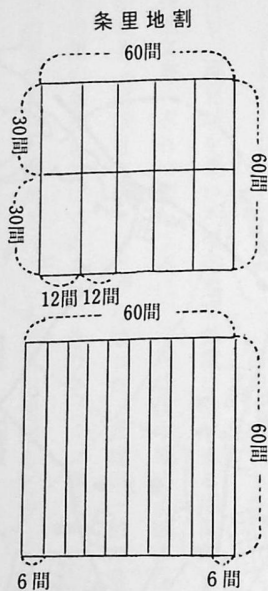
このことをう렔えた聖徳太子は、朝廷の勢力を強めて、絶対的権力とするために、中国の隋や唐の政治にならつて政治をすすめていった。特に仏教を重んじて法隆寺を造るなど、仏教の教えを説いて国民、特に豪族の考え方をさとしていったのである。

しかし、聖徳太子の死後、蘇我氏は勢力をますます強め、朝廷が行う政治は蘇我氏の思うままになったの

で、中大兄皇子、中臣鎌足らによつておこされたのが大化の改新である。

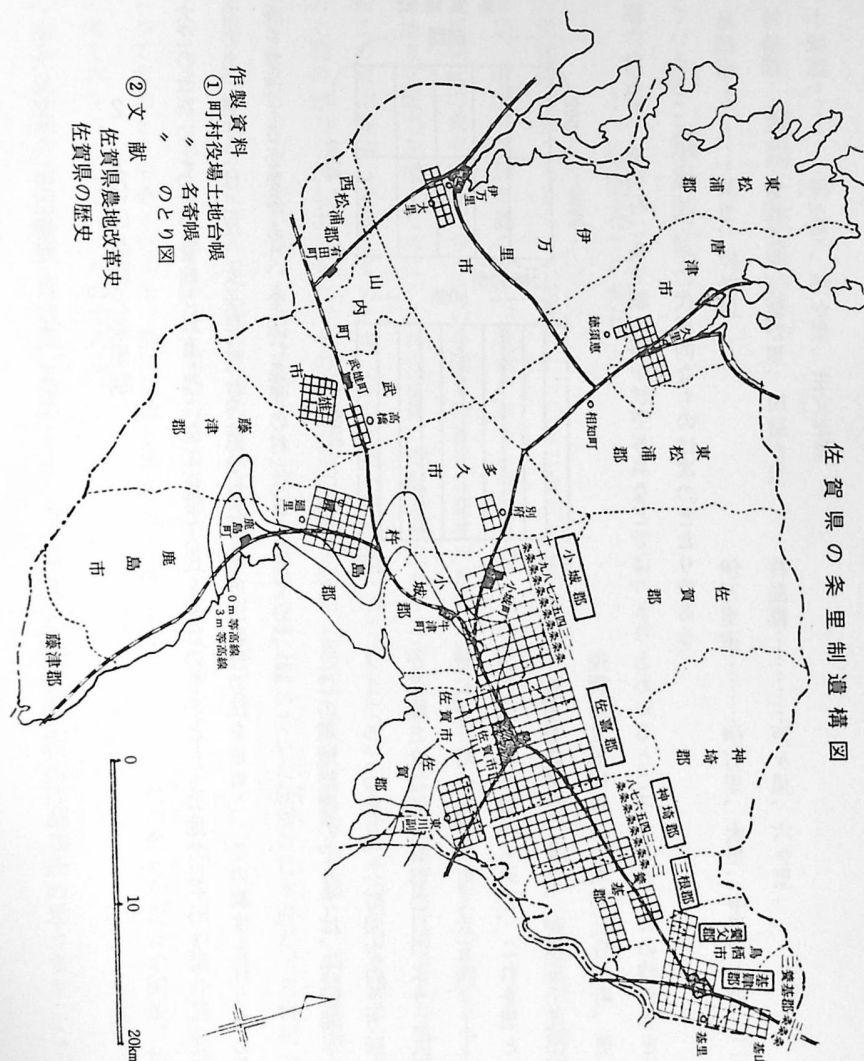
2 大化の改新と条里制

大化の改新によつて、豪族が私有していた土地と人民を朝廷のものとし（公地公民）、人々に一定の土地、すなわち、男子には二反、女子には一反三畝歩を与える班田収授の法を定めた。この制度を行うため耕地の区画を整理する必要がある、全国に条里の村がつくられていった。



島郡の白石町、有明町に条里制の跡が航空写真などではっきりとわかるところがある。この時の里を地名としていところも多く、その代表的なものは次のとおりである。

鳥栖市……………基里、於保里
 神埼郡……………曾根が里、駅が里、田道が里
 小城郡……………練が里、勝が里、生立が里
 伊万里市……………伊万里、大里、中里、小里、二里
 杵島郡……………戸ケ里、六ケ里



作製資料
①町村役場土地台帳
名寄帳
のとり図
②文献
佐賀県農地改革史
佐賀県の歴史

坪割図

31	32	33	34	35	36
30	29	28	27	26	25
19	20	21	22	23	24
18	17	16	15	14	13
7	8	9	10	11	12
6	5	4	3	2	1

里は方六町だから、里の中には三十六の方一町区画ができるが、この一つ一つを坪といった。この三十六の坪は、一の坪から三十六の坪まで番号がつけられており、今も小字名などによばれている。

3 山内の条里制

山内町の条里についての地割の遺構らしいものは残っていない。しかし、『武雄市史』上巻に、『橘中村文書』（一二三七年、長島荘の地頭として着任し、潮見城を築いた橘薩摩守公業にはじまる橘薩摩氏一族関係の古文書）『小鹿島文書』（同上）『武雄神社文書』、それに加わうるに、江戸時代中期の正徳享保のころの武雄神社の神主であった武雄信門の編集にかかる『武雄社本紀』などから拾った、武雄市一带の条里制に関係のある里と思われるものとして、いくつかの里の名称を挙げてあるが、その中に、「椿里」（山内町鳥海の椿原？）林口里（山内町林口）という二つの里の名称が列記されている。水田面積などからして、完全な型での条里制区分はなされていないが、条里の名ごりの名称が今日まで残されていることは大きな価値といわなければならない。

(二) 奈良時代

1 政治と仏教

五三八年にわが国に伝わったといわれる仏教は、聖徳太子をはじめ朝廷の力でだんだん全国に広まった。特に朝廷は、この仏教の教えを国家を治める思想とし、国民に仏教の信仰をといて、各国ごとに国分寺、国分尼寺をつくった。この外に、僧寺として肥前国には寺を二つ設けたという記録があるが、このことについては後でふれることにする。

これら国分寺、国分尼寺の総本山として建てられたのが奈良の東大寺であるが、東大寺大仏殿の大仏は有名である。なぜこの大仏を多額の費用と労力をかけてまで造ったかということについては、朝廷内の内紛や、当時たびたびおこった天災、疫病などによる社会不安を除くためだといわれている。仏教が国を治めるために利用されたいわゆる護国仏教であった。

2 民衆の生活

この時代の人々の生活、とくに農民の生活についての記録はあまり残されていないが、『万葉集』の歌の中にわれわれの祖先の生活の様子を知ることができる。特に筑前国の国司として太宰府に住んでいた山上憶良は、農民の苦しい生活を次のようによんでいる。

○ 世の中は憂しとやさしと思えども

飛びたちかねつ鳥にしあらねば

○ 術もなく苦しくあれば出で走り

去ななと思へど児等に障りぬ

飛び立って逃げていきたいような庶民の気持ち、どうすることもできない苦しさから逃げ去りたくても子供のことを思つてがまんしていることを歌っている。

同じ山上憶良の『貧窮問答歌』の中にも苦しい生活が画かれている。

「天地は広しといへど、我がためは狭くやなりぬる。月日は明しといえども、我がためは照りや給はぬ。人皆か、我のみや然る。わくらばに人とはあるを、人並に我もなるを、綿もなき布肩衣の、海のごと、われけ下れる檻樓のみ肩にうち懸け、伏庵の曲庵の内に、ひた土に藁解き敷きて、父母は枕の方に、妻子どもはあとの方に囲みゐて、憂いさまよひ、竈には煙吹き立てず、甑には蜘蛛の巣かきて、飯炊くことも忘れて、ぬえ鳥の、のどよい居るに、いとのかきて短き物を端截ると言へるが如く、答取る里長が声は寝屋どまで来立ち呼ばひぬ。斯くばかりすべき無きものか、世の中の道」

世は広いというが、自分にとつて狭いものである。月日は明るいというが自分のためには照つてくれない。人はみんなこんなめにあっている。人間として生まれて人並みに生きて来たのに綿もないぼろぼろになった

布を肩にかけ、低く傾いた家の中の地べたに藁を敷いて、親子ともども囲みあいながら寝ている。かまどには煙もたたず、こしきには蜘蛛の巣がはって飯を炊くことも忘れてしまつて苦しんでいるのに、更に追いつきかけようようにむちを持った里長が寝ているところまで来てわめいている。世の中はこんなにも仕方ないものだろうか。といっている。

農民の苦しい生活の様子がうたわれているが、飯を炊くこともなく蜘蛛の巣がはる程に食糧を税として納めなければならなかったのである。フツンの代りに藁を敷いているとあるのでこの頃の農業が、弥生時代の穂づみでなく現在のように稲刈りをしていたと想像される。確かな資料はないが今日より半分以下の収穫であつたらう。

○ 防人^{さきもり}に立ちし朝けの金門出に

手放れ惜しみ泣きし児らはも

これは国防のため九州にいく兵士の子を思ふ心を歌つたものであるが、当時は二十一歳から六十歳までの男子は兵役の義務があつた。兵士として指名されると六十歳になるまでは勤めねばならなかったもので、農家の労働力は子女によるほかはなかったのである。

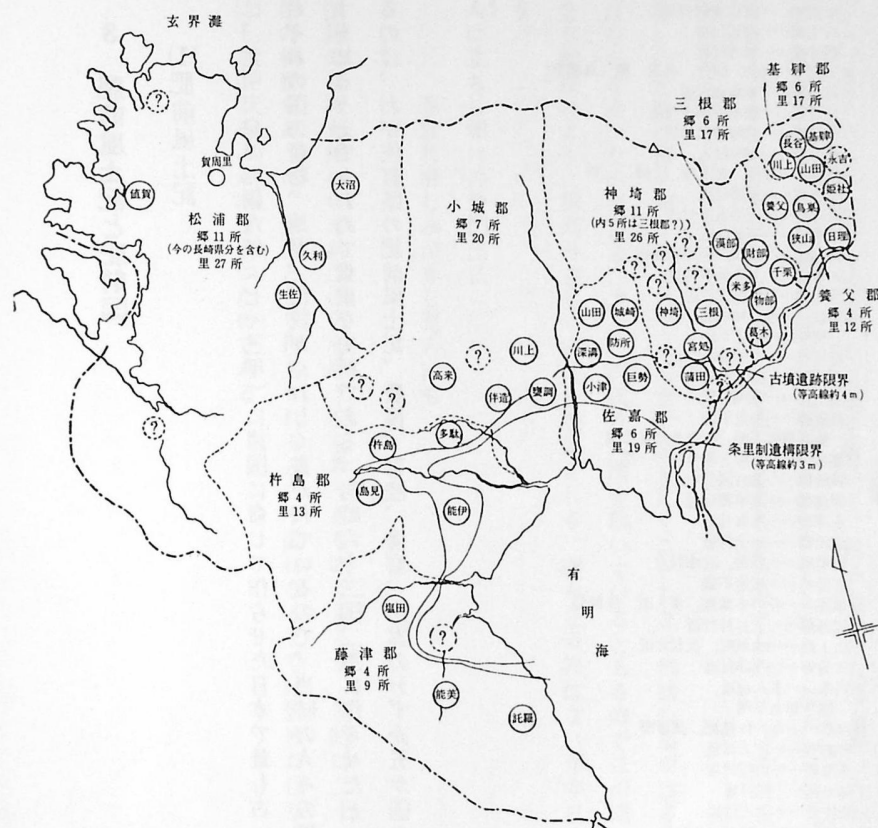
3 肥前風土記と肥前国

(1) 肥前風土記

風土記は、元明天皇の和銅六年（七一三年）に諸国に命じて作らせた日本で最も古い地理・歴史の書物である。それぞれの国の産物、地名、伝説がくわしく書かれているので、当時の人々の風俗・習慣や信仰、経済のようすを知るうえできわめて貴重な史料である。当時六十二国二島に作らせたといわれているが、現在残っているのは、わが佐賀県の肥前風土記、豊後、常陸、播磨、出雲のわずか五か国のものだけである。

(推定所在地)
 基肄郡……基山町及び田代町の一部
 基肄郷……本山口付近
 長谷郷……園部付近
 永吉郷……永吉付近
 山田郷……田代本村付近
 川上郷……神辺付近
 姫社郷……姫方付近
 養父郡……鳥栖、田代、基里、麓（鳥栖市）
 鳥栖郷……本鳥栖付近
 日理郷……藤木安楽寺付近
 養父郷……麓町養父付近
 猿山郷……旭町付近
 三根郷……中原、北茂安、上峰、三根
 漢部郷……漢部付近
 財部郷……西尾東尾付近
 千栗郷……千栗付近
 物部郷……板部、中津原付近
 米多郷……上峰米多付近
 葛木郷……南茂安付近
 神埼郡……今の神埼郡全域
 三根郷……推定不能
 神埼郷……今の神埼付近
 宮処郷……推定不能
 蒲出郷……蓮池付近
 船帆郷……推定不能
 他6郷名不明。所在地推定不能
 佐嘉郡……佐賀市と佐賀郡の一部
 城崎郷……春日国分付近
 深溝郷……高木瀬付近
 小津郷……与賀付近
 山田郷……川上付近
 巨勢郷……巨勢、兵庫付近
 防所郷……推定不能
 小城郡……今の小城郡、多久市、佐賀郡
 褒調郷……三日月付近
 川上郷……小城町、若松付近
 伴造郷……牛津付近
 高来……多久付近
 他3郷名不明
 杵島郡……今の杵島郡、武雄市
 杵島郷……北方付近
 多駄郷……大町付近
 島見郷……橋付近
 能伊郷……須古付近
 松浦郡……今の東西松浦郡、唐津市及び長崎県
 大沼郷……玉島付近
 久利郷……久利付近
 生佐郷……相知、厳木付近
 値賀郷……値賀付近
 外6郷名不明（長崎県内？）
 藤津郡……今の藤津郡、鹿島市
 塩田郷……塩田付近
 能美郷……能古見付近
 託羅郷……多良大浦付近
 外1郷名不明鹿島郷？

肥前風土記にあらわれた郡・郷・里名とその所在地
(奈良時代集落の考証)



参考資料

- ① 風土記集 (大日本文庫)
② 風土記の研究 (松尾碩作著)
③ 地名辞書 ④ 和名抄

註※太宝律令によると(1郷は4里に分け、1里の戸数50とする)とある。

※里の所在地は後考をまちたい。

※伊万里市付近に前方後円墳も2、3あり集落の存在を考えねばならないが、風土記・和名抄ともに郷名の記載はない。

肥前国 郡十一、郷七十、里一七八

- ・基肄郡……郷六所、里七十、駅一所
(基山町と鳥栖市の一部)
- ・養父郡……郷四所、里十二、烽一所
(鳥栖市の一部)
- ・三根郡……郷六所、里十七、駅一所
(三養基郡と神埼郡の一部)
- ・神埼郡……郷九所、里二十九、駅一所、寺一所
(神埼郡の一部)
- ・佐嘉郡……郷六所、里十九所、駅一所、寺一所
(佐賀市、郡)
- ・小城郡……郷七所、里二十所
(小城郡、多久市)
- ・松浦郡……郷十一所、里二十六所、駅五所、烽八所
(東西松浦郡、唐津市、伊万里市、長崎県の南北松浦郡)
- ・杵島郡……郷四所、里十三所、駅一所
(武雄市、杵島郡)
- ・藤津郡……郷四所、里九所、駅一所、烽一所

(2) 肥前国のようす

肥前国の範囲は、佐賀県と長崎県を合わせた地域であるが、郡十一のうち佐賀県が九郡であり、郷も三分の二は現在の佐賀県であるところから、肥前国の中心は佐賀県であったことがわかる。肥前風土記に書かれている郡や郷の数は上の表のとおりである。

表による集計は、郡九、郷五七、里一五九であるが、これは長崎県の彼杵郡の郷四、高来郡の郷九、里二一を除いたためである。

国を治める役所を国衙(こくが)といい、その役所が置かれたところを国府と呼んだ。肥前国の国府は佐賀郡大和町久池井にあったといわれており、この頃の肥前国の政治、文化、経済の中心地であつ



た。この地域には、前にも述べたように、大きな土墳や条理制の跡が残されており、かなり前から進んだところであったのであらう。

『肥前風土記』の中に、「城臺所、寺貳所」とある。この城については、「天智四年秋八月、遣二達率憶礼福留、達率四比福夫筑紫国一、築二大野及櫛二城」という記録が示すように、櫛（基津城のこと）のことである。今の三養基郡基山町に築かれたものである。これは、この当時、天智天皇（中大兄皇子）は母君の斉明天皇とともに九州に下り、百済を救うために三万の大軍を朝鮮に出兵したが、奮戦むなしく大敗したので（この戦いを白村江戦という）、朝鮮の攻撃から太宰府を守るために、六六五年に大野城とともにつくられた日本最古の朝鮮式山城である。

寺が二か所に建造されていたことについては、佐嘉（賀）郡と神埼（埼）郡にあったと書かれているところから、佐嘉郡の寺は肥前国分寺であるが、神埼郡の寺についてはいろいろな推測がなされていて確かなことはわからない。説としては、三養基郡上峰村にあった塔の塚廃寺という人もいるが、神埼郡東育振村の辛上廃寺のことではないかと思われる。

(3) 「肥前国」の起源

「……………火ノ下レル国ナレバ火ノ国ト謂フベシ（中略）後二両国二分レテ前後トナレリ……………」と『肥前風土記』にある。火の国が、後で肥国となり、天武天皇のとき二つの国に分かれて、都に近い方を前、遠い方を後としたので、肥前と肥後と呼ぶようになったのである。

4 肥前風土記にある杵島郡

(1) 郡名の起源

郡名の起源についての記録は『肥前風土記』と『肥前風土記逸文』にある。

『肥前風土記』によると、

「むかし纏向日代宮御宇天皇（景行天皇）巡幸の時、御船この郡の磐田杵の村に泊つ。その時、船の狀の穴より治水自ら出ず。一に言う、船舶の処。自ら一島となる。天皇御覽して、郡臣等に詔して曰く、この郡狀杵島郡と謂うべし。今、杵島郡と謂うはこれを詠れるなり。郡西に湯泉あつて

出ず、巖岸峻極にして、人跡いたるものまれなり」

むかし景行天皇が巡幸なされた時、御船がこの郡の磐田杵の村に停泊したときに、船つなぎの大きい杭の穴から冷水が自然に湧き出てきた。またこうもいう、船が泊ったところは自然に島になった。景行天皇はこのことを御覧になって、郡臣たちに、この郡は狀貳島郡というがよいと仰せられた。今杵島郡というのはこれが訛っているのである。郡衛の西に温泉が出ている。巖の崖がけわしくてあまり人々は行っていない。

【注】磐田杵の村は武雄市朝日町上滝一帯をさすものと思われる。

『肥前風土記の逸文』に「杵島山」のことについての記事が次のように書かれている。

「杵嶋郡縣南二里に一孤山有り。坤より艮を指して三峰相連る。これを名づけて杵嶋岳という。坤なるは比古神といい、中なるは比賣神といい、艮なるは御子神と曰う。（一名軍神。動けば則ち兵おこるという。）郷間の士女、酒を提げ琴を抱いて毎歳の春秋に手を携えて登望し、楽飲歌舞し、曲盡して歸る。

杵島の県の南二里のところの平地に、一つの孤立している山がある。南西から北東にかけて三つの峰が連なっている。これを杵島山と名づけている。南西にあるのが比古神（男神）といい、中にあるのを比売神（女神）といい、北東にあるのを御子神という。（一名軍神という。動くときにはただちに戦いがおこる。）村里の男女が酒をもち、琴を抱いて毎年春と秋に頂上に登り、楽しく飲んだり舞ったりして帰る

杵島山は航空写真で見れば一連山のようなのであるが、北方町大崎地区から眺めると三連山に見える。また、山の中腹や麓には今も多くの神社があり、この三つの神がどの神社であるかについてははっきりしないが、現在の時点でこの記事を読んでも当時の様子を思い浮べるに十分である。

(2) 郡家と杵島

国には国司、郡には郡司という政治を行う役人がいた。郡司のいた役所のことを郡家^{ぐんけ}といって、館舎や税としての稲や穀物を取めておく倉庫があったが、杵島郡の郡家がどの位置にあったかについては明らかにされていないのであるが、『武雄市史』にいろいろな説として次のようにあげている。

○武雄市橋町鳴瀬説

○武雄市橋町片白の官付（釈迦寺）説

○白石町馬洗宮の下付近説

○武雄市朝日町黒尾中の館・館の上・前場付近説

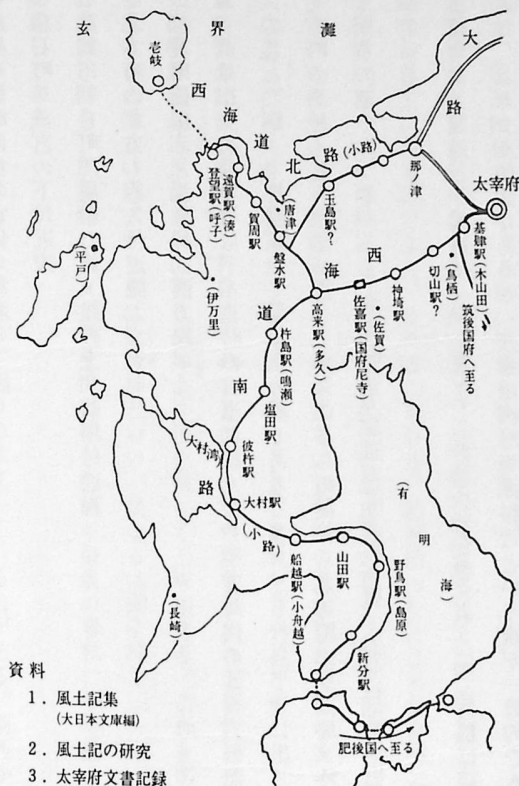
○北方町の北方志久付近説

○江北町佐留志・堤雄神社西方説

なお、武雄市史の執筆者は、「当時の官道は風土記や平安時代の延喜式の記事によると、佐嘉駅——高来（多久のこと）駅——杵島駅——塩田駅の線である。多久から杵島平地に出る道といえば、馬神峠付近を通り、北方町の馬神・北方に出る道と、多久市多久町岡から北方町の駄飼場・杵島鉱業所二坑付近に出る二つが古くからの道であつてみると、北方町北方付近か北方町高野——追分付近の山麓に求めるのが最適だろう。」といっている。

大宝律令に「諸道三十里毎に一駅を置き……」とあるように、各郡に駅が設けられていた。杵島駅については、これまた諸説があるが、武雄市橋町鳴瀬付近という説が一般的である。駅には伝馬が五頭いたよ

古代肥前国の駅路



うである。

山内町についての記事が見あたらないのは、杵島郡の中心が北方町、武雄市橘町であつたからであらう。交通路も多久から鳴瀬、片白を経て塩田に至る道路が中心であつたので、山内地区は、川登地区と同様に辺地としての存在であつたようである。

七、平安時代

七一年以来、政治は奈良の都を中心に行われてきたが、貴族の間の権力争いが長く続いたり、朝廷の保護をうけて勢力を強めた僧侶の横暴などのために、政治の乱れがひどくなってきた。そこで、桓武天皇は、人心を一新して政治のたてなおしをするために、延暦一三年(七九四年)都を京都の平安に移された。この都を「平安京」という。皇居が東京に移されるまでの一〇〇〇年という長い間平安京に皇居がおかれた。京都に移されてから以後、源頼朝が鎌倉に幕府を開くまでの約四〇〇年間を平安時代という。

(一) 仏教の流れ

五三八年にわが国に伝わった仏教は、奈良時代になって政治と結びついたために、釈迦本来の教えから離れていった。寺社は私有地をふやすことを考えて宗教の道を歩まず、僧侶は政治に関係することを志したのであった。このような仏教の腐敗を立てなおそうとしたのが、最澄（伝教大師）と空海（弘法大師）である。二人は中国の唐に渡って仏教を学び、帰国して新しい仏教をおこした。

最澄は比叡山に延暦寺を建てて天台宗を、空海は高野山に金剛峯寺を建てて真言宗をひろめた。この二つの宗派は、奈良時代の仏教が都と結びつくことを考えたのに対して、人里はなれた山にこもってきびしい修行をし、祈りやまじないの力によって国を守るとともに人々の願いをかなえようとした。



貴族の男子(束帯)と女子(十二単)
束帯は公家の礼服、十二単は宮中の女官の礼服である。

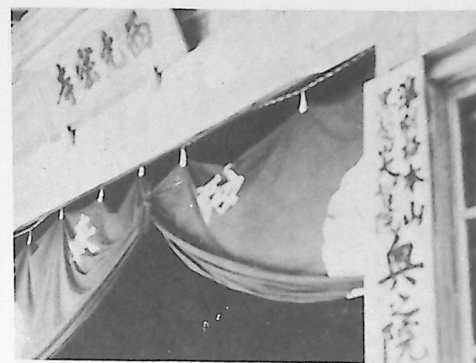
奈良時代に開墾した田の私有が認められてから、貴族や寺社は私有地（これを荘園という）をふやすことに心を配った。地方の豪族たちは、地方の私有地をこれら貴族に寄進して、自分は国司になって地方を治める権限を与えてもらうようにつとめた。このようすについては、清少納言の「枕草子」にも書かれているところである。

1 荘園のひろがりと武士のおこり

(二) 荘園と武士

でもあるようである。

このように、「土地」と、そこに住む「住民」をいかにして支配していくということが、自分の勢力をひろめていく手だてとなってきた。貴族は土地を広めて勢力を伸ばし、栄華な生活を夢みていった。その中でも、藤原鎌足の子孫である藤原氏は、摂政・関白となつて政治の実権を握り、国司を任命する権限を得てから朝廷の力を上まわる程になり、藤原氏の栄華が続いた。藤原道長の歌に「この世をばわが世とぞ思う望月のかけたることもなしと思えば」とあるが、この世を思うがままに動かす権力を得意になつて歌つたもの



西光密寺

山内町にも真言宗の家が多いが、それは黒髪山の西光密寺が真言宗であるところからである。伝説によればこの西光密寺は、空海が唐に渡るときに黒髪山に参詣し、帰ってから数か月にわたって滞在して弟子の快護に寺を築かせたといわれている。したがって西光密寺の開基を空海とし開山を快護というのである。西光密寺については別の項で詳しく述べることにする。

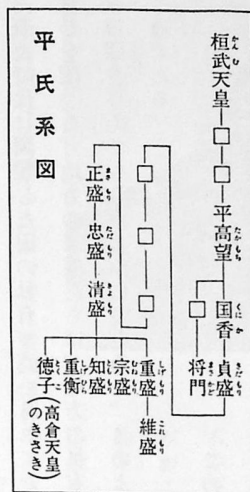
この時代の中ごろから戦乱が続き、世の中が乱れて人々の間に、不安な気持ちが高まり、世も末になったという「末法思想」の考えがおこってきた。それとともに貴族の間に、念仏をとなえて阿彌陀如来にすがれば、死後、極楽浄土で幸せがかなえられるという空也の教え（浄土教）が広まった。浄土へのあこがれは都の貴族をはじめ地方にもひろがったが、特に貴族は極楽浄土へのあこがれが強く、各地に阿彌陀堂を建てた。その代表的なものが、藤原頼通が宇治に建てた「平等院鳳凰堂」や奥羽の藤原氏が平泉に建てた「中尊寺金色堂」などである。平等院鳳凰堂は十円硬貨のデザインとしても知られており、中尊寺の金色堂については源義経が育つたところとして有名である。ともにこの世に極楽浄土を求めて造られているので、きわめて美しいものである。

きびしい修行によつて悟りを求め、まじないの祈りで天災病魔から救われようとした仏教は平安時代になると仏にすがつて死後の極楽浄土を夢みるようになった。この、仏教の流れは、そのまま当時の政治の流れ

である。

しかし、藤原氏の政治が地方をかえりみなかったので、地方の豪族や名主（地主）の中には、自分の利益を求める者が多く出てきた。このために地方政治が乱れて争いが絶えなかった。こうして、土地争いや盗賊から自分の土地を守るために、刀や弓矢で武装するようになり、武力を有する者が自分の勢力を保持できるような世相になった。これが武士のおこりである。

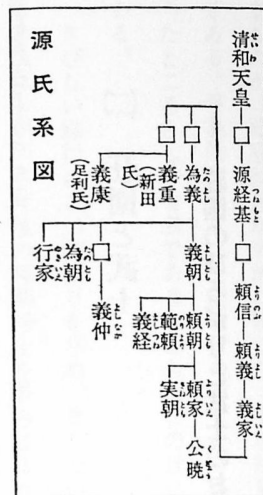
各地におこった武士は、有力な豪族と主従の関係を結んで更に大きな集団となっていた。その中には、



中央の都で藤原氏の勢力におさえられ、地方に下つていた貴族の子孫が多かったが、なかでも桓武天皇の子孫である平氏と清和天皇の子孫である源氏が最も有力な武士集団であった。

十一世紀の後半、奥州に前九年、後三年の役とよばれる乱が起こったが、これらの乱を平定したのは源頼義、義家の父子である。一方、平忠盛は上皇にとり入り、瀬戸内海 of 海賊を討って勢力を伸ばしていった。

平安時代の後期は、東の源氏、西の平氏といわれて、武士勢力を二分するが、このことについては、次の「杵島の荘園と平氏」「武雄後藤と山内町」のところで触れることにする。



2 杵島の荘園と平氏

肥前国には三十ばかりの荘園があつたが、その主なものは次のようなものであつた。

神埼荘	(皇室領)
松浦荘	(京都の最勝寺領)
藤津荘	(京都の仁和寺領)
川副荘	(京都の最勝寺領)
佐嘉荘	(京都の安乗寺領)
長嶋荘	(京都の蓮華王院領) ……武雄
中津荘	(太宰府観音寺領) ……白石
杵島荘	(平氏の大功田) ……有明
大町荘	(宇佐八幡官領) ……大町
長嶋荘がいつ成立したかということについては、確実な史料は見あたらない。しかし、北方町医王寺の歓喜寺の薬師如来像に次のような銘がある。	
「長嶋庄 医王寺	
藤原宗明并藤原氏	
橘宗友 并平氏	

承安貳年十月 日

勸進僧 静覚

承安二年は一七二年にあたる。この年代は平安時代末期になるが、これより以前に成立していたものと推定されるところから、一一〇〇年頃には肥前国長嶋荘とよんでいたであろうと思われる。

この長嶋荘がだれの領地であったかについては、平安時代の史料には出てこないが、文永三年（一二六六）八月二十六日付けの鎌倉幕府の『裁許状案』（薩藩旧記所収、権執印文書）の中に「蓮花王院領肥前国長嶋荘……」ということばが見えるところから、京都の蓮華王院領であったのではないかとわれている。

蓮華王院は三十三間堂で名高い寺であるが、これは平清盛が後白河上皇に寄進したものである。この寺は寺領を全国に三十か所以上有していたといわれ、長嶋荘も蓮華王院の寺領のひとつであったのであろう。また、蓮華王院ばかりでなく、肥前国の荘園は大部分が京都の寺領であり、平氏とのつながりの深いところである。『公郷補任』という史料によると、仁安二年（一一六七年）に平清盛が太政大臣となり、杵島に大功田を与えられている。この大功田がどの荘園であったかについては記録がない。『歴代鎮西要略』巻の二に、

「平治二年……肥前国の住人日向太郎通良、源氏の縁を以て平家に従わず、ついに城郭を構う。

清盛勅を奉じて追討使を下す。使節は筑後守平家貞なり。太宰府に下向し、筑後の兵を率いて肥前国に発向す。通良の一族等と数日防戦を遂げて家貞勝に乗ず。四月中旬、筑後守家貞肥前の合戦に打ち勝つて、日向太郎通良及通秀親良以下宗徒の者七人、従兵三百二十五人を斬獲し、以て首を帝都に送る。ここにおいて鎮西ことごとく平清盛に付き従う。」（武雄市史参照）

という記事があり、有力な土着豪族の日向太郎通良の反乱を鎮定した平氏が肥前に勢力を伸ばしていったの

である。

なお、長嶋荘は後には渋江氏の支配地となり、蓮華王院の寺領は西川登町と山内町大走の大道より西側の土地になったが、このことについては、鎌倉時代のところで述べることにする。

(三) 武雄後藤氏と山内町

後藤氏は、鎌足の子孫であるといわれている。第一代後藤章明の祖父は、藤原公則（鎌足より十三代目）といつて肥後守に任ぜられていたので、肥後の「後」と藤原の「藤」をとって「後藤」という氏をつけたという。同家の系図では次のようになっている。

①後藤章明——②資茂——③助明（資明）——④宗明——⑤清明——

後藤家のことについては『藤山考略』に詳細に記されている。これは後世になって著されたものであつて、完全に確かな史料とは考えられないが、伝説的記述（大蛇退治など）を除けば、推測する史料としては貴重なものである。

章明は、河内守則経（藤原公則の子）の長男として生まれ、河内国坂戸荘の地頭（検非遣使判官）であつた。この章明がどうして武雄（塚崎）の地頭に任ぜられたかについて『藤山考略』は、

永承二年奥州の六郡司安部頼時、朝廷を蔑にし、国司を脅制す、前相模守源頼義詔りを奉じ征討使に補せられる。頼義は子息太郎義家次郎義綱、舎弟肥後守頼清、掃部助頼季及び加藤修理少進景通、

其の嫡子右馬允景季、後藤内舎人則経並長男坂戸判官章明、次男大監物時家等、凡て氏族二十余人及び他家十余人其勢一万余騎を帥ひ六月上旬奥州に下向す、江州の佐々木源太夫章経、相州の鎌倉権守景成、三浦太郎公義以下馳せ集り七月下旬奥州に入る、時に頼時先非を悔ひ国府に寄りて降参す、……章明は内舎人と為り昇殿を許さる、是れに依りて雲上後藤内と称し、累年の功勞に依り肥前国塚崎庄地頭に補せらる。嫡子資茂初めて肥前に下り子孫因襲して塚崎の領主となる……」

と述べている。

安部頼時、貞住が朝廷に反乱をおこした前九年、後三年の役に戦功をたてた章明が塚崎の地頭に任ぜられたのである。

章明は河内国を居所として塚崎には来なかったが、二代資茂が元永年間（一一八一—一二〇）にはじめて下つて来て、最初は富岡村温泉里（丸隈山）に館を築いたが、やがて御船山の靈秀に魅せられ、御船山の麓に城郭を築いて移り住み、自ら塚崎御船山城といったという。

三代助明と黒髪山の大蛇退治の伝説は有名である。大蛇が黒髪山に住み、田畑を荒らしたり、村人をなやましたりしていたので、鎮西八郎為朝に協力して大蛇を退治したという。このことは三代助明のときは山内町にも勢力を広げていたことを物語るものと考えてよからう。また、助明は住吉城をつくつて、塚崎城の別拠としていた。大蛇退治の伝説や住吉城については別の項でくわしく述べることにする。

（四）農民のくらし

農民が耕やす耕地は、口分田くぶんでといわれ、朝廷よりの班給されるものであった。しかし、男女六歳になると与えられることになっていたが、人口の増加、（奈良時代六〇〇万人が平安時代には一〇〇〇万人近くになっていたと考えられる。）で、実際には何十年も口分田が与えられないままのところもあった。とくに九州は中央から遠い地であつたために、太政官の通知がおくれたようである。このように耕地は少ないうえに、肥沃な土地は荘園として一般農民に与えられなかつたので、農民の収穫は極めて低いものであった。

そのうえに、過重な租税を納めなければならなかつたので、税負担に耐えられず、逃亡する者が出たり、天災、疫病のため収穫皆無の状態もあつたらしい。貧しい農民が富裕民を襲つたりする事件が相ついたのであつた。そこで、当時九州全土を治める役所の大宰府は、税の免除をして社会の不安をしずめようと努めたが、このことについては、大宰府文書の『類聚国史』や『日本後記』に次のような記録がある。

○ 延暦十八年（七九九）桓武天皇の勅りによって、全国十一か国が旱害かんがいのため被害を受けたので田租を全免された。この中に肥前国も含まれている。

○ 大同元年（八〇六）北九州の大洪水のため、百姓の生活が困窮した。さらに疫病が流行したので、大宰府は肥前、筑前の二か国に二か年の田租を免除した。

○ 弘仁四年（八二三）十月の大風による被害のため、肥前国をはじめ五か国が租と調を免除された。

○ 弘仁五年（八二四）六月から降り続いた雨が九月まで止まず、稲の収穫が皆無であったので、九州全部の国に三か年の税免除をした。

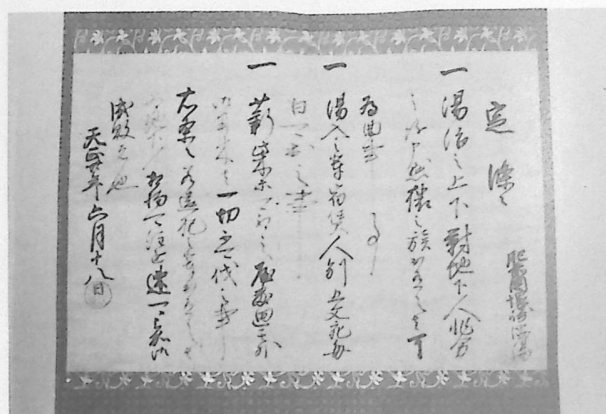
○ 承和五年（八三八）肥前国ほか四か国に疫病が流行して死人があふれたので、一年間の税免除をした。

○ 承和十年（八四三）大旱ばつのため多くの餓死者が出たので、肥前国ほか三か国一島に一か年の租免除のほか、賑給（救援米を施すこと）をした。

○ 仁寿二年（八五三）肥前国、豊後の二か国に賑給した。

農民の生活苦は想像に絶する程の困窮の状態であったことがわかるが、奈良時代、山上憶良の「貧窮問答歌」にあったような生活苦が、平安時代まで続いたのであるが、貴族の繁栄のかげに、農民の税の重い負担があったのである。このような社会不安が、先きに述べた末法思想の世相へとすすんだものではなからうか。

中世



武雄温泉入湯の定

豊臣秀吉が朝鮮を攻めた時、全国から集まった将兵のために入湯の掟をつくった。最後にある押印は秀吉の実印で、これを押してある文書は全国でも珍しいという。

○ 弘仁五年（八二四）六月から降り続いた雨が九月まで止まず、稲の収穫が皆無であったので、九州全部の国に三か年の税免除をした。

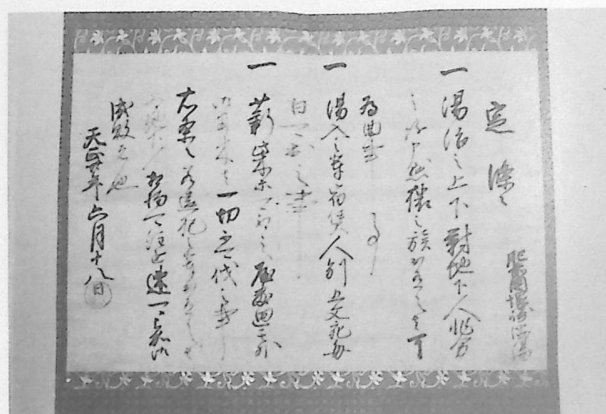
○ 承和五年（八三八）肥前国ほか四か国に疫病が流行して死人があふれたので、一年間の税免除をした。

○ 承和十年（八四三）大旱ばつのため多くの餓死者が出たので、肥前国ほか三か国一島に一か年の租免除のほか、賑給（救援米を施すこと）をした。

○ 仁寿二年（八五三）肥前国、豊後の二か国に賑給した。

農民の生活苦は想像に絶する程の困窮の状態であったことがわかるが、奈良時代、山上憶良の「貧窮問答歌」にあったような生活苦が、平安時代まで続いたのであるが、貴族の繁栄のかげに、農民の税の重い負担があったのである。このような社会不安が、先きに述べた末法思想の世相へとすすんだものではなからうか。

中世



武雄温泉入湯の定

豊臣秀吉が朝鮮を攻めた時、全国から集まった将兵のために入湯の掟をつくった。最後にある押印は秀吉の実印で、これを押してある文書は全国でも珍しいという。

概 説

本書でいう中世の範囲は、治承・寿永の乱の後、源平戦に結着がつき、源頼朝の鎌倉幕府が成立した時から、すなわち、鎌倉時代、南北朝、室町時代を経て、戦国時代の末期までの約四百年間で、これを中世として取り扱う。

この間における山内地区の変遷を書いてみたいと思うのであるが、敗戦後三十年の年月は歴史研究の解放時代で、私たちが学校で学んだ歴史とは全く異なったものになっている。子供達の教科書を見ても思い半ばに過ぎるものがある。

それでは、どんな見方をするかということ、いちいち取り上げては切りがないので、一応常識的に、中世時代を通じての特色を示す事象を列挙してみると、次のようなことがいえる。

- (一) 政治史の面では、武家政治の成立、存続、公武の対立や戦乱。
- (二) 社会史・経済史の面から、荘園制度、封建的主従関係、武士の在地性、商工業の座などの発展。
- (三) 文化史の面では、宗教の優勢、絶対否定の論理さらに激情、質朴、ロマンの心情など。

なお、現象面で、特徴的な事象として時代認識に役立つもの、たとえば、一族、党などの武士団。荘、名、座などの制度、あるいは秩序感覚。

僧兵、聖、修験者。本覚思想、軍記、連歌

なども中世の基本的性格の範疇の一連のものと考えていきたい。

少し話が抽象的になったが、ことのついでに言えば、では一体、中世時代というものを切り開き形成していく「力」（根本的なエネルギー）は何であろうか。

それは、平安中・後期、ことに一〇世紀以後を中世成立期として考えるならば、（新しい時代をつくるもの）領主制として把握するか、農民経営として把握するかのどちらか一つだといえよう。

端的に言えば、在地領主の成長と見るか、農民層の対立闘争による成長と見るか。の二つの見方がある。

筆者はこの後者を採って、生産性の変化とその間の人間の結びつき関係であるとする。

以上のことを根本に踏まえて、わが山内地区の中世を述べることにする。

平家が没落して源氏の棟領頼朝が鎌倉幕府を開いたということは、われわれ山内地区は、この時、敗戦地区になったということである。

この敗戦地区としての山内は、これから何回か歴史の中に浮き上がってくる。これは、ちょうど中世という歴史を試験管の中で純粹培養をして変化させていくようなものであって、外部からの影響というものがほとんどなかったのである。

関東平野の皇室領の植民地が、開墾につぐ開墾を行い、総領制をとって分家分裂して、侍から武士になり乗馬で駆け廻りながら、武力を鍛え、農業の生産性を増してゆく過程を見ると、東国の場合は、たしかに東国という試験管の中で増殖発展し組織化され、かつ強力化していったとみななければならない。それが源氏の根本的な力であり、都で公家化され弱体化された平家の西国が、貿易の富で立ち向かっても、得意の海戦においてさえ、松浦党の主力から寝返られるようでは源平両氏の力の差は明らかである。根本は西国農業の後進性に帰着するといっているのではなからうか。

山内地区は、北西に標高五〇〇余メートルの黒髪山、南に四〇〇余メートルの神六山があり、この両山に発する二つの河川は、両山の間狭い盆地を潤して東流し、松浦川となり唐津湾にそそぐのである。こうした地形のために、山内町には古くから、黒髪山を中心とする文化と神六山を中心とする文化とがあつて、これが統一されて山内地区の歴史を形成していったものではないかとの仮定を以前からもっていた。いまここに、中世の古文書にあらわれる事柄を基礎にして、少し学問的な裏付けをしてみると、やはり一面の真実を物語ってくれるようである。

佐賀県の地方史の最も古い文献は、肥前風土記（八世紀）であつて、この本には武雄温泉のことは書いてあるが、これから西の方は早岐まで記述がない。

もちろん、山内地区のことについては何も書いてない。古文書では、『肥前国守護北条時定の書き下し』の中で、元寇、弘安の役に老岐で戦った船原三郎の名がはじめて出てくる。これは弘安四年（一二八一）のことである。

つづいて、船原因幡守監の名が出てくる。なお、南北朝時代（永徳、至徳）や応永二十八年（一二二一）の『松浦党の契諾状』には、船原出雲守道、船原長門守茂などの名がみえる。

つまり、神六山の麓一帯（船原、鳥海、立野川内、三間坂、梅野）は、後藤氏の進出する前は、松浦党の勢力範囲であつた。あとにでてくる日本白磁の原点である百間窯も、松浦党と朝鮮との関係によって起こされたものであり、また、松浦党の勢力下にいわゆる唐津焼（施釉陶器窯）が起こつて、これらが白磁窯となつた（筆者注 私はこのことを強調したい）と考えられる。

その次に、正応五年（一二九二）八月十五日の『河上神社文書』がある。これに庄園の分の条に黒髪社三丁と

書いてあり、ここに、初めて黒髪山に関する文書がでてくる。すなわち、十三世紀の終末に黒髪山の社領としての小さな荘園が存在したことを述べてある。

この古文書の中で、最も大きな荘園は長嶋の荘一千五百十七丁で、その近くにあるはずの黒髪の荘園はどこであったかはっきりしない。

次にでてくるのは犬走の地名である。永仁七年（一二九九）六月の蓮華王院御領と長嶋庄との下地中分に関する文書で、これは当時の裁判記録である。この記録によって山内の南東半が、たぶん蓮華王院（三十三間堂）の御領地荘園の一部分であったろうということがほばいえるのではないかと思われる。

次が正中二年（一三二五）八月廿九日の『中村文書』に三間坂十郎乗願の名が出てくる。そしてこの文書には、乗願と中村弥二郎公有と共有していた岩富名の「名」の名称が載っているが、名田の「名」はこの一つしか山内地区ではでてこない。

前述のように、山内のことが古文書にでてくるのは十三世紀になってからであるから、鎌倉幕府ができた十二世紀のことについては、何を根拠に考察するのかたいへん困難なことである。したがって、本稿においては、古文書にはないが地名として残っている館、堀の内、古屋敷などという名称は、十二世紀の地名が化石のごとく残っているものであるから、この化石地名を検討して、十二世紀の武士の農業と修験者・山伏の黒髪山を述べていきたい。

また、かの有名な李参平は白磁鉢石を発見し、黒髪山の松の木（タタラ木）を燃料として日本の白磁を創成した。このことは松浦党の地であったという山内地区と共に強調したいことの一つで、このことについても稿を進めたいと思っている。

十七代後藤職明が、明応五年（一四九六）十二月黒髪社の大宮司職に黒髪右馬亮を任命し、その明応の末年（明応は一五〇〇年まで）に黒髪山の法印頼憲を射殺して、黒髪山城を築き、この山内地区に進出してくるのである。これから周囲（藤津の大村、松浦党の伊万里、長嶋の洪江）の勢力との関係が絡み合い、純明の島原の有馬への従属。大村よりの貴明の養子。貴明の平戸よりの養子（惟明）とその離反。そして貴明の勢力拡大後、ついに龍造寺に吸収されて家信の時代になり、一万九千七百石の秀吉のお墨附ということになるのである。

誰かが佐賀県の中世は「五州の大守龍造寺隆信」という「サブタイトル」をつけていたが、誠に然りといわなければならない。山内もこの範疇から一步も出ていないように思われる。

なお、修験道の山・黒髪山のこと、伝説大蛇退治のことの二項と、陶磁器古窯跡のことは項を改めて書くことにする。

一、黒髪山と修験道

(一) 黒髪社

中世の肥前国の莊園を一覧表にして記録したのが、各郷土史によく引用される有名な『河上神社文書』である。この文書に集録された庄園の中に、「黒髪社三丁」の一項があり、これは、山内地区の地名なのでく

る中世の文書の一つである。

その一覧表を引用する。

河上神社文書

「河上神社文書」正応五年（一二九二）八月十六日「河上造宮田所渡田惣^田数^{*}」

* 注進

肥前国庄公造河上宮用途支配惣田数田所渡田事合

一、勅免分四千百九十九丁三反

安楽寺御領五百七十二丁七反内

小倉庄五十六丁八反 鳥栖庄四十五丁二反

幸津庄五十丁二反 同新庄五十五丁



黒髪山参道第一鳥居
(肥前鳥居の特徴をあらわす)

米多庄五十七丁三反 佐嘉庄四十一丁二反
蠣久庄六十丁 石動庄四十七丁
藤織庄二十丁 神辺庄八十丁
牛嶋庄六十丁
院御領神埼庄三千丁 今者造宮弁済地、注文別紙在之
巨勢庄六百丁
河上宮御供田二十七丁一反
一、庄園分

三重屋庄二百七十五丁五反
河副庄一千六十七丁一反
長嶋庄一千五百十七丁
与賀本庄百二十丁
国分寺百十丁三反二丈
尼寺三十四丁 元六十五丁七反三丈
賀世庄百八十六丁八反二丈 元三百二十丁
安富庄二百四十丁八反 就関東御教書定了元五百六十七丁四反二丈
晴氣庄百丁
太田庄二百五十四丁

三津庄五十七丁七反
大町庄七十八丁八反
吉田村六十丁
藤津庄六百丁 但除吉田村定
綾部庄七十丁
三野原庄四十丁
奈良田庄百二十五丁七反
養父庄二十七丁 元三十丁内三丁千栗宮領云々
村田庄百二十七丁
中津隈庄百六十丁
杵島南郷庄五百丁 元千丁
成道寺庄七十九丁
大楊庄八十二丁一反
米多庄三十四丁
松浦西郷元四百十町
宇野御厨庄三百丁
伊佐早庄二百五十三丁
彼杵庄四百十二丁五反

千々岩庄三十丁
 髮白庄四十丁元四十三丁
五反三丈
 山田庄二百四十丁
 高木有馬庄八十丁
 串川庄二十丁
 赤自庄二十三丁三反三丈
 小城郡七百丁元九
百丁
 松浦東郷鏡御領三百九十八丁四反三丈
 園部庄八十六丁七反
 田嶋社十四丁五反
 統命院四十三丁七反
 平隆院四十三丁七反
 金立社十丁
 一品社十一丁三反
 樂校院二十丁一反
 春日社二丁七反
 荒保社十九丁五反
 久治国三丁二反
 木宮四丁
 伊石四十七丁
 選士二十丁
 法淨寺五十八丁
 大寺十三丁
 常樂寺二十丁二反
 清水寺八丁
 觀世音寺四丁
 清法寺十九丁九反
 天山社六丁八反
 東屋三丁三反
 黒髮社三丁
 岩屋七反
 清福寺十八丁
 稻佐社十丁
 与賀新庄六百丁
 須古庄三百十丁
 稻崎四丁五反

堀江社六丁
 法雲院一丁七反
 武尾三丁二反
 黒尾一丁七反
 一、公田分
 基肆北郷百五十七丁八反三丈
 同南郷三百二十七丁三反三丈
 養父東郷二百三十二丁二反
 同西郷百九十三丁六反内百二十七丁元米久云
云残六十六丁六反
 義得保七十三丁号天神御
領相除
 瓜生野保七十九丁四丈
 三根東郷二百六十六丁二反一丈
 同西郷三百九十三丁九反
 矢俣保三百三十丁
 城崎東郷三十一丁八反
 同西郷百三十三丁四反四丈
 深溝北郷八十五丁一反二丈
 同南郷百七十五反

小津東郷百三十三丁二反
 山田東西郷百六十一丁一反四丈
 坊所保百七十四丁三反二丈
 杵嶋北郷二百五十五丁
 六箇里保百二十丁
 高木東郷二百五十四丁
 同西郷八十三丁
 寄人六十八丁一反
 已上三千五百四十九丁六反三丈内
 除二百六十九丁五反三丈但無田數
所々分
 定田三千三百丁一反
 惣合一万三千七百十九丁六反
 除二百四十九丁五反三丈
 定田一万三千四百七十丁二丈
 右大略注進如件
 正応五年八月十六日 田所(花押)

この「黒髪社三丁」が、どこに存在したかを確実に証明する文書は、今のところ見つからない。しかし、その後近世に至るまで、黒髪山が知行地として支配していた下黒髪に（その地名からして）あったのではなからうかと皆考えている。

しかし、前述したように、下黒髪には「たち」の地名があるが、その位置は、近世の頃黒髪社の知行地であった下黒髪の耕地の位置と少しずれているようである。近世の黒髪社の知行地であったところは、現在の白ノ川内から橋を渡った所であるが、その付近には、寺屋敷であるとか、前田のくぼ、おつぼねなどの地名が今も残っている。これは「館」の存在を示すものであろうが、この館跡はたして黒髪社の庄園とどんな関係にあったのか。これを確かめる手段は今のところない。館というからには、武士の屋敷跡であることは間違いないと思われる。神社の社領としての庄園が、ここから始まったと考えていいのか疑問が残るのである。

この河上神社文書のことより以前になるが、『武雄社文書』の中に、武雄・黒髪両社の本司藤原貞門が「両社に対する勘科白布五段ずつの加徴の免除を乞うた仁安三年（一一六八）二月十三日付の解状。および両社が前々からもらっている六町の上分田を一定の土地にきめないで、今までの通り「浮免」としてもらいたいと願った承安二年（一一七二）十二月二十日付の解状」がある。

この解状によると、解状であるからには、願い出た所の署名者名で裁定がでるわけであるが、相手は長嶋の庄となっている。したがって両社とも、長嶋の庄の支配をうけていたと思われるし、浮免というからには田地が固定してなかったらしいこともわかる。また、寛俊という社僧が、春秋の彼岸に武雄社が大般若経を転読するのに、荒田二町を開墾するが、この科田を免田としてもらいたい、つまり税をかけないでほしいと

いう願状を出しているが、安元二年（一一七六）二月に出されたこの願状に対する解状から、武雄社には当時すでに僧侶がいて、読経も行われていたことが明らかにされる。おそらく黒髪社も同様であったであろうと思われる。

黒髪社が、武雄社宮司の支配をうけていたのは、何時頃までであったのか、その時期はわからない。また、河上神社記にある黒髪社領の三町歩の田からとれるこの頃の収量は、約三十石（段当七斗一石といわれる）である。黒髪山由緒記によると、茂綱（江戸のはじめ頃）のお墨付は定米六十石となっているが、幕末には大智院六十五石、下坊一石八斗、黒髪山十石、黒髪山大宮司九斗となっている。このことから、黒髪社の消長と経済規模とを想像することができるようである。

時代はずっと降るが、天文二十二年（一五五三）癸丑二月十四日証と銘記してある阿俊法師の『黒髪山』という文書がある。この時にはすでに、西光密寺があったことは明らかであるが、この文書に本地垂迹の仏様が、薬師如来で、日光、月光の両菩薩とともにこの三尊が黒髪山三所権現であるとしてある。（黒髪山三

所大権現の本地仏は、薬師如来、阿弥陀如来、千手観音菩薩の三尊だという説が有力である）

ところで、『黒髪山』の筆者阿俊法師は、彼が建立

した逆修のための六地藏の存在などから推しても、黒髪山の住職であったろうことは否定できないのに、黒髪山由緒記の中には、名前がでてこないのである。天竺の大王が黒髪山の天童岩の許にきたという独得の垂



阿俊建立(天文22年)の六地藏

迹説は、同由緒記の中にも一説として述べてあるにわかならず、その説の主張者である阿俊法師は扶殺されているのである。しかし、天文年代に黒髪山の本尊が一時、薬師如来であったことは、現在船ノ原の薬師堂に残っている等身大の薬師如来像にかかる次の物語によっても明らかである。

黒髪山の寺が焼けてしまったので、船ノ原の理智院（黒髪山最古の末寺）の薬師如来像を、黒髪山の御本尊とするために、黒髪山へ移そうとして、一の鳥居まで来たところ、急に重さが増して、背負っていることができなくなつて登山が不可能になった。これは仏様が嫌っているのであらうと、もと来た道を負つて帰りにかけるとまた急に軽くなった。という伝説がある。よく仏像の因縁を伝える話ではあるが、薬師如来が本尊

だったことの証明にはなると思われる。



船の原薬師如来

阿俊が、薬師如来を本尊としたことについては、信教上からか、あるいは、布教の上からか判然とはしないが、ともかく、当時の世情から考えて、直ちに利益のあるものが欲しかったのではなかろうかとさえ思われる。西方浄土に生まれることを願うおり、たつた今の病苦を除く医王である薬師如来が、この戦乱の世には流行したのも当然のことかと考えられる。

黒髪山の文の前半を掲げておく。

『肥前古跡縁起』による

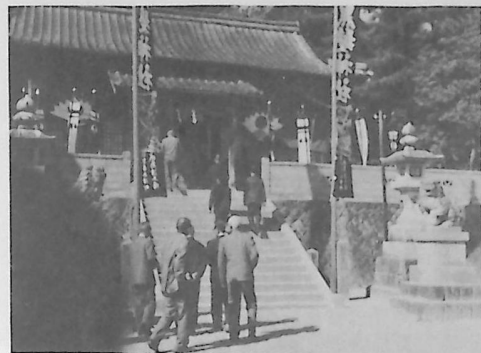
黒髪山

阿俊法師（一五五三）
天文二十二年

癸丑二月十四日記

黒髪山

黒髪山大権現、本地薬師如来の三尊聖徳太子御作也、昔天竺の大王我朝に飛来り給ひ天童岩の許に座し虚空に向て御闢ををろし給ひ、刹那に法躰の姿と現れ忽権現と垂跡し給ふ、其鬚髪を納め御宝殿の所と定給ひし故に黒髪山と云、岩峨々として雲に聳、谷深々として金輪に等し、常に医王の薬を降しては偏く衆生の病を除き東方瑠璃の放光は諸の無明を照し給ふ、誰か日光月光の利生を蒙らざらん、誠哉善逝の功德日夜十二の時を守り給ふ、是即ち法界自性の十二因縁也、就中苦海の群類を勧て本土西方安養を示し給ふ故に名付て西光密寺と号し、清浄無垢の本躰を現して女人閨界の霊場と定め給ふ、然れ共六十一歳を過ぐる者には其戒なし、是即ち権現の神要大悲の方便也、今我穢れの身をいと深く本願に頼りを懸けて一筋に神慮を祈り奉らん人忽變成男子の利益に預り不老不死の齢を述ん、誰か此山に祈請をこらさざらんや、



黒髪神社下宮社

(二) 黒髪山と修験道

前項では、三篇の古文書によって、黒髪社の性格を見てきたのであるが、では、このような黒髪社はどうしてできたのであろうか。もう少し立ち入って見ることにする。

一、下宮華表「黒髪山下宮、元是熊野神也。神之為徳也見日本書紀頃日武雄掃部藤原頼長同弟権亮藤原頼久削石華表以建、宝前蓋、莊權現之杜壇、祈子葉之繁茂也。予当仁不獲讓、染毫其銘曰、『神徳惟馨、華表豈没、相攸彫聲、永懸日月。』延宝三年（一六七五）乙卯八月吉日良辰僧正覚遍謹題。

右の引用文は、黒髪山下宮社の鳥居の碑文である。上記の華表（下宮社の）は、黒髪山下宮が熊野神であることを権僧正の覚遍が説明したものである。

元禄三年頃書かれたと考えられる『黒髪山由緒記』に

下宮―宮野の市の上の山にあり、土宮を相去ること三十二町、神殿、拝殿および御供舎、華表など社内あり。

阿弥陀堂―下宮山の中にあり。すなわちこれ下宮本地堂なり。

観音堂―下宮山の南にあり、またその本地堂なり。

薬師堂―下宮山の東にあり、またその本地堂なり。

というので、下宮社は三つの本地堂、すなわち仏堂からなっていたのである。網ノ内（阿弥の内）と部落名をいうのは阿弥陀堂があったからではなからうか。

熊野神が修験者の神であることは衆知のことである。この由緒記は、熊野神がイザナミの尊から速玉男命、事解男命に垂迹したもので、その本地仏は薬師如来、阿弥陀如来、千手観音であり、これを称して三所権現としたことを述べている。なお、弘法大師が開いた黒髪大権現は修験者の山であること、そしてその主神が熊野神であることから熊野信仰の所産であることをあらわしている。

修験道というものは、鎌倉の初期に、山岳信仰から発展して宗教体系をつくりあげたもので、山岳の登拝、修行による超自然の力の獲得、その力を用いての呪術の宗教的活動を強調する実践的儀礼中心の宗教である。

平安時代には、密教僧は山岳で修行をした。そして、その人たちの中で加持祈祷の能力に秀でたものを修験者と呼び、また山伏とも言った。熊野山において修行

したものが熊野の修験者なのである。この肥前にはいつ頃から修験者が入ってきたものか、『鎮西要略』から探すと、牛尾山の別当を中心として支配された黒髪山は、修験の山の一つになっていたのである。この辺のことを『肥前旧記』に前記の鎮西要略を引用して説明してあるので、その一部を抜粋して資料とする。



黒髪山登山赤田口の道標

保元二年（一一五八）、花山院、家忠、牛尾山現二村社別當坊今ハ士族トナリ花園ヲ氏トスヲ再興ス

鎮西要略曰、保元二年、花山院家忠公、再興肥前州牛尾山別當坊、寺號護国神宮寺、以琳海僧都、為院主、當山者、專致西海道之丹誠、時掌藤氏之祈願、亦曰以當坊、列本朝四別當云々、

應保二年（一一六二）、二月、修驗山伏北山ノ峰ヲ開キ、入峰修行、又天山神ヲ祭ル、

鎮西要略、曰、應保二年、二月十五日、初踐開肥前国、北山之峯、令修驗山伏入峰部イ修行以牛尾山、別當坊、為先達、而祭辨財天 増一天山神社、現壽社 於小城郡、北天山嶽 増一晴田村 雲海山、天山寺、増一岩藏寺

壽永元年（一一八二）、四月、鎌倉府牛尾山ニ、神田ヲ寄附ス、

鎮西要略曰、養和二年、六月廿七日、改元壽永、夏四月十日、頼朝公寄附神田廿餘町於肥前、牛尾山、社、同日北條畠山致書於當山、増一以上十二字一本ナシ

文治元年（一一八五）、二月、源範頼豊前筑前ノ敵ヲ征ス、牛尾山別當坊衆徒ヲ率テ豊後ニ出陣ス、源義經八島ヲ陥ル、平家滅亡ス、四月義經別當坊ニ旗並ニ黄金ヲ納ム、七月鎌倉府内田宗房ニ本領ヲ安堵セシム、

鎮西要略曰、文治元年二月、參州征豊前敵伐筑前之敵、肥前国牛尾山別當坊、率衆徒兵三千餘騎出陣于豊後日田、増一郡名 與熊野別當湛増隱合故也、中略 原田種直及二男三池敦種 増一田尻家譜ニ種直ノ甥トス 以下一族多致死云々、義經陷屋島内裏 増一讃岐 云々、於波夜登毛 増一豊前金救郡、之海云々、安徳天皇、没海水云々、平氏一族悉滅

また『肥陽牛尾山峰中略縁起』という古文書がある。（塩田町八天社所蔵）この文書は徳川時代のものであるが、この中に黒髪山を二十八か行所の一つとして掲げ、天山の方に行くのを金剛界、黒髪山の方へ来るのを胎藏界の修驗回峰として春秋に回峰したといっている。その二十八か行所というのは次の通りである。

廿八箇行所

第一牛尾山	第二丹坂山	第三天山岳	第四金剛山
第五古湯山	第六須田山	第七高野嶽	第八毒蛇谷
第九驚巖	第十背振山	第十一鬼ガ鼻	第十二仁比山
第十三菩提寺山	第十四千年嶽	第十五金立山	第十六水上山
第十七今山釈迦嶽	第十八梅徳山	第十九経嶽	第二十黒髪山
第廿一不動山	第廿二太良嶽山	第廿三岩屋山	第廿四唐泉山
第廿五栗岡山	第廿六鳴瀬山	第廿七日時隈山	第廿八而去山

以上国峰兩界地銘大國如斯 右之外数多行所委出本記 本光坊之写

（廿八箇行所にはそれぞれ、郡、位置や解説を加えているが省略した）

中宮跡に應仁三年（一四六九）と銘のある「南無阿弥陀仏」の石碑がある。この石碑の前に堂（ガランドウ）が建てられ、西光密寺の元になったものである。

（このような堂の作りが蜂ノ巣に六夜さんと呼ぶ愛染明王を祭った堂がある）

修驗者の信仰対象は、このように不動明王など明王系のものである。そして、その修驗者たちの溜り場（寄り場）を何々坊といっていた。黒髪山に乳待坊、勝字坊（筒江）、里坊（宿）などの名称が残っているのは



中宮跡の仏石「南無阿弥陀仏」

これを証明している。修験者たちは「役の行者」を祖として信仰していることも衆知のことであるが、黒髪山に、この画像や彫像があることも、修験道の山の証明になる。前記の『黒髪山由緒記』の中に風早の大岩がある。これは天の岩船で、その下に役の行者の絵像を描いてある。と記してある。現在はないが、元禄時代までは存在したものであろう。相知の「石仏」のような大きな彫刻も修験者の仕事だとされている。黒髪山にも、いまだ知られない彫刻がほかにあるかもしれない。

平安時代には、すでに荒行を行う守護本尊として、不動明王と観音の信仰が、修験者の中に全国的にひろまっていた。また、西国三十三番の観音信仰の霊場も大部分は修験者の開基になる寺院であり、その番所は山上や谷奥など交通困難な場所に設けられている。なお、その中で千手観音が半数以上に達する。

平安中期以後は、熊野、大峰の修験者が地方に進出するのであるが、前記の牛尾山の進出もこれを証しているかのようである。

黒髪山由緒記でいうところの黒髪山が、弘法大師によって開かれたとする説も、修験者が流布したものであろうが、これに対しては「黒髪山三所権現」の権現の言葉が、崇神天皇の十六年にはなかったという年代的矛盾を理由にして、「弘法大師開基説」までも一笑に附してしまつて、その間のいわれを調べようという感じがする。もちろん、権現の垂迹説は平安時代以上にはさかのぼれない。だからと言って、弘法大師開基説を無下に否定はできないのではないかと思う。

弘法大師空海は、幸いにも留学生に選ばれて、延暦二十三年（八〇四）七月に、大使藤原葛野麿の遣唐船に乗って入唐し、その十月に福建省に着岸、十二月に長安に到着している。行きに黒髪山に無事を祈願したということについては、その日程の記録から（平戸に寄港した時に登山の日時がなかった）明らかに否定で

きる。しかし、空海が留学期二十年の十分の一にもみえない在唐わずか二年足らずで、翌々年の大同元年（八〇六）十月に帰朝して、帰国後三年間も大宰府にとどまっている。京都へ帰えるのを許されたのは、大同四年（八〇九）秋で、大同から弘仁と年号の変った年である。なぜに三年間もの間、大宰府に滞在したかは、彼の留學切り上げにある。それは、空海自らが「歎期^{げき}の罪、死しても余りあり」と言っている通りで、「御請来目録」にこの違法を許してもらうための弁明を書きしるしている。だから、このいわば謹慎期間三年は、九州滞在の事実として間違いない期間である。この期間中に黒髪山に登り、西光密寺を開いたとしても決して否定はできないと思う。（注、福岡県太宰府にある観世音寺の記録には、大宰府滞在八か月とあるがこのほうが疑わしい。）



空海爪彫の不動明王

あれだけの活動をした空海である。弘法大師登山の事実を否定する材料もないが、また積極的に肯定する材料も、空海と刻した石ずりの不動明王「爪彫の不動」の他には見当たらない。しかし、あり得るべき事ではなからうか。伝説とはこんなものであろうか。弘法大師の伝説は全国にわたり千以上もあるといわれる。こんな偉大な人の伝説をもっていることは、黒髪山として

も郷土としても誇りとしていいと思う。

さて、修験者であり密教者である熊野の先達たちが、中世に、どんな役割を果たしたかを私は語りたいのであるが、この事も弘法大師の伝説と同様に確たる史料を集めることはできなかった。しかし、武士や庄官

たちがその出^い米^{まい}を利用し、「館」を中心に田地を開発して領地を拡大していったように、黒髪社の庄園の成立についても、熊野の先達が供僧米を利用して、この社寺領としての黒髪の庄を下黒髪に開発したのではないかと推理されるのである。非常に短期に、熊野の修験者が肥前国、ことに、この西方牛津の牛尾山を中心に強い勢力を持つにいたったということは、この事を推理させるに十分である。

供僧米のことを少し付加説明する。十二世紀の前葉に館、堀の内を中心として、在庁官人たちが、その政治的地位を利用して、開発に必要な種子農科（功力^{くりき}）を出挙することによって開発を可能にしたことは前にも述べたのであるが、これと同様に、中央の大社寺（熊野山、金峰山など）の社司、神人、悪僧たちが、稲米の高利貸的行為によって、全国各地の開発領主層や、新らしく中世村落を建設しようとする一般の百姓たちを、彼等独自の住人神人、散在神人、寄人などと呼ぶ部属に組織して、社寺領庄園をつくりあげてきたのである。この稲米の中に供祭科米、農科米、出挙米などがあり、一般に「熊野供僧米」といわれた。伊勢厨の庄園が、この供僧米を利用して大量に形成されていったのも、その形成力の秘密の一端はこの供僧米にあり、熊野の先達が、他領庄園の住人に熊野供僧米を預けて運用させていたことも事実のようである。

河音純平氏は、中央大寺社がおこなった本地垂迹思想の形成、発展のための活動の経済的な裏付けは、この供僧米にあつたといわれる。まことに当を得たとらえ方だと思われる。

この供僧米こそ、黒髪社の庄園開発の原動力をつとめたものではなからうかと思うのである。

二、元寇・南北朝と船原氏

（一）元寇と松浦党（船原氏）

鎌倉に幕府を開いた源氏は、三代にして自滅し、これに代って北条氏が幕府政治を続ける。そして時宗の代になって一大国難といわれる元寇の戦いがあつた。

この時期に、山内地区に一人の御家人が古文書の上に現われる。船原氏の「船原三郎」で、しかも松浦党の一員である。

私が船原三郎のことを聞いたのは、今から十年前であろうか。当時山内町の文化財保護委員の一人であつた公文信男氏から「船ノ原は松浦党ですね」という言葉を聞いた。もちろん解せぬ話だと聞き流していたが……。何かその頃、発刊された松浦党のことを書いた本に出ているということだった。

これは、呼子重義氏著の『海賊松浦党』という昭和四十年一月発行の書籍で、この書の本文の中に、船原氏が山内の船ノ原氏であると書いてあるわけではない。ただ、裏表紙にある地図の中に、山内町の箇所船原氏が示されているのであつた。しかし、船原の地名は松浦党の割拠する地方の中には他にない。（厳密にいうと一カ所別にある。後述する。）やはり、船原にいた松浦党の一族であろうと考えないわけにはいかぬような資料が、中世文書の中に四通ほどでくる。幸か不幸かこの時期を語る文書は別にはないのである。

戦国時代松浦党割拠図

呼子氏著(海賊松浦党より)



松浦党について、概略を述べることにする。

松浦党は、平安時代には海賊常習者だったらしく、藤原定家の『明月記』には、「鎮西の悪党を松浦党と号す。数十艘の兵船を構え、高麗国の別党に行き、合戦して民家を滅亡させ資財を掠め取る」と記されている。倭寇的海賊活動の常習者であったのである。すなわち、兇党、悪党の党であって、自ら名のつたのではなく、他から群れの武力集団の名として、この党は呼ばれたものである。

この党は大陸との交渉もひんばんで、高麗、宋との貿易のための海外渡航も盛んであった。松浦地方は、複雑な海岸線と多島海のため、交通は不便であるが、船という機関を利用することによって、狭い土地だけを経済地盤とする内陸武士団とは異なり、無尽蔵に近い海を経済地盤として、さらにはこのことが、庶子が総領支配を脱しやすい条件に恵まれることにもなって、平安末期から庶子独立の傾向があらわれて、内陸部とちがった小地頭の群立した武力集団を構成したものと考えられる。

このようにしてできた武力集団松浦党は、はじめ平氏に属したものの、壇の浦の戦いでは源氏に寝返り、平氏滅亡の因をなしたことは有名なことである。このため、源氏の時代になると、いち早く鎌倉御家人としての地位を確保したのである。

アジア、ヨーロッパ大陸にまたがる壮大な、アジア人による一大帝国をつくりあげたモンゴル(蒙古)遊牧民族は、フビライが大汗の最高の位につき、文永八年(一二七一)燕京(今の北京)に都を定め、国号を「元」と称した。中国大陸を席巻したフビライは、高麗を通じて日本にも服従を求めてきた。文永三年(一二六六)モンゴルの使節は、高麗の案内で巨済島まできて引き返したが、フビライは使節の報告を承知せず、翌文永四年(一二六七)十一月、高麗の使者潘阜にモンゴルの国書を持参させて日本に出発させた。潘阜は、

対馬に来て守護代宗助国に取りつがせて、国書を幕府に伝達させた。

ところが、幕府も朝廷もこれを黙殺したので、文永六年（一二六九）三月、モンゴル・高麗の使節従者七十余人が対馬にきて返書を要求したが上陸を拒まれた。一行は二人の島民を捕虜としていったん帰国し、同年九月にまた来た。さらに文永八年（一二七一）、文永十年（一二七三）にも来航したが、いずれも目的を達せず外交交渉は決裂した。そこで、モンゴルは、日本侵寇に十分の準備をしたであろうが、我国も、対馬、壱岐はやられることを覚悟で、筑前を固めたのである。

果たせるかな、文永十一年（一二七四）十月五日申刻（午後四時頃）、対馬の佐須小茂田浜に、モンゴル高麗連合軍約四万人が戦艦九百余艘をもつておしよせてきた。対馬は破れた。元軍は、十四日申刻には壱岐の西海岸に上陸。これも手兵百余騎で迎え撃ったが、衆寡敵せず玉碎し、島民は殺され、住居も焼き払われた。十六日、十七日は、平戸、鷹島など北松浦郡沿岸地帯を荒し廻られ、十九日に博多湾に上陸した。少武隆資以下日本の主力軍は戦ったが、モンゴルの集団戦法および鉄砲などの新兵器のため苦戦して敗退したのである。ところが、二十一日の夜が明けてみるとモンゴルの多数の軍船はあとかたもなく姿を消していた。

戦前は、文永の役を終結させたのは神風だとした。

しかし、昭和三十三年気象学者荒川秀俊氏は、気象学上から、この旧暦十月二十日は、太陽暦の十一月廿十六日に当たり、すでに台風シーズンを過ぎているし、他の信頼すべき文書にも大風雨の証拠はないので、これは、のちの弘安の役との混同であるという論説を出し、この役の終結は「神風ではない」と結論を下している。

これは、元と高麗両軍の軍議によって、冬の季節風が強まらない内に撤退しようという、予定の撤収作戦

を自発的に実行し、しかも、この作戦が奇蹟的に成功した結果であつたということになるのではないかとと思われる。

文永の役後も、フビライは日本征伐を決してあきらめなかった。前述のように敗戦ではなかったからであ

る。建治元年（一二七五）四月と弘安二年（一二七九）



龜山上皇の御宸筆「敵國降伏」福岡宮崎宮所蔵
方十厘の黒地の絹布に金箔で書かれたもので、上皇は
毎日1枚宛、21日間続けて書かれたそうである。

六月使節を送り、日本の服属を求めた。これに対して鎌倉幕府は、最初の使者を鎌倉竜の口で切り、あとの時は、博多まで来た時に斬らせて、断固たる態度にでた。時の禪僧が「莫妄想」という言葉を贈ったといわれるが、敵を知り己を知ることが戦いの要訣とすれば、後世から見ても、果たしてこの断乎たる処置がよかったのかどうか。文永の役後、鎌倉幕府は、鎮西御家人の総動員を命じた。異国警固番役というものを課し、各国の御家人に博多湾沿岸に石築地を構築させて、国別に防備の分担地を定めた。肥前の御家人は筑前姪の浜を分担した。今もこの元寇防塁の趾は、石垣が百道の浜や今津の海岸に残っている。大変なことだったろうと当時がしのばれる。

弘安四年（一二八一）正月、フビライは日本遠征を

命じた。軍は東路軍と江南軍にわかれ、東路軍は高麗、モンゴル、漢軍の連合約四万人、戦船九〇〇艘。五月三日、高麗の合浦を發し、明州の慶元(密波)を経由して、予定の南宋軍一〇万の江南軍と六月中旬に壹岐付近で合流して、博多湾に殺到する予定であった。五月二十一日に対馬にあらわれたが、高麗の記録によると日本世界村大明浦に上陸したとなっている。

——(上縣郡峰村の佐賀であらうと世界村を解している人もある。)

島民も抵抗し、部將の一人康師が戦死した。見つけれられると殺されるといって、島民は妻子をつれて山中深く逃げ込んだ。赤ん坊の泣き声を聞かれて発見されると殺されるので、泣く赤ん坊を母親が殺して逃げ隠れしたと伝えられている。今次の満州における敗戦の時のことを思い出さずにはおられない。



元寇の役の奮戦の絵(蜂ノ巣六夜さんの献額)

対馬に侵攻した東路軍は、二十六日には壹岐に侵入し、江南軍の到着を待ったが、到着が遅れたので、東路軍だけで六月六日に博多湾に攻めよせてきた。しかし、日本軍の激しい防戦のため上陸には失敗した。十三日頃一担鷹島付近に引きさがり、江南軍主力の到着を待った。ところが、江南軍は種々の事情で出発が遅れて、十三日頃ようやく慶元を出発し、予定変更を知らせる先発隊は、二十六日頃にやっと対馬に着いた。一方、東路軍も江南軍との合流のため、壹岐方面に移動し、その頃江南軍の主力は五島列島の北端平戸島方面にいて、対馬に向かった先発隊は壹岐で東路軍と合流した。壹岐

危しの知らせに薩摩、筑前、肥前、肥後各国の御家人たちは、すすんで壹岐に渡り、果敢にモンゴルの土軍に戦いをいどみ、とくに二十九日には両軍の間で激戦がおこなわれた。

現在残っている『軍忠記』によると、この激戦に参加した御家人の名前が明らかにされる。

この文書によって、前にのべた船原三郎もこの戦いに参加したことが明らかになるのである。

肥前国守護北条時定書下

肥前国御家人山代又三郎榮申、度々合戦証人事、申状遣之、任見知実正、以誓詞、可令申給候也

仍執達如件

(一二八一)

弘安四年八月十日

平 (北条時定)
(花押)

船原三郎殿

河上又次郎殿

御厨預所源右衛門太郎兵衛尉殿

益田大夫殿

志佐小次郎殿

空閑三郎殿

右の文書は、山代又三郎が弘安の役に出陣して度々合戦したので、その証言を求めようとした文書であるが、この証言書によって、船原三郎も、山代又三郎と一緒に戦ったという証拠にもなるのである。

文中の河上又次郎というのは、今の武雄市橘町に所領を有していた薩摩河上又次郎のことで、近在の者が名を列ねていることになる。

このような文書『軍忠記』を資料として、次のような人々がこの竜岐で戦ったことがわかり、船原三郎も激戦した一人であったことが明らかにされるのである。同書によると

少弐経資らをはじめ、

薩摩国御家人比志嶋時範・河田盛貞・肥前国御家人山代栄・同船原三郎・同橘薩摩河上又次郎・同御厨預所源右衛門太郎兵衛尉・同益田道円・同志佐小次郎・同志佐三郎入道・同津吉円性御房・同平戸平五郎・同有田深・同大嶋通清

などが参加したことがわかつている。

七月一日、夜中から大暴風雨がこの地方を襲い、モンゴル軍の兵船は、あるいは沈没し、あるいは沿岸にたたきつけられ、モンゴル兵士はほとんどが溺死した。かろうじて生き残った者も、逃げ帰ることはできず、生け捕りにされたものの数千人に達した。この暴風雨を、当時の人々が「神風」と呼んだ気持ちがわかる。

鷹島附近の残敵掃蕩戦の様相を描いた竹崎季長絵詞に詳細に述べられていることは有名である。

佐賀県防災課発行の『佐賀県災異誌』に当時のことを次のように記載している。

弘安四年閏七月一日（一二八一年八月一六日）

九日宰府飛脚致来云、去朔日大風頓吹、而異国兵船悉以漂没了。（一代要記）

十四日、自宰府飛脚到来、去朔日大風動、彼賊船多漂没云々。（勘仲記）

神明鏡曰、（七月六日）天氣俄二替テ黒雲一村東ノ漫ニ立覆ト見エシカ、悪風波ヲ卷雷電地ニ鳴炮シテ、七万餘ノ兵船、木葉ノ嵐ニ散力如ク、天ニ揚、地ニ覆、岸ニ当リ浪ニ溺シ、三百七〇万騎ノ兵共、一時ニ海底ノ藻屑ト成ニケリ。（肥前旧事副本）

琢章記曰、夜半程ニ折節大風吹テ、三韓ノ舟共、悉七被吹帰、大半破損シ浪ニ漂フモ有。（肥前旧事副本）

鎮西要略曰、弘安四年、蒙古大軍襲来、（中略）、八月朔日、或云閏七月朔日暴風、大扇、洪波滔天、飛雲、不斂、雷、雨如暗夜、蒙古之艦、数千艘、為風波洲石被碎賊徒悉溺死生、得帰者、千閏万五等僅、三十四人、耳。（肥前旧事副本）

北条九代記曰、弘安四年、七月、大元賊徒自宋朝、高麗数千艘船寄来、数日漂対馬海上、而後郡集、肥前鷹島之處、同三十日夜、閏七月一日大風、賊船悉漂倒死者不知幾千万、但將軍范文通帰国云々、大云船二千五百餘艘、兵士十五万人、除水手等、高麗船千艘云々。（古事類苑）（肥前旧事副本）

鎌倉將軍家譜曰、時大風賊船、皆漂溺、十万余、得還者僅三人。（肥前旧事副本）

関東評定伝曰、弘安四年七月、大元賊徒自宋朝、高麗数千艘船寄来、数日漂海上而後群集肥前国、鷹島之處、同三十日夜、翌日閏七月一日、大風賊船悉漂倒破壊海陸之間。（肥前旧事副本）

八幡愚童記曰、弘安四年、西国ノ早馬着テ申ケルハ、去七月晦日夜半ヨリ、乾風夥ク吹テ、閏七月一日、賊船悉七懷湯シテ、海ニ沈ミ亦大將軍ノ船ハ風ヨリ已前青龍、海ヨリ頭ヲ措出シ、硫黄ノ香、靈空ニ満テテ異類異状ノ者共、眼ニ遮シニ、恐テ逃去ス、残ル所ノ船共ハ皆破テ磯ニ打上ラレ沖ニ漂テ算ヲ散スニ異ナラス、死人多ク、重テ島ヲ築ニ相似タリ、鷹島ニ打上ラレタル異賊数千人船無シテ疲レ居タリシガ、破船ドモヲツクロヒテ、七十八艘ニ、蒙古高麗人ハ大略乗テ逃モドル。（肥前旧事副本）

八月朔風起リ雷電閃キ賊艦数千艘破碎漂没シ賊兵の生還僅か二、三人のみ云々。（祐徳稲荷神社史）
当時の記録に以上のようなものがあるということは、わが国民の、元寇にたいする心意気を感じるととも

に、強い国難意識をもって臨んだものであるということが察せられる。事実、その証拠や逸話も数多く残っているが、ここに取り上げるスペースをもたない。

この戦いの話は、まだ続くのであるが、船原三郎の登場であとは割愛する。

問題は戦後の恩賞要求運動で、前掲の山代又三郎もこの陳情に鎌倉へ代表として上って、結局、地頭職をもらっている。この恩賞地の一つが肥前神埼の荘であったことは有名な事である。船原三郎の名は恩賞者の中ではない。しかし、弘安の役に参戦していることは事実である。

この船原三郎に次いで、中世の文書に山内地区の名がでてくるのは、いわゆる正応五年（一二九二）八月十八日の河上神社文書であるが、このことについては黒髪山のことを述べる際に引用することにして、永仁七年（一二九九）六月五日の橘、中村文書を見てみたい。

石井良一氏の武雄史から引用する。

第四代 渋江左エ門次郎公遠

永仁六年十月大嘗会御坊用五貫文を陸奥守、相模守に献上した。翌七年六月五日現今の西川登村高瀬の地を東西に区分し、東を橘氏の所領とし西を蓮華王院の御領とした。元来この附近は蓮華王院の御領であったがその一部を橘氏は完全に自己の所領としたわけである。

「備考」蓮華王院の俗称を三十三間堂（京都）と唱へる。人皇第七十七後白河法皇の御願に依り御所の内法住寺殿の中に建立せられたものである。天台宗の寺院である、同天皇の保元三年天皇は一国一伽藍の御造立を思召し給ひ、鹿島に金剛勝院を造営せしめられた。同院は一般に蓮華王院と唱へた。高瀬は其の御料地にして現今の誕生院（真言宗）は金剛勝院の旧趾である。

橘中村文書

蓮華王院御領、肥前国長島御庄、高瀬山、田畠山野等中分事、

合

東分勝示

東限 楠村直尾下、对干南大野直尾、至干岩崎堺、

西限 大走本大道下、専当上園筑紫嶺園等之西、副道下渡谷河、而専当屋敷内、東小路下、山神

前道下、对干南而大道下、至干宇土手堺、但難為西分勝示内、檀山東直尾限谷、而於東片

山者、自次郎殿、鹿倉直尾、对干南至干仁和木堺、令分附干東方畢矣、

南限 仁和木宇土手堺

北限 幕崎堺

一、山神田式段事（難為西勝示内、令等分之間、北依宅段者東分、南依宅段者西分也、）

一、用水互不可有違乱焉

右任上総介殿御下知之旨、田畠山野等中分之状如此、但田畠者、各為堺内、可領知之間、不及坪々園々注題之状如件、

永仁七年六月五日

右衛門尉行忠（花押）

大走の地名が初めてでる文書である。問題なのは犬走大道の西からどこまでが、蓮華王院御領であったかということである。渋江氏が、長嶋の庄として侵入して、蓮華王院領を侵し、それを裁判で合法化したという事で、この時代の「下地中分」というやり方である。武士の方に分のいい判決がこうして取られていた一例である。

幕崎境のことについては、この次の文書の項で問題にし、別項で述べる。

次は、正中二年（一三二五）八月二十九日付の文書で、これも下地中分の裁決であるが、石井氏の説明を一応そのまま引用して次に進みたい。

塚崎庄五ヶ村の内岩富名は三間坂十郎入道乗願と中村弥二郎公有との共有にして其得分は折半すべき筈であるが、乗願之れに服従せず遂に裁許を仰いだところ、曾祖父橘公業以来折半のこと相違なき旨正中二年八月二十九日修理亮平朝臣（北条英時）より裁決せられた。岩富名の位置は明らかでないが、想ふに現今の中通村船ノ原附近のことにして蓮華王院と中分したる附近のことであろう。

三間坂十郎乗願は御家人ではないが、三間坂に住んでいた武士であると考ええる。

鎌倉時代の山内地区を語る数篇の古文書を紹介して、当時の様相をしのいだのである。

(二) 南北朝の船原氏

南北朝争乱時の九州、それも山内地区に関する事柄を述べる前に、当時の状況について簡単に触れることにする。

後醍醐天皇の倒幕計画が露見して、天皇は隠岐に流されたが、倒幕勢力は各地に蜂起して鎌倉幕府を亡ぼし、元弘三年（一一三三）天皇親征の世となった。いわゆる建武の中興である。しかし、いくばくも経ずして足利尊氏のそむくところとなり、天皇方と足利方との抗争は、熾烈を極めることになったのである。

九州では、菊池氏が天皇方（南朝）として威を振ったが、尊氏は幕府を開き、別に天皇をたてて（北朝）これに抗し、全国が争乱の世となった。これが南北朝時代（一一三八―一三九二）である。

九州においても、肥後の菊池氏、西征將軍の宮方と、幕府方とに分れて争乱が続くのであるが、正平年間には征西將軍の宮方の全盛であった。この九州における幕府方の劣勢を挽回するために、応安四年（一二七一

建徳二年のこと）、今川了俊が九州探題に任命された。かれは、鎮西の武士団の浮動性をおさえようと、松浦党の一揆契諾を結ばせるのである。今の言葉でいえば、了俊はまず上陸に先立って、弟の今川仲秋をオルグとして先発させて、松浦地方に派遣したのである。彼は上陸して二年後の応安六年（一三七三文中二年のこと）五月六日、五島の松浦一族第一次の契諾状を作成することに成功した。ついで永徳四年（一三八四元中元年のこと）二月二十三日、嘉慶二年（一三八八元中四年のこと）六月一日、明德三年（一三九二）七月五日の四回にわたって契諾が結ばれている。

この契諾状の中に、船原氏がでてくるのであるが、それを述べる前に『九州治乱記（一名北肥戦誌）』にてでている応安四年（建徳二年のこと）の項を引用する。

探題今川入道了俊下向の事

応安四年辛亥の冬、新將軍義満公より、今川伊予守貞世入道了俊を九州の探題になして差下さる。十一月初旬、京を出で赤間ヶ関へ著船あり。然るに頃日、宮方の武士、豊・筑の津々浦々を知行して、武家方の者を陸に揚げず、一向往来を差塞ぎしに依りて、了俊は船を廻し、十一月十九日、松浦の津に著船あり。下松浦丹後權守勝・平戸肥前守直急ぎ了俊を迎へ請ず。同廿二日、伊万里中務大輔貞・山代遠江守榮・高木肥前守家直・多久上野守宗国・馬渡美濃守経俊・後藤治部少輔資明・龍造寺若狭守家治・深堀掃部助時広・安富下総權守直安・綾部新次郎・江上四郎・於保弥五郎を始め、近郊遠境をいはず、肥前国の御家人等、或は呼子の湊へ相集り、或は金屋・相知・小侍女山へ打ち群り、了俊の下知を承る。時に太宰孫次郎冬資来りて、了俊入道に参会す。了俊、則ち冬資と共に西肥前の輩を相催し、十二月十五日、松浦より杵島へ打ち入り白木塞に陣し、同廿一日椿村へ移られ、同廿七日後藤兵庫允光明が塚崎



今川了俊の軍と戦った白木塞を
町老人クラブ会員が跋渉する

の庄武雄・牟留井の両城を攻めて合戦し、夫より柏嶽へ陣を移し、了俊猶杵島郡に在陣して、冬資と議し、宮方の輩を追罰せむとせられし処に、冬資の父頼尚入道梅溪、今月廿四日行年七十八にて死去せしに依りて、冬資、其経営に滞り、年内は軍を止めけり。

今川了俊が、白木塞や椿村（椿原？）などを攻め、幾度もの戦いがくりかえされた。唐津方面から松浦党の援助の下に武雄を攻めたのである。今川、松浦党は烏帽子岳により、少武、渋江は潮見城に陣して戦いをいどんできた。この時の武雄領主は、十一代後藤光明で、よく戦い、争うこと三か年にして勝敗決せず、足利方は引きあげていった。

南北朝の戦いも終末に近づいた頃の、永徳四年（一三八四元中）の事（二月二十三日、第一回松浦党同盟が結ばれた。その松浦党契諾状（青方文書、松浦山代文書）の中に署名しているのは

ふねのはら長門守茂である。

この時は、足利義満を公方様と呼んだ。彼はすでに征夷大將軍となっており、一三八三年には、源氏の氏の長者といわれるようになっていた。松浦党の衆は、団結して彼（公方）を支持し、従がうことを第一条で誓っているのである。

松浦党の契諾状の一サンプルとして、次に全文を引用する。

松浦党一揆契諾状（松浦山代家文書）

一揆契諾条々之事

- 一、於公私、成一味同心思可致忠節、或一人自 公方失面目、或就公私雖成恨、於一揆中、加談合依衆儀、可相計之、以一人儀、不可乱於事矣
- 一、依市町路頭乗合笠咎酒狂戯以下之事、不慮外、雖珍事出来、無是非、任雅意、各取成弓箭事、甚以不可然、一揆衆中馳寄、令檢別理非、可有其沙汰焉、
- 一、夜討強盗山賊海賊並諸財物田畠作毛以下盗人等之事、実犯現形者、見合可討留、若以支証有差申族者、先召取科者、依白状可有其沙汰矣、

- 一、令抑留地頭得分負物、或無故令逃散土民百姓等之事、相互不可扶持置領内矣、
- 一、所務並境相論之事、一揆中寄合、令披見両方文書、任理非可落居聊率惣不可及喧嘩焉、
- 一、各下人等、捨主人、令居住他村之事、随聞及而於扶持領主致訴訟之時者、任定法、直可被渡主人方、若有異儀者、為一揆中之沙汰、令糾明理非、可被出之否云々矣、

- 一、他村に放入牛馬之事、随聞及、致訴訟之時者、任定法、互可被出之焉、右条々若偽申候者、日本六十余州大神小神殊者

八幡大菩薩御罰各可罷蒙候、依一揆各契約状如件、

（一三八四）
永徳四年二月廿三日

孔子
次第

ひらと
源 湛（花押）

いまり
伊豆守高

たひら 駿河守定（花押）
 やまし 遠江守栄（花押）
 おうしま 伯耆守徳（花押）
 ひう 越前守純（花押）
 しき 老岐守調（花押）
 たんこ 左衛門尉遠（花押）
 うく 伊豆守勝（花押）
 ミクリヤ 三河守守
 あいのうら 鬼益丸代（花押）
 さ、 長門守相
 こさ、 備前守
 あいのうらのほら 能登守超
 おうち 薩摩守広
 ふくの 因幡守
 くすく 諸亀丸代叶（花押）
 きす 因幡守老
 ふく井 沙弥源光

はきた 若狭守助
 しやうやま 薩摩守連
 まつのかわ 常陸介授
 つきのかわ 周防守続
 つよし 因幡守安
 ふねのはら 長門守茂
 いきつきの一ふん 大和守
 いきつきのかとう 常陸介
 いきつきのかとう 伊勢守
 させほ 石見守元
 させほのいまふく 左京亮
 ありたのよしの 若狭介
 ミヤチ 周防守聞
 うくのおかせ 因幡守広（花押）
 ありかわ 石見守全（花押）
 うくの江 近江守伝（花押）
 あをかく 豊前守固（花押）

しさのしらはま 白浜後家代弘
 ミクリヤのさかもと 源有
 ひらとのおうの 若狭守広
 ひらと 石見守武（花押）
 うくのふちわら 若狭守貞（花押）

うくのまつお 伯耆守剛（花押）
 なる 式部丞貞
 志さのまつのお 石見守信
 有河代圀（花押）
 志さき 但馬守重（花押）

一方では、九州の菊池武朝が、南朝方を結集しようとしているし、他方、松浦党は、毎年のように貿易に進出して、ついに倭寇といわれるようになっていた。

高麗は、倭寇の禁圧を足利義満に求めてきた。今川了俊探題は、その下知を受けながらも、菊池方への戦備もせねばならず、倭寇に転じた松浦党の懐柔策もとらなければならぬ。ここに至徳四年（一三八七）元中四年のこと）松浦党第二回の同盟契諾して、一味同心を求め、血判をさせることになったのである。

次にその全文を掲げる。

松浦党血判の事

千時至徳四年八月十日

波多 殿	下野守 重判	大隅守 仁判
神田 殿	日向守 広判	常陸守 任判
鴨打 殿	美濃守 増判	備前守 勇判
	佐渡守 周判	備中守 猛判
	上大杉殿	
	下大杉殿	

飛驒守 前判	信濃守 契判
下野守 盛判	薩摩守 月判
筑後守 光判	伊予守 前判
石見守 集判	加賀守 初判
越前守 純判	紀伊守 時判
安芸守 保判	播磨入道浄覚判
呼子 殿	伊豆入道浄月判
大河野殿	主計允 延判
八並殿	武藏守 守判
和泉守 聖判	兵衛三郎 判
相知殿	美作守 結判
佐里殿	遠江守 計判
木島殿	近江守 近判
近江守 近判	平戸殿
伊万里殿	肥前守 勝判
伊豆守 高判	丹後守 直判
三河守 徳判	左衛門允晃 判
御厨殿	平野殿
志佐殿	伊勢守 中判
駿河守 答判	早岐殿
新藏人 常判	修理亮 宿判

この第二回目には、船原氏は名前が出てこないが、注意したいことは、今福氏が出ていることである。次の第三回目の方には、今福氏が出ないで船原氏が二名でてくるのである。前には「公方」に対して盟約したことが、今度は「京都探題」という言葉に変わっている。船原の二人は次の二人である。

船原 因幡守 監判
船原 出雲守 通判

契諾状の全文を掲げる。

契諾状

一 京都探題千葉胤鎮御大事時者松浦上下家中加談合一時同心可致忠節事
一 就本領以下時者任湮運可申定事
一 所務弓箭時者相連申談可致合力事若此条云為申作者
八幡大菩薩天満大自在天神御罰於可蒙候

仍契約如件

(一四二一)
応永二十八年八月二十一日

船原 因幡守 監判 果瀬 沙弥広 悦判
長田 大膳助公 光判 別府 越後守 長判

宇久	出雲守	鏡判	大石	掃部助	勝判
平戸代	石見守	栄判	中村	若狭守	秀判
津方	因幡守	判	北村	大炊介	信判
船原	出雲守	通判	呼子	壹岐守	斐判
庄山	薩摩守	実判	城	若狭守	秀判
福島	伊勢守	実判	佐志代	久浦沙弥	判
田平代	修理	高判	塩津留	沙弥源	如判
佐々	掃部助	千判	中村	薩摩守	盛判
千北	安芸守	和判	神田	中務丞	結判
宇能木	大和守	種吉判	鴨打	参河守	集判
山田	伊勢守	清移判	寒水井	修理亮	清判
日宇	出羽守	勝判	小田	駒王丸	判
佐々	右馬助	存判	相知	常陸守	賢判
和多田	出羽守	栄判	卸厨	参河守	徳判
大河野	遠江守	繁判	相神浦	近江守	通判
久保田	伊賀守	判	山代	遠江守	信判
牟田部	豊後守	満判	志佐	壹岐守	重判
相知	越後守	判	松浦	丹後守	進判

波多 下野守 永判

同盟書関係は以上であるが、ここに一通の「年の宮(今福)」への船原因幡守監の寄進状が、『早田文書』
(年の宮の神主)の中にでてくる。

船原因幡守堅寄進状案

(端裏書)
「馬場大宮司殿 堅」

奉寄進 畠地事

金屋敷

歳御前 一所馬場尾

側

南ハかきる城のくひのそハ、東ハかきるはやまのたを、西ハかきる河そい、北ハかきる九郎大夫の

本屋敷のきた、谷の井田をかきる山はやし御立候て、御よしの御立あるへく候なり、右忠之趣者、

為天長地久寿命長遠息災延命子孫繁昌我門増宮也、仍寄進状如件

(一四〇二)壬辰 十一月卅日船原因幡守堅(花押)

【注】堅は監の誤りである。

前述の第三回契諾状の九年前である。

私は、今福の年の宮と寄進地になった城趾附近を調査せねばと思った。果たして、船原氏は、山内の船原に住んでいたのか、あるいは、松浦地方に、船原という地名があるのではなからうか、いちまつの疑問はぬぐい切れないものがあつた。

今年(昭和五十一年)の四月二十日、今福町の歴代町長の顕彰碑の除幕式が、梶谷城趾で営まれるのに縁

故者の一人として、今福を訪れた。その祝賀会の席上で、親類の者の紹介で、元今福公民館長であった人と、松浦市の社会教育課長とに紹介してもらった。

私はさすが船ノ原という地名が、この近所にないかと尋ねた。直ちに返ってきた返事は「あります」であった。私は驚いた。実は「ギクツ」としたと言ってもいい。しかし、「フナバル」といって、船ノ原とは言いませんというのである。教育課長から、「これからすぐ案内しましょうか」とまで誘ってもらったが、もう少し詳しく聞きたいというと、その「フナバル」の近くの人が来ているからと、多分区長さんか何かだろう、宴会場から呼んで紹介してもらった。課長の話のように、調川への道路の崖下になった狭い沿岸の所で、今は人家もないそうで、ただ、塩を作っていた石垣が残っているとのことである。地頭の館などあるような地形ではない所である。

私が船原三郎以来のことを話すと、「いや、それは山内の方の船原でしょう。どの位、米はとれたのですか?」と言うから、「三百石」というと、「いや、それならここは船の方の基地で、塩や海産物、魚はもちろん貿易品もあつたろうし、両方の収入で裕福だったんではないですか。」と、一遍に結論づけてくれて私の疑問を一掃してくれた。

五月の初めに、私は家内を案内者に、もう一度、年の宮（今福神社と名称は変っている）の、源久の上陸したというギギの浜、とフナバルの地を実地に訪ねた。地図と対照してみると、フナバルはギギの浜の対岸の西風を防ぐ地形にあり、今は道路公園がある少し手前になるが、まあ船つき場という処である。しかし、寄進した田地の四囲を見ると、

南―城のくいの側 東―やまの田

西―川ぞい

北―九郎太夫の本屋敷の北谷の井田を限る山林

となっており、今の地名が明らかでなく、確認はできなかった。

城を梶谷城とすると、南の限が城のくいの側だから、江迎側（南西部）でなく、土肥の浦の方になる。全く狭いところで、果たして寄進状のごとき地名、場所があるかどうか、未研究であるが、問題は次々とでてくるので将来の研究に待つことにする。

しかし、船原氏が南北朝時代を弘安四年（一二八一）から応永二十八年（一四二一）まで、文書の上では百四十年間、山内の船ノ原を根城として終始一貫北朝方として、松浦党の一人であったことが明らかになった。中世のうち、約二百年間は船原氏の知行する地区だったのである。船ノ原から坂をかくくんだり、烏帽子直垂のいでたちで、栗毛の馬にまたがり、十数騎の騎馬の従者を従へ、十二神を経て、伊万里街道を砂煙りをけたてながら疾駆して行く模様を想像するとき、痛快この上なく肉躍るの思いがする。

帰りは、貿易品（いや倭寇の奪掠品かも知れぬ）それに塩や干魚等の海産物を荷駄に積んで、今福フナバルから山内の船ノ原まで持つて来たと思像することもできる。

山内地区の、この頃の石碑等の年号はみな北朝年号である。上掲の契諾状ももちろんである。このことは上に述べた経緯で十分了解することができる。

ところで、この船原氏の館は山内の船ノ原のどこにあったのか。船原氏に関する遺跡はどうなのか。現在のところ知ることができなかった。

今後の研究にまつ以外にない。

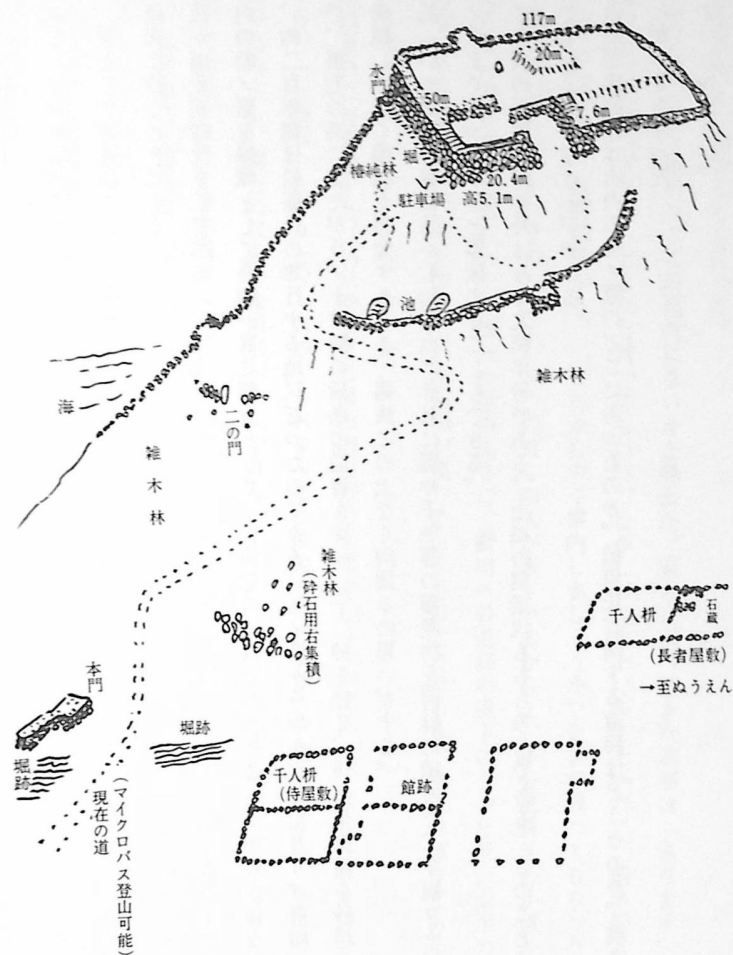
松浦市今福町



梶谷城見取図

松浦市史より

○は石垣高さ1果を示す



年の宮への因幡守の寄進地が、今福氏の知行地ではないかと考えたが、上記一味同心の契諾状に後の方第三回目に今福氏でないことからその辺の交代が考えられると解することもできる。

かさねて述べるが、南北朝時代の山内地区は（船原氏の勢力範囲）終始一貫北朝方足利尊氏方であった。この事は史実であって終戦前遠慮して明らかにし得なかったことも知れないので強調しておきたい。

なお、このように大きな勢力をもっていた船原氏が、どうして衰微していったのか。船原氏の勢力地（推定では船ノ原、堅川内、三間坂、鳥海、永尾、梅野）が、後藤氏の所領となる経緯はどうであったのか明らかでない。

前記応永以後において、船原氏を名乗る人で活躍しているのは、平戸の松浦隆信（後藤貴明の養子となつて武雄に來た惟明の実父。天正二年一五七四には惟明の変）の武將として、度々の合戦に出陣した船原徳左衛門、船原与一兵衛という人がある。（平戸藩史考による）

永祿六年（一五六三）八月、松浦隆信、鎮信父子が飯盛城を攻めたときの武將に船原徳左衛門という人がいて、二か年間も戦っている。この飯盛城攻めには、武雄の後藤貴明、惟明父子も松浦隆信に助勢して兵を出しており、武雄・平戸（貴明・惟明）間の和平も保たれていたらしい。

隆信は、この飯盛城に関連して、同年十月には相神浦城も攻伐しているが、この戦いの武將の一人に船原与一兵衛がいる。

この二人が、前記船原氏の裔だとする確証はないけれども、山内を去つた船原氏は、織田、豊臣の時代までは、平戸において存続していたのではあるまいか、と思われてならない。

三、後藤家と山内町

（一）十七代後藤職明

近世末まで武雄藩領として終止した山内町地区と、領主後藤（後に鍋嶋姓）氏との出会いを、まずはじめに述べたいと思う。

後藤家の発祥については武雄史に詳しい。しかし、われわれとの出会いはこの職明に始まる。ところが、後藤家の正史とされている『藤山考略』は、後藤助明（三代目）の条に、職明時代よりるか以前のことである黒髪山の大蛇退治とその後の黒髪山城の築城とを、久安、仁平、久寿（一一五〇年代）の頃のこととして掲げている。すなわち次のとおりである。

後藤の貫首助明、一名を塚崎後藤五郎資明と言ふ、後藤介資茂の男なり

近衛院の御宇、久安、仁平、久寿の頃都鄙天変地妖あり、京師に慧星現はれ雉鳥來る、加之下野国那須の原に老狐出で、肥前国黒髪山に妖蛇住み田園を荒廢し閭里を殘害す、塚崎の庄司助明、之れを宰府に告げ朝廷に奏上す、朝廷僉議せられ源八郎為朝をして妖蛇を屠らしむ、仁平三年為朝命を奉じ豊後国を發し肥前に至る、後藤助明嚮導して峯に攀ち谷を下り窺ひ索むれども潜み隠れて其形容を見ることが能はず、或る日黒髪の神誨あり曰く、妖蛇或る時は山の絶巔巖窟の間に伏し或る時は白川の池底に潜む、宜ろしく神託を信じ努力誅戮せよと、為朝、助明、神教を承け巖窟を囲み之を撃つ、俄に雲起り、雨

降り、山谷鳴動して蛇軀現はれ群卒の囲を破りて白川の池に奔る、其疾きこと風の如し、為朝追ふて之れを射、蛇の喉を貫く、助明も亦之を射る、蛇為朝助明の矢に中つて池中に沈没す、梅野村の警者相連りて水底に入り短刀を抜き之れを刺し鱗三枚を太宰府に献上す、是れより山中泰然として村里の人漸く安堵せり、助明深く神威を感じ子孫に至るまで之れを崇尊す、是れに速玉男、事解男の三神を祀り黒髪三所権現と称す、建造の時代詳ならず。

しかし、この黒髪山城が、仁平三年（一一五三）頃、築城されたという時代錯誤については、山内町文化財保護委員会雑誌『かんこかんこ』で、先年筆者が考証したように、「山城」は、南北朝頃（十五、六世紀）に始まるので、ちょうど職明が、後述の頼憲射殺後に築いたとすると時代的矛盾はない。大蛇退治が伝説であることは、誰でも周知のことであるが、職明が頼憲を謀殺したことを、大蛇退治の話にすりかえて、黒髪山城築城時代も助明時代代として、物語を作成したのではないかと考える。

『武雄史』は「三代助明の時代に、何らかの關係が、この地区とあつたのではないか」と書いているが、助明その人の實在さえも証明できないうえに、為朝と助明とが、どうして知り合つたのかも不明であるのであつて、この時代には黒髪山と助明とは何等關係ないものと考えるのが至当ではないかと思われる。

まず、『藤山考略』の職明の条の文を引用する。

四家契諾の起請文を交換す

（十七代）後藤兵部太輔兼伯耆守職明、法名盛岩淨憲は後藤治部少輔正明の男なり、塚崎庄の総地頭と為り長島の庄を兼領す、職明一女あり洪江右馬頭橘公勢に嫁す

応仁年中幕府の兄弟鉾楯に及び細川、山名互に權威を争ふ、諸国の郡郷党を建て盟を結び、封域

を劫略し庄園を掠奪す、爰に文明十五年五月後藤兵部太輔職明は大村讃岐守胤明、伊万里宮内大輔仰、洪江右馬頭公直と四家契諾の起請文を交換し、共に隣好を修め不虞に備ふ、其後後藤職明、大村胤明、洪江公直、同判して、橘氏中村弥次郎公継へ藤津郡大草野の北方を授与す、明応五年十二月黒髪右馬亮をして黒髪社の大宮司職たらしむ、明応の末年なるべし、黒髪山の法印頼憲二法嗣あり、職を資弟頼雄に譲らんとす、資兄（其名を失す）深く之れを憤り、流言して曰く、高来郡有馬の城主有馬肥前守貴純竊かに頼憲に通じて職明を調伏すと、職明之れを信じ、中野氏をして之れを射らしむ、頼憲矢に中つて死す、其靈崇あり、依て之れを松原社に祭り奉祀す、頼憲は吉岡氏にして彼杵郡松原の人なり

四家契諾については『小鹿島文書』を引用し、武雄史上巻の前述の分についてもこの文書で説明にかえる。小鹿島文書の中にある次の文書は、長島の洪江公直と塚崎の後藤職明が、伊万里の松浦党の一族伊万里仰や藤津の大村胤明らとともに、以上のような四囲の情勢のもとに自らの安全を協力して確保しようとして結んだ、いわば攻守同盟の条約文である。

「契諾の事

- 一、この人衆、今より以後、公私に就いて余儀なく同心なすべき事。
- 一、この寄り合い中において、万一敵方より如何駄の故実ありといえども、各同心なき儀に候わば、取り置くべからざる事。
- 一、存じ寄りの篇目あらば、あいたがい心底に残さず申し承るべき事。
- 一、弓箭の時、何方か先立ち候にまかせて合力せしむべきの事。

一、内談の儀、他言あるべからざるの事。

若しこの旨相違あらば、神明の御罰をまかりこうむるべく候。よって状くだんの如し。

文明十五（二四八三）

五月吉日

渋谷

公直（花押）

伊万里

仰（花押）

後藤

職明（花押）

藤原

胤明（花押）

職明について、石井氏の『武雄史』は、「職明が今の武雄市川良の字森尾という所に館をもっていた。（中略）これをこわして純明は、柏嶽に円応寺を築いた。」として、今も古跡はあるという。これは「四家契諾の攻守同盟」で、四圍からの侵入に歯止めをしてから（たぶんその前に今の武内地区に森尾から進出し）黒髪山地に進出してきたものと考えて間違いないものと思われる。

前に引用した『藤山考略』にある職明が、黒髪山の住持法印頼憲を射殺したことについては、職明自身が



円応寺楼門

流言を用意した、職明の謀殺だともいえる。

それは、黒髪右京亮を黒髪社の大宮司職になしたばかりの時、（明応五年、一四九六）であり、それがたま高来郡の有馬貴純が原城を築いた年と一致したので、この築城を利用して、前掲の引用文にあるとおり資兄をして流言をなさしめ、一挙に頼憲をほうむったものだとも考えられる。

なお、次に引用する『黒髪山由緒記』は、このことを裏付けする。

この『黒髪山由緒記』も、ほとんど前に引用した『藤山考略』と同じであるが、犬走村の条に、つぎの文章が加えられている。

黒髪山末寺迹文珠寺凡成畠有四圍石垣迹 往昔

住持法印頼憲同罪被誅以来廢亡云々

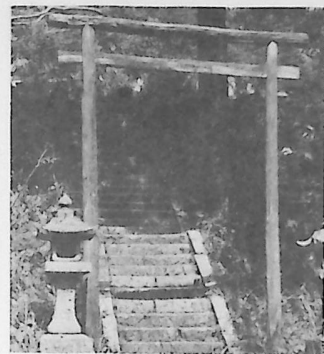
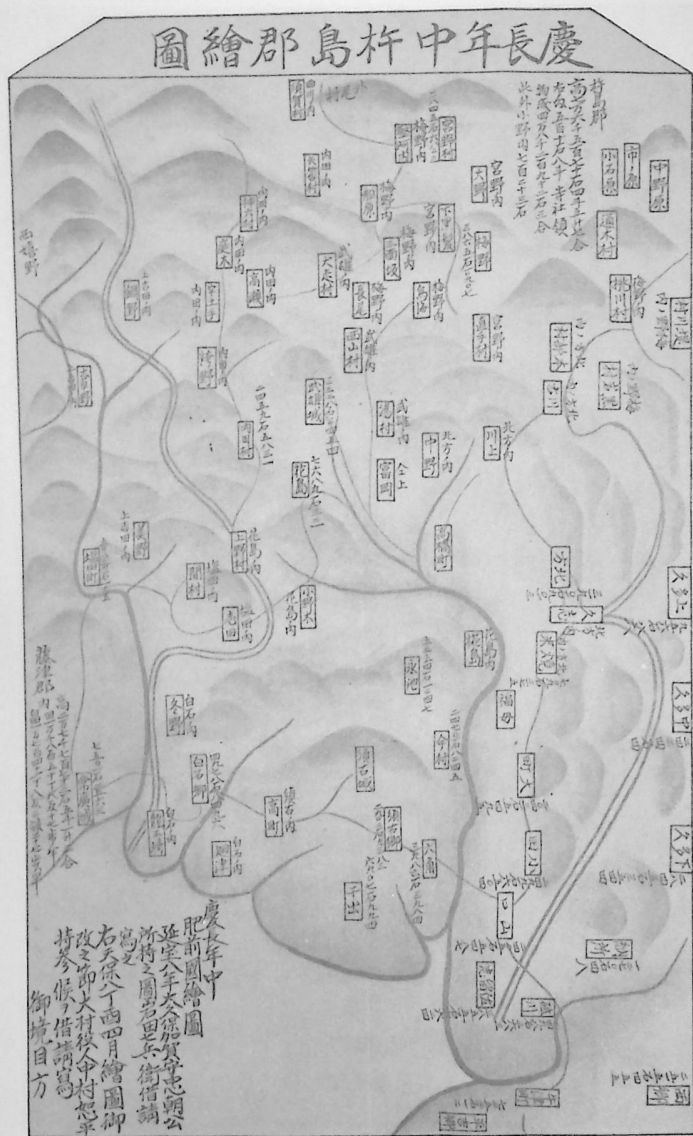
右館山寺預務祭礼等

その及ぶところ、末寺にまで及んだことが記してある。

また、同由緒記には山中名勝の条に、次のような文がある。

罌々溪、在杖立祠下伝言尊神所御牛蹄至此処為罌々之聲、故名焉、頼憲法印墓有徑側。

この由緒記は、元禄の初め頃の著であるが、謀殺された頼憲は松原大明神として祭られ、墓もあるが、射殺させた当の職明は、戒名はつけてあるが、出生、卒年は不明で墓もない。これはいかがなものであろうか。



松原大明神跡

小鹿島文書の四家契諾状のみが、職明の生存を証明する唯一のものである。

しかし、彼の進出の仕方は、まことに鮮かなものである。この時、かれは西山峠からではなく、赤穂山を越えて迂迴したのであるが、それは、川古の日鼓城に渋江氏があり、また、船原氏の神六山麓の勢力が三間坂地区にまで残っていたからだと考えていいかと思う。

『藤山考略』その他の文書からは、職明がどこなところから黒髪山地域のどこを侵略したかは全くわからない。しかし、次掲の地図は、ずっと後代の『慶長年中杵島郡繪圖』であるが、筆者は、前記の勢力範囲とこの地図から、赤穂山の東側の麓から、赤穂山を越えて、その西麓にでて真手野を侵し、四方殿の山裾に沿って下黒髪に

入り、ここを手始めにして、大野、宮野、黒髪山と侵入してきたものと考えている。
宮野村、宮野ノ内の大野、宮野ノ内の下黒髪、宮野ノ内の真手野。これは、いったいどういうことを意味するのか。

真手野のつぎに梅野があることは明らかである。

しかし、梅野に属する地域を見ると、船ノ原を別にすると、三間坂、鳥海、堅河内という一連の平坦地である。船ノ原は、この時代の初期まで（一四二四年）松浦党の文書に船原氏の名がでてくるので、船原氏の勢力下にあった地域であると考えてよい。これは、足利尊氏の属将・今川了俊の塚崎攻略（応安四年一三七一）の軍勢が、まず、上松浦地方からこの地区を通り、白木の塞に一旦留り、椿村（今の椿原であろう）にも留ったりしていることを前に明らかにしたが、このことから十分に考えられることである。

また、梅野は松浦川の流域の左岸の平坦部であって、洪水の常襲地帯である。

下黒髪は右岸で山裾に属し、真手野も同様に山手である。この時代の田地は、谷あいの沢田や山の斜面の棚田を主として、山手の小川を利用した灌漑法であって、いまだ沖積平野の平地を灌漑する技術を少数部落の者は持ってなかったと思われる。そういうことから、梅野地方はたぶん後代に開発された地域であり、当時としてはあまり必要のない地域でもあったと考えられる。このことをもう少し詳しく理解するために、二十五万分の一の地図の一部を掲げる。

松浦川の上流の下黒髪および大野の平坦部は、十二神の井堰ができてから開発されたと考えられる。この井堰は、元禄二年に没した黒髪山の住持・僧正覚遍が造成したと言われ、今も「僧正井手」の名をもって呼ばれているように、黒髪山の知行地の開拓のためであ



僧正井手



つたことは明らかである。

中世までは、大きい川の流域の平坦部の田地は、開発ができていなかったことを地形があらわしている。これを証明するには、先進地奈良盆地の農業の方から説明せねばならないが、今は割愛せざるを得ない。

もう一つ、職名の頼憲謀殺によって、影響された修験山伏と後藤家との関係が、後世まで続いたことを附言せねばならない。後述する予定であるが、家信の時代に家老河原高が、土岐心学 of 修験者一行を推挽して、川古に華嚴院をつくらせ、その一派を九州一円の袈裟目筋の総目附となしたが、享保四年（一七一九）高の子孫である家老河原勘左衛門の独立運動に参加したとの理由で、八世宗冠が牢居を命ぜられてこの一派も滅亡する。（中世七—三参照）

前記の河原氏は鶴田氏と共に松浦党の出身であったが、後藤家が黒髪山の山伏を謀殺したため、松浦党は味方しなかった。

修験者山伏は、戦時にも平時にも情報 of 獲得に、または策謀、敵のかく乱などに有用な武士でもあったであらうに、後藤氏は彼等をうまく用い得なかったようである。

なお、さらに書き加えなければならないのは、職名の黒髪社大宮司職目のことである。ある郷土史研究者は、このことによつてこの地区における後藤家の家臣第一号として、この宮司黒髪氏を掲げている。もちろん職明から命ぜられて頼憲を射殺した中野某も、この文書にでてくる唯一の家臣名で、黒髪氏とともに職明の家臣として、早くからの武士であったということにはなるが、その次第は前述の通りである。

『黒髪山由緒記』の所領その他の項に、次の一条がある。

黒髪大宮司職続目之事

全社役等者、不可有相違之状如件

明応五年（一四九六）十二月十三日

藤原職明 花押

黒髪大宮司右京助殿

この条も、前述の職明と黒髪氏との関係を証するものである。

武雄後藤（鍋島）家系図

藤原鎌足—不比等—房前—魚名—鷲取—藤嗣—高房—時長—利仁—叙用—吉信—伊博—公則—後藤則經

桓武天皇孫

後藤章明—資茂—助明—宗明—清明—常明—政明—直明—氏明—幸明—光明—女—朝明—宗明—秀明—経明—俊明—資明

初めて墓崎に下向

英明—正明—職明—女—貴明—晴明（龍造寺へ）—惟明

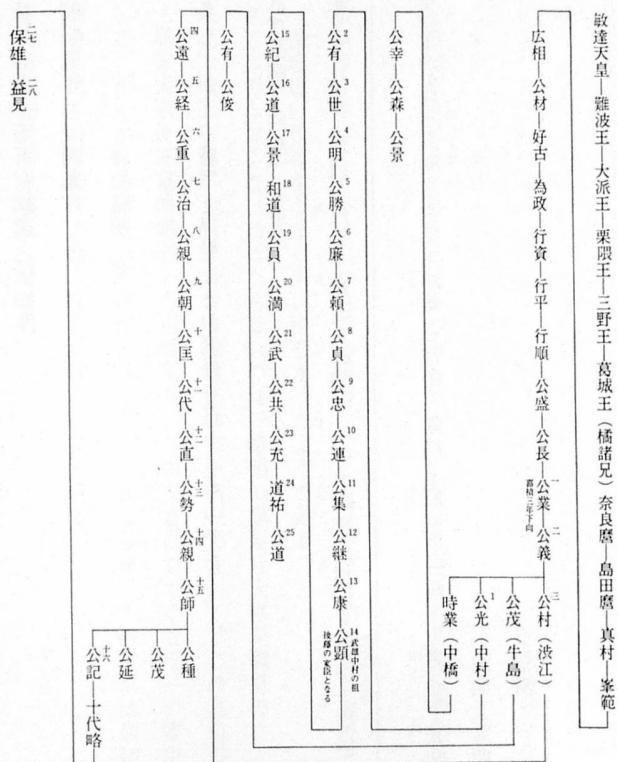
純明—女—

家信—茂綱—茂和—茂紀—茂正—茂昭—茂明—茂順—茂義—茂昌

英昌—綱磨—喜久磨（現代）

潮見城主橘氏は、後藤氏に劣らぬ名門というばかりでなく、地域的に、势力的に絶えず抗争をくりかえしてきた。また、その支族、縁者も山内地区にも多く、存在するなど、橘氏との関係は非常に深いので、参考のためにその系図を略記する。

橘家（涉江、牛島、中村、中橋）系図



(二) 十八代後藤純明

1、純明威を振う

(十八代) 後藤兵庫頭兼伯耆守純明、童名は千代童丸と云ふ、職明の女渡江右馬頭公勢に嫁し純明を生む。職明之れを養ひて子とし家督を譲る。室は有馬左工門尉尚鑑の女なり、純明、塚崎、長島両庄及び杵島、松浦の所々を領す。

以上の文は例の藤山考略の純明の条の昌頭である。領地拡大のはじまりは、純明の時代になつてからのことであり、職明が築いた黒髪山城に據つていたと解していい。室が有馬尚鑑の女であることの経緯は、いわゆる住吉戦のことについて述べる場合に明らかにする。ここでは、純明が洪江公勢の長男であることを注目しておきたい。

つぎに引用する事件は、日鼓城主、渋江公勢二男公政毒殺事件である。公勢は前に引用した職明の四家契諸状の中の渋江の署名者、公直の従兄弟に当る。公直のあとを継いだものと考えられる。

事件というのは、『藤山考略』にでてゐる渋江家の御家騒動のことである。

後藤家と山内町

河古日鼓山の城主、橘氏洪江右馬頭公勢及び其次男公政、大永七年三月十五日公政の乳母より毒殺せらる（長男は純明）三男公親十三歳にして公勢の遺領を相続す、純明之れを聞き公親の幼弱なるに乘じ日鼓城を攻む、公親が一族郎党の過半志を純明に通じ城を出づ、依て城中防戦の術なく、公親城を避けて

波多氏の貴志岳城に遁入す、後、日高甲斐守喜を頼りて志岐の島へ蟄居す、是に於て純明、長島の庄を鎮め住吉城に帰る、八月十五日日鼓城攻撃の勲功に依り、白河新左エ門へ梅野村曲淵の地を賜ふ

これは、「波江氏由来」に波江の御家騒動を劇的に書きしるした唯一の資料である。

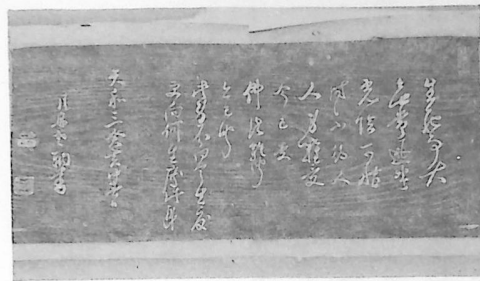
後藤にとつては、長嶋の庄は垂涎の地であつたであらう。

波江氏が、波江、牛島、中村など橘家の嫡家頭領として、長嶋の庄を領していたことは事実であるが、各家間の争いが絶えなかつた。これは、嫡家の波江氏が統制力に欠け、また、同族の被官地が十分でなく、弱体化したからだと思われる。このような時に、前述の純明による「日鼓城攻め」が行われたのである。

永正十六年柏岳の南麓に禪刹を經始す、聖徳太子製作の觀世音の像を仏殿に安置し、行基僧正の作にかゝる觀音菩薩の立像を選仏場に奉置し、普門山円応禪寺と号す、了然全超を招請し開山始祖たらしむ、四月十五日了然請に應じて晋山す、了然は日高氏志州の人なり、長門国瑞雲山太寧寺の開山石屋真梁七世の嫡伝にして、太寧寺九世の寺務天甫存在の嗣法なり、

この「藤山考略」にいうように、純明は、永正十六年(一五一九)円応寺を創建し、菩提寺とした。

この円応寺からは、後年、月舟和尚という傑僧がでた。曹洞宗中興の祖といわれる。円応寺本尊の裏にその木像があり、同寺には月舟の奉納した道元の正法眼蔵の九十余巻が藏されている。佐賀の本



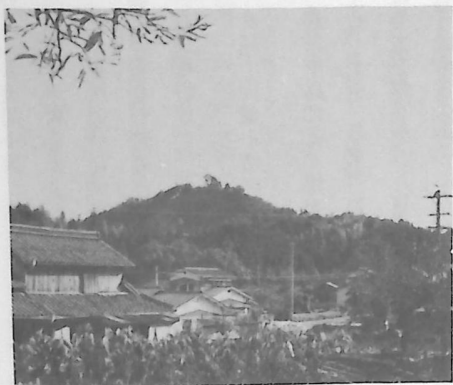
月舟の書(円応寺所蔵)

藩は、この月舟を招聘しようとしたが果たさず、その代わりに月舟の推奨する湛然和尚が佐賀にきた。湛然

が、葉隠の思想に重要な影響を与えたことは『葉隠』に詳しくのべられている。

その後、純明は、大永七年(一五二七)弟の公親を攻めて、兄弟相闘う事に無常をさとしたのであろうか、了然禪師の戒を受けて剃髪し、入道月胡浄円と号した。

戦国の世は矛盾に満ちていたが、同じ入道した有馬仙岩が、この月胡浄円の純明を攻めてくるのである。これは純明が長嶋の庄に出たからたたかれたのであるが、これがいわゆる「住吉戦」となる。『藤山考略』には次のように述べている。



水尾より陣ノ尾(中央)を望む

享祿三年(一五三〇)正月有馬経理大夫晴純入道仙岩、自から衆軍を帥ひ純明の住吉城を囲む、晴純始め軍備を西山村白木の古塁に整へ進んで陣の尾野に陣す、住吉城事既に急なり、十六日純明策を定め、大に之れを撃つ、有馬の軍、敗績して走る、其先鋒林田左馬助殿となり、立野河内邑白水原を過ぐ、吾が犬走勘右エ門之れと戦ひ其首を取る、墓は白水原に在り、黒髪山の法印阿尊、全日般若経を講じ戦勝の法を祈る、正月十六日般若を修する後藤家の故事は之れより始まる、五月一日田中分犬走峯の田園一町余を白河新左エ門へ加へ与ふ、今度の住吉合戦の勲功に依つてなり

この住吉戦のことは、『黒髪山由緒記』にも、また『後藤通鑑』

の文にも大同小異に述べてあるが、『後藤通鑑』は、仙岩が自ら三万七千五百人の軍兵を率いて純明を攻めたと大軍の数をオーバーに記している。

前の職明の条に、有馬貴純が原城を明応五年（一四九六）に築いたことを書いたが、有馬については後の貴明の条でも問題になるので、島原半島の覇者、有馬氏について述べておく。

有馬氏略系

貴純—尚鑑—晴純—義貞—晴信—直純
純忠（大村氏へ）

島原半島には、鎌倉時代以来の諸豪族（安富、有馬、安德、島原、多比良、神代、西郷、守山、山田、千々石、小浜、宇木、矢上、伊佐早）が割拠していて、南北朝時代は、菊池氏の勢力に従うものと、彼杵地方に勢力を伸していた足利方に属するものとの接点となり、烈しい攻防が展開された。室町時代になって、これら諸豪族の中から台頭してきたのが有馬氏であり、応仁の乱後の戦国時代になると、前述の有馬貴純が出て、島原半島の諸勢力を支配し、文明六年（一四七四）大村の純伊を攻め破り、明応元年（一四九二）には、平戸の松浦弘定を征して戦国大名としての地位を確立した。

その後、尚鑑、晴純、義貞と続くが、住吉城に攻めてきた晴純（仙岩）の時代が全盛時代であった。

この晴純は、中国の大内義隆と結んで少貳、大友、龍造寺、千葉氏をけん制し、天文年間には肥前の大平を征服するのである。

有馬晴純が、こんな山の中の純明をなぜ攻めたかという理由の一つに、島原半島の晴純は、大内氏と結んでいたということがあげられる。

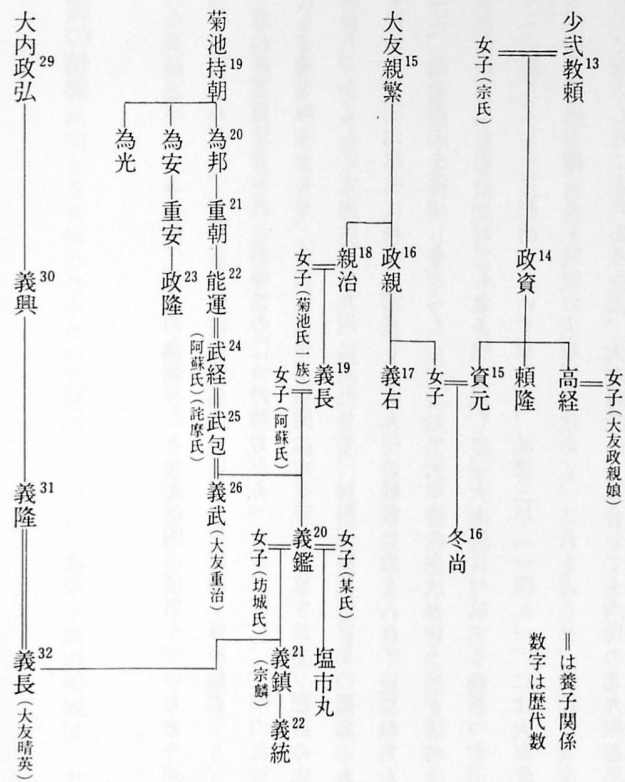
2、肥前国の情勢

住吉城の戦いのあった享祿三年（一五三〇）ごろの九州、ことに肥前国の情勢を、いちおう述べなければその理由のすべての理解は得られない。当時、九州の在地権力には、九州探題（幕府権力）と、古代律令機構の名残りである大宰府の最高責任者少貳（武藤）の二つの勢力があったが、応仁、文明の乱後は、九州探題は大内のかいらいとして有名無実となり、少貳氏は永享年間に大宰府を追放されて、肥前の土豪を頼って各地を転々と流浪していた。かくして大内氏は北九州に進出して、対明、対朝鮮貿易の拠点である博多を支配下に置いていた。すなわち、大内政弘は博多に滞在して北九州の経営に力を入れていたのである。

これに対して少貳氏は、肥前の国を流浪しながらも、どうして大宰府の少貳という名が田舎土豪を引きつけるのか、大内氏からたたかれてもたたかれても息を吹き返して、大内氏に對抗するのだった。すなわち、少貳政資は文明十五年（一四八三）十月肥前において挙兵し、延徳三年（一四九一）には大友政親と結び、大内氏のかいらいの九州探題渋川刀禰王丸を筑後の犬塚城に攻めて、これを走らせ、念願の大宰府を奪回した。東西の鎮西奉行として両立したことのある少貳、大友両氏は、連合して大内氏の北九州進出に抵抗したが、大内政弘の死後、あとを継いだ義興は、明応六年（一四九四）正月大軍を率いて九州に渡り、大宰府より少貳政資を追い出し、さらに追撃して、同年四月肥前の国小城郡晴気城に政資、高経の父子を囲んだ。いまやこれまでとさとした父子は、晴気城に自害して果てた。

花ぞ散る思へば風の科ならず時至りぬる春の夕暮。
美しやただみだせる人のとがにあらじ時来れると思ひけるかな
風流な政資の辞世である。

少貳・大友・菊池・大内関係略系図



これで北九州の支配は大内氏によって確立した。

ところが、文亀元年(一五〇一)になり、大友政親の娘婿となった資元は、大友氏の支援のもとに東肥前地方で挙兵し、翌年、九州探題の渋川尹繁を肥前綾部城に攻めて筑後に走らせた。永正三年(一五〇六)三月には、少貳資元、大友親治の連合軍は、豊前、筑前に進撃して大内義興の軍と戦い、まさに大宰府は再び奪回されようとした。

このころ、大内義興を頼って山口に向向していた流浪の將軍足利義尹(義種)は、再度京都に上洛するため、後顧の憂いを絶たんとして、永正四年(一五〇七)、大内、少貳、大友、渋川、菊池、島津、伊東らの九州の諸大名に和平を命じ、大内氏を豊前・筑前国守護に、少貳氏を肥前国守護に、大友氏を豊後国守護に、菊池氏を肥後国守護に任じて平和共存政策をとった。

これで九州在地勢力ともいべき少貳、大友は大内氏の筑前守護という既成事実の承認となり、敗北を認めたことになった。もとよりこれは寄食將軍足利義尹の權威を借りた大内氏の巧妙な和解策によるものであることは疑いない。

南北朝動乱期を通じて、征西將軍の宮を奉じて、表裏常なく変転してやまなかった九州土豪の中において、終始南朝方にあつて勢を振っていた菊池氏も、世が平和になると次第に勢力を失った。これに対して大友氏は、永正十二年(一五一五)十二月廿三日附で、義長が義鑑に依頼して菊池師丸(義武と改む)の肥後国入国を図ったり、後では義武を強引に送り込んで菊池氏の家督につけたりしたことによって、長年の念願は達せられた。しかし、菊池氏の正統は完全に断絶して、それ以後は大友の勢力に併合された形となったのである。

大内氏は筑前の守護として、政治の中心大宰府、および経済貿易の中心地博多を押えて、事実上九州に君臨した。また、肥前国の守護となつた少貳も組織された軍事力を持たなかつたので、大内氏との衝突はなかつた。

このバランスを破るきっかけをつくるのが少貳資元である。それは享祿元年（一五二八）——すなわち、いわゆる住吉戦の戦われる二年前のことである。寄る年波にあせりを感じたのか、自分の目の黒いうちに大宰府の奪回をしたいと念じた資元は、大友氏と結び、その推挙で管領細川高国と通じ、中央での対立を利用して、大内氏を討つべく動きはじめた。これを聞いた大内義興は、將軍義晴に訴えて資元を討とうとしたが、幕府は細川高国と資元の関係を知っているので、義興の願いを拒否してきた。このことが大内氏と通じている有馬晴純の西肥前における動きとなつて現われるのである。

『鎮西志』に述べるところを引用すると

『有馬越前守晴純の軍、杵島郡長島に到る、須古、白石・横辺田北郷の郷士らこれに従う。後藤純明したがわず、よつてしばしばいどみ戦つて日あり、ついに果たさず。

「果たさず」が、有馬の住吉戦における敗軍を意味している。

大内義興は十二月（享祿二年）に死去し、その子義隆が、父の遺志を継ぎ、享祿三年四月、筑前の守護代杉興連に命じて資元を肥前国神埼郡勢福寺城に攻めさせる。少貳方の龍造寺家兼、鍋島清久らの奮戦で、杉興連はさんざんに敗れて撃退される。勢いに乗じた資元は、翌享祿四年、筑後方面に進出してきた大友義鑑と呼応して、杉興連の軍を大宰府岩屋城に攻めてこれを落とした。

以上で明らかのように、純明の有馬に対する勝利は、資元の大内排除戦の一環として戦われた結果であつ

たといえる。

少貳、大友氏の連合軍に驚いた大内義隆は、天文二年（一五三三）陶興房を將軍として送つて、興連を救い出し、さらに資元を追撃して肥前に入り、翌年（一五三四）の十月、自ら大軍を率いて少貳氏の討伐をすることにしたが、その前に、幾度か苦しめられた少貳方の勇将である龍造寺家兼を、味方に抱き込む工作をなしてこれに成功した。少貳氏としては、いままでの支えであつた龍造寺の離反で、やむなく大内氏の軍門に降ることになつたのである。少貳の降伏を知つた大友も、利あらずと、大内氏の支配に属するようになり、義隆の九州支配は実質的に一応成功するのである。

少貳氏の勝利の時点では、住吉戦の成功も意味があつたが、以上のような理由で、結局は純明も大内の率下である有馬氏に、従わねばならない状況になるのである。（戦いには勝つたけれども）有馬氏から、後室を迎え入れる時の純明の書状が『後藤戦功記』にある。

「八月、有馬へ祝儀のため罷り出すべく候。それに就いて、山里おのおのえ出銭の儀申し候。是は所入り初の儀に候間、涯分御馳走にあずかるべく候。委細、なお中山和泉守申すべく候。恐々謹言、

六月五日 純明（花押）

武雄式部少輔殿」

祝儀のためにはじめて有馬へ行くので、領内の人々に応分の挾金を求めた書状であつて、純明が晴純の妹との婚姻によつて、この時八月にはじめて有馬へ行つたことを推定させる。

もちろん有馬側も、前述した神埼郡における大内側の敗戦は、西肥前におけるけん制作戦が失敗に終わり、懷柔策にて政略結婚を結んだものと考えて、誤りないと思われる。

ここまで述べてくれば、純明の勝利が一時的であつたことがわかるが、筆者としては、この地で戦われたいわゆる「住吉戦」なる名称のことはまずおいても、もう少し詳細に「考略」の文を、この我々の地区側から読んでみねばならないと思う。

第一に白木の古堡である。考略には西山村となっているが、今の永尾区内にあって、そこは山内町であり、武雄の西山ではない。そこで、いつ頃書かれた文かということが、ここからも問題になる。白水原も、立野河内邑と辞^{ことば}つてあるが、今は三間坂に属している。この頃の事を書いたものは、おおかたが江戸時代の元禄より降ることは明らかで、すべてが秀吉の天下統一後のものであり、それ以前へさかのぼることは不可能である。このように、書いた時期によって「名称」が違うものだとなれば、問題になるのが黒髮城と住吉城の名称である。黒髮城二城説を筆者が提出して『かんこかんこ』に書いたのは、昭和四十三年の初めであつた。次にそれを引用させてもらうことにする。

住吉城という名の城趾は勿論一つである。併し、その名を黒髮城という城趾は今も衆知の住吉城趾の他に、もう一つあるということをおし言いたいのである。

私は次に城趾についての疑問の第一を提出する。藤山考略―武雄藩の正史―に後藤氏の第三代助明が仁平三年―(西紀一一五三年)―源為朝と共に黒髮山の大蛇を退治して村里の人を安堵させた是に因つて黒髮山の前峯に城營を構へ別拠とす。之を住吉城と号し又黒髮山城と称すと言ふ。

大蛇退治が伝説であることを否定する人は今日ないであろう。又仁平三年と時期を明らかにし実在の人物為朝を配しての話の後に城を構えたことを書いてるのは如何にも事実疑えないように見えるが、住吉城という名称は江戸時代初期か少なくとも秀吉の天下統一後であることは理由は後述するが明らか

である。しかし、黒髮山城という名は黒髮山麓にある住吉城ではなく、黒髮山の前峯に山城として構えられたという事は一応考えてみる必要があると私は思う。この藤山考略の記述が時代錯誤のものであることは源平の戦いはおろか保元平治の乱の前の時代に城や山城などが未だなかったことは歴史的に明らかで、今日はテレビや映画の劇などでも時代考証が進歩して、「源義経」のテレビ劇でも柵や館は出て来ても城などは出て来ない。藤山考略は出来た時代が寛永十五年後ということが明らかだから今の住吉城趾を唯一のものとして時代の考証もせず黒髮山前峯の黒髮山城と住吉城とを一緒にして助明の時代迄城構築の時代を遡らせたものと思われる。『後藤記』にいう黒髮山大蛇退治の物語に出てくる殿様は高宗という名で助明ではない。勿論これには小太郎や万寿姫など全道具立が揃うが物語には住吉城など出て来ないのである。この物語には時代考証がある。

それで藤山考略の記事は全く虚構であることは明らかであるが、私は黒髮山の前峰に黒髮山城を構えたと言う事のみは一考に価すると思つた。そこで私は第二の疑問を次に提出する。前に引用した藤山考略の記事に依れば享禄三年(一一五三〇)正月有馬修理大夫晴純入道仙岩、自ら衆軍を率いて純明の住吉城を囲む。晴純始め軍を西山村白木の古堡に整え進んで陣の尾野に陣す。住吉城事既に急なり、十六日純明策を定め、大いに之を撃つ、有馬の軍敗北して走る、其の先鋒林田左馬之助後詰しんがりとなり、三間坂浦田、白水が原を過ぐ、吾が犬走勘右エ門之と戦い其首を取る、林田之噴墓は白水原に在り、黒髮山西光密寺の法印阿尊、全日般若経を講じ戦勝を祈る。後の後藤家における正月十六日の大般若会を修する故事の始りとする。

この記事は多少の差異はあるが後藤通鑑、或は黒髮山由緒記等同様である。衆軍が三万の大軍になつ

たりして位である。

陣の尾は私の家の前にある小山である。

朝夕私は之を眺めている。子供の時には何遍か登り戦争ごつこの場でもあったこの下の谷には、住吉城から抜道の（地下道）出口があると聞かされてその谷に黄蘗（いもぎ）など取りに行ったりした。入口も出口もなかったのは勿論である。多分純明の軍が奇襲して勝つたことを理由付けるための作り話であつたろう。ところが何時のころからか私は現在の住吉城を攻めるのにこの一見地理的關係の薄い陣の尾に陣取つたのだらうかという疑問を抱くようになった。

更に前記事にある林田左馬之助の首塚が「林田さん」と言つて石碑の建つたものが前平山の一角に現にあることだつた。

戦われた処の証拠の場所は今蜂の巣バルの畑の中に三か所程も敵の戦死者を葬つた自然石の墓が残つている。

純明は水尾村で林田左馬之助の首実検をしたとも伝えられている。

住吉城を攻めるなら宮野の観音山でも占領した方が又塔の尾辺でもいい陣取つた方がいいのではないかと思つたりした。

又わざわざ今の弁財堤の上になる馬乗場からしか行かない様な前平山の中に首を埋める必要が何の為にあつたのかと疑つた。

これは私が水尾の土地の者だからの理由だけで持つた疑いであつたろうか。ところが今から五・六年前だつたと思う。蜂の巣出身の今は東京に住んでいる山田兵助老が言うには、住吉城の他にもう一つ深



地 推 定 城 黒 髪

い濠のある城跡らしい所が前平山の中腹にあるという話をした。又しばらくして水尾の鳥谷鷲雄君も同様の地勢の所があるという。水尾の人はここを『殿さん屋敷』と呼んでいることも判つた。場所は黒髪山旧登山道を古い六地藏のある板川の所から二ノ鳥居の方へ行かず、左に登つて行くと水尾から前平山へ登る道に出る合流点から少し黒髪山の方へ登る右側に深い谷と言つた方が適当なような濠に囲まれた松や雑木の生い繁つた岡状の土地がある。ここが古黒髪山城趾であらうと私は推定した。山城は鎌倉時代に発生して千早城などの戦いで有名な様に南北朝頃即ち十四・五世紀に盛んであつた。この頃の合戦は山城の攻防戦だつたことは太平記等を読むと明らかである。

現在の住吉城は山麓の平山城の型である。

この型の時代を経て平野の中の石垣を築いた佐賀城の様なものになるのは織豊時代城下町が出来、それ相當の經濟の發展に伴つたものである。

純明の時代は既に十六世紀であるが、地方の又田舎であるここでは大分中央とすると文化は遅れてゐたことと思う。

しかしこの山城の出現時代は後述の如くもう少し遡る。

さて陣の尾——これも山城跡だつたと私は考える。陣を敷いたのも、また、前平山の一角に首塚のある

のもこの黒髪山城を晴純仙岩が攻めたと見ると、ここから水尾村へは道が四通八達している。ところと下ると蜂の巣へも私の裏の稲荷さんの谷へも又弁才天小路へも馬乗場へも容易に達することが出来る陣の尾と相対している。

旗差物でもこの城に立てると陣の尾からは見えるかも知れない。

黒髪山由緒記には前平山のことを本城岳と称し之後藤氏の本城也と記していることも、また藤山考略が黒髪山の前峯に黒髪山城を構えたと述べたのも宣なるかなと言えよう。

住吉城（黒髪城）とは別の黒髪山城はこれである。では何時頃この私の言う古黒髪山城は出現したろうかをついでに藤山考略から推理して見たい。

十八代後藤純明は後藤職明の孫で川古の渋江右馬頭公勢の子である。即ち純明の一代前の職明の条に藤山考略は次のことを述べているがこの条まで三代助明の黒髪山城のことから何の記載も吾が郷土史に引用される様なことは書いていない。

つまりここから郷土史が始まると言える。――

明応五年（一四九六）十二月黒髪右馬亮をして黒髪社の大宮司職たらしむ。

明応の末年（明応は九年・一五〇〇迄ある。）なるべし。黒髪山の法印頼憲、二法嗣あり、職を資弟頼雄に譲らんとす。資兄（其の名を失す）深く之を憤り流言して曰く、高来郡有馬の城主有馬肥前守貴純秘かに頼憲に通じて職明を調伏すと、職明これを信じ中野氏をして之を射らしむ、頼憲矢に当って死す其靈崇あり、依て之を松原社に祭り奉祀す。

頼憲は吉岡氏にして彼杵郡松原の人なり。――

この引用の記述と黒髪山城と何の関係があるかと問われる方もあろう。更にもう少し私は職明の条の引用をする――この前条に――諸国は郷党を建て盟を結び、封域を劫略し庄園を掠奪す、ここに文明十五年（一四八三）五月後藤職明、大村胤明、伊万里仰、渋江公直の四家が契諾の起請文を交換したと記載してある。

つまり周囲四家の攻守同盟が結ばれた。

この劫略掠奪の世の中だと自ら認めている中に攻守同盟がなった時期を選んで黒髪山法印頼憲を射殺したことは、職明が黒髪山の莊園をここで劫略したことを意味するだろう。しかしこのやり方は地元の反逆を招く憂いがあっただろう。子孫まで非常に松原社の崇りを恐れたようだ。

明治の初期迄松原社には知行地がついていた。寺院の勢力を削いで大宮司を統目したというのも一貫した策謀であつたらしい。

職明は続目書を出すような身分ではない筈だが戦乱の世の中だから出来たのである。

私はこの事変の前後に黒髪山城は構えられたと推察していいと思う。

以上で大体私は第二の疑問を氷解したこととしたい。因みに松原社は中宮趾にあつた。では現在の住吉城は誰の時代に出来たのか。これはやはり純明によりつくられたものではないだろうか。

後藤山城という御船山城を含む山麓の山城平山城はこの時代に出来ていると私は考える。

純明は天文二十二年（一五五三年）武雄の河良の館で卒している。

武雄を経営したのは純明に始まるのではなからうか。円応寺を創建したのも純明である。平山城から高槽のある石垣を築いた城は後藤氏は遂に築城しなかったのである。

勿論現在の住吉城趾に見る様に石垣もない。土居もどうだったか判然としない。居館は後世には瓦葺であつたろうが物見櫓位はあつたものと想像されるが、今の唐津城の様なものを想像するのは時代錯誤も甚しいと言わねばならない。

この城は秀吉の天下統一によつて領地の侵略戦にストップをかけられた天正十八年（一五九〇）には龍造寺領内の肥前七城の一つとして残った。記録には名称が黒髪城となっている。

国内の他の城は全部破却を命ぜられたものである。では何時の頃から住吉城の名称になったか、住吉の地名は小字名として今でも残っている。

これは秋川の近くに住吉祠（石祠）があつた。

城主家信は龍造寺氏一門とともに鍋島氏に従つて朝鮮征伐に出征している。住吉神は海神である。出征の船にも海神を祭つたのではないだろうか。御蔭で凱旋することが出来た。その為ここは住吉城と名付けられたものであろう。（文禄慶長頃のことか？）そして早や慶長四年（一五九九）には焼失したのである。

後藤家は塚崎（武雄）に移り住吉城は廃され再び帰つては来なかつた。

城は純明、貴明、家信、茂綱の初年迄の四代に亘つて居住されたが留守の時もあり連続して居住されたと訳ではない。

3、住吉城の戦い

このいわゆる住吉戦なるもののあつた享禄三年（一五三〇）には、純明は祖父の築いた黒髪山城、すなわち、前平山の中腹にあつた山城に據つていたと考えられる。

有馬の将林田左馬之助は、陣ノ尾の狭野に、すなわち袋小路に入つて黒髪山城を囲んだと考えていたのである。狭野と書き現しているように、水尾の下、蜂ノ巣の上にかけて平地部が狭くなっている。純明は、この狭野で退路を塞ぐようにして、林田の先鋒部隊を奇襲したと想像する。たぶん夜明け前に夜襲をかけたのであろう。夜のあける前に、勝手知つた山の夜路を松明を消して忍び近づき、関（鯨波）の声と一緒に松明をかざして寝込みを襲撃したのであろう。（この頃に軽快な足軽という歩兵が出現している。鋒をもつた歩兵戦である。）

陣の尾の前に、現在でも三か所程、「その時の戦死者を葬つた所」という自然石が残っている。祟りがあるというので畑の中に祭られている。瘡に効くとお参りする土地の人もある。この戦いのあつた場所で何十人かが命を失つたことであらう。有馬軍は、この陣ノ尾の野から、蜂ノ巣原の南側の山沿いに敗走して、川良の川を越え、立野川内の久保田橋附近で十二神の上の川を渡つて白水原に出たの



陣ノ尾ノ狭野



住吉の戦いのときの戦死者の墓

であろう。白水原への出口を打詰谷^{うちづめや}という。(切ってはうっ詰め、切ってはうっ詰めしたからこの名がある^{と聞いている})。ここでもおそらく、迎え撃つ態勢で犬走勘右エ門たちの隊は戦ったのであろう。

西日本新聞の前身である福岡日々新聞の記者だった北島磯舟氏は、



水尾の首塚

有馬方の勇将林田佐馬之助は自ら殿として総敗軍を救わんと奮戦しつつ退いた際、矢に当たって落馬し、純明方の兵士犬走勘右衛門と渡り合い、討ち取られたが、佐馬之助は落馬しながらも、母衣^{はもえ}をかけし武者を討つ法を知っているかと問いかけたほど、その態度の美しきあっぱれな武士で、有馬方の一權威であったので、その墓は特に同所に赦し、且つ「慈唱」の戒名さえ贈った。討ち取ら

と『黒髪山めぐり』に書いている。

この墓も、おそらく戦いの直後に建てた墓ではなからう。純明が有馬に行つて仙岩の妹を室にもらい、有

馬方となつてから、厚く供養をしたのであろうと思われる。

「慈唱」の墓は今、公文信雄氏の邸内にあり、丁寧に祭られている。再び『藤山考略』の文を引用する。

享禄三年(一五三〇)五月一日田中分犬走の田園一町余を白河新左エ門へ加へ与ふ、今度の住吉合戦の勲功に依つてなり

天文九年三月有馬左エ門佐晴純と千葉介喜胤と封疆を争ひ杵島郡に戦ふ、純明須古の平井山城守経則と共に晴純を援け、喜胤を追撃し横辺田に至り軍を班す
同十一年渋谷下野守公親、旧領を恢復せんと波多隠岐守、松浦肥前守の援兵三千余人を率ひ長島に発向す、純明住吉城を出て長島に戦ふ、吾が軍利あらず住吉に帰る、公親多年の熱懷を遂げ日鼓城に入り、愁眉を開き歡喜極りなし、十一月五日純明庄内の壮兵を督し、再び長島の庄に出で、日鼓城を囲み之れを陥る、公親小城に出奔し牛尾山に隠る、後佐嘉に赴き龍造寺隆信朝臣に頼る、純明居を後藤山城に移す、是れより長島の庄悉く平定す

同十二年有馬晴純、後藤純明、平井経則、多久宗時、波多、鶴田、草野等少式冬尚の密旨を諒し、兵を起し陣を構へ、流言して曰く、吾等は少式に叛き大挙するものなりと、是れ龍造寺の氏族を全滅せんと^{の計策なり}、其由来を訊ぬるに馬場頼周なるものあり、龍造寺の氏族武名日に盛んにして、龍造寺家兼専ら少式を擁護するを惡み、反対に之れを少式冬尚に讒す、冬尚讒者の言を信じ此の策を為し、龍造寺をして杵島、松浦に発向せしめ、其間に乗じ、龍造寺を全滅せんと企てたるものとす

を下し、上松浦に入り鶴田兵部大輔直の大河野城を囲む、十一月廿三日鶴田伏兵を設け家人峯刑部をして之れを襲撃せしむ、龍造寺伯耆守入道剛雲（旧本には伯耆守盛家人道剛雲とあり）龍造寺隠岐守（旧本には隠岐守家久とあり）龍造寺日向守（旧本には日向守信以とある）伏兵と戦ひ戦死す、然りと雖も城中大敵を拒ぐこと能はず、力屈して和を乞ふ、貴志岳の城主波多下野守鎮、獅子が城主鶴田越前守前亦遂に和平を求む、同十四年正月龍造寺家兼、曩きに降参したる鶴田、波多等、赦宥の恩命を与へ、長驅して藤津に入る、十六日有馬晴純迎へて之れと戦ふ、後藤純明平井経則有馬を援ひ龍造寺右京亮胤直と接戦し、胤直戦死す、西軍勢に乗じて進撃す、佐嘉軍敗れて旗を旋す、佐留志の前田志摩守、畠永左近太夫其の先途を遮り、十八日志久峠に挑み戦ふ、家兼腹背に敵を受け殆んど危し、於保備前入道健功、龍造寺新五郎胤明殿たり、屢々敵と接戦し遂に戦死す、龍軍辛ふじて佐賀城に帰ることを得たり、嗚呼龍造寺の一族、馬場が讒佞に陥り此挙あり、豈に哀惜せざらんや

同年四月山口村の小松吉分を樋渡与七郎へ加へ授く、戦功ありしを以てなり、同年五月大村丹後守純前の男、又八郎を養ひ継嗣とす、大村の家人秋次越中守前治（豊後守治明と改む）森織部佑房清（万右エ門と改む）朝重彈助某、福田、朝長等陪従して後藤山に来る。

同十五年二月焼米村の地四町壹段杵杖を馬場膳兵衛頼経（豊前椽と改む）に、同武町を井手清左エ門公長へ加与す、是れ去年藤津軍の戦功に依るものならむ、同二十二年三月十八日後藤伯耆守純明、河良の館に卒す、円応寺殿月湖浄円居士と諡す

以上によつて明らかのように、純明は仙岩に勝つたが、それ以後はもっぱら有馬の旗下の一武将として終止している。



犬走勘右工門の墓(碑の後)と表忠碑

が、職明のときには、いまだ田が拓けなかった所の梅野地方が、開発されていることがここに明らかになっている。

享祿以後有馬方についてからの純明は、天文四年正月の晴純が龍造寺家兼と戦ったときも、杵島郡樺島の砦の城代馬場豊前守経良に、戦功として焼米村の田地四町壹反を賞として与えている。

このように、有馬についてから、恩賞の大きさががぜん四倍になった。（平野部の営農面積の拡大のためか？）当時純明の領地は、次の中村文書にあるように、東牛津川に至り、小城郡の一部をも領したのである。

中村文書

肥前国杵島郡内、山口八十町、小城郡内原分二十四町之事、
右任先例之旨、御知行、不可有相違之状如件、

天文五年三月五日

平 興常

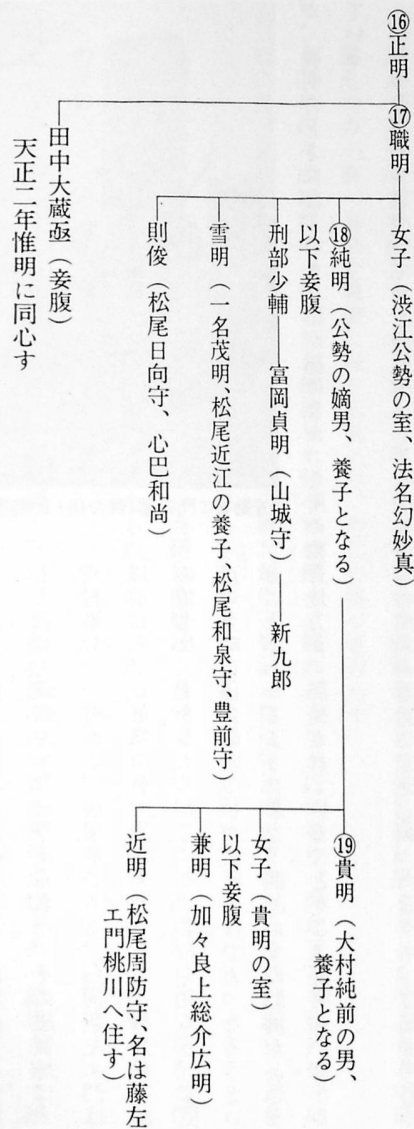
後藤 殿



十八代純明の墓
(武雄・浄円寺墓地)

平興常は千葉氏である、
以上は、純明が戦国をいかに戦ったかがわかるように思う。享年はわからないが、初めて有馬と戦ったのは受戒後三年、卒去したのは受戒後二十六年である。つぎに系譜を載せる。後室については貴明の条に述べることにする。

系 譜



(三) 十九代後藤貴明

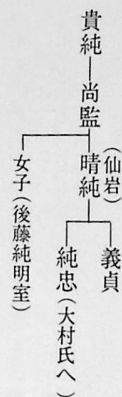
1、貴明後藤家に入る

天文二十二年（五五三）三月十日、純明が川良の館において卒したため、貴明の時代が始まるのであるが、彼の時代を語るには、（彼が五十年の生涯を終わるまで、まことに波乱に富んだドラマチックな戦いの連続であった。）その前提となる純明およびその実家である大村家のことも語らなければならない。

純明は、享禄三年（一五三〇）、陣の尾の戦いに勝って、有馬の進出を一応阻止はしたが、島原の有馬尚監の娘、すなわち仙岩（晴純）の妹を後室に迎えねばならなかった。そして貴明は、養母の兄にあたる仙岩の仲介で、大村から天文十四年（一五四五）に年十二にして養子になることになったのである。その理由は、貴明は大村純前の実子であるが、彼の生まれる前に、晴純（仙岩）の次男の純忠が、大村の家を継いでいるので、妾腹ではあるが、貴明（又八郎）の存在は、養子の純忠にとつて邪魔であることは明らかで、それをなくするために純忠の実父晴純が貴明を後藤純明の後継者として養子に世話したというわけである。全くの政略的なものであつて、後に貴明の大村攻めとなる因もここにあつたのである。

参考として、有馬氏と大村氏の略系図を掲げる。

有馬氏略系図



大村氏略系図



有馬と純明との間は、享祿三年の戦いの後は和平が続いていたが、永祿三年（一五六〇）九月十九日、潮見城が有馬軍により急襲された。この時貴明は、渋江公師を肥後から呼びかえして潮見の旧城にいていた。もちろん貴明は公師を救援して有馬軍を破った。この事で有馬との和平は終わりを告げたのである。

貴明は天文十四年（一五四六）五月に、年十二で養子として武雄にきたのであるが、この時大村から家臣の団がついてきた。その名前をあげると、秋月越中守前治（改め豊後守治明）、森織部佑房清（改め権右エ門）、朝重禪助則勝、福田筑前守前勝、朝長兵右エ門前安、都知木伊予守、公文三郎兵衛、武藤、武添、小船串、小松、鈴木、前田、志田、土橋などが陪従してきている。同姓住民が山内に多いのはこの家臣団の子孫であろう。

当時の後藤家の本城は、後藤山城であって、黒髪城は一つの支城に過ぎなかった。純明は日鼓城を攻めて、これを落し、長嶋庄が手に入ると長嶋庄経営のために、居城を後藤山城に移したのであるが、それ以来後藤

山城が本城となっていた。これは天文十一年（一五四二）の末であり、貴明はこの後藤山城を居城としたのである。

弘治元年（一五五五）三月晦日、貴明の室瑠璃女は年十七で逝去する。瑠璃女の母は有馬左金吾尚鑑の娘である。貴明とは五つ違いで、貴明が養子にきた時は七才であり、わずかに十年間の貴明との生活であった。

2、大村氏との抗争

貴明の代になって五十才でなくなるまでの三十年間は、前半は有馬、大村に対する戦い、後半は龍造寺の西漸進出阻止の戦いであったが、惟明の反逆によって、一転して龍造寺に吸収されてしまうという経過をたどるのである。

大村との関係については先にも述べたが、もう一度眼を大村の内部に向けてみる。

明応元年（一四九二）、大村純伊は、有馬貴純の女を室に迎えて有馬と和睦し、協同で平戸松浦を攻めている。純伊の子純前は、晴純の二男純忠が出生（天文三年）したとき、養子の約束をして六才のとき大村に迎え家督を相続させた。このことによって有馬、大村の関係は強固になったのである。こうしたことで実子であるのに貴明は、後藤家に養子に行くことになったのであるが、これは全く政略による縁組にほかならなかった。

名ドン・バルトラ・メウと名乗った。わが国最初のキリシタン大名である。当時横瀬浦にきていた宣教師の通信は、彼が熱心な教徒であったことを報じている。そして、さらに、彼のそうした行動に、一族や家臣らの一部に危惧やら反感がつのり、

- ① 後藤貴明は純忠に対して謀叛を起こし、大村を領してやろうと希望していること
- ② 純忠が義父の純前の霊に対する敬崇の念や儀礼をつくさないこと
- ③ 果ては位碑を焼き捨てたこと

などのために、貴明と純忠の重臣たちが通じあつて、反純忠派を形成したことなどまでも宣教師は本国に通信している。

以上のようなことから、大村攻撃の行動となつて現われることになるのであるが、一方では、貴明に陪従して塚崎にきていた家臣団との通謀が、反純忠派家臣団との間にあつたことがおおいに影響したものである。永禄六年の大村攻撃については、宣教師の報告を引用して事件を述べよう。

永禄六年（一五六三）八月八日の朝から夜にかけて、大村と横瀬の浦とで起こつた騒擾と混乱について、『ルイス・フロイス（ポルトガルの宣教師）の通信（十一月十四日附）』が自分の体験として詳細な報告を書いている。

執政ら（純忠の重臣）人民と共に暴起し、王（純忠）の家、町家に放火したので、純忠とそのドン・ルイスの兄弟なる執政らは、少数の人をひきいて町に近い城に遁れたが、港（横瀬の浦）で遭遇した困難は夢のような悲劇であつた。

ドン・バルトラ・メウ（純忠）は、四十日本国を失つたが、王（純忠）およびその兄弟の有馬の王（義

貞）は、謀叛人なる後藤殿（貴明）を攻囲し、また、一人の君と兵士を派遣してルイスを殺したフェリポ（針尾）を囲ました。純忠の命により数人の君（重臣）が死刑に処せられ、乱が治つた。

また、永禄六年（一五六三）十一月十七日、横瀬の浦発の『ルイス・ダトメイダ（宣教師）の通信』の要旨によると、

八月二十五日（一五六三）、われらならびにこの国のキリシタン全体にとつて悲しむべく、われらの敵にはおおいに喜ぶべき報知が豊後に達した。そして、大村純忠とその兄有馬義貞が逃げ、ポルトガルの帆船やジャンク船は横瀬の浦を去り、会堂および同地全体は他の多数の村々と共に焼かれ、キリシタンは皆死と迫害を受けた。これは皆ドン・バルトラ・メウ（純忠）が領内の仏像を焼いたために、部下の者、純忠の親戚である他の君（家臣）とともに暴起して悉く領地を奪い……云々。

以上のように、貴明の大村攻めは成功したかに見え、一時純忠の死亡説さえ伝えられる状態で、数十日は貴明の天下であつたが、純忠は有馬義貞の援軍によつて大村を奪回することができた。

永禄九年（一五六六）七月二十八日の野岳陣は、純忠の夜襲にあつて、貴明が九死に一生を得て帰城した大村攻撃の一戦であるが、藤山考略の記事よりも、勝つた方の大村側の史料『郷村記』の記事がよからうと思うので、それから要約することにする。

大村の前主純前の実子である貴明が、実父の所領である大村を継がないで、養子の純忠が継いだことを心よしとせず、大村の親類の者どもへも方便をめぐらしてあい謀かり、また、譜代の家臣も過半が貴明へ志を通じて、彼を大村の城主にしようと謀つた。

貴明は、これら内通の者としめし合わせて、この年、永禄九年（一五六六）野岳に出張した。かねて

約束したことなので、松原兵部大輔純照（純伊の五男）、大村右エ門父子三人、針尾伊賀守、神浦弥平兵衛入道玉鳥をはじめ、その他親類家中の侍は貴明に応じ、純忠に反する者が多かった。

純忠は、野岳に貴明が出張ったことを知り、これは遅滞したら大事になると、まだ親族の者共が集まらない先に、夜のうちに後藤を討って敵の鋭気をくじくべしと決め、一手の士卒に下知して夜に入ってひそかに敵陣の東側にまわらせ、かきにかかって焼討ちをかけさせ、自らはありあわせの者どもを引率して西側から押寄せ、狭み打ちに攻撃した。後藤方では不意を突かれて、陣中は大混乱を来たし、討たるもの数を知らずというように、貴明は全敗したのである。

翌日二十九日、いったん今富城に引き上げていた純忠は、後藤の軍を追ひ払わんとして諸軍を率いて今富城を出陣してきた。一方、敗れた貴明は、内応者を招いたが、昨夜のことを聞き知って招きに応じる侍が少なかったため、まず、備を立て直して待った所に、純忠の先鋒は、大村刑部大輔純重（純忠従弟）、大村伊予守純貞（純伊七男）を大将として、宮原、朝長、神近そのほか郡荳瀬の給人などが関を作って切っかかりかかった。後藤方でも南、竹添、公文、貞松、小船串、土橋、木々津（以上七氏は貴明に附添って武雄に来た家臣）をはじめ、そのほかの者も出向かった。鳥越伊予守（福重村）も身命を惜しまず戦ったが、ついに後藤方は大崩となって右往左往し、貴明も危なくなった。

南、竹添、公文、貞松、小船串、土橋、木々津、その他の勇士が、踏みとどまって防戦したので、その間に貴明はようやく急場をのがれて恙なく塚崎に帰ることができた。

この戦いで後藤の有名な侍数名が討死した。内応した松原兵部大輔を緒方大偶が射殺した。神浦玉鳥は一瀬薩摩に討たれた。針尾伊賀守を一瀬八郎兵衛が組み伏せているところに、針尾の家来大曲舎八と

いう者が駆けつけて、八郎兵衛を討ち取り、主人を助けた。その他逆心の者達は、あるいは殺され、あるいは浪人するという結果となって、この戦いは侵寇者の敗軍に終わった。

以上、この『郷村記』が、貴明陪従の家臣の名をあげていること、内通家臣の名を載せていることなど、山内地区と関係があると思ったので詳しく引用した次第である。

その他、貴明は、永禄七年（一五六四）八月にも平戸の松浦と連合して海上から攻めたが、この時も敗退している。

元亀元年（一五七〇）七月にも、松浦、諫早の援軍のもとに大村攻撃をかけ、三城を囲んだ。純忠はすきをつかれて、一時はわずか七騎で籠城したが、内応の約束をしていたものが逆心をひるがえし、約束を変えたために、貴明は城を攻める方便を失いまたまた敗退した。

このように、数次にわたる貴明の大村攻めも成功することはなかった。純忠が降伏するのは、天正六年（一五七八）六月、龍造寺隆信（貴明父子も参陣）の攻撃を受けた時である。

今から、十年位前であつたと思う。波佐見の郷土史家のある人が私を訪れて、「境野の波佐見側には、隠れキリシタンの墓がたくさんあるが、山内町の方にはありませんか？」と聞かれた。そこにあるならこちらにもありそうに思えたが、話を聞いたこともないし、「さあ見当りませんね」と答えておいたが、この貴明の大村攻めのことを読んでいて山内には、隠れキリシタンの墓は、あるはずがないということがわかった。貴明は、何もキリスト教を恨み、滅ぼそうとしたわけではなかったが、「坊主憎くけりや袈裟まで憎い」の例えの通り、純忠憎きのため、ポルトガルの宣教師達がせっかく築いた横瀬の浦という基地を、一網打尽に焼き払い、彼等の王国を四十日とはいえ滅亡させたのである。日本キリスト教受難史の一頁は、貴明によ

り彩どられたもので、日本第一号のクリスチャン大名の純忠は、都合の悪い敵手をもった運命を嘆いたことであろう。このようなわけで、貴明の領地にはキリシタンはいなかったのである。故島本貞一氏の、雌岩雄岩の新三郎・お君の創作伝説によって、はじめて古場の里へキリシタンが入りこんだのであって、全く島本氏の想像の所産でしかない。

3、惟明の変

天正二年（一五七四）六月から八月にかけて、貴明とその養子惟明との不和は、ついに極点に達し、両者は戦いを交えるに至った。

惟明は、平戸の松浦隆信（入道して道可）の次男である。貴明は二十七歳のとき、実子ができないのと、大村有馬に対する攻撃に際して同盟して戦ってくれた松浦氏との関係をより強固にするため、政略的な目的をもって惟明を養子（永禄三年）とした。ところが、その後、貴明には弥二郎晴明（家均）という実子が生まれ、これが成長するにつれて、貴明と養子惟明との間には微妙な空気がただよい始め、ついに惟明の不満が暴発して、この「惟明の逆乱」といわれる戦いとなった。

この事を記したものに、天正二年惟明之一乱聞書、藤山考略、後藤通鑑、後藤家戦功記、歴代鎮西要略、北肥戦記など多くの資料記事がある。なお、武雄市史の石井良一氏の遺稿集中に「惟明逆心大概」と題した一篇がある。この記事は、事件の関係者の一人であった辻左近（長命で八十七・八になった）が物語るのを、家信に陪従してきた勝屋八左工門の子である勝屋網友が筆記したことになっている。武雄市史では、この「惟



白水の千人塚（白水原の戦いの戦死者を葬る）

明逆心大概」と「一乱聞書」とはあまり内容的には相違はないとして、一乱聞書の全文を載せているが、これは候文のところが多く読みづらいので、ここでは、『藤山考略』の文を引用して、一応概略を知ってもらい、他の書から補足することにする。

天正二年七月日賊子弥次郎惟明と貴明の兵と、白水原に戦ひ、惟明敗亡す、惟明は松浦肥前守鎮信の舍弟なり、貴明養嗣として二の丸に住せしむ、性孝順ならず、屢々子の道を失ふ、是を以て恩義整はず、嫌疑を生じ、殺逆の心を挟み、密かに不逞の徒を結ぶ、去年十二月朔日、塚崎の耆宿を招待し宴遊歡を尽し、礼遇度を過ぐ、夜深く人定つて後、之れを隠室に延き叩くに情曲を以てし、くらはしむるに利禄を以てす、松尾豊前守雪明、

中野兵庫助模明（始の名は監物、後石見守と改む）八並右工門大夫和明、（始の名は新助）上弥三郎守明、（式部大輔と改む上西山後藤なり）下左近太夫実明（始の名は忠助下西山後藤）小楠兵部大夫祇明（始め新左工門後ち筑前守と改む）田中大藏亟、馬場隼人佑、上滝権兵衛等、忽ち旧来の義を忘れ、同盟して血判す、後藤中務大輔貞明（初は富岡右近大夫と称す、中頃後藤但馬守と謂ひ後千太郎左工門と改む）の舍弟新九郎、室外より之れを聴き、兄貞明に語る、貞明曰く、之れを本丸に報ぜざるべからず、然れども我等兄弟本丸に至らば、大事露顕せん、他人をして之れを密告せしむるに若かずと、即ち新九郎をして、辻右近大夫豊明に告げしむ、（豊明久間に住す、甲斐守光明と改む）豊明馬を献ずるに託し、

家弟弥次郎（左近大夫舜明と改む）をして、之れを貴明に内報せしむ、貴明直に武富志摩掾を召し密かに夫人並に幼弱の者を奉じ、夜に乗じて宮野に遁れしむ、実に六月二十三日なり（筆者考、昨年十二月朔日は計画の初めにして血判したるは六月二十三日直前のことなるべし）翌廿四日早朝、貴明馬を惟明の門に停め人をして謂はしめて曰く、老父兼てより隠居の志あり、土木の功未だ落成せず、明年に及ばず方角悪く、近頃切に山水の樂を憶ひ、日を卜したるに吉を得たり、今より遷居せんとす、之れを前にて発表せざりしは、家人を煩はすことを厭ひたるに依る、幸に恠むこと勿れと、惟明急卒狼狽し、衣を倒にして出で別を告ぐ、貴明漸く不測の深淵を脱し、西山村に至りたるとき、後藤貞明及び辻豊明兄弟、

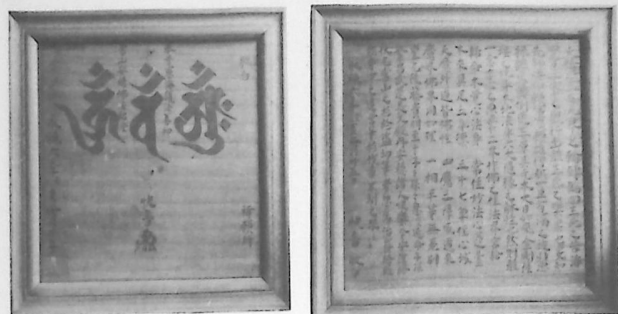


鉄砲の弾（白木塞の麓・福和入口から出土）
（おそらく惟明の変の時のものであらう）

永田河門掾等、精銳を統べ追従す、日未だ午ならずして、皆住吉に到着す、惟明の党類聚りて、貴明の脱出したるは、貞明が密告したるは必定なり、先づ彼の妻子を捕縛し、後ち住吉を屠らんと、中野模明兵を率ひて富岡の家を囲む、貞明の妻室及び子息善七郎は、既に辻豊明の采地、久間に避け、唯舎弟新九郎の主従六人あるのみ、新九郎長剣を提げ之れと戦ひ、前驅を薙ぎ払ひ、直に中野に迫る、中野其勇悍に怖へ回避す、新九郎之れを追ふて天神山に至る、中野の従士中野十介、主人の急なるを見て、樹陰に潜み、新九郎の追ひ来るを待受け之れを射る、新九郎命を殞す、年二十二、時人之れを悲しむ、賊類惟明が家に集会し、軍略を定め、少壮の士を募る、賊に与するもの七十

五人なりと云ふ（侍の数にして家人を含まざるべし）住吉方には貴明の女婿、伊万里領主、伊万里太郎次郎純治、中村下野守公顕、家臣を率ひて帷幕に参じ、有田の郷司山中半兵衛亦三百人衆を帥ひて来り会す、

河原豊前守高は、河古に在り、急難を聞き真手野を経て住吉に入り、途中賊に与みすべき者の妻子を捕へて之れを質とす、七月三日賊徒軍を分つて二部とし、惟明は西谷峠より進み、小楠兵部大輔等は赤尾峠より進む、貴明の兵、白水原及長谷へ出陣し、之れと接戦す、惟明利あらず、鳥海、三間坂の民家を焼き払って退去せり、兵部大輔等長谷に於て敗績し、我が兵野田又七、福輪山に於て小楠監物を殲す、然れども邑内の兵賊に党するもの過半なるを以て、住吉の防禦心許なし、貴明策を中村公顕、後藤貞明に問ふ、即ち兩人の献策に依り、原能登掾信房、武富志摩掾道俊（信俊と改む）を佐嘉に遣し、勝屋勝一軒に就きて、援兵を龍造寺父子に乞はしむ、隆信、政家許諾し、十日盟誓の起請文を貴明に送る、文に曰く今度一稜貴明に与力し、入魂を顯すべし、自今以後難波の儀有るべからず云々、即ち大河野城主鶴田因幡守勝、其子息兵部大輔明をして兵五百を率ひて住吉を援はしむ、八月十七日惟明も亦起請の書を捧げて、救を佐嘉に求む、隆信聴かず、同月二十日龍造寺隆信自から大軍を帥ひ、多久を経て桜木に至り、（桜木に至りては増補なり）白新田峠に陣す、翌二十一日未明、小川武藏守信俊、執行越前守種直、勝屋勝一軒信連、兵を進めて塚崎に入る、種直先鋒として天神崎に陣す、又貴明の士卒、鶴田、伊万里の兵を合せて西谷峠を越へ、西山村より進軍し来る、惟明遙かに両軍の旗色を見て戦ふこと能はず、中野兵庫、馬場隼人の兩人を天神崎の先陣に派遣し、降参を告せしむ、龍造寺隆信之れを許す、依て惟明は八並右エ門大夫、下左近大夫、浦新八郎、松尾等、数人と共に平戸に去



快音（黒髪山西光寺五世）の祈願謄文 左一裏面 右一表（定林寺所蔵）

黒髪城は修理されて再度住まわれることになった。

『一乱聞書』に、惟明の言葉として乱の理由をあげている。

「自分は、貴明のあとを相続する約束で後藤家にきたのであるが、近頃では実子家均に相続させたい意向のようである。

そう思う理由は、

一、去年の春、自分の家臣と中村太次郎の下人とがけんかを
した時の貴明のあつかいが、自分の方に酷であったこと。

一、去年の夏、有馬軍が塩田方面に攻めてきたとき、貴明は病
気だったので、自分が出陣してこれを撃退したのに、貴明は病
然のこととしてねぎらいの言葉さえもかけてくれなかった。

一、後藤家に歴代伝承されている信国の刀、以下三種の宝物を
家均に与えるつもりらしい。

と三か条をあげているが、惟明に加援したものの中には、親類の重
臣が多く含まれている。これは養子貴明に心よからず思っていた者
が惟明についたもので、惟明は家臣団の不和の中で利用された感がある。これは貴明自身が、大村譜代の重臣と語らって大村攻めをしたのと同じことだといえる。これもまた、何かの因縁であろうか。

『黒髪山由緒記』には、「永禄の初年、松浦之兵、住吉を襲撃す。

り、下左近大夫は後ち松浦郡有田戸屋村に住す、貴明白新田に往き、龍造寺隆信に謁し、公の援兵に依り危難を免れたることを謝し、且つ公の三男家信を養ふて、後藤の継嗣と為さんことを約す
同月二十五日龍造寺和泉守長信、龍造寺下総守康房の兩人、隆信の命を奉じ連署の誓詞を貴明に呈す、其旨趣は龍造寺家と後藤家は、篤く交和を結び、貴明に対し疎意あるべからずと謂ふに在り、貴明深く長信の厚情を感じ、志久山に至り長信へ謝意を表す、是に於て和親全く成就し、領内平穩に帰す
この文書には、貴明が住吉に遁れてきたと書いてあるが、「一乱聞書」の中には住吉の名はでてこない。これは当然である。別項黒髪城の条を読んでもらえば理解できると思う。藤山考略には、宮野という地名を用いてあり、家均も宮野に住んでいたとしている。

純明が、天文十一年（一五四二）の暮れ、塚崎の後藤山城に移り住んでから、貴明がもらわれてきた時も、また惟明が養子にきた時も、大村戦を戦った時なども、すべて後藤山城でのことであつて、黒髪城は、天正二年（一五七四）六月、この乱が起こるまで約三十二年間は廢城になっていたらしい。

一乱聞書の文でみると、家均が住んでいたところはたぶん宮野城と称した屋敷（現在館山寺趾というところ）ではないかと思われる。黒髪城でないことだけは確かである。宮野で貴明を迎えた者を「宮野百人衆である」という初めての名称がでくる。これがどのような人々によって構成されていたものか他には記録がない。ともかく、



宮野小路の館山寺趾（薬師堂が現存す）

快音、袴を致し貴明捷を得たり」と記している。「住吉」とあるところから、江戸時代に書かれたものであることは明らかであるが、「松浦の兵」というのは少し事実を知らないように思われる。こんな言い方も江戸時代に、住吉の戦いが人々の間に物語られていたことの一つの証拠であろう。

ここで、平戸の方ではこの事件をどんな風に理解していたかを知るために、一つの記録を引用しよう。平戸、『壹陽録（記録類第十六）』に

去る程に肥前国木嶋郡武雄の領主貴明は始めは所領も広く幕下も数多ありて武威他に越へ人に醜られし人なれ共、今は隆信公（平戸松浦隆信のこと、龍造寺隆信とは生年同じく名も同じです）とも御仲悪く龍造寺よりは仕置を受けて旗下と成給ふ。訳をいかにと尋ねるに、実子なくして御二男（松浦隆信の二男）弥二郎殿を永禄六年（一五六三）九月に養ひ給ひ後藤膳所右衛門惟明と改名して平井主殿頭の娘を御台とし数度の戦いにも父子御合陣にて睦しくおはしけり。貴明の一人姫は飯森の九郎親の妻となし、平戸の御家門と云う御楽に軍評定の御相手成けるが、貴明年長たまひて男子出生し寵愛斜ならず名を星千代と付給ひ十三才に成ければ武雄の知行半分づつ惟明と星千代に分地せんと有ければ惟明心得難く平戸へ歸りたまはむと仰けるに、武雄の武士共情深き惟明に離れんことを思ひ余りて貴明を押込め惟明に早く武雄を継せんと企ける所、貴明大に腹立ちければ家中二ツに割れ惟明の者共数度武雄の城に押寄せ戦ひけるを龍造寺隆信聞て、能積丹後守、高来入道退榮を以て後藤父子和睦させにけり。この事平戸へ聞えければ隆信公頓て武雄に御越あり貴明に仰せけるは父に向ひ弓を引き矢を放し候由私ならずとは申せども不屈者にて候へは咎めのため暫く某に御預け候へしと有ければ貴明余儀なく思はれるにや御望に應じ給へば頓て隆信公惟明をとまひ御帰城ましましける（註、惟明の墓は当平戸にあり、其年の暮

に龍造寺と貴明と不快になり弓箭に及びし時隆信公へ龍造寺より申越れしは、貴明逆意に付近日亡し申すべし、さあれば惟明殿を武雄の守護に返し入れたまふべし某永く後見申さんといとこまやかにそ書送られけれ共、いかに隆信公思召されけん武雄へは返し入れ給はず故に龍造寺家益の舍弟に家信と云ひけるを鍋島能光の祖也、武雄の城に居置、貴明父子は押込めたまふ、その後小城郡久保田にて千町を龍造寺より給いける。

事件は見る側によつて、大変違つた感じがするものである。事件を述べる筆者自身が、吾が軍であるとか吾が方であるとか書いているものが多い。歴史は客観的でなければならぬことは承知しながらも、やはり境遇によつて述べていることになってしまう場合が多いようである。古い記録も、そこに一つの限界のあることを感じさせる。

4、家信、後藤家の家督をつぐ

天正二年の惟明の変に際して、龍造寺隆信の援助を講うた貴明は、八月二十五日隆信と和平の契約を結び、牛津川以西、横辺田、志久一円を隆信の弟長信に割譲し、実子晴明（十二才）を質とした。

これに対して隆信は、八月二十八日、三男家信（十二才）を同伴して武雄に出向かい、一族および従臣に面謁して契約の履行を誓いあつた。

龍造寺・後藤両家の和平契約は一か年にして破れ、両家は再び対立することになった。山内の武士たちは、貴明・晴明父子に起請文を奉つて忠誠を誓つたのである。

『後藤家文書』に、その全文があるので引用する。

七三 山内衆連署起請文

天罰起請文事

一、奉對後藤御家同貴明様晴明様、山内衆有足無足、以一味同心、何様當末、不存疎緩、主人別ニ取替申間敷覚悟を以、可遂御奉公事、
一、若、從他方敵方、計略等候者、則時、可致言上事、
一、傍輩村中ニ^ニ、不審之儀候者、從村衆儀も可致其沙汰事、

右條々於相違申上者、

梵天帝尺四大天王、惣者日本國中六十余^カ大小神祇、別者黒髪三所大権現、同下宮、武雄潮見兩大明神、軍神天滿天神、八幡摩利支天、可蒙御罰者也、

仍起請文如件、

天正四年^{丙子}拾月十七日

大野宮野衆

黒髪武藏守	井手新左衛門	内海大和守
前田美濃守	保利越中守	淵 勘兵衛
大野源次左衛門	野中平左衛門	原四郎三郎
松長弥兵衛	井手次郎兵衛	本山十右衛門
岩永金右衛門	飯盛新兵衛	山口源田左衛門

瀬戸口中左衛門	河窪弥左衛門	同五左衛門
窪中次兵衛	河副軍右衛門	瀬戸口太良左衛門
丸田六左衛門	岩永藤五左衛門	前田弥平左衛門
濱口新四郎	松尾次郎左衛門	中原小左衛門
黒髪三郎兵衛	湊場孫左衛門	前田藏人尉
		山口次郎右衛門

己上

梅野馬手野衆

松尾主計尉	同 兵七郎	野田橘右衛門
秋次掃部尉	河原主馬尉	井手右衛門兵衛尉
柿田代与三左衛門	飯盛源右衛門	古河中左衛門
鶴田藤次兵衛	長尾孫兵衛	犬塚 威忠
木寺喜七兵衛	北河平兵衛	橋口次郎左衛門
北河九郎左衛門	中嶋幡摩守	松尾 市尉
土橋 十助	都知木五助	松尾 市助
山口軍左衛門	原八郎左衛門	同 明圓
本山中左衛門	松尾次郎右衛門	犬走太郎右衛門
田中七郎右衛門	松尾千兵衛	本山与七兵衛

大屋周防守 山口与兵衛 野中新五左衛門
 鳴本中太左衛門 山口次郎左衛門 大屋次良左衛門
 諸井 藤助 山口中兵衛 藤 七兵衛
 切手金右衛門 同善右衛門 井手源五左衛門
 河口次郎右衛門

己上

鳥海三間坂衆

松尾兵四郎 小河内弥三郎 河窪 權助
 岩水清次郎 浦河内藏丞 田中与三左衛門
 中山因幡守 日向嶋近江守 山下平右衛門
 松尾 市助 蒲池与兵衛 中山志摩守
 木戸平左衛門 松尾源八郎 峯 与 助
 山口弥七郎 平山与市兵衛 山口孫左衛門
 中尾狩野介 青木新左衛門 今道喜左衛門
 莊崎新右衛門 引地新六 中山新三郎
 浦河弥十郎 次郎兵衛 与三兵衛
 清 八 郎 中右衛門 日向嶋弥七郎
 池田弥三郎 新五右衛門 蒲池与兵衛

六狩弥七右衛門 松尾大隅守 宇礼志野河内守
 己上

しかし、天正五年二月には、龍造寺・後藤の再和平が成立し、お互いに実子を送って、両家の一体化を誓約した。この間、六・七年のことを石井氏の『武雄史』から引用する。

永禄十二年己巳夏大村純忠宮村を恢復せんと兵を出す。貴明之れを防ぎ七月四日葛の峠に戦つて撃退した。

元亀元年三月平戸城主松浦隆信、鎮信の父子並に大河野城主鶴田因幡守勝が誓書を貴明に納れた。

同年の夏貴明は笹川の辺に茶店を構へ、親族家人を招き自ら茶を賜い美酒佳肴を備へ、太刀、刀、金銀財物を与へ、年来の軍労を慰め歌うて曰く。

武雄山、御船の岳の麓には流れ絶へせぬ波の笹川、

是れが貴明全盛の時代である、年三十七。

元亀二年冬十一月貴明の兵、志久峠より多久を侵した。元亀三年七月晦日貴明は平戸及諫早の援兵を申合せ大村の三城（今は陸軍墓地となる）を包囲した。籠城の士僅に七騎にして諸士の妻子を加へ僅に七十二人だったと云う。然し皆決死の勇を振り奇策を用い奮戦したため平戸勢先ず退却を初め、大村より諫早の陣中に放ちたる間者は大將に深手を負はしめたため此亦退却し貴明も亦兵を旋した。

天正元年正月元日貴明の兵、再び志久村より多久の辺疆を窺った。同年秋九月貴明は女山の鶴崎源太左工門と示し合せ、多久を侵し龍造寺長信の梶峰城を囲んだ。然し之れを落居すること能はず十月鶴崎の守城山下の塁に帰陣した。天正二年二月龍造寺隆信は第四回目的須古攻めを為さんと、先ず兵を出し

女山の一族を討伐し白丹田に陣した。我が兵は猪隈の墨を出で桜木に於て戦い、須古城主平井経治は兵を久津具に進め、我軍は更に大兵を北方竜石に送り龍軍と対抗し遂に之れを撃退した。同年六月二十三日貴明の養子惟明が反逆を企て武雄に於ける前代末聞の大騒動を惹起した。之れが為め我が武雄は遂に龍造寺の有に帰した。其の経過を略記すると、

六月二十四日未明貴明、黒髮城に遁れた。

七月三日惟明自ら西谷峠より進み、同類小楠兵部太輔は赤穂山より兵を出し、福和山、長谷、白水原の会戦があった。

七月八日貴明は援を龍造寺隆信に求めた。

八月二十日隆信躬から大軍を率い多久を経て白新田を本陣とした。

八月二十一日龍軍の先鋒、塚崎に入り天神崎に陣す。貴明の兵は西谷峠を越え西山村より進み塚崎城に迫った。

八月二十五日貴明は隆信と和平の契約を結び、牛津川以西、横辺田、志久一円を隆信の舍弟龍造寺長信へ割譲し、実子晴明（十二）を質とした。

八月二十八日隆信は三男家信（十二）を同伴し武雄に來り、後藤の一族及從臣に面謁した。（藤山考略は天正三年とするが誤である）

天正三年乙亥八月二十八日さきに締結した佐賀と武雄の和平が破綻し、隆信は質として佐賀瑞雲庵に置いた貴明の実子晴明を武雄に送り還えした。貴明はさきに隆信と和平中東顧の憂なきに至りたるを以て、南方嬉野氏の地を略取せんと兵を出し対陣中であつたが、本年九月九日重陽の日に当り、領主嬉野

越後守直通が出でて戦いたるを以て之れを殲し、嬉野氏は始祖日向五郎通益以降十七代三百八十九年に滅亡した。

同年十二月十三日貴明の兵は志久を出で多久を侵した。天正四年春正月十三日貴明は鶴田越前守前の三男、久善坊豪海をして多久の南境を侵さしめた。同年三月龍造寺隆信、兵を出し我が塚崎城に肉薄した。貴明諸墨を焼き払い本城に潜みて出でず、隆信の先鋒は火を郷間に放ち軍を班した。

『備考』藤山考略には佐賀と武雄の和平が破れたことを記さず又隆信の塚崎城に肉薄放火したことを省略する。之れを憚つたものであらう。

同年九月隆信伊万里を討伐し鍋島信房の末子（直茂の舍弟）をして城主たらしめた。伊万里六左工門茂成が是れである。（後ち家俊と改む）城主伊万里兵部太輔治は遁れて貴明に依つた。

天正五年二月佐賀と武雄の和平が再び成立した。貴明の実子弥二郎晴明は隆信の猶子となり長信の長女を室とし、隆信の三男家信は貴明の家督を継ぎ其の女を室とすることを誓約した。同年五月家信は佐賀より家臣五十人を引き連れ塚崎城に入り貴明は黒髮城に移り住した。爾來我が武雄は龍造寺となつた。天正五年十二月十一日龍造寺隆信は大村を征した。貴明は嗣子家信と共に吉田村を経て郡村の野岳に陣し、大村の兵と竜福寺殿に戦い勝利を得た。然し渋谷公師大村と内通し同盟軍松浦鎮信の兵を引き返させたため、隆信は兵を払って伊左早に遷り、貴明父子は吉田山を越え武雄に帰陣した。

翌六年六月隆信は再び大村を攻めた。貴明父子亦之れに参加し麻生岳に陣した。大村純忠防ぐこと能はず、七月二日降参した。天正十一年八月二日貴明は芦原の館に卒した、年五十。徳名貴明寺殿天幡自運居士。墓は同所に在り、館を寺とし光明山自運寺と号する。今は自運山光明寺となる。

こうして、天正五年五月十六日、神文をたずさえ、從臣（五十人士という）をしたがえて武雄に来る。その五十二名は次の人たちである。

鍋島助右工門信良	成松新左工門信吉	江島左近允信秀
龍造寺常陸介光則	石橋内藏丞信孝	空閑五兵衛信氏
松尾將監信俊	鍋島弥九郎信晴	成松内藏允信久
勝屋与三左工門信友	栗原帶刀久直	末次左工門佐信盛
末次又右工門光重	今泉刑部少輔信安	鍋島奎助信房
久地井市童信喜	原田吉藏種益	空閑太郎左工門信貞
恒安吉門左工門康秀	小柳四郎右工門光種	井手刑部丞光貞
石橋大膳亮信盛	安武与三兵衛仙盛	窪田藏人盛利
大隈左馬允信景	千綿右工門允信時	千布兵部丞兼孝
江島四郎左工門信実	宮地掃除助信利	陣内九郎左工門信利
吉村与一左工門信泰	堤千兵衛信慶	執行三郎兵衛
河崎又之允	香田孫右工門	河副葉齊
田島藏福坊	平原丹後	山口馬助
野口幸左工門	山領弥右工門	高森茂右工門
本庄与左工門	服部伝右工門	上滝道可
大野近右工門	志田河内	市瀬宮左工門

井手庄兵衛

武富作之允

高木弥右工門

案与兵衛

後年に至り佐嘉より召されて武雄に来るもの左の如し

土肥新十郎
大井清次郎

塚原与兵
河浪織部

板屋六左工門
坊所弥七郎
巨勢四郎左工門

家信の武雄入りと交換に、貴明の実子晴明は佐賀に送られた。隆信は養子として迎え、名を龍造寺五郎次郎家均と改めさせ、久保田に住まわせて、食邑として久保田に五百町、芦原に八十町、藤津郡に数十町を与え、小城に封ずることを約諾した。

家均の孫茂辰は、多久城にいる長信の嫡子安順の家を嗣ぎ、多久氏を名乗る。晴明（家均）に従って佐賀に行った武雄の從臣は、次の六十八名である。

大村右工門尉純重	大村右京亮純晴	辻左近太夫盛広
下刑部亟通尚	小形宮内少輔晴久	横田左馬助恵明
加々良美作守賢秀	原大和守通房	辻源内重明
浦郷玄蕃允持明	公文嚴兵工尉安明	岩永六郎三郎昌明
秋次兵庫介純依	秋次進士兵工尉通房	中山主殿正次
平野次兵工尉唯心	永田河内守通定	河原新介親吉
田島対島守親延	浦大藏允通安	日宇薩摩守純安

枝園近江守通保	前田因幡守通次	向周防守繁正
浦郷与三郎通次	野中左工門尉通繁	岡兵部亟通晴
土橋相左工門貴種	田中藤次兵工雪次	浦郷十左工門尉通秀
空閑与兵工尉正兼	土橋兵五郎通昌	森筑後守
佐藤備前守	佐藤木之助	梶原清五兵工尉
梶原与七兵工尉	倉持周防守	伊万里十郎左工門尉
本山孫左工門尉	山門新兵工尉	大矢右工門尉
中尾伊賀守	原口土佐守	土橋筑後守
小川日向守	土橋四郎左工門尉	高藤金兵工尉
森金助	吉永進士之允	鶴崎彦岐守
千年膳内	多賀加左工門尉	古川四郎三郎
池町弥三郎	山下軍助	中山五兵工尉
中原甚五兵工尉	多久島肥後守	志田糧左工門尉
塚原八左工門尉	八島高工門尉	高尾糧兵工尉
中野兵工尉	浜武某	安藤某
松尾某	東某	

(四) 二十代後藤家信

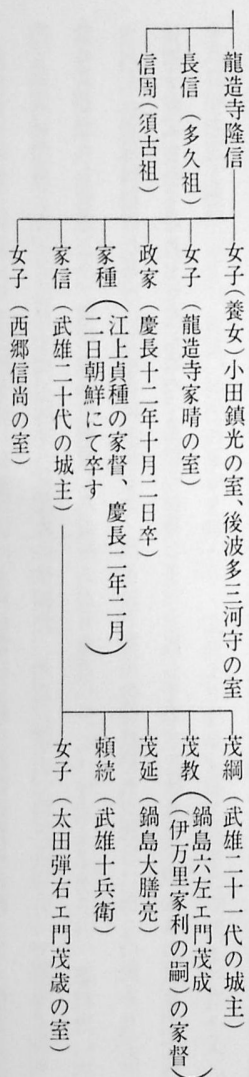
1、家信の年譜

家信については、石井氏の『武雄史』に述べつくされているので、これを引用させてもらう。

二十代後藤家信は永禄六年六月五日生、元和八年四月二日卒。年六十。法名浄泰院崇雲。実は龍造寺山城守隆信の三男、少字鶴仁王、善次郎と称す。伯耆守に任ぜられた。また、名を十左工門と唱え家統、生成は別称である。墓は円応寺に在り、浄泰院の墓は分骨を葬ったものである。

室は貴明の女、名は槌市、寛永十八年辛巳十一月十三日卒した。年七十八、法名泰雲瑞陽

系 譜



天正七年龍造寺隆信は筑後肥後を征した。家信は多兵を督し三月三池の古賀城を囲んだ。城主三池河内守鎮実は出奔した。家信年十七。同年八月肥後の衆相良、米良、宇土、麻生等相会して龍軍と接戦数合に及び孰れも敗走した。家信の兵の斬護した首級八百有余。

天正八年隆信功成り名遂げて須古に退隠した。同年の春柳川の蒲池鎮並が龍府に叛くの説あり。隆信は嫡子政家をして之れを征せしめた。家信亦従軍し多兵を出して之れを圧した。鎮並は力屈し十一月二十八日和を乞うた。

天正九年五月二十九日鎮並は佐賀の与賀馬場に於て隆信より謀殺された。是れより隆信の信望は俄かに衰えた。同年隆信は更に政家、家種、家信の三子をして肥後を征せしめた。隈部城主赤星統家は力尽き家信に因りて降参し、求麻、三船、隈本の城主各参陣したため孰れも本領を安堵せしめた。

天正十年蒲池鎮並の一族田尻鑑種は筑後国鷹尾城に立て籠り、同国河内城主戸原親運と心を合せ龍府に叛いた。

同年八月隆信は兵三万を發し之れを伐たせた。嫡子政家を大将とし家信と鍋島直茂が副将である。田尻鑑種は容易に降らず、依て之れを遠巻きとし更らに戸原河内城に掛る。政家は筑州の兵を率いて大手に向い、家信は肥州の兵を統べて搦手に廻り、兩軍競い戦うこと数合、親運遂に力屈し十月十四日落城した。然し田尻鑑種は敢て降らず籠城すること五百有余日に互りたるを以て遂に和を講じ、佐賀郡巨勢の内二百町を与うることとし、天正十二年二月二日鑑種城を下った。今に佐賀市外に高尾あるは其領地たりしものである。

天正十一年十月薩摩の島津義弘、屢々兵を筑後に出し又肥後八代に進出したため、秋月長門守は隆信



住吉城図(江戸中期のもの)

との衝突を憂い双方に斡旋して、肥後を兩分し高瀬川を境界とし各其の半国を領することに協定せしめた。然し結局は衝突を免れなかった。

天正十二年三月二十四日隆信、島津軍と島原に戦い討死した。島原は有馬晴信の領地にして晴信は嫡子政家と姻戚の關係(政家の室は有馬仙岩の女にして晴信は仙岩の孫なり)あれば手緩とし、

躬から出馬し禍を招いたものである。家信亦従軍したが全軍敗績したため空しく帰陣した。同十四年二月家信、塚崎城より住吉城に引き移り家中の面々も亦宮野に引越した。島津軍の進撃を慮り要害の地に立て籠り決戦の覚悟だったものと思われる。

同十五年豊臣秀吉の島津征伐に際して、佐賀は去る十二年三月島原に於て龍造寺隆信戦死の敵にして、柳川の立花宗茂も亦去年四月筑前岩谷城に於て実父高橋紹運惨死の讐敵なるを以て、孰れも先陣を許可せられ、佐賀、諫早、多久、武雄、神代の軍が先鋒たり、筑後より肥後を経て薩摩の湯浦まで打ち入った。或は本城の式台まで馬にて乗込み亡父の恨みを散らすと高声にて呼んだとも謂う。同年六月豊臣秀吉凱旋の途次筑前箱崎に於て九州候伯の知行を定めた。此時佐賀の領地柳川は没収せられ立花宗茂に賜り、龍造寺政家には本領の内三根、神埼、佐嘉、小城、杵島、藤津、松浦の七郡を与えられ、基肄郡の内九千余石と養父郡の内壺万余石は鍋島直茂に与えられ、両郡の内壺万石は宗対馬守義智へ交付せられた。龍造寺家晴は其領地柳川を没収せられ領地を与えられなかったが、豊臣秀吉の帰路を下の関に追掛け

愁訴したところ西郷信尚の領地諫早を没収して家晴に交付せらるゝことになった。信尚は無念に堪えず同年十月家晴の肥後出張中、諫早を横領したため、龍造寺政家は藤津の衆をして鎮撫に務めしめ、家晴は急ぎ帰って信尚と戦い本領を恢復した。後藤家信、多久安順亦兵を出し七浦の辺疆を守った。一番は家信、二番は安順、三番は藤津の衆とし、各弓、銃槍三百挺を以て日詰交代守備に務めた。蓋し、諫早の西郷信尚は秀吉の出陣に際し参礼しなかつたため領地を没収せられたものである。信尚は家信の妹婿にして家晴は姉婿である。

天正十六年十一月二十八日龍造寺政家病氣にて退隱の志あり、嫡子藤八郎高房が幼少（三才）であるため鍋島直茂へ国家の諸務代官を依頼せられた。仍て直茂は蓮池より佐賀二の丸に移り住み蓮池を江上家種に譲った。

天正十八年正月八日豊臣秀吉より藤八郎へ御朱印を以て左の通り鍋島直茂へ分地を仰出された。

神埼郡田畑三千九百四十二町 高四万四千五百石

三根、藤津兩郡の内 高九千石

天正十八年三月七日政家は退隱したため隠居科として久保田の地を与えられ、武雄、諫早、多久等へも知行目録を交付せられた。

領 地 方 目 録

肥前国佐賀郡大俣五千二百二十四石之事、為隠居分、令扶助候条、全可領知、軍役令免除者也、

天正十八年三月七日

判

龍造寺民部太輔（政家）殿

領 知 方 目 録

一、三千三百七十九石貳斗 きしま郡の内、長島庄

一、九千三百六十四石八斗 同郡塚崎庄

一、三千六百五十九石貳斗 下まつうら郡の内、有田

一、三千三百石七斗 おぎ郡の内、東郷

合老万九千七百三十九石九斗

右於肥前国、令扶助之詔、可令領知、然上者、藤八郎江致随遂、軍役等可相勤者也、

天正十八年三月七日

判

後藤善次郎（武雄、家信）殿

領 知 方 目 録

一、老万四千八百二石八斗 高来郡の内、伊佐早庄

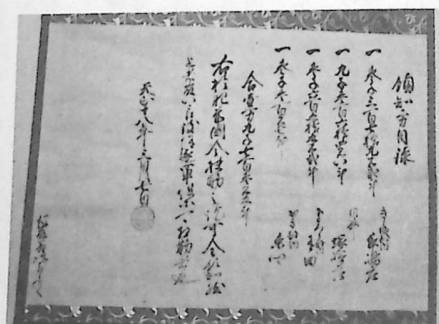
一、貳千貳百五十五石五斗 藤津郡の内

一、九百九拾老石 彼杵郡の内

一、四千五百参石老斗 小城郡の内

合貳万貳千五百二石五斗

右於肥前国、令扶助詔、全可領知、然上者、藤八郎へ致随遂、軍役等可相者勤也、



領知方目録(秀吉の実印が押してある)
(武雄市教育委員会蔵)

天正十八年三月七日

判

龍造寺七郎左エ門(諫早、家晴)殿

「備考」水江事略に曰く、

天正十八年三月七日長信多久の封印を太閤殿下より賜わる

小城郡の内、

多久、別府、納所、北浦、深町、江里山、初田ケ里、

杵島郡の内、

志久、北方、医王寺、福母、喜佐木、大渡、焼米、山口、砥川、樺島、

佐嘉郡の内、

尻寺の内、上嘉瀬、荻野、八戸、真木、木原、竹藤、南里、新郷、鹿子、

三根郡の内、

矢保

以上統高知行三万二千八百余石なり、本禄壹万六千四百余石なり

文禄元年三月二十六日家信、伊万里津を出帆し朝鮮へ出陣、加藤清正に従って元良哈(満州)に入り、朝鮮の二王子を捕え帰り徳原城を衛り、同三年正月命に依り帰朝した。同三年十一月二十三日朝鮮在陣中の家臣、橋口九兵衛、野中主水、犬走弥太右エ門、中山勘九兵衛の四人虎狩りを為し、橋口九兵衛一頭を打止めたるを以て同月二十五日御汁に料理し一同へ賜わった。

慶長二年二月家信は再び渡鮮した。同年二月二日江上又四郎家種(家信の兄)は朝鮮にて卒去した。年四十八、法名一機浄天。其知行は鍋島直茂の嫡男勝茂が相続した。其内隠居分として壹千貳百石は保留せられたため八百石は夷子江上孫太郎へ遣され名を佐野右京亮と改め、残り四百石を弟江上左近九へ下され名を勝山大藏と改めた。

同三年正月二日の夜、家信、蔭山籠城中の加藤清正を救援するに当たり殊勲を奏した。清正其手を執

り謝して曰く、吾死を千百に免れ首頸を全うすることを得たるは一に吾子の賜なりと、即ち贈るに大刀一振り大砲三十挺を以てした。同年三月十五日嫡子茂綱は父に代わって渡鮮した、年十七。家信が病気の為め帰朝したためである。

慶長七年家信は質として三男大膳亮茂延(十四)を江戸に送り、茂延は元和九年四月二十九日彼の地に卒した。年三十五。曩きに慶長五年関ヶ原の戦争あり、天下は徳川家康の有に帰し翌六年諸国より質を徴せられた。同年鍋島直茂は次男和泉守忠茂を江戸に送ったが、本年亦多久、武雄、須古、諫早の質を要求せられたためである。是れが西国大名江戸証人の始めである。元和八年四月二日家信は長野の館に卒した。年六十。



武雄・円応寺にある家信の墓

慶長元年(一五九六)、佐賀藩主は、幕府の一向宗対策に呼応して、佐賀市に願正寺を建立して藩内の真宗寺の総支配とすると共に、藩内五か所(諫早、小田、武雄、多久、藤津)に目付僧を派遣した。

武雄では、正法寺に目付僧をおき、邑内の真宗寺院を監督させたが、慶長四年には、邑内の全真宗寺院を武雄町宮野町に集め、一層監督を厳にした。(近世、四―三)宗教の項参照)



船ノ原立中さん

2、船ノ原立中（塔頭）さん

十八代後藤純明の室「銀室妙金」は、天正十八年（一五九〇）六月二十五日、年七十九の高令で、船ノ原の隠棲の庵寺（武雄円応寺の塔頭（立中）で、忍苦にみちた生涯を閉じた。

純明の室として黒髮城にきたのは、享祿三年（一五三〇）に有馬仙岩が黒髮山城の純明を攻めた後、両者の間に和平が結ばれて、その一つのくさびとして政略的な結婚のためだった。二〇才をいくらか過ぎない、うら若いお姫さまだったろう。純明は、一人の娘「瑠璃姫」をもうけたが、瑠璃姫がわずか七才のときに、男子が産まれぬというので、天文十四年五月に大村から貴明（十二才）を後継者として、即娘婿として迎え養子縁組をした。

純明は、養子貴明が二十才の時、すなわち天文二十二年（一五五三）三月十八日に川良の館で卒したので、妙金尼は、四十四、五才ぐらいで未亡人となったことになる。それから二年後の弘治元年（一五五五）に、娘の瑠璃女（貴明の若い後室）が病死した。人の世の無常を深く感じたことであろう。

貴明は、有馬から、つまり妙金の兄から、潮見城を攻められて戦ったのが始まりで、実家である有馬との平和な縁は切れてしまった。妙金尼にとっては、自分の甥である大村純忠を、貴明は、再三再四精凝りもななく攻め戦うのだった。誰が討死した。誰その首をとった。誰が傷ついたら、いく度か敵も味方も知った名

前を聞かされたことであろう。

龍造寺から家信がきた。これも実家有馬の敵方だった。そして、天正十二年（一五八四）、島原で家信たちは敗退して、同十四年二月には純明の古巣黒髮城に引きあげてきた。天正十八年三月には、戦いはストッブがかけられたけれども、その領地は純明、貴明の親子二代で戦い続けた、約十八万石といわれる領地の約十分の一にあたる、一万九千石余になってしまった。

戦国の世は、肉親でさえ相食む悲劇の連続である。加えて、夫、娘に先立たれた妙金尼の長い生涯は、女性として忍従の限りを尽さねばならなかったであろう。私は、妙金尼はどんな「悟り」を開いていたのだろうかと同情に耐えないような気がする。禪宗の方ではあまりにも教えがきびしいからだ。しんの強い人ではあったろう。しかし、円応寺の、時の住職が、銀室妙金と戒名を贈ったことで、りりしい中にも悟りきった慈顔の老尼、頭には宝冠をつけて、首や胸にはきらきらしたアクセサリーをつけた観音菩薩を妙金尼に感じたのではなからうかとさえ思われる。

船ノ原にある立中さんと俗にいつている「五輪の塔」は、塔頭（禪の庵寺のこと）のことで、純明室「銀室妙金」の墓である。船ノ原境内三畝二十一步、田一畝十歩、畑一畝十三歩と安政四年の円応寺古文書にある。船ノ原の橋口氏宅には、今は焼失してないが古い武将用の鎧兜があり、それは純明公の遺品であって、妙金尼が朝夕礼拝していたものと言ひ伝えがあったといわれている。

(五) 二十一代鍋島茂綱

『藤山考略』には、茂綱について次のように述べている。

後 藤 左 金 吾 譜

(第二十一代) 後藤左工門大夫茂綱は、後藤家信の嫡男にして、母は貴明の女なり、童名は初竜丸、少にして喜清次と称し、左工門大夫と号す、壮るとき主殿助と号し、最後に若狭守に任せられ、左金吾と称す、慶長五年暫く、龍造寺を名乗りたるも後ち鍋島氏を賜い、鍋島若狭守左金吾茂綱と称す。

慶長三年三月十五日伊万里津を出帆し、朝鮮に渡り父家信に代わりて竹島の側城を守る、時に、年十七、父家信病に嬰り、衆医の治療其効なきを以て、帰郷し以て養生せんとするものなり。

(備考、十一月征韓の諸將名護屋に帰陣す)

同四年六月後藤山城を修築し、住吉城より移り住す。

同年厭欣山西福寺を塚崎の庄西山村に移遷す、本寺は曩きに天正の末年成松新左工門住吉、同僚を勧化し住吉城の郭外に建つ、小城の人千葉氏西誉意外を以て開山の始祖とし洛東、大谷山智恩院の方丈、満誉と本末の契約を結び永く如在あるべからざる慇懃の書翰を授けらる。

広岡山円満寺は、天正年中、田中安芸掾朝門、塚崎の庄西山村に建立し、小城郡深川村勝妙寺の住僧一乗律師、日粒をして開山の祖たらしめ、勝妙寺の末寺とす。

正法寺は、後藤家信黒髮城在住の時、邑内一向宗の総司を命ぜんと、成松新左工門をして従属の士より選拔せしむ、他地方の僧侶猥りに庄内に出入りするを以て、之れが取り締りを為さんが為めなり、衆議井手走太兵衛光定を選挙す、光定剃髪して善明と号し、黒髮城下に住し、庄内一向宗の法務を司どる、慶長四年塚崎の駅に移る、同二十年正月十八日善明の継嗣、井手忠左工門光基、洛の本願寺に詣り、大僧正良如上人光円に謁し、正法教寺の号を得たり。

慶長五年九月濃州関が原の役には、日高左京ノ進信助、我軍の将として、兵士二百七十余人を率いて出軍す、当時茂綱病に嬰り、日高をして代理せしめたるものとす。

住吉城すなわち黒髮城は、前述のように慶長四年に焼失した。山内町の郷土史としては、領主後藤氏との同地的関係はここで終わるといつてもよからう。豊臣秀吉が、肥前国龍造寺領内に七城(佐賀、黒髮、蓮池、諫早、須古、小城、鹿島の七城)を残して他を破壊させたときは、住吉城は、龍造寺家信の居城ということで「黒髮城」の名のみに残された。七城以外として破却を命ぜられた塚崎の城より、黒髮城は大きかったのである。

まだ黒髮城を茂綱が居城としていた頃、小路の里で起こった逸話として、ジャナリスト北島磯舟氏の黒髮山案内記から、牟田六兵衛のことを引用させてもらうことにする。

牟田六兵衛墓 此小路の入口なる道の右側に笹藪があつて其中に牟田六兵衛の墓がある。自然石の碑面に「空翁源心禪定門承応三年十二月七日」とある。六兵衛は慶長五年藩主鍋島直茂公が柳川陣の折りに、領主後藤茂綱に従つて出陣し奇功を立て、討死したる牟田外助の子で、外助討死の時は未だ幼児であつた。領内多端の折柄とて此遺児に対して知行の恩賞さえなく、家計は日々に困難に陥らざるを得な

かった。外助の妻は宮野村の四十人衆前田正兵衛の娘であつた。日々の困難に身も世もあらぬ苦しさを覚えるので遂に意を決し、或日茂綱が領内を巡廻した折しも、此幼い遺児を抱いて突然其馬前を遮り、是は外助の忘れ形見で御座ります。日々の生活にも困り果てたる此悲惨な有様、どうして良人のあとを立てる侍の子として育てる事が出来ましよう、と痛々しい姿を見せて涙ながらに訴えた。斯くと見たる茂綱は、左様であつたか、夫れは気の毒な事である、今後は安心して良からうぞと大いに同情し、早速知行を与えて引き立てた。六兵衛長じて大いに茂綱の知遇に感激し只管報効の念に燃えた。折しも九州の大騒乱たる島原の乱が起つた、六兵衛は一子宗貞を伴いて剣戟の間に馳駆し大いに戦功を立てた。斯くて戦い収つて後間もなく茂綱が亡くなつたので六兵衛も亦其後を追つて殉死した、時に承応三年十二月七日であつた。



牟田六兵衛の墓

墓は東を向けて建てられている。

茂綱の政治姿勢を正したこの六兵衛の母親は、たぶん前田美濃守（下巻史話・伝説十三参照）の一族であろうか。今はそこにある墓を訪れる人もなく、またこの逸話を知る人も少ない。

たぶん、宮野の観音山の上からでも詠じたであろうか、私の昔の友人で、佐世保の歌人、北原白秋の高弟故永石三男氏の短歌を次に掲げて、私の中世史の筆をおくことにする。

この丘の夕風寒し、すすき穂のなびけば見ゆる牟田六兵衛の墓 （歌集「低い天井」から）

(六) 秀吉の朝鮮出兵

家信・茂綱父子とも出陣した文禄、慶長の朝鮮の陣について、もう一度ふれてみたい。

豊臣秀吉は、明国を征するに先だち、まず朝鮮国を征しようと、天正十九年（一五九二）肥前名護屋（現鎮西町）に築城して、ここを本陣と定め全国の大名を動員した。

同二十年三月、決定された軍立ては次の通りであつた。（九州軍記による）

一番 一八、七〇〇人

羽柴対島待従 小西摂津守 有馬修理太夫

松浦刑部郷法印 大村新八郎

二番 二二、八〇〇人

加藤主計頭 鍋島加賀守 相良宮内大輔

三番 一〇、〇〇〇人

黒田甲斐守 羽柴豊後待従

四番 一四、〇〇〇人

毛利壱岐守 羽柴薩摩待従 高橋九郎

伊藤民部太輔 秋月三郎 島津又七郎

五番 二五、〇〇〇人

福島左エ門太夫 戸田民部少輔 長曾我部土佐守

蜂巢賀阿波守 生駒雅楽頭 来島兄弟

六番 一五、七〇〇人

小早川待從 久留米待從 立花飛駄守

高橋主膳 築紫上野介

七番 三〇、〇〇〇人

安芸宰相

八番 一〇、〇〇〇人

備前宰相

九番 一一、五〇〇人

岐阜宰相 丹波少将

都合一五八、七〇〇人也

右ノ人数、書付ノ如ク相越スベシ

ナラ名護屋在陣ノ兵ハ十万二千余トス

と、いうのであつて、実に堂々たる軍勢である。

わが武雄領主後藤善次郎家信は、加藤清正を主班とする二番隊に組み入れられた鍋島加賀守直茂の軍勢(一二、〇〇〇人)として、七〇〇余名を率いて従軍した。

本来、鍋島直茂にとっては主筋であるはずの龍造寺一門(多久の龍造寺家久、須古の龍造寺信昭、武雄の

後藤家信)をはじめ、横岳、田尻、深堀、神代、馬場など龍造寺旗下の精銳が、直茂の指揮下に入つて出陣することになり、文禄元年(一五九二)三月二十六日伊万里津をたち、同年四月十二日名護屋を出発した。

『九州軍記』および『大日本史、明治四十一年博文館発行』から関係分を抜き書きすると

・数千隻にのぼる船団は、壱岐で船揃えをして渡鮮したが、加藤清正の二番隊は、途中暴風にあつて吹き返えされたりして一番隊におくれをとつた。

・五月十一日の王城攻めに鍋島平五郎、斉藤用之助が大功をたてた。

・朝鮮王李暉は、三王子、后妃と共に玉城を出て逃げ去つていたので、これを追つて一番隊は平安道を進み、二番隊は咸鏡道を追撃することになった。

・六月二十六日、家信は徳原城をとりこれを守る。

・七月一日、徳原城を出て北進す。兀良哈に至りて三王子を擒にし、咸興に在城する直茂に預ける。

・朝鮮国王は、援を明国に請うたので、明は大軍を出して朝鮮を救援したが、わが兵のために徹底的な敗北を喫して和を請うた。

・文禄二年五月十五日、明使謝用梓、徐一貫、沈惟敬わが名護屋に來りて和を議す。

秀吉は、七か条の約款を明使に託して、明の国王がこの七か条を承諾すれば、日本軍は朝鮮より撤兵すると約した。その約条は次のものである。

大明国へ被遣一書

一、和平誓約無相違者、天地縱雖尽茲矣、不可有違妄也、然則迎大明皇帝之賢女、可

備日本之后妃事、

一、兩國年来依間隙勘合近年及斷絶矣此時改之官船商舶可有往來事
 一、大明日本通好不可有變更之旨、兩國朝權之大臣、互可取誓紙事、
 一、於朝鮮遣前驅追伐之矣、至今弥為鎮國家安百姓雖可遣良將此条目件之於領
 納者不顧朝鮮之逆意對大明分八道、以四道並國城可還朝鮮國王、且又每年從
 朝鮮差三使投木瓜之好也、余蘊附与四人口実也、
 一、四道者既返投之、然則朝鮮王子、並大臣一兩員、為質可有渡海事、
 一、去年朝鮮王子二人、前驅者生擒之、其人順凡間不混和、為四人度与況遊擊可歸
 舊国事、

一、朝鮮國王之權臣、累世不可有違却之旨、誓詞可書之如此者為四人向大明唐使
 縷々可陳說之者也、文祿二年癸未六月廿八日、秀吉朱印、
 和平交渉中も朝鮮における備えは堅くして、明の使者の返答を待つことにし、諸將は各城砦を守備するこ
 とになった。その分担は次のとおりである。

釜山浦、椎木島 毛利秀元
 西生浦城 加藤主計頭
 機張城 黒田甲斐守
 竹島城 鍋島加賀守
 竹島の側城 後藤善次郎、神代次郎
 竹島の側城 龍造寺七郎左工門、龍造寺六郎次郎

熊川城 小西摂津守
 唐島城 島津兵庫頭
 唐島の側城 福島左工門大夫、戸田民部少輔
 唐島の側城 蜂須賀阿波守、生駒雅楽頭
 安骨浦城 九鬼大隈守、加藤左馬助、菅平右工門
 加徳浦城 立花左近將監、高橋主膳
 昌原城 毛利尙岐守、島津又七郎、
 高橋九郎、秋月三郎、伊東民部

以上のような備えであつたが、軍旅の長びくにしたがつて病死するものが多くなつた。
 秀吉は、將兵の労苦を思いやり、三年一月に鍋島、加藤、小西の軍は釜山浦を守備のため残留させ、残余
 の將兵全部は帰還させた。

・慶長元年（一五九六）六月、明の正使楊方亨、副使沈懋敬、從者四百余人、朝鮮の使者黃慎、朴弘長
 とともに日本に來航す。

釜山浦に残留していた鍋島、加藤、小西の軍勢も、明使と同時に歸朝し、満四か年におよぶ軍旅を故
 郷に解いたのである。

・同年九月二日、秀吉は伏見城において明使と会見したが、明使の呈する明主の璽書を見て、談判のそ
 ごを知り大いに怒り、和議は不成立に終つた。

この秀吉の怒りを、石井良一は『武雄史』に次のように述べている。

「明主我を封じて日本国王と為す、誠に憎むべきなり、我武力を以て日本を管す、何そ彼の力を籍らんや、さきに行長の語るところは、我を封じて大明の国王と為すにあり、我之れを信じて和平し軍を旋す、彼の謀検、磨徴せざるべからず」

まことに秀吉の意の壮なるを思わしめる。そして、直ちに再征の軍が派せられるのである。

・同二年二月、小早川秀秋を元帥とし、毛利秀元、浮田秀家を副、黒田孝高を参謀、清正、行長を隔日先鋒、三陣黒田長政、四陣鍋島直茂父子以下八陣までの陣立てで、総勢およそ十三万人を派遣した。

鍋島直茂は、第四陣の将として出征することになり、武雄領主家信もまた再び渡鮮した。前節で述べた「後藤の虎狩」は、この頃のこと、士気の高揚と保健のための催しであつたろうことは想像に難くない。橋口九兵衛、野中主水、犬走弥太工門、中山勘九兵衛を「後藤の虎ねらい四天王」と在鮮将士の間では呼んでいたそうである。

二年十一月二十三日、橋口が一頭の虎を射止めたので、二十五日これを料理した「虎汁」を一同に振る舞つたというのである。

凱旋後、これを主題にした犬走部落の「猪浮立」は（史語・伝説の項参照）、今なお踊り継がれている。この踊りを見るにつけ聞くにつけ、在鮮軍旅の苦勞がしのばれる。

さて、またもとの抜き書きにもどる。

・二年十二月、明王は、先の使者沈惟敬を誅して決戦の態度に出た。すなわち刑玠を將とした明、韓の兵数十万が、清正の守る蔚山城うすやまを囲んだ。有名な「蔚山の籠城」がこれである。

城兵は食糧がつき、紙をかみ壁土を食い馬血をすすって耐ゆれども、近來稀れな大寒気には勝てな

つたという。この戦いについて、再び『武雄史』の本文を引用する。

同年十二月日大明の將刑玠、数十万の兵を以て加藤清正の守城蔚山を囲む、原野林藪尺地を余さず、皆兵馬ならざるはなし然れども戦を開かず、歳既に暮る、清正堅く守りて降らず、翌年正月五日敵軍旗を動かして進む、蔚山の落城且夕に迫る、鍋島直茂、黒田長政等の諸將、之れが救援に対し、軍議恟々たり、後藤家信亦其席に列す、細語して曰く、敵の旗を動かすは是れ進軍の爲めならざるべしと、長政之れを聞き、意見あるかと、家信語らず、直茂之れを誘う、家信献言して曰く、明兵の包圍すること既に久し、抑も大軍の遠征は久しきに堪ゆべからず、某昨日高きに登り之れを覘ふに、炊煙日々衰微す、今旗を動すは是れ退かんが爲めなるべし、今之れを討つに若かず、諸將疑うことなかれと、直茂直に之れに賛す、諸將亦之れに同意し、鍋島、黒田の兵挙つて蔚山を援ひ、之れを撃つ、城際大沼あり渡ること能はず、家信御を善くす、単騎之れを渡る、衆皆嘆嘗す、家信の兵中村公紀幌を負い、鎗を横へて敵陣に討入り、左戦右闘遂に戦死す、明兵三騎我に向つて進み来る、空閑源左エ門之れに当る、其の一人弓を挽きて空閑を射る、空閑矢を負いながら、太刀を翳し馬を馳せて之れを追う二人は逃げ去り一人に追付き、之れを截らんとす、明兵弓を捨て、馬上に迫り、共に馬より墮つ、山口内蔵允之れを扶け矢を抜く、鐵脊後より出づ、空閑臍下を射通されて聊か恙なし、成松新左エ門は天正、島原の役に於ても功を立てたる者なり、三たび明兵に会し、首級を得ること四人、遂に戦死す、其外河原源太郎、末次五郎兵衛、木島弥助、黒髪惣吉、野中源右エ門等喚呼して戦を挑み、各敵魁を殲す、我が兵勢を得て益々進撃したるを以て、明衆狼狽して遁走す、我軍之れを追うこと数里に及ぶ、清正死を千百に免る、ことを得たるは、全く家信の献策に基きたるを以て、一日家信に会し、其手を執り謝して曰く、君の策甚だ奇な

り、我首頸を全うすることを得たるは、即ち君の賜なりと、之れに贈るに備前兼光の太刀一振、及び大砲三十挺を以てす、爾來交情甚だ厚く、清正の童名牛童丸を、家信の季子に与う、後の武雄十兵衛頼続之れなり、

このような大面目を施した家信も、ついに病にかかり（ノイローゼともいう）、帰郷して養生することになった。嫡子茂綱は、時に年十七才であつたが、父に代わるため、慶長三年三月十五日伊万里浦を出航して朝鮮に渡つた。

・慶長三年五月、秀吉病に伏し、後事を徳川家康に頼み、「我が十万の軍を海外の鬼たらしむることなかれ」との言葉をのこして、同年八月十八日伏見城において死んでしまった。

・同年十一月より十二月にかけて、在鮮の将士すべて博多の港に船を入れることを得、七か年の永きにわたる戦いの幕を閉じた。

この文禄、慶長両度帰陣に際し、多くの陶工たちを連れ帰つたことはあまりにも有名である。ことに鍋島、後藤はその数も多く（家族もろとも百五十人ともいわれる）、松浦郡、小城郡、杵島郡、佐賀郡において窯を築かせ、種々の庇護を与えて陶窯を創めた。

今日の有田焼の盛況も、わが山内における高麗窯、百間窯、筒江窯も、この陶工に負うところが大きい。

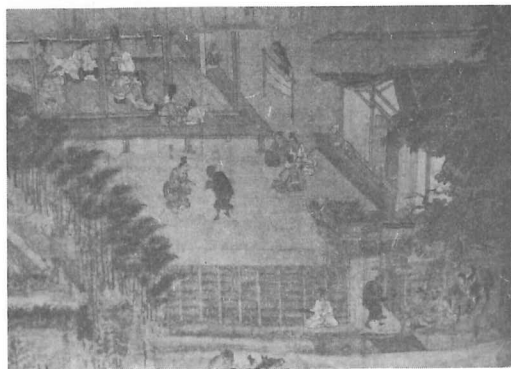
（山内の窯業は別記）

このように見てくるとき、一見遠き事件の如き秀吉の朝鮮出兵も、わが山内にとつても直接的な大事件であつたのである。

四、中世期の農業

（一）中世の武士と百姓

今から八百年位前のことを述べるのであるが、百聞は一見にしかずということばの通り、一葉の当時の写真があれば、どんなに解りやすいかと思うのは私だけではなからう。ところが、写真よりも芸術的な当時の



武家屋敷(一遍上人絵伝より)

風俗を描かれた絵巻物というのが、いくつに残っている。まさに国宝物であるが、その一つに「一遍上人絵伝」の筑紫の辺の武家の館、屋敷を描いたものがある。これを説明することで、当時の武士の住居や生活その他を述べてゆくことにする。

鎌倉時代の武士は農村で生活していた。すなわち武士は百姓出身ということである。かれらは、武士団を構成する郎党（郎従）や下人をもち所領の経営にあたり、地頭とか荘官としての職につき、その生活はごく簡素なものであった。武士の館は村全体を見下せる高台、または重要な道路のある平地に設けられ、貧しい民家と違い広大な敷地に、周囲には堀、土塁、垣根などが巡らされていて、堀内、堀の内、土居、館、屋敷などと呼ばれていた。

り、我首頸を全うすることを得たるは、即ち君の賜なりと、之れに贈るに備前兼光の太刀一振、及び大砲三十挺を以てす、爾來交情甚だ厚く、清正の童名牛童丸を、家信の季子に与う、後の武雄十兵衛頼続之れなり、

このような大面目を施した家信も、ついに病にかかり（ノイローゼともいう）、帰郷して養生することになった。嫡子茂綱は、時に年十七才であつたが、父に代わるため、慶長三年三月十五日伊万里浦を出航して朝鮮に渡つた。

・慶長三年五月、秀吉病に伏し、後事を徳川家康に頼み、「我が十万の軍を海外の鬼たらしむることなかれ」との言葉をのこして、同年八月十八日伏見城において死んでしまった。

・同年十一月より十二月にかけて、在鮮の将士すべて博多の港に船を入れることを得、七か年の永きにわたる戦いの幕を閉じた。

この文禄、慶長両度帰陣に際し、多くの陶工たちを連れ帰つたことはあまりにも有名である。ことに鍋島、後藤はその数も多く（家族もろとも百五十人ともいわれる）、松浦郡、小城郡、杵島郡、佐賀郡において窯を築かせ、種々の庇護を与えて陶窯を創めた。

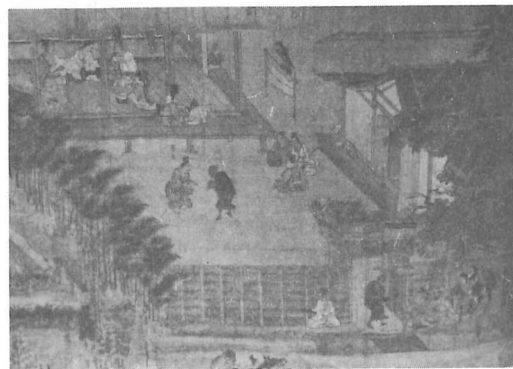
今日の有田焼の盛況も、わが山内における高麗窯、百間窯、筒江窯も、この陶工に負うところが大きい。

（山内の窯業は別記）

このように見てくるとき、一見遠き事件の如き秀吉の朝鮮出兵も、わが山内にとつても直接的な大事件であつたのである。

四、中世期の農業

（一）中世の武士と百姓



武家屋敷(一遍上人絵伝より)

今から八百年位前のことを述べるのであるが、百間は一見にしかずということばの通り、一葉の当時の写真があれば、どんなに解りやすいかと思うのは私だけではなからう。ところが、写真よりも芸術的な当時の風俗を描かれた絵巻物というのが、いくつに残っている。まさに国宝物であるが、その一つに「一遍上人絵伝」の筑紫の辺の武家の館、屋敷を描いたものがある。これを説明することで、当時の武士の住居や生活その他を述べてゆくことにする。

鎌倉時代の武士は農村で生活していた。すなわち武士は百姓出身ということである。かれらは、武士団を構成する郎党（郎従）や下人をもち所領の経営にあたり、地頭とか荘官としての職につき、その生活はごく簡素なものであった。武士の館は村全体を見下せる高台、または重要な道路のある平地に設けられ、貧しい民家と違い広大な敷地に、周囲には堀、土塁、垣根などが巡らされていて、垣内、堀の内、土居、館、屋敷などと呼ばれていた。

上人絵伝をみると、周囲に堀をめぐらして水がたたえられ、板塀で囲まれている。門の上には櫓を構えて楯や矢を常備してある。右手には庇があり、縁の近くに鷹がいるが、それは狩用であろうか。正面左手は主人の居室（主殿）である。室内は板敷で、一部に畳が敷かれている。かやぶき、板びさしの主殿、それに続いて警固の郎党の詰める遠待がある。その郎党たちは昼は武芸の修練、夜は交代で主人の警固にあたる。

このような「武家造り」と呼ばれる武士の館は、臨戦的なとりでで、農民を支配し、外敵を防ぐような構成になっていたのである。

館の中や門前には正作、門田とよばれる耕地がある。これらは村内でも最も地味のよい所で、武士の直接経営する手作地として、館の中に常住する下人たちが主として耕作するものであるが、一部は一般の百姓に小作させる所もある。さらにその周辺には一般の農家があり、田畑がひろがっていて、武士は、これらの農民を支配し年貢を徴収する。これが武士の住む農村の景観である。

質素な住居に住み、平服の直垂も礼服の水干も庶民的な服装で、粗食に耐えるのも戦場を思つての平素の訓練の一部であつたろう。しかし、その根本的な理由としては、当時の農業の生産性の低いことがあげられる。

館の中には、必須なものとして倉庫がある。百姓たちから徴収した年貢（米、麦、大豆、小豆など）が倉の中にしまひこまれて、その一部は端境期を食いつなぐ食糧として、あるいは春先の種もみとして、館から百姓に貸し出され、秋には利息つきで返済される仕組みになっている。これは律令時代と同じく「出挙」と呼ばれる。この出挙米が同地の開発の資本であつた。開発に従事する者は館に年貢を収める百姓である。

もう少し館の周辺に眼を巡らしてみよう。館は、だいたいにおいて、やや開けた谷あいや、川べりなどに

あつた。そこから、さかのぼって行くと、やがて谷は細かく分かれ、台地や丘の間に木の枝のようにくい込んでゆく細い谷になり、この谷々の中に、萱葺で、床のない土壁に入口だけついた貧しげな家々が散らばっている。堅穴式の小屋である。これが百姓達の家で、彼らは家の周囲の谷田や畑を耕作し、その收穫物の中から年貢を館の主人に収めるのである。

春の田植え、夏の田の草取り、秋の稲刈りと農繁期には、館の主人のもつ田の耕作にかり出され、夫役を務める義務も百姓達に課せられている。このような百姓の家々に交つて、所要所には館の家人郎党らの家がある。百姓たちの家より少しはましだが、たいした違いはない。『信貴山絵巻』には、家の破風に大きい

のをつけた絵があるが、彼らが主従共ども武芸に励む状態があらわれている。これらの従者たちも家のまわりの田畑を耕す農民であり、百姓たちの中の能力のあるものが、特に従者として館に仕えていたと考えた方が適當であらうと思われる。

村落といえ、館を中心として周囲にひろがる田畑、これを耕作する百姓たちによって構成されている村落なのである。

ここでは、館の主人（武士）は同時に農場主であり、彼に従う家人郎党の武力は百姓達を支配し、年貢をとり立て、外部からの侵入に対し農場（領地）を守るためのものである。

かくして前に述べた出挙米を利用して、開墾田を拡大していく。当然に百姓達をふやし、領地すなわち年貢の量も増加させていく。



武士の家(信貴山絵巻より)

これが武士の農業の一単位であったのである。このことから終戦後の中世史研究者の中には、武士をして「私田開発農場主」という規定をしている者もある。

(二) 中世の山内

第一項において、中世における農村部落の一般的状态を述べたのであるが、では、わが山内地区はどうだったのだろうか。私はこれをそのままあてはめられる状況だったとは言わないまでも、「これに似た状況であつたらう」ということを言いたい。

十二世紀の時代の地名には、そのまま今日の地名として残っているのがある。「たち」「堀のうち」「古屋敷」「屋敷」などの名称で呼ばれている小部落名がそれである。すなわち下黒髪の「館」、赤田の「古屋敷」、立野川内の「館」「堀の内」「垣ノ内」、三間坂の「陣ノ内」、鳥海の「館」、船ノ原の「しろ屋敷(城屋敷?)」などである。

立野川内村においては「堀ノ内」「垣ノ内」は一見して「たち」の所在地がわかるが、「館」の方は、その周辺の地勢、および後方の山を「タチ山」ということから推して、いわゆる「タチ」は、現在の悉地院のある台地にあつたであろうと思われる。



立野川内の堀ノ内観音(館の趾)

立野川内は、堅の川内と『慶長地図』には書いてある。立は当て字であろう。一説に立村と川内村との合併ではないかという人もある。

狩立については、狩用の館の意味か、狩立てる所の意味か、いずれにしても江戸時代以後藤(鍋島)の領地となつてからのものといつていいであろう。

この他にも、「館」は耕地や部落の位置から考えて、その位置を想定することのできるものがある。たとえば、宮野の小路に館山寺の趾がある。ここは小路から上原、綱ノ内の平野を一眺にする位置にある。私は黒髪城二城説の中で、ここは宮野城といつたのではないかと書いたが、館の山という名から館山寺と言つたのだらう。はじめ館があつたものと私は推定している。

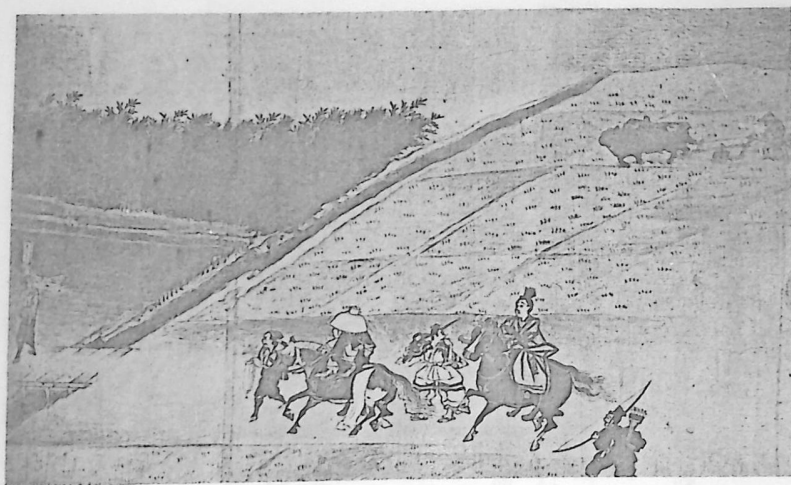
もう一つは宮野宿の定林寺の位置である。ここはもと、黒髪山大智院の里坊とか下坊と言つた所であるが、今の定林寺のところを中心に館と推定すると、この前方に広がる田地を、「前田」(よくできる田)と呼ばれているが、この地名などと考え合わせて、無理のない推定だと思われる。

三間坂十郎乗願という非御家人の名が中世にでてくる。このことから、三間坂地区の地頭だったと考えるわけだが、これもこの地区に館をもつて開発営農をしていたことは疑いない。

犬走も、中世文書に名前がいく早くでてくる。これは犬走の中心を南北に走る道を堺に、中分されたことを証する下地分の文書であ



館山寺跡の遠望



松崎天神縁起(部分) 山口 防府天満宮 農村を行く武士の主従と牛による鋤作業

畑作物の種類もふえた。以前からの主要栽培野菜であつたうり、なす、里芋、大根、ねぎ、しょうがなどに加えて、人参、ごぼう、ちぢやなどが作られるようになり、特用作物の桑、茶の栽培も、このころからひろまったのである。

耕作は、依然として鋤が主で、鋤の場合は牛を使用していたようである。

この頃でも百姓は米を常食としたのではなく、年貢として大部分を収めて、百姓自身の主食は、畑作物の粟、稗、麦、芋の雑穀食であつた。畑作には、大豆、小豆、その他の豆類も作られた。

もち米がまだこの時代には、今よりも案外多く作付されたのではないかと思われる。それは、平安時代の貴族の常食は強飯だったからである。農学者は水田と同じ広さの畑があつたといっている。

百姓は五穀豊稔を祈った。民俗学者がいうように、稲作行事でも稲の裏作だけを祈ったわけではないのももつともなことである。

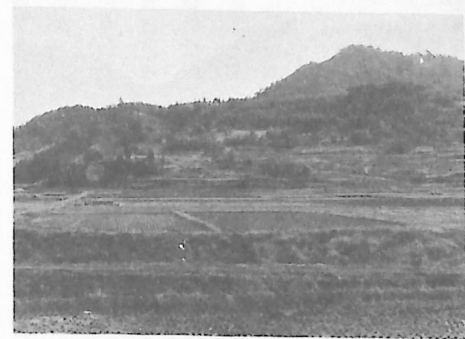
るが、侵略された地区の東側がいい田地だったと思われるので、東側の山麓に犬走の館はあつたのではないかと推定していると思う。

このように、すくなくとも一町歩〜五・六町歩を一単位にして、館を中心とした「開発農場主」である。

武士が、山内地区町内に散在していて、これから御家人とか非御家人などの地頭となり、あるいはそのなかの小なるものは、後の領主の家臣団を形成する武士になっていったものと考ええる。

(三) 農民のくらし

この頃の米の収穫高は、近畿の上田で一石二斗〜三斗であつて、これは八〜九世紀にくらべたら、三割から五割の増収である。だから、後にも触れるように反当一石はこの地方でもできたであろう。これは灌漑排水の技術の進歩によるものである。すなわち、この時代から裏作の麦がとれるようになる。排水して乾田にされることから可能になったのだが、鎌倉幕府ができると全国に麦の裏作を奨励するようになる。「貧乏人は麦を食え」とは、昭和の首相が、はじめて言ったのではない。頼朝が言いはじめたというべきであろうか。



下黒髪館の館址(右側の台地が相当地)

十世紀の初めに著された「倭名類聚抄」では八十六万二千町歩の田があったと言い、十四世紀には「拾芳抄」によると、九十四万六千町歩が日本全国の水田面積であると言っている。この四百年間に八万四千町歩しか増加していない。鎌倉初期は、田地が増したと考えるけれども、その増加は案外に少ない。現在は三百万町歩で、出来高もだいぶん違うが、山内町の当時の田畑はどの位であつたらうか。江戸時代から推定するよりほか、数値のより所がない。

五、古窯跡「百間窯」とその時代的周辺

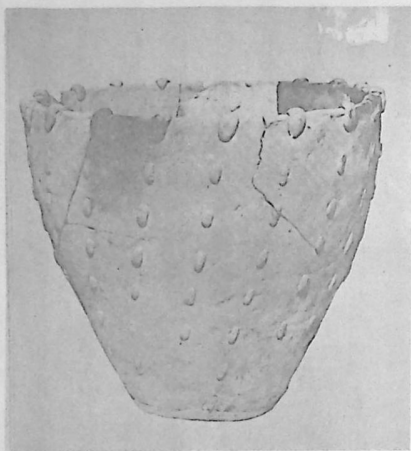
(日本白磁創成の原点)

(一) 百間窯以前の陶器

佐世保市瀬戸越町にある泉福寺洞穴の前庭部から、縄文式土器(豆粒文土器)が出土した。これは、約一万二百年もの前の土器で、世界最古の土器といわれている。

この土器が、細石刃・細石核と共存して出土したことから、細石器文化の中で土器文化がはじまったことが明らかになった。

西有田町坂ノ下遺跡では、縄文中・末期(約五千年位前)の顔面把手に類似する土器片が、多量の木の実(食糧貯蔵穴から)と共に発見された。なお、縄文晩期の土器に、稲のモミの圧痕がついたものが各地で発見されている。



縄文土器 早期(復元模造) 泉福寺洞穴遺跡
長崎県佐世保市 D 24.0 H 24.0

こうしたことから、稲作は、何等かの形で縄文晩期から行われていたということになり、「稲作は弥生時代から」という従来までの説をくつがえす結果となった。もちろん縄文晩期の人たちが、米の飯ばかりを食べていたというのではないが、農耕の始まりと食生活の革命は、この縄文晩期からはじまったといえるのである。

前述の豆粒文土器は、写真でもわかるように煮炊きするための道具(鍋・釜と同じ)である。従来「生物」ばかりを食べていたのに、煮沸して食べるということ、は、それだけ消化吸収を容易にすることで、このことによって日本人の体質をしげんに変化させることになったと思われる。

このような変化(とくに食生活の)は、その使用する器の製作にも大きな影響を及ぼし、技術的な工夫がなされて、いわゆる弥生式土器といわれる土器の誕生となった。——古代の項参照——

な導入によって、いままでとは異なった土器が誕生した。一般に須恵器と呼ばれるものである。須恵器は、黒灰色をしていて、金属的な堅さを持ち、灰釉のかかった質のち密なものである。形も大陸的である。

このような土器が製作されたのは、渡来陶工の技術革新によることはもちろんであるが、燃料の変化も大きな要因だと考えられる。すなわち、従来の雑木から松に変わったのである。この松を燃料にすることによって雑木を燃料とするときよりもより高温を得ることができたと思われる。

以上述べた縄文・弥生・須恵器などの土器は、山内の周辺からは、諸方で出土しているが、わが山内地区内からは現在まで一箇も出土しない。私は、このことを「考古学的エアポケット地帯」だといっている。まことに口惜しい極みといわなければならない。われわれの探査が足りないのであろうか。ほんとに空白時代なのであろうか。今後の研究を期待するものである。

須恵器の製作が地方で衰微していくと、東の方では六古窯がこれを継ぐが、西の方では長い間空白時代が続いた。

この空白時代は、なぜ来たのか、その正体は明らかではなかったけれども、最近になって、木地屋の製作品である食器その他の日常雑器が、この長い間の空白を埋めていたことが明らかになった。

律令国家の権威が、寺社造営の仕事を盛んにしていた頃は、木工職人は他の仕事をする暇がなかったのであるが、寺社造営も一段落すると、新しい仕事を見つけざるを得なくなった。職人たちは、民衆の必需品たる膳・盆・鉢・碗・皿というものに眼をつけ、その製作に乗り出したのである。

木地屋と称する工人たちが、轆轤を「木を削る機械」に改良して、碗・盆・鉢・皿などの日常雑器をつく

り、民衆に売り出したのである。

当地でも大正ごろまで「御器（呉器）、茶碗」といって、木で作った碗や皿を使用していたのは記憶に新しい。上等のものには漆を塗ってあったが、この漆を塗るようになったのは、十三世紀になってからといわれている。

ともかく、十世紀になって、陶器が急に姿を消し、陶器の（文献的にも）空白時代を迎えたのも以上のことで説明される。

木地屋としてのこの名残は、東北地方の「コケシ」や、西日本の「独楽」に見ることができる。また、工業的には、木工芸、漆器下地として残っている。

ここまで述べてきたが、山内の焼物について、語るべき資料は何一つ出てこない。現在までの通説では俗に焼物戦争といわれる朝鮮の役（文祿の役）によって、多くの陶工が、朝鮮から連れて来られて、日本の各地で、施釉陶器をつくったことは周知の通りである。一般に唐津焼と称せられる施釉陶器がこれであって、わが山内にも永尾で焼かれている。その窯は、永尾の高麗窯（武雄系唐津焼といわれる）で、日常食器の下手物が焼かれていたと思われる。出土した目積皿は、直径四〜五センチメートルの飴色釉のかかったものである。

この古窯跡は、現在ミカン畑に開墾されている。登り窯の最上壇と思われる箇所には、高圧線の鉄塔が建てられ、物原は跡形もなく、完全に破壊されて、残っているのは、高麗屋敷という地名と、数個の出土品のみである。

この永尾の高麗窯が開窯されたころ、同じ渡来陶工によって、板ノ川内においても窯が開かれていたとされている。しかし、百間窯については、問題が残るようである。

(二) 百間窯と李三平

唐津焼最古の窯跡は、松浦党波多氏の居城「岸岳城」を中心に点在していた帆柱窯（飯洞甕）などである。また、対島から出土した天正二十年銘の耳付茶つぼや朝倉邸趾から出土した唐津焼なども、上限のわからない岸岳系とともに半島南部系とされている。慶長の役後の渡来陶工は、主として慶尚南道の出身といわれる通りに唐津焼は、半島南部の特徴を示しているのである。

この半島南部の陶工達によって始められたと考えられる肥前の藩の唐津焼と、それ以前に渡来していた人々によって始められたと考えられる「百間窯」とには、当然差異があるはずだと考える。

私は、この百間窯から、陶器（土物）の窯から白磁（磁器）の窯に変わって行った窯としての時代的位置、役割を探ってみた。

多久藩に連行されてきた李三平（金ケ江三兵衛）が、境松で白磁鉢を発見して、有田天狗谷において「白磁器」を創成したといわれるが、この李三平とわが板ノ川内の百間窯とは、どんな関係にあるのであろうか。

『肥前陶磁器考——中島浩気著、昭一一——』によって見てみたい。（太字は筆者がなす）

是より記事は立ち返りて金ケ江三兵衛が有田郷入を記述する。

三兵衛南川原方面へ下る 鍋島宗藩より、陶土探求の願を許されし三兵衛は、其頃下松浦有田郷なる南川原辺に、韓人の製陶盛んなる由を聞き伝へ、一と先づ此地を目ざして、杵島街道を南下するうち、板野川内といへる処にて、同郷韓人の製陶せる山に差かゝりしが、此地に滞留せしや否やは不明なるも、通路のこととて必ず立寄りしには相違ない。それより彼は隠れ道より小樽に入り、大神宮山金山を右手に仰ぎつゝ、大谷道より岩谷川内に出で、そして南川原の辺り、乱れ橋（今三代橋といふ）に旅装を解いたのである。

深山の有田 当時の有田郷と称せられしは、今の大山村より曲川村及有田村までをさせしものにて、それが大山村唐船城主有田氏の支配地であった。其頃大木の宿が主駅なりしが如く、そして吉野、山谷黒川など、夫れ／＼一部落をなせしも、現今の有田町は当時全く深山幽谷にて、僅に樵者の徑路ありし位なる可く、唯隠れ道より小樽あたりへは五六の農家疎らに散在せしを、田中村など称へしものである。故に陶山としても黒牟田や南川原地方が夙に開窯され、今の有田山の中には、通路に面せる小樽と岩谷川内のみが、韓人最初の開窯地であった。

百間窯説と乱橋説 諸三兵衛が最初何地にて開窯せしかにつき、従来の乱橋説に反し、板野川内の百間窯なりという論者もある。而して彼が多久に於いての製品と、百間窯の製品とを比較して、技術の風格と其多種なる百間窯の様式とが、余りに相応はしからざる観あるも、乱れ橋の製品に至つては、或は多久製作の連系と見るも全く首肯されぬことはない。

別系にて、三兵衛と同郷なる金江嶋出身の韓人なることは、後段に於いて之を説くであろう。此機会を以て板野川内系の各窯を記述して、記事の混雑を避くる事とする。

板野川内系 板野川内は今の杵島郡住吉村の小子にて、有田皿山より十五六町の東方に当り、山間に入りし現今十三戸の小部落である。此処は寛永十四年（二百九十九年前）制定されし、十三皿山の一にして、当時泉山の原料を用ひて製陶盛んなりし頃は、多くの戸数ありしもの、如きも、今全く廃滅して抑いつ頃よりの開窯なるか、又何れの時代に廃山に帰せしかは不明である。此処の古窯趾は四ヶ所ありて、入口の左が空山であり、右が檀場切次が窯の辻、そして谷奥の堤の辺りが有名なる百間窯である。百間窯とは、百個の室を連続せし故ではなく、特に長き登窯なりしより抽象的に呼称せしもの、如く、後年小樽にて三兵衛が改築せしものにも、百間窯の名が用いられている。

百間窯 百間窯の古窯品には、飴色釉に精巧なる花三島手象嵌の皿や、鶯茶釉の剣先三島手に、底菊花刷毛目文飾の皿があり、或は天目涙痕にて下部光沢なしの耳附五寸花立や、飴釉にて縁曲線万筋文の櫛目を搔き、底化粧掛の上に呉洲にて山水絵を描きし大皿があり、又海風流しの花瓶や、玳皮釉及立浪刷毛目皿がある。

其他卵色釉印花壺、建盞天目の筒茶碗、灰色釉のどろけ物や蛇蝎釉や桃色釉茶碗、黄瀬戸に鉄描文様、油滴天目の花瓶、化粧掛に李朝風の鉄描物又は朝鮮式薄青瓷があり、中には型紙を使用して地肌の上に浮上文飾を顯はしたのがある。其技術の優秀なるは勿論、後代の白磁、青磁、瑠璃、窯変物に至るまで其多種多様なことに於いて、肥前古窯中最たるものといはれている。

磁磁発見の一説 清六を去りし三兵衛は、元来し道より板野川内に移転せしものと推定される。それ

は其処の韓人が、三兵衛と同郷人のみの集団なりしことが有力なる根據である。而して従来の説にては、彼は或日乱れ橋にて、有田川の水面を熟視せる折、明礬の匂ひを感じしより、此奥に必ず磁石あることを認め、流れに沿うて溯行せしところ、果して河底に磁石の破片を見出し、遂に泉山まで行き尽きて磁磁（通称石場）を探見せしというのである。

蓋し三兵衛は、元来優良なる陶土（くろもの土）を発見することが目的にて、当時容易ならざる磁石製作を志し、其原料を探索せんとした念願を抱き居りしとは認められぬ。而して未だ一饒も試みざる石英粗面岩が、雨露の為に破碎されて、流れ来る道理もなく、又三兵衛の嗅覚官能が、如何に鋭敏なりしとて、其下流に於いて明礬の香を嗅き得しとは請取り難い。況んや此辺より泉山磁磁までは、三十町位の流域を溯行せねばならぬところである。

泉山磁磁発見 吾人の推測にては、三兵衛は板野川内に落つきて、其界隈を探見中、今両郡の堺なる堺松の近傍に於いて、偶然此の一大磁磁にぶつかりしと見るの外ない。有田深山の幽谷中に、第三紀新火山岩が、永年の硫黄瓦斯の作用と、温泉作用に依つて、噴火後磁石化せしものにて、其粗面岩の一部が白く露出したものならんと察せらる。之に逢着せし三兵衛は、さては陶器製作の化粧料や、或は其刷毛目などに適す可きか位の考へにて、之を採取せしと見るのが妥当であらう。

彼は之を板野川内に持帰りて試験せしところ、質分甚硬度なることを発見せしより、茲に始めて天然の单味磁石なることを識り、是より種々製作研究の結果は、やがて硬質なる磁器製作の完成となつたのである。而して此製作研究が、三兵衛一人にて完成せしか、或は又板野川内の同僚と協力せし結果なりやと考ふる時に、著者は必ずやそれは協力的に完成せしと推断せざるを得ぬ、其理由に就いては後段に

於いて説くであろう。

境松山林の地域 此発見されし磁礫は、今の西松浦郡なるも、杵島郡との堺目にて、所謂堺松と称する山林五十二反二十一畝宅地一畝十五歩の地域と成っている。蓋し此処を泉山と称するは、磁礫発見後名つけしものにて、当時三兵衛が発見せし個所は、何れなりしや既に採崩されて、其方角さへ知るに由なきに、今の石場の入口に、三平坑といへる古坑趾あるを、其遺跡の如く早合点する人もあるが、之は後代の肝煎納富三平が支配せし土坑跡である。泉山磁石は石英、長石及雲母より成り、それに硫化鉄を含有している。又之を浸出すれば、少量の明礬分があり、比重は一・五及至二・七にて、耐火度はゼーゲル錐十七番及ち千四百八十度である。尚一等石は膚理密にして、白石の表面に虹状重線の淡黄色が飛びくゞに現はれいるも、手に触るれば白粉の附着するものがある。

泉山磁石を、一等より七等まで選り分け、其七種を合せし平均成分と、そして一等及三等石の成分なるもの左の如くである。

釉薬原料及分析表 此処には又、第三紀の噴出岩が、磁泉作用の爲めに、分解されし其程度に依つて、前記素地料の外、釉薬料の原石が存在する。之が上薬坑と称せらるゝものにて、其分析成分左の如くである。

珪酸	六一・九七	礬土	一二・九二
酸化第二鉄	〇・三九	石灰	一・五九
苦土痕跡加里	四・一七	曹達	一・一二

天狗谷に於て開窯 斯くて三兵衛は、此磁石発見の儀を多久安順に上申し、其許可を得て有田山中な

る、上白川溪の天狗谷に本拠を構へ、弥々磁器製造に着手することに定め、旧地多久にありし工人二拾余名を呼寄せる事となつた。此辺の消息を推考するに、資金の如きも多久氏よりか、或は其執成しに因つて宗藩より支出せしものであらう。其後彼が宗藩へ届出でたる書立なるものがある。

宗藩への書立

皿山金ヶ江三兵衛高麗より罷越候書立

一、某高麗より罷渡数年長門守様へ被召仕今年三十八年の間丙辰の年より有田皿山之郷に罷移申候多久より同前に罷移候者十八人彼者共と其子に而御座候皆々車抱申罷在候野田十右エ門殿内之唐人子供(唐人子とは韓人なりし自分の製陶弟子という意味なるべし)八人木下雅楽頭殿内唐人子共二人東の原清元内之唐人子三人多久本皿屋之者三人右同前に車抱罷在候
一、某買切(前貸金にて年雇切の者か或は幼年より育て上げし年期者か)之者高木権兵衛殿内之唐人子四人千布平右エ門殿内之唐人子三人有田百姓の子兄弟在伊萬里町助作合十人所々より集り申罷居候者百二十人皆々某萬事之心遣仕申上候

巳四月二十日 有田皿山

三兵衛尉印

元和二年の発見 此書立に依れば、今年三十八年の間丙辰の年より云々とあるは、彼三兵衛が三十八才の時にて、丙辰は則ち元和二年である。而して此書立を差出せしは巳とある故に、翌三年の四月二十日に當っている。此前後の消息より考察して、我邦の白磁を創製されし泉山磁礫の発見は元和二年に相

違ない。是実に紀元二千二百七十六年にて、西暦千六百十六年、明の神宗の萬曆四十四年に當り、今年昭和十年より逆算して三百二十年前の出来事であつた。

猶此書立の中に、皆車抱へ申罷在候とあるは、元三兵衛の轡轡弟子にて、何れも一通りの練習を経しものらしく、そして銘々自己使用の陶車を持参せしものである。此総勢百二十人となるは、細工人並に手伝い人夫（最初は画工などはなかりしと見る）の外、石場採掘夫など、皆此中に含まれしと見る可く、蓋し開拓に相当大勢の人夫を要して、製造を開始せしことが察せらる。

泉山磁磁の切拓き 又同古文書中に「然れば土場の義最初伐開候に付て三兵衛支配にて段々伐出致繁昌伐子四拾人組にも相成広々に掘崩候ところより為冥加御運上相願年々相納候今御益に相成居候最前は右土代銀無之伐賃丈にて引取候」とあるは、三兵衛四拾人の人夫を雇入れて、石場を切開き其支配となり、各窯焼よりは冥加金として、運上を取立て宗藩に納入し、三兵衛は只伐賃丈にて運上などはなかりしも、子孫に至つては徴収さるゝに及んだのであらう。

天狗谷最初の焼成品 三兵衛が最初天狗谷にて製作せしとも見る可き磁器中には、何分揺籃時代として、色相頗る不純なものがある。それは磁磁の上皮部なる、或は天然ギチの如きものにて製作せし為か、又硬軟何れに過ぎしか、不明なるも、蓋し焼成技術の未熟のためであつたろう。又積具のトチンの如きは原料の軟質なりしため、弓形にくねりしものがあり、開窯當時の製作に就いて、如何に慘憺たる苦心が払はれしかを察するに余りある。それが追々良質の採石と、焼成法の練達に依り、遂に今日の有田焼なる基礎を作り上げたのである。

此初期の作品と見る可きものに、陶器の如く酸化焰にて焼きしが如きものありて、釉面未だ光沢を現

はさず。又中には淡黄色に氷裂を生じて、恰も淡路焼に似たものさへあり。而して呉洲の如きも発色未到にて、鉄彩と見紛ふものさへある。之は百間窯にても発見されし現象にて、創製時代に於ける当然の過程である。蓋し後代に於いても此還元焰の焼成法に、攻め焚の不充分なるか、又は火廻り悪き積座などにては、此現状を呈することは珍らしくない。

金ヶ江一統 金ヶ江一統とは、板野川内韓人族三四十人ありて、此中より先に磁器完成に就て、三兵衛と協力せし功労者の代表たるべき九人を選び、彼と共に十人の者が何れも多久氏の名被官（役義を勤めざる被官）とされ、小禄ながら一様に扶持米を与へられしと同時に、皆金ヶ江姓を許されたのであつた。尤此内一人徳永姓を用ひし者丈が、金江嶋以外の土地より渡来せし韓人に相違ない。

従来金ヶ江一統を、悉く三兵衛の家族と見しは大いなる謬見にて、僅かの間に三四十人という大家族が、卒然として繁殖する道理はない。抑三兵衛が実子といへるは、たゞ与助左エ門（二代目の三兵衛）と、清五左エ門の二人にて、他は皆三兵衛と同郷の金江嶋出身であつたらしい。

猶此辺の消息は、金ヶ江文書にも「元来金江と申所の者は皆金ヶ江と名乗り釜焼方へ手伝仕候者数人被相選金ヶ江氏血脈の者には無之候得共一類同前応に付頭取の内拾人金ヶ江氏へ被召成長門様へ御預の末御被官に被相成下 云々とあり。之に依れば、最初磁器の完成を研究せし韓人達は、皆天狗谷に来つて協力し、そして其縁者や他の同郷人は板の川内にて製造せしものらしく、要するに此仲間にて三兵衛が牛耳を執りしには相違ない。

又別の同文書に「三兵衛子共孫共段々繁昌仕候処何れも不残御被官に被召成」とあり。又「凡仲間三四十人斗の内右三兵衛身近き者我々先祖拾人被相選其末被官」云々と記載されてある。第一文の一類同

前応へとは、同郷の者にて殊に協力せる功績を述べしもの、如く、長門様へ御預とは、磁器を焼く事となりて、それ等韓人の支配を凡て多久氏より管掌せしをいひしものなる可く。第二文は、三兵衛及吾々子々孫々段々相植へ、それも代々御被官に被召成と解すべく。第三文は、凡仲間大勢の内、三兵衛が身近くに働かし者、換言すれば傍にて協力せし、吾々の先祖九人をと解すべきものにて、此第二、第三文は仲間十人の子孫より多久氏へ上申書中の文句である。

鶏籠山下の金江島 茲に朝鮮国忠清南道公州郡の鶏籠山腹に、金江島と称する陶山ありて、当時盛んに製陶せしもの、如く、今此処の製品として、写真石版にて掲載されし物と対照すれば、刷毛目や製碗などの手振に於て、百間窯の古窯品なる或者と彷彿たりとの説がある。果して然らんに、弥板野川内の韓人が、三兵衛と同郷人なることを立証するものとすべく、故に彼が乱れ橋を立去りて、再び板野川内に来りて足を止めしは、爰に異邦に於て十数年振に、同郷人との親しみを味ひしものと解したい。

而して三兵衛と協力せし此九人の者が、彼と高下の不同なく、扶持米を給せらるゝに至りしも、磁磁発見に就いては何分三兵衛の偉功なるを以て彼が石場の支配者となりしは当然であつた。要するに最初板野川内にて研究し、次に上白川天狗谷に移りしものにて、此理由に基づき、板野川内は武雄藩の采邑なるも、宗藩直轄地同様に採石を許さるゝこと、なり、なほ其分窯地なる筒江山まで一定量ながら又特権を得たものらしい。

金ヶ江姓 此板野川内の廢窯期は詳ならざるも其後有田皿山や南川原方面に移転せしもの、如く有田には金ヶ江姓を名乗るもの頗る多く、又南川原地方より、南川良原へかけても亦少なくない。而して岩尾姓も韓人系と称せられ、其外諸隈姓にも同族ありとの伝説あるも、其何れの系統なるか詳でない。

百田姓 百田姓は、武内より移転せる深海系の韓人と称するも、真手野なる圓楽寺の過去帳に依れば、早くより有田の檀家に百田姓があり、而して此寺は真宗にて教派を異にしているのである。若し深海系ならんには武雄広福寺の關係上、此処の桂雲寺か、伊萬里の圓通寺か必ず臨済の檀徒であらねばならぬ。察するに百田姓は元武内韓人の一派にて、当時より既に真宗に歸依し、圓楽寺檀徒なりし者が、有田へ移住せし陶家であらう。

金ヶ江一門へ心得書

参平卒去した其の翌二年八月三十日三代邑主多久美作守茂辰は同男長門守茂矩との連名を以て、金ヶ江一統の者へ次の様な心得書の墨附を与えたのであつた。之は三兵衛が卒去しても今迄通りに變りのない事また以後一同不心得がない様と云う注意らしく、また従来の小扶持に就いても安心する様に書き加えられたのである。(此の墨付は今に金ヶ江宗実に保存してある尤も年月日の上に明暦と後で書き加えたものであるが、之は年代を忘れない為にしたものらしくつまらない事をしたものである)

一、三兵衛以来数年出入申儀に候故に一門之者拾人先様(前之通)小扶持申付候然者自然人入用之刻は相当之儀可申付候手頭者至其時可申渡事

一、御法度並山之掟等不相背御運上等少も相違無之様に相勤可申事

一、我等被官として至余人万狼藉成儀共不仕扱又喧嘩等有之刻党を納び方人仕候儀別而無之様に内々其覚悟可仕事

二年八月晦日

長門守花押
美作守花押

金ケ江	与助	左工門
同	津	左工門
同	佐	左工門
同	藤	左工門
同	十	左工門
同	十	右工門
同	清五	左工門
同	十	兵衛
同	八	左工門
德	永彌三	右工門

以上、長々と引用したが、これをまとめてみる。

まず、板ノ川内百間窯の朝鮮陶工群は、三兵衛と同郷の鶏竜山出身の者が多く、その数三四十人もいた。そして、三兵衛の白磁完成にとくに功労のあった協力者は九人であり、徳永姓一人を除き、八人は皆一様に金ケ江姓を名乗った（朝鮮の鶏竜山における窯名金江島をとつて）というのである。

したがって、前記唐津系の陶工たちとは、全く出身が違うのである。おそらく技法、技術も違ったであろう。唐津系の窯と百間窯とは、その系列を異にすべきだと思われる。

次に、三兵衛に協力した九名は、藩庁に願い出て「名被官」にされた。役割を持たない士分階級である。

郷里では、職人中でもさして高い身分ではなかったろうに、日本に来て、白磁の完成という大事業を成し遂げて名被官となり、産業的にも経済的にも藩における有力な地位を獲得したのである。

また、多久藩によって連行されてきた李三平が同郷人の多い板ノ川内に来たこともうなづける。

板ノ川内が、松浦党の一族船原氏の采地船ノ原の内ということと関係して考えるのは無理であろうか、後の考証を待ちたい。

第四に宗教の問題がある。

先般、有田の文化財保護委員の池田忠一氏が、龍泉寺の過去帳から李三平の名を発見された。このことによつて、李三平の生存（実在の人物）死去等が明らかになったとして喜んだが、なぜ、龍泉寺にあったかと疑問を抱くものはいなかった。

しかし、考えて見ると、龍泉寺は、宗伝の臨済宗、百田姓の人々の真宗（円楽寺）と全く異なる真言宗である。このことから、李三平と板ノ川内陶工との一連のつながりが認められる。

実は、度々百間窯をたずねているうちに、他の古窯跡には「高麗人の墓」というのが付きもののものに、この百間窯には高麗人の墓というものがなく、なげだろつと疑問をもつに至つた。

ある日、私の檀家寺である悉地院で、話がたまたまこのことに及ぶと、寺の住職権僧正山崎俊光師は、西川登町の庭木に、十八軒の檀家があるが、庭木焼の陶工と関係があるのではないか。板ノ川内の陶工が、庭木に移つたのではないかと言われた。

私はなるほどと思った。悉地院は真言宗である。そして、前の寺名を珠載院といった。（珠載とは、珠を

戴くという意味で、本尊は虚空蔵菩薩であるが、この虚空蔵菩薩はよく鉦山などのある所に祭られている。無から有、すなわち、宝を産み、つくり出すということで信仰されているという。板ノ川内の陶工たちは、当然近くにある珠載院の檀徒になったと想像される。だから、李三平も同じ鶏竜山出身で真言宗であった。有田の龍泉寺も真言宗の寺院であったので、この寺に、三平の過去帳があるのも、決して不思議ではないと言える。

また、高麗人墓が百間窯にない理由もうなづけるのである。

第五に、以上のことから、百間窯は、天正時代には創設せられていたということが類推される。

すなわち、悉地院由緒によると、悉地院は、珠載院の住持快門が創立開山したという。快門法師の前代は快音であつて、ともに永禄年中（一五五八―一五七〇）に活躍した人たちである。（快門は墓碑銘によると永禄十三年に死去している）

珠載院は程なく廃寺となつて、悉地院があとを継いでいることと思ひ合せると、板ノ川内の陶工たちが、珠載院の檀徒であつたのは、天正時代までのことであつたことになる。ということは、百間窯は、すくなくとも天正時代には創設せられていて、朝鮮の役による陶工渡来以前の陶工による開山といえるのである。

以上で、百間窯と李三平の關係、唐津系の諸山と百間窯との關係は明らかになつたと思うが、『日本陶業史、寺内信一著』にもこの關係を述べているので、一部を引用させてもらう。

百間窯

李三平（金江三兵衛）は上白川に磁器窯を起すと同時に、板の川内にて磁器の焼造を始めた。此の地

はもと陶窯があつたが、其所に窯を起し百間窯と称した。泉山磁磁発見以後は、陶家は多久安順の支配に属せられ、三兵衛の原料発見の功により、泉山坑区中、境目土の掘採を其の二男清五右衛門に許可された。

三兵衛白川に移住後、百間窯を経営したことに就ては、後の史家が不審がり、中には百間窯が白川より前に焼かれたと想定するものがある。然し磁器は原料のみでは焼造は出来ない、築窯及び焼台等多くの焼成器具を造るべき耐火材料がなくてはならぬ。故に最初は此の耐火材料を板の川内より運搬したもののようで、……………。

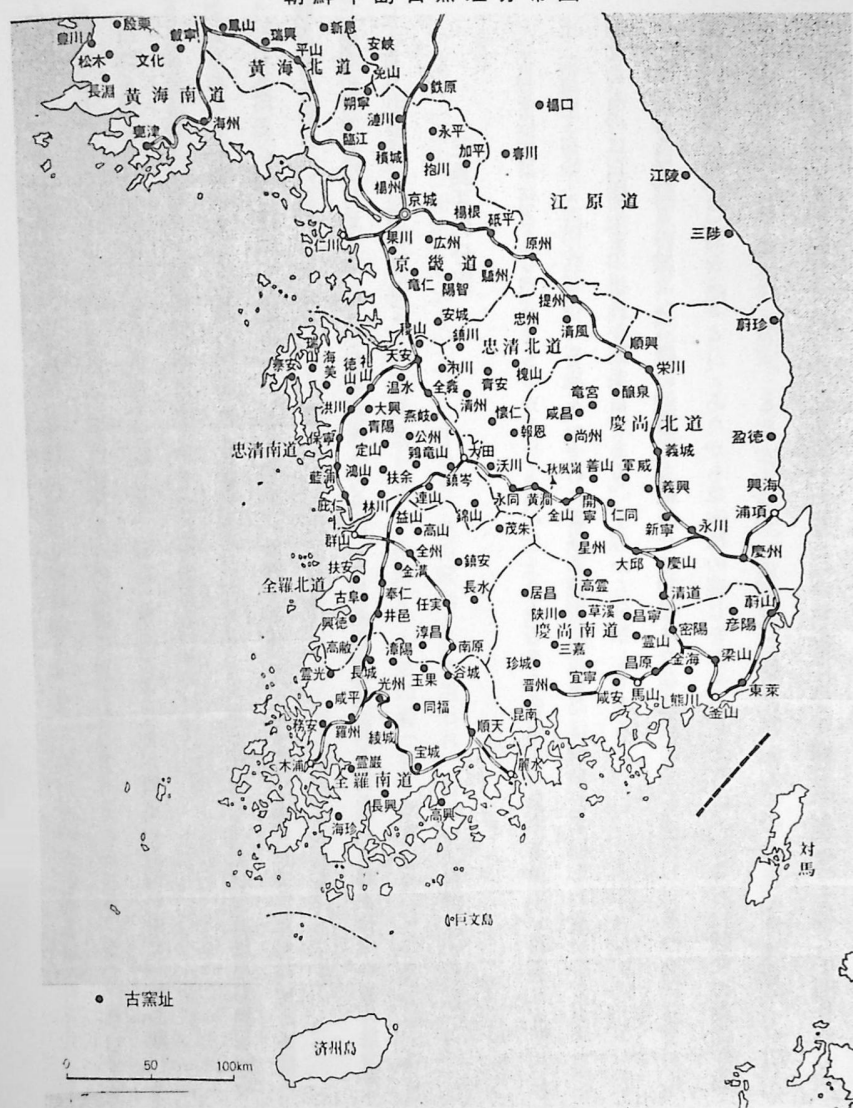
前に引用した中島氏の説とは、違ふ点もあるが、百間窯と李三平との密接な關係にあつたという点では同じである。

(三) 百間窯と三島手

百間窯は、磁器を焼く前の、いわゆる唐津焼を論ずる場合には、必ずその名が出てくる。しかも、武雄系の一分類の中に入れられたり、「三島手」の上等品が焼かれたなどと、陶器研究者の著書によく出ているので、すこし煩雑になるが「三島手」について探索してみる。

『朝鮮王朝の陶磁器文化―鄭良謨著』には、朝鮮王朝陶磁器の大きな主流は、粉青沙器と白磁であつたが、壬辰の乱（文禄、慶長の役）後は、粉青沙器が姿を消してしまった。それは、壬辰の乱による国家財政の枯渇と陶工たちの日本への連行によるもので、白磁だけはようやく命脈をつないだが、粉青沙器は再起不能の

朝鮮半島古窯址分布図



三島唐津 象嵌雲鶴文水指 百間窯 17世紀中頃 胴径 19.5cm

状態に陥ったと述べている。

この粉青沙器こそ、わが国でいう「三島手」である。武内の小峠や川古の古窯などでも百間窯と類似のこの三島手が焼かれたことから、これらを同一系統の窯武雄系唐津焼」とする人が多いが、武雄系の宗伝などの出身地は、慶尚南道の金海や熊川などであるのに対し、百間窯の陶工たちは、忠清南道の鷄竜山出身である。しかも、鷄竜山は、朝鮮における粉青沙器の最優秀品の産地として有名であった。したがって、百間窯と武内、川古の窯を同一系統とするのは無理である。

こうして、百間窯では、優秀な「三島手」が焼かれたのである。

粉青沙器の特質は、種々の化粧法からくる力強さ、新鮮闊達にして自由奔放な粧飾意匠にあるとされ、その技法によって次のように分類されるのが普通である。

- 1、粉青沙器花文 2、同象嵌文 3、同剝地文
- 4、同彫花文 5、同鉄画文 6、同刷毛目
- 7、同粉粧文 8、同吹鉄砂文

もともと、この三島手陶器は、世界的な声価をもつ高麗青磁とはちがって、その美的鑑賞は、ひとり日本だけで行われてきたものである。それは、室町時代からの茶道に負うものであるとされる。かつてない平和な一時期を迎えた李朝初期に、その世相を反映して、温雅な気品をそなえ、明るい表情の中に一株の寂しさをさへ添える粉青沙器を、わが国の茶人たちが愛でたのである。

朝鮮における社会では、この種の陶器を、鑑賞する気風はなく、王家や上流社会、一般庶民の間でも同じように日常用器として使用されていた。したがって、優秀なる陶工ですらも、その社会的地位は極めて低い卑賤な者とされていたのである。

三島手の研究者田口豊太郎は、昭和十六年（一九四一）鶏竜山の古窯跡を訪ね、三島手についての論文を出しておられるので、引用させていただきます。

三島手の分類

三島手の陶器はどんな様式をもつかといえば、胎土はおおむね薄ねずみ色であって、釉薬との間へ白土（白泥・白絵土）の化粧掛けを施し、それに象嵌や線刻や、または鉄砂で文様をあらわすのが常で、無文のものは白土のずぶ掛けか刷毛目である。工程から分類してみると、

(一)成形した半乾きの胎土へ、縦の波型や丸紋つなぎや小さな菊花紋の型を印花し、その上に白土で化粧掛けを施した後でこれをふきとり、あたかも象嵌様の感じをあらわしたものへ、さらに透明の釉薬をかけて焼成する。これが俗に「暦手」とか「花三島」とか呼ばれる種類のものである。

(二)胎土に陰刻文様を施し、白土で化粧掛けを刷毛びきした後、文様の陰刻部分を残して削り落し、

それに釉薬をかけて焼成したもの、これが「搔落し手」と呼ばれる三島手である。

(三)白土の刷毛びきは前者と同様であるが、胎土に篋または釘などを用いて、陰刻文をあらわすだけの手法によるものを「彫三島」という。

(四)これも白土刷毛目の化粧掛けは同様であるが、鉄砂をもつて文様をあらわしたもの、絵三島と称えてきたが、「絵刷毛目」と呼んでもよからう。

(五)白土をもつて刷毛びきしたままの無文、これは単に「刷毛目」という。そして三島の釉薬は、鉄分の多い青磁釉ではなくて、灰分を主としたもの、もしくはソーダ分を含む釉薬を用いて焼成したものである。

なお「粉引」（粉吹ともいう）、これも昔から三島の種類として扱われ、古書の『目利草』などでは「こひき・上作三島刷毛目の類なり、時代最も古く、作厚く、古風の姿」云々などあって、俗にずぶ掛けの白泥が、高台の土までもかくす手法のもので、一般に刷毛目前期の作と認められるもの。また全羅南道務安地方の「無地刷毛目」という種類は、粉引の後期になって作られたものとされている。

元来、三島の命名が、わが国茶人たちによってつけられたことから、茶碗類の名称は極めて複雑であり、また曖昧でもある。よってこれを一応手法から分類してみたが、しかし実際には往々、器の上でも手法の併用された作があり、適切を欠くうらみもあることを付記しよう。

窯 址 に つ い て

当時の窯は朝鮮半島の中部以南、全地域にわたって分布しており、今日までその窯址が発見されたも

のだけでも、百数十基の多きに達しているが、おそらくこれらの窯では、大半三島手を焼いていたものであろう。比較的著名な窯と認められるものをあげれば、左記の通りである。

慶尚南道	昌原	密陽	金海	昆陽	東萊	梁山	彦陽	蔚山	靈山
慶尚北道	尚州	慶州	善山	高靈	星州				
全羅南道	靈光	光州	順天	宝城	長城	務安	咸平		
全羅北道	高敞	扶安	全州						
忠清南道	鷄竜山	扶余	瑞山	青陽	洪州	義道	秋風嶺		
忠清北道	忠州	永同							
京畿道	広州	驪川	果川	安城					

即ち江原道と平安・咸鏡の兩道には、見るべき三島手の窯址はない。『世宗実録（莊憲大王）』の付録である地理誌の各府牧郡県の条に、陶器所として掲記せられたものは一八五カ所であって、その大部分は三島手の陶器を焼成したと思われ、全道の磁器所一三六カ所の中にも陶器所が混じてあるらしい。例えば現に三島の窯址として、あまねく知られている鷄竜山なども、この地理誌では、磁器所として公州牧の条に、「磁器所二、在州東 東鶴洞」として編入されている。なお官撰の『東国輿地勝覽』にも、陶器所として京畿道八、忠清道二、慶尚道一の著名な窯をあげている。

李朝初期では世宗の時代に、最も産業振興の政策が採られたから、地方窯も育成せられ、したがって優品の所産も多かったと思う。なんとしても現在、三島手窯址としては鷄竜山が最も代表的であり、忠清南道公州郡反浦面鶴峯里にある。かつて私も、昭和一六年一月にこの窯址を踏査し、数多くの陶片

を採集したが、刷毛目、絵刷毛目、彫三島、搔落し手、暦手、花三島など、あらゆる手法の作が、ほとんどつくられていることがわかり、その盛時をしのんだのであった。

この地は李朝建国の当初において、都城の候補地に選ばれた地点で、四囲の環境もよく、しかも鷄竜山は、古来、朝鮮での名山の一つに数えられただけに、山の姿はことに美しく眺められ、今に忘れ難い印象をとどめている。窯址は太田駅から二八キロメートル弱、座巖里から東鶴寺に向かつて進むことおよそ八〇〇メートルばかり、溪流の分岐点近くで、南岸にある二カ所が最も優れた品を焼いた窯と思うが、対岸の鶴峯里部落になっている処にも一カ所と、さらに上流沿いに、流れを挟んでの二カ所は、後期の窯と思われる。また、そのころ畑地となっていた農家の屋敷裏には、磁器窯址の二カ所が認められた。

この地で最も古い窯は、本流沿いにある、暦手風の精巧な品が多く、釉色もまた、はなはだすぐれた陶片が発見され、内面が暦手、外面が刷毛目となっている作も見られた。その近くでやはり古窯址とみられる所では、白絵土がことに美しく、それに施した搔落しの文様や鉄絵の筆致はとても自由であり、ここで入手した線彫り草文鉄砂入り茶碗の陶片などは、特に珍しいものであった。農家集落での三カ所は大同小異の作を焼いた窯址と認められ、暦手も刷毛目も、その質はやや低下し、後期に属するものという印象をうけた。

窯址の上流に位する東鶴寺は、現在、小規模の建物が五、六棟残るわびしい寺院であったが、昔時はこのあたり一帯、特に鷄竜山には数多くの寺院堂塔が建立され、山統きの天護里には、百濟時代に僧兵四万を擁していた天護寺の大伽藍もあったというが、李朝になってからは仏教の圧迫によって寺院の経

済も極度に逼迫し、ために陶器の製作なども、僧侶の手によつてはじめられたという説がある。朝鮮の山間部にある寺院を訪ねてみる時、未だにそうした姿を遺しており首肯させられる面も多い。

慶尚北道の尚州や高靈は、その遺品からみて、暦手・花三島などの初期優品の窯であつたことは、『世宗実録』の通りであると思うが、全盛期の多種多様な作は、しよせん、鷄竜山の品々に及ばないようである。ただし初期粉引手の品は、全羅南道が主産地と思われ、順天・宝城・高興あたりがその中心の窯であつたらしい。中期以降にまでつくられた無地刷毛目といわれるものは、務安地方の咸平などが著名の窯として知られている。また窯址は明らかではないが、済州島出土の三島手は、おおむね時代も古く作も優れ、ことに扁壺のたぐいなどは、他に見られぬ立派なものが、たくさんに発見されたことは注目しに価しよう。

ここまで述べてくると、百間窯の陶工たちが、鷄竜山出身で、いかに優秀な陶工であつたかがわかり、この陶工たちの協力援助なくしては、いかな李三平たりとも、白磁磁の発見だけでは白磁の陶器は創成できなかったであろうことが明白にされる。

陶工たちの故郷朝鮮において、粉青沙器が消え、白磁のみになったのと期を一にして、日本の白磁は生まれたのである。陶器から白磁になったたぐさんの古窯跡の中で、わが百間窯の果たした功績のいかに大きかつたことか、今さらながら板ノ川内の陶工たちをたたえたい気になる。

有田町における昭和四十年から六次にわたる学術的発掘調査は、次のようなことを明らかにした。

それによると、

天狗谷の最古の窯といわれる窯の一番下のE窯から、青磁や白磁が出土した。それは、白磁発見に対する

従来の定説元和二年（一六一六）より、すくなくとも十年以上も前のもので、白磁発見は慶長の中頃（一六〇五前後）だということになった。この白磁は日本最古の製品なのか。あるいは、これより以前に他のどこかの窯ですでに焼かれていて、その技術が天狗谷に導入されたとも考えられる。

では、その場所はどこであろうか。当然に百間窯が想起されるが、今後の調査をまたなければならぬ。

また、百間窯における三島手の白土は、どこから採取していたであろうか。それは泉山からではなかっただろうか。

天保年代ではあるが、筒江窯へ約束の白磁磁を供給しないので、泉山の磁石を山内の側から発掘させてほしいという嘆願書を、武雄藩から佐賀の本藩に出している。

このような嘆願をするということ、さらに筒江窯が泉山の磁石を使用していた事実は、それだけの理由がなければならぬ。外山の百間窯と大外山の筒江窯が有田内山との深いつながりが想像されるのである。李三平が板ノ川内に来たときには、すでに百間窯では白磁を焼いていたのではないかとさえる人もいる。

現在、物原は、心なき人に無残に荒らされているが幸い窯跡は残っている。国の古窯跡史蹟としての指定も間近いことである。

百間窯について『中島浩気著肥前陶磁器考』を引用させてもらう。

百間窯の磁器 又磁器に於いては、彼等が従来の作風なる小高台にて、大皿などを焼いているがそれは勿論泉山の硬質原料にあらざれば、不可能の製作である。中にも尺三寸鉢の高台が、僅に二寸五分径の太さにて焼かれている、それは桔梗縁の染附にて、縁描は牡丹唐草を文し、底には狩野風の樓閣山水を画きたるが、其唐松の筆法雄健なると、雅致なるは真に勳拔である。

其他の染附には、地文絵六角形の香焚や、内紋様描にて、外青磁の丸碗があり。突立形三寸の火入には、松絵、竹絵、梅絵、菊絵等があり、或は千段巻形に、横書福寿繋ぎの香焚がある。又突底の茶碗には、洒脱な呉洲画や文字書ものがあり、中には磁州窯物に見る如き、健筆な花鳥の散文がある。其外雲画詰の大皿や、底菊紋画の五寸皿等がある。

檀場切 檀場切の古窯品には、黒天目の茶碗や鉄色釉に黒錆斑点の突底六寸皿の底目積があり、又青花釉の氷裂文出し茶碗がある。染附磁器には底に角福銘を書き、脇に松葉を散文せし小皿があり、ギリ画の煎茶々碗にて、恰好良き厚高台のものもある。又附高台の角皿に、古印の押文を現はして、縁紅を施せし細工の巧みなものがあり、或は葉文浮出の上に薄呉洲を掛けし中皿や、菊に雲散文絵の四寸皿などもある。

板野川内窯の辻 窯の辻の古窯品には、染附磁器にて粗拙な芦辺舟画の中皿や赤絵地の縁梅画外渲染にて、広底内牡丹文様の八角四寸皿がある。又鎬形の煎茶々碗に、寿の字を三方書せるもの、或は内青磁外呉洲にて、古雅な柳を描きし同物などがあり、此処は多く煎茶々碗を焼いている。斯くの如く製陶盛んなりし板野川内も、今や全く廃滅して農家疎らに点在するのみ。見渡せば打拓かれたる畑一面へ、磁器の破片が秋光に耀きつ、往時の名残を留めている。

百間窯の福字銘について寺内信一氏蒐集の著書を引用する。

有田古陶銘款集

寺内信一蒐集

百間窯



角福の銘は支那磁器及び其仿造物の有田物に多い、第一号のものは主として百間窯及び筒江窯に書かれたもので後世柿右衛門が自家商標の許可を得たものである、此の第一号は百間窯の出土品の角福である（昭和六年探掘家水野、金原氏等の発掘中黒牟田（有田村）に於ても此銘のものがあつて技巧は精巧な南川原式のものであつた）

第二、第三、第四号は皆仿造品銘で、第六、七は佐賀県杵島郡筒江窯の作品銘であるが何れも同一でない、此の類を重線角に螺線福と名づける。第五は平野氏の送れるマークであるが、福の字以外のものではあるまいか。

仿造品



仿造品



仿造品



筒江窯



筒江窯

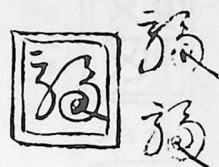


青華



平野氏寄





此銘は柿右衛門合資会社の銘で、昭和三年末から酒井田柿右衛門は合資会社を脱し、別に柿右衛門製の銘を用いて独立したので、爾来此銘は合資会社の製品に用い、柿右衛門とは何等製造上の関係がないこと、なった。

百間窯と鶏竜山とが同時に、學術調査がなされるならば、日本における白磁創成時の真実がわかり、板ノ川内百間窯が陶磁器界にその名声をあげることであらうと思う。

最後に付言したいことがある。

近頃、百間窯のある板ノ川内が、慶長地図にある田中村に属していたと主張する人がいる。

理由は至極簡単で、「百間窯も後の有田の内だった」といいたいからである。

室町末期の古文書で、大分の大友古文書の中の『宇都宮古文書』に、田中某に地頭の認許証というものを与えたことが載せられているということである。しかし、このことは、「田中村」という村の存在の証明にはなっても、板ノ川内が田中村に属していたという証明



百間窯の製品

にはならない。

慶長地図には、田中村と立ノ川内村が記載され、その中間に板ノ川内がある。

李三平の白磁磁発見地が「境松」であることは、衆目の一致するところである。思うに、この境松というのは、田中村と立ノ川内村との境にある松ということであり、この松のある所の地名ともなったと思われる。板ノ川内は、この境松の東に位置し、明らかに立ノ川内村に属しているのである。

上有田駅近くのトンネルを境松トンネルという。藩政時代にも、この境界地名が変るはずもなく、地形の上からも明らかに境界となるべき所でもある。

以上板ノ川内の有田所屬説に反論するものである。



百間窯の残欠

近世



滝見観音（円応寺所蔵良寛筆）
心海良寛は武雄藩の絵師
宮野の人、絵を狩野良信に学ぶ

概 説

歴史の上で江戸時代というのは、徳川家康が豊臣家を亡ぼして天下を掌握し、江戸（東京）に幕府を開いた時から十五代徳川慶喜が大政を朝廷に奉還するまでの二百六十四年間をいうのである。この間を町史では「近世」として取り扱うことにする。

慶長八年（一六〇三）二月、徳川家康は征夷大將軍に補され、天下の実権を握り江戸幕府を創設した。

二代秀忠から世襲によって代々將軍職を継ぎ、十五代慶喜は時代のうつり変りに抗することができず、慶應三年（一八六七）十月、大政を奉還して將軍職を辞退して江戸時代が終わったのである。

この間、幕藩体制という国家制度が生まれ、幕府の下に二百六十余の藩があり、石高一万石以上の藩主を大名と称した。

この二百六十余の藩を親藩、譜代、外様とに分け、親藩と譜代の大名を幕府がおかれた江戸を取り巻くように配置し、外様大名は江戸から遠い地方に配置したのである。

山内町が所属したのは佐賀藩で、佐賀藩主は外様大名であった。

各藩はそれぞれ領地を与えられ、藩内の住民を支配し、藩内で生産される米麦などの農産品や工芸品などの現物や税金で藩の財政をまかない、藩内の自治は一応まかされていたが、大筋では幕府の方針や命令に従わなければならなかった。

幕府の命によって諸大名は、自費をもって、国内の大きな土木事業や家康を祀る東照宮の建築などを行わ

なければならなかったのである。

慶長年中の杵島郡絵図によれば、山内町は犬走、長尾(永尾)、船ノ原、三面坂(三間坂)、鳥海、堅河内(立



慶長年中杵島郡絵図

野川内、宮野、大野、下黒髪の九か村であったが、のちに武雄領から佐賀本藩に立野川内の水尾部落の一部が上地されて三部所となり、そこだけが佐賀藩領となった。水尾の約半分を除いた山内町の全域は佐賀藩の武雄領で、大配分といわれ、直接には武雄領主の支配下にあったのであるが、このような藩内の組織があつたのは佐賀藩だけといわれている。

武雄領は佐賀藩の杵島郡代の支配も受け、村の住民は領、藩、幕府の三重の支配下にあつたわけである。この時代は職業によつて士、農、工、商と人間に身分の順位がつけられていて、武士を最高とし、つぎに農民、工業者、商人という序列であつた。

農民を武士の次にしたのは「農は国の本」という思想からであつたと考えられる。幕府や藩の財政をまかなう主要なものは米であり、武士といえども主食の米がなければ生きられなかつたからである。

しかし、為政者は武士であつたから、心では「郷村の百姓どもは死なぬように、生きぬようにと合点致し、収納申付けるよう」とか「農は納なり、百姓と胡麻油は絞るほど出るものなり」と、思っていたようである。このような考え方から生まれたのが封建制度であり、封建社会であつたのである。

【注】(1)日本の歴史十三卷(中央公論社版)

(2)武雄市所蔵

一、住吉城の炎上

慶長四年(一五九九)武雄領主の居城であつた住吉城は焼失してしまつた。

豊臣秀吉は慶長三年(一五九八)八月死去し、朝鮮に出兵中の日本軍は同年十二月に撤兵を完了した。

朝鮮出兵の慶長の役には、武雄領主二十代の家信が出陣したが、陣中で病氣(ノイローゼ)となり、嫡子の茂綱と交代した。住吉城が炎上したのは、家信が住吉城に在城していた時である。

秀吉が天下を統一した時点で、後藤家信に与えた知行高は一万九千七百三十九石九斗であり、その証拠としての「太閤の朱印状」は武雄市が保管している。(武雄市の指定文化財)朱印状の「領知方目録」は左の通りである。

内訳

- 一、三千三百七十九石二斗 きしま郡のうち長島庄。
- 一、九千三百六十四石八斗 同郡塚崎庄。
- 一、三千六百五十九石二斗 下まつうら郡のうち有田。
- 一、三千三百七斗 おぎ郡のうち東郷。
- 合計 一万九千七百三十九斗。

右於肥前国、令扶助之訖、可令領知、然上者、藤八郎江隋遂、軍役等可相勤者也

天正十八年三月七日

朱 印

山内町はこの、きしま郡塚崎庄に含まれている。

家信は天正十四年（一五八六）に塚崎城を焼城として、住吉城を居城にきめた。

家信の実父、龍造寺隆信が島原で、島津、有馬の連合軍のため大敗して戦死したので、いつ武雄に攻め寄せてくるかわからないので、そのことを予想し、要害堅固な住吉城を選んで本城としたのである。

住吉城趾絵図

住吉城がいつごろの築城であるか、資料が残っていないので不明であるが、江戸時代中期に描かれた「住吉城趾絵図」があるので、それを基礎にして想定してみると、菱形に土塁が設けられ、その外側の西、南、北の三方に幅約五メートル、深さ三メートル前後の空濠がめぐらされている。この土塁の内部に、領主の館や家臣の詰所、武器、糧食などの倉があり、住居を兼ねた実戦的な配置であったと想像される。

登城口は北にあり、山麓から斜めに道路が設けられていたものと思われる。空濠の総延長は武雄歴史研究会員で、故人となった浦郷博義の実地踏査によれば、だいたい五百メートル前後であったと想定している。東側だけでは空濠の跡が認められず、平坦である。と、



住吉城の位置は黒髪山の前峰ではなく、山麓で、西と南北は鞍部になっていて、独立した台地であるから山城ではなくて、平山城と考えるのが正しいと思われる。

武雄領主後藤家の正史といわれる「藤山考畧」には、久寿元年（一一五四）領主三代の後藤助明が、豊後の国から肥前にやって来た鎮西八郎源為朝の協力を得て、黒髪山の妖蛇（大蛇）を退治した直後に、黒髪山の前峰に黒髪山城を築いたと記述されている。

ここで鎮西八郎源為朝について説明する必要がある。

彼は源為義の八番目の子で、実在した歴史上の人物であり、腕力が強く、粗暴な性質であったため、父為義は為朝が十三才の時、九州へ追放したのである。

彼は自ら九州総追捕使と称して、豊後の国において、三年の間に二十回も闘い、数十の砦を攻め落したと伝えられている。

鎮西とは西国を静めるという意味であったが、彼の行動があまりにも常軌を逸していたので、朝廷では九州の国司たちに「為朝を歓迎したり、かくまってはならない」という通達を出している。

大力があり、強弓をやつぎ早に射る弓の達人であったことは事実のようで、「保元物語」にも記されている。為朝は保元の乱の時は都に帰り、上皇方として闘ったが敗北して捕えられ、伊豆の大島に流された。その後の消息は不明であるが、大島から琉球に渡り、琉球王になったという伝説がある。

為朝の伝説は佐賀県にも、あちらこちらにあるが、肥前の国に来たことを明らかにする資料はない。

後藤助明が為朝と知り合ったいきさつについては不明であるばかりでなく、助明自身も実在したことを証する資料は何一つないのである。従って黒髪山城を助明が築いたとは考えられない。

住吉城と黒髪山城は同一のものとされているが、実際には別々であり、このことについては、町史編さん委員の杉森功が、山内町教育委員会と同文化財保護委員会が昭和四十六年十月発行した「かんこ、かんこ」

に執筆している通りだと思う。

つぎに、築城の時期であるが、黒髪山城の方が住吉城より早かったことは間違いないと考えられる。応仁の乱後、戦国の世となり、武雄領主十七代の後藤職明は自衛のため渋江、伊万里、藤津大村と攻守同盟を結んだ。これを裏付ける文明十五年（一四八三）五月吉日付の左のような契諾書がある。

契諾之事⁽¹⁾

- 一、此人衆自今以後、就公私、無余儀、可為同心事。
- 一、於此寄合中、万一自敵方、雖有如何舛故実、無各同心之儀候半者、不可召置事。
- 一、有存寄廉目者、相互不殘心底可申承事。
- 一、弓箭之時者、何方も任先意候て、可令合力之事。
- 一、内談之儀、不可有他言之事。

若有此旨相違者、可罷蒙神明御罰候、仍状如件。

文明十五年五月吉日

渋江 公直 印

伊万里 仰 印

後藤 職明 印

藤原 胤明 印

この時代の社会状況から判断して、黒髪山城をつくったのは職明であろうと思うのである。さらに職明は明応五年（一四九六）十二月十三日、黒髪山大宮司の職を黒髪右京助家俊に後目允許として与えており、ま

た職明は黒髪山の法印頼憲を他人の中傷を信じて射殺させている。

このように職明と黒髪山との関係は他の領主より深かったのである。職明は黒髪山城をつくと同時に武雄町川良の赤尾に居館を建てたが、その趾を古城と呼んでいる。円応寺の建築に当たって十八代純明が古城の石垣の石を使用したと伝えている。住吉城の築城者は純明である。彼が死去したのは天文二十二年（一五五三）三月十八日だから、西暦千五百年代の築造であると考えて誤りないと思われる。

住吉城が炎上したあとは再建せず、塚崎城の三の丸趾に館と諸役所を新築して移った。その時、家臣たちも宮野の小路の侍屋敷から武雄に引きあげたのである。

また、この時代に領内にあった真宗の寺院も武雄の宮野町に移転させられた。寺院名については産業と文化の(三)宗教のところで詳述する。

【注】(1)石井良一著「武雄史」



住吉城の瓦

二、山内町と武雄鍋島

(一) 所領の変遷

江戸時代、山内町の全域は佐賀藩に所属していたが、もとは武雄後藤（のちの鍋島）の領地であり、佐賀藩に編入されてからは武雄の知行地（大配分）となったので、直接には武雄領主の支配下にあったのである。村々の取り締まりや年貢の取り立てを担当していたのは山内代官で、その補佐の仕事をしてのが村々の庄屋であった。

山内の鳥海村は、武雄領の家老であった、元大川野城主鶴田の知行地となっていた。武雄領が佐賀藩の大配分地であったように、鳥海村は鶴田の配分地であったのである。安土、桃山時代には大野、宮野の両村は一時、伊万里城主だった松浦党の伊万里兵部少輔治家利の知行地として、時の武雄領主後藤貴明が三百石の扶持を与えている。

鎌倉時代のはじめ頃までは山内町は長島荘に含まれていて、京都の蓮華王院（三十三間堂）の院領であった。そのころは蓮華王院が任命した執行職が支配し、取り立てた年貢米は京都に送られ、院の維持費に使われたのである。

長島荘の総地頭として赴任してきた橘薩摩公業の孫が兄弟四人おり、長兄が家督を継ぎ、姓を渋江と改め

潮見城主となり、次弟が牛島姓を名乗り、次ぎが中村姓、三弟が中橋姓となった。

そこで、武雄市西川登町だけを蓮華王院の院領に残し、牛島に百二十町を、中村に百町、中橋に同じく百町を領地として与え、渋江は残り全部を自分の所領としてしまった。

山内町は渋江の領地となったのである。室町時代になると渋江は衰微し、武雄の後藤（のちの鍋島）が台頭して、長島荘を分轄して塚崎庄を成立させ、後藤の所領としたのである。その時点から山内町は塚崎庄に含まれ、武雄後藤の支配下に入ったのであった。以来六百年にわたり、山内町と武雄後藤（鍋島）とのえにしが結ばれたわけである。

松浦党の一族であった伊万里城主、伊万里兵部少輔治家利は、龍造寺隆信が武雄後藤を攻めた時、援軍を送って、武雄を援けた。それを根にもって、龍造寺は天正四年（一五七六）大軍をもって伊万里城を包囲した。⁽¹⁾家利は奮戦したが伊万里城は遂に落城した。家利は家臣二百余人を引きつれて、山内町宮野に逃がれてきた。時の武雄領主後藤貴明は、家利と会見し、事情を聞いて同情して、扶助を与えることを誓い、山内

町宮野、大野と武雄市西川登町神六の三百石を扶助することにしたのである。家利の墓は大野の瑞応寺にある。

このほか、記録の上から黒髪山や住吉城に関係のあった武雄領主は十七代後藤職明、十八代後藤純明、十九代後藤貴明、二十代鍋島家信の四名である。



伊万里家利の墓

【注】(1) 武雄史（石井良一著）

松浦党伊万里家之来譜（武雄有田家所蔵）

(二) 山内十六か村

武雄領には、江戸時代の中ごろ、山内代官、里代官、川登代官、三部所代官、小物成代官、皿山代官、湯町代官、高橋町代官の八代官が置かれ、物成（本年貢）などの取り立て責任をはじめ百姓、町人の風紀の取り締まり、俵約令の施行責任、町や村への出入りの監視、農作物の盗難防止、村普請の監視、火災防止、道路や灌漑施設の整備、夫役の実行責任などを負わされた重要な立場にあった。

山内代官の担当していた地域が山内十六か村であり代官所は宮野にあった。

山内十六か村というのは現在の行政区画でいえば左の通りとなる。

山内町 犬走、踊瀬、永尾、鳥海、三間坂、船ノ原、立野川内、

宮野、大野、下黒髪、今山十一か村

武内町（武雄市） 東梅野、西梅野、真手野、抽木原、多々良

五か村

あわせて十六か村である。



山内代官屋敷跡（宮野の網ノ内）

宮野村のうち、水尾の約半分の良田畑地帯は、武雄領から佐賀本藩に上地されて有田郷に加えられた。佐賀本藩に上地されたところを佐賀藩三部所、武雄領として残されたところを武雄領三部所というように呼ば

れた。

三部所というのは慶長十六年（一六一一）と元和七年（一六二一）の二回にわたって、佐賀本藩に献上させられたもので、もとは武雄の領地であったのである。

武雄領主二十代の後藤家信が、豊臣秀吉から与えられた石高は朱印状の領知方目録にあるように一万九千七百三十九斗であったが、二度の三部（三十パーセントずつ）上地によって八千六百四十石となつてしまつた。

上地された三部所といわれるところは、山内町では水尾の約半分であるが、武雄市橘町の全部、朝日町川上の上田畑、若木町の川古、本部、桃川の提川などの上田畑で、山林や原野だけは武雄領としてそのまま残つたのである。

『肥前一国絵図』には、まだ、今山村は書き込まれていないが、のちに今山村は分離して、山内十六か村となつたわけで、各村の石高は左の通りである。

犬走村 四百四十八石 三間坂村 四百六十石 大野村 三百石

踊瀬村 百五十石 船ノ原村 百一十石 下黒髪村 百四十四石

永尾村 二百五十一石 立野川内村 二百七十四石 今山村 七十五石

鳥海村 三百七十四石 宮野村 五百十四石 計 三千一百一十石

水尾の三部所と筒江山は山内代官の所管ではなく、三部所は三部所代官、筒江山は皿山代官の支配下に入つていたのである。

(三) 島原の乱

江戸時代に入って、はじめて起きた大きな乱が島原の乱である。

肥前の島原を舞台にして展開され、その範囲は狭かったが、はげしさの点ではわが国の戦史に残るはげしい戦闘であった。

また、徳川幕府対キリシタン宗徒のたたかいで、一種の宗教戦争といえるものでもあった。

幕府の要請によって佐賀藩をはじめ藩内の各領から最大の軍勢が出陣した。

島原半島や天草諸島は、豊臣秀吉治下の時はキリシタン大名、有馬晴信、小西行長の領地であったため、キリスト教が盛んであつて、キリスト教の信徒は武士といわず百姓、町人など非常に多かった。

徳川家康が江戸に幕府を開いてからは、島原城主に松倉重政を、天草の富岡城代に三宅藤兵衛を任命した。

松倉も、三宅もキリシタンに対する弾圧がはげしく、寛永五年（一六二八）の邪宗禁制に際しては領内のキリスト教徒の弾圧を名目に、領民から困^いり裏^う銭、窓銭、棚銭、戸口銭などの名儀の租税を取り立て、邪宗徒には米を与えず、七割もの利倍をつけて納めさせ、未納者の母親、妻子を捕えて牢に入れ、裸にして灼熱の鉄片をほほに当てたり、両手を縛つて糞^くをさせ、それに火をつけて苦しめる「みの踊り」をさせるなど嚴刑を課した。

また、もとの島原領主有馬直純が日向の延岡に転封になつた時、他の土地に移ることを好まず、島原に残留した武士たちの多くはキリシタン宗徒であり、天草でも小西の牢人で帰農した者が多かった。



復元された島原城

このようなキリシタン牢人と農民たちの領主に対する反感が一揆の形となつて現れたのである。

乱のきっかけとなつたのは、次のような事件からである。

寛永十四年（一六三七）十月二十二日、島原の原城に近い南有馬の庄屋、次右エ門の弟、角藏が、北有馬の三吉という百姓とひそかにキリストの絵像を掲げ、数百人の人を集めて拝ませているという情報^{しほう}が松倉の島原城にもたらされた。

領主は小早船で捕吏を差し向けて角藏、三吉をはじめ家族十六名を召し捕り、島原城下に連行して、取り調べもせず殺害してしまつた。

この処置におこつた南有馬の農民は二十五日に、同地の代官、林兵左エ門を襲い殺害した。そして、村々に廻状を配つて一揆に駆りたてた。このようにして島原の乱は起つたのである。

天草では島原より遅れて十月二十八日、一揆が島の東部の大矢野島で勃発した。

益田（天草）四郎時貞の率いる一揆勢は島原勢の応援を得て、十一月十四日末明には本渡を攻撃した。富岡城代三宅藤兵衛は本渡まで出張り、奮戦したが十数倍の一揆勢に包圍されて戦死した。

一万二千余りに増強した一揆は、勢に乗じて十九日朝富岡城を襲撃したが、唐津からの援軍、原田伊予の守る城内からの一斉射撃をうけて多数の犠牲者を出して引き揚げた。こうして天草の一揆勢は島原の口ノ津

に渡り、島原半島の一揆勢と合流して、有馬の古城、南有馬の原城に拠った。十一月末ごろから城の修理や空濠りの掘り下げにかかり、十二月上旬には完了した。

『耶蘇天誅記』は原城のことを左のように記している。

北を前にし、南を後にし、西を左とし、東を右にして、南北十余町、東西二町余、周囲二十七町と言々、その要害、東南北の三方は海を帯び、水岸高く聳えて恰も屏風をたてたるが如く、西の一方のみ陸に続くが如しといえども、峻岸数丈にしてその下に深田、塩浜の足入れあり、実に自然の堅固を備えたる名城なり。

先年、筆者も原城趾を訪ね、島原の乱を頭に描きながら見て廻った。陸続きの西はみかん園や野菜畑となっていたが、前面のみかん園には空濠の跡が残っており、深さは目測で五メートルもあった。畑のところどころには供養塔が集められており、戦死者の冥福を祈って建てられたものであろう。

この時、籠城した一揆の総数は三万七千人といわれている。

島原城主松倉勝家は、その時、三勤交代で江戸におり、譜代の家臣三百名が残っていただけで、三万を超える一揆勢に立ち向うのは無理であった。一揆が十月二十六日、島原城の攻撃を開始した時、弾薬はわりあい豊富に備えられていたが、糧食は十日ないし十五日分しか貯えられていなかった。

家老岡本新兵衛と多賀主水は、一揆の勃発を江戸藩邸に報告する使者を送るとともに、隣藩である佐賀、熊本両藩に救援軍の派遣方を依頼した。両藩とも他藩への救援隊の派遣は江戸幕府の許しが必要で、い旨を告げ、一応ことわったが、いずれ幕府の要請があることを見越して、その準備を進めた。

寛永十四年（一六三七）十一月九日、島原一揆の蜂起が江戸に伝えられると、幕府は協議を重ねた結果、

上使として板倉重昌、石谷貞清兩名を派遣することをきめ、島原城主松倉勝家には帰国を命じた。

一方、老中土井利勝は、佐賀藩主鍋島勝茂と唐津藩主寺沢広高を招いて、松倉が独力で鎮圧できない場合は救援するよう命じ、状況次第では熊本藩からも出兵させることを決定した。

十一月十日、上使の一行は江戸を出発して島原に向った。十二日には天草にも一揆が起こったことが江戸に報告されたので、幕府は連鎖反応を起こして各地に一揆が続発することをおそれ、東北、四国、九州の出府中の大名に帰国することを命じた。

佐賀藩では早くから出陣の準備ができていたので、江戸から帰ってくる藩主の子元茂（小城藩主）、直澄（蓮池藩主）の到着を待って出陣し、軍勢を二つに分けて進撃を開始した。

直澄の指揮する一万六千余は大手島原口に、元茂の率いる一万四千人は搦手千々岩口に陣を布いた。

武雄勢約二千三百余人は十一月二十六日、武雄を出発、諫早に向った。武雄の家臣は最小限度の留守居役を残しただけで、足軽は全員出陣しなければならなかったから、当然、三間坂、宮野の足軽四組も出陣した。

武雄領主鍋島茂綱・茂和父子は二十八日、武雄を出発して、佐賀本庄津から船で諫早に到着、武雄勢を率いて十二月七日、口ノ津に到着し、搦手千々岩の鍋島元茂の第二陣に編入された。

十二月十九日城攻めが開始された。それは、夜半に諸藩の陣地で一斉にときの声をあげ、鉄砲を二、三発打ちかけて城中をおびやかし、夜明けとともに松山の出丸に攻めあがり、そこに敵をけん制しておいて、大手から大軍が攻め入る作戦であった。陽動作戦の松山攻めには佐賀藩諫早領主茂敬が当たることになっていた。

二十日の夜明け、茂敬は手勢三百余人を率いて松山に攻めのぼった。城内からこれを目がけてはげしく鉄

砲を打ちかけてきた。たちまち九十四人の戦死者を出したが、これに屈せず遂に松山を占領した。

諫早勢の犠牲者が多かったので武雄領主茂綱は交代しようとしたが、茂敬が応じなかった。それで茂綱は、木島形右エ門、原五郎右エ門、古賀七太夫に手兵二百をつけて、松山の出丸の諫早勢に増援した。

城中からの射撃はなおはげしく続き、武雄勢でも足軽橋口九兵衛、同井手甚左エ門、同市ノ瀬次郎左衛門、同森奎之允、舸子松尾丹右エ門の戦死者が出て、原五郎右エ門、川浪庄兵衛、堤南右エ門が負傷した。

十二月三十日、総指揮官である幕府の上使板倉重昌は諸軍に対し、元旦を期して総攻撃を行うよう命じた。寛永十五年（一六三八）正月元旦の総攻撃は午前二時ごろから行動を起し、有馬勢を先頭に、諸軍が城壁に迫ったが、城中からはげしい応戦に苦戦を続け、朝六時ごろには諸軍は総くずれになった。

総指揮官の板倉重昌は自ら先頭に立ち、曲輪の堀ぎわまで近づいた時、城中から狙撃されて戦死した。

幕府の上使、石谷貞清も負傷し、武雄領主茂綱は武雄勢をひきいて松山の要害を攻めていたが、崖が高く道が峻しいので士卒も進みかねた。ようやく堀ぎわに接近したところ、城内から筵に火をつけて投下したり、石を投げたり、鉄砲を撃つたりしてきた。茂綱の馬印が弾に当たって倒れたので、木島玄蕃は雨と降る敵弾の中でこれを立てた。この時板倉の討ち死と石谷の負傷を知った。

上使石谷は味方の犠牲が多くなると考え、総攻撃の中止を命じた。

総軍撤退が指令され、撤退の殿を勤めた武雄の家臣木島形右エ門は敵弾を受けて戦死した。

元旦の総攻撃は一揆の九十名の戦死傷者に対して幕府軍は四千名以上で惨たんたる幕軍の敗北に終わった。この時の武雄勢の犠牲者は鉄砲によるものが大部分で、戦死者は十三人、足軽三十五人、船頭一人、又者六人計四十五人、負傷者は十二人、足軽八十人、又者七十人、夫丸一人、計百六十三人、戦死傷者の合計

は二百八名に達した。

一月四日、島原に到着した松平信綱は諸家の陣地を巡検して、攻撃を急がず、包圍網を強化して持久戦に持ち込むよう指示した。

そこで、原城を見下すほどの築山を陣中に築かせ、やぐらを設け、各藩の陣屋の前に五間幅の道路をつくらせた。

やぐらの建設には武雄領の兵夫二千六百人を出したのであった。

一月十六日には新上使井上政重と松平、戸田の三名が着任し、佐賀軍の元茂、直澄や多久、武雄、諫早の指揮官を陣中に呼んで、石火矢（大砲）・弾薬も入用であれば借し与える旨を伝えた。

二月二十一日幕府軍の包圍によって糧道を絶たれた一揆は夜半、三千人を三手に分けて、黒田、鍋島、寺沢の陣に夜襲をかけてきた。

佐賀軍の陣地を攻めた一揆勢は、鍋島と寺沢の両陣地の柵を破って進入し、商人小屋に火をつけて茂綱の陣地に攻めてきた。空閑伝助と岡部辰之助や徒卒たちは、これに向って銃火を浴びせて数人を倒したので、一揆は逃げてしまった。

二月二十六日二度めの総攻撃を敢行することになっていたが豪雨のため中止し、二十八日に延期した。二十七日正午、二の丸を攻略しておけば、翌日の総攻撃が楽になるというので、二の丸攻撃をはじめた。茂綱父子も士卒を励まして二の丸に攻め入った。その時、城中から打った鉄砲の弾が茂綱の綿嚢を貫いたが、身体には異常がなかった。

槍の柄をたぐって詰め寄った。すかさず刀を抜いて切り倒した。

二十八日未明、本丸攻略の総攻撃が開始された。本丸一番乗りを目ざすものが十六人もおり、上使の命を守らず、われ先にと乱入したため一番乗りが誰であったか不明であるといわれている。

この時の武雄の戦死者は士四人、又者二人、計六人で、負傷者は士十八人、又者十七人、足軽十九人、山伏一人の五十五名であった。

二十八日の本丸攻めでもっとも功をたてたのは松尾千内で、弓で十八人、鉄砲で二人、槍で二人、太刀で一人を倒したという。

佐賀藩主鍋島勝茂は、二月二十一日の敵の夜襲に際しての武雄勢の沈着な応戦に対して、白銀二百枚を茂綱に贈って賞さんした。さらに武雄領の家臣、武雄久太夫、大井喜右工門、空閑源右工門、岡部七右工門、小川清太夫、松尾千内、木島玄蕃には島原の乱の軍功として白銀十枚ずつを授けた。茂綱は別に久池井内蔵允ほか十一名に有功賞として知行を増したり銀子を授与したりしている。(武雄市史より)

島原の乱の戦死者五十三名の氏名が刻まれた碑が、天保七年(一八三六)十二月十日、武雄市武雄町川良の円応寺境内に建てられた。氏名は左の通りである。

▽物 頭

木島形右工門、岡部茂右工門

▽侍

成松熊之助、松尾太兵衛、空閑近右工門、鹿江市佐、古賀藤太



島原の乱戦死者供養碑

左工門

▽足 軽

橋口九兵衛、井手甚左工門、中山郡右工門、岩永小兵衛、中嶋九右工門、邨嶋助左工門、原安右工門、富永助右工門、野上加左工門、中原五郎右工門、野中寛左工門、中尾新兵衛、福山勘右工門、井手千左工門、山北判左工門、瀨市左工門、岩永関右工門、福田天左工門、寺田次左工門、山口助右工門、中原九郎左工門、河内三兵衛、北茂兵衛、堤次郎兵衛、森高右工門、嶋元加左工門、嶋川近兵衛、内海庄五郎、谷九郎左工門、田口藤内、内海六内、田口藤次兵衛、熊渡作内、本山次助、川崎甚左工門、中嶋与助、山下惣吉郎。

▽船 頭

田雑五兵衛

▽又 者

原田奎助者、戸助、勝屋八左工門者、清十郎、岡村六左工門者、善右工門、木村允右工門者、六右工門、青柳庄左工門者、橘兵衛、空閑近右工門者、伊助、塚原与左工門者、奎之助、千綿四郎兵衛者、形助

以上五十三名

(四) 宮野足輕とお庭番

武雄領の江戸時代の後期の軍容は、侍二百六十六人、徒士（歩行）^{ひやく}百一名、足輕四百六十二名の合計八百二十九名であり、これが常備軍であった。⁽¹⁾

徒士や足輕は農業や商業に従事していて、事変が起きた場合に出兵するという制度であった。

徒士は領主の居住する館の近くか、城のあった時は城下に駐在し、足輕は各村に散在していて農業のかたわら日常の防備を分担していた。

その配置は左の通りで、足輕一組は二十五名と定められていて、上士の組頭に統率されていた。

▽山内町三間坂二組、▽同宮野二組（宮野の足輕はお庭番という特殊な仕事を与えられていた）

▽武雄市東川登町宇土手三組、▽同内田一組、▽同市朝日町中野二組、▽同武雄町川良二組、▽同町花島、永島、武雄に各一組、▽同武内町一組。

三間坂組の組頭は立野円次郎と小川源吾（のちの平吉誠舒）、宮野組の組頭は二位景暢と原五左エ門であった。

このほかに古賀作太輔が組頭であった山内掛大筒は、歩行三十三名で山内十六か村の徒士で構成されていた。

幕末の戊辰の役で奥羽地方に出陣した時は、領内から屈強な若者六十二人が選ばれて新足輕となり、知行一石ずつが与えられ、輸送隊員として活躍している。

足輕の石高は、五名だけが四石で、その他は全部三石であったから、知行だけでは生活ができなかったのだ、平時は農業や商業に従事していたのである。

山内町宮野の足輕は屋敷番ともいわれ、組頭が二位景暢と原五左エ門であったのは幕末であり、それ以前のことについては判っていない。

宮野在住者がお庭番（屋敷番）となったのは、武雄領主の城であった住吉城が塚崎城より早く築城されていたからであり、黒髪山城以来の慣例によったものと考えられる。

屋敷番のことをお庭番というようになったのは、江戸時代からで、徳川幕府がお庭番を置いた時からである。

お庭番の任務といえば、領主の平常の身辺警備と城の内庭や館の庭の番人で内庭掃除なども行っていた。

徳川幕府のお庭番といえば、映画やテレビに登場する將軍直属の伊賀者の忍者たちで、その使命は將軍の密命を帯びて、隠密として全国の各藩の内状を探ったり、極秘の命令を遂行したりすることであった。

武雄領のお庭番は、それほど重大な使命を持っていたとは思われないが、家臣の行状を探ったり、領主が他出する時は正式なお供とは別に、身近の護衛に当たったのである。

佐賀藩主が参勤交代で出府する時、領主がお供をする場合には、領主が泊る脇本陣の不寝番を勤める四十



宮野足輕の使用する陣笠を製作する原型

名や行儀奉行としての六名は宮野四十人衆（お庭番）の中から選ばれており、領主二十四代の鍋島茂正の『江戸道中仕組』に

▽不寝番二十組、一組二名宛。

▽間次三名

▽行儀奉行 六名

▽所々渡り心付 三名。

右の通り申付候条銘々之請役、無怠可相勤候、

不寝番の儀は江戸に於ても如右申付不問可意也

辰 五月二十日

とある。

領主十九代の後藤貴明の養子、惟明が、後藤家縁者の中野後藤や八並後藤と共謀して、貴明の暗殺を計画しているのを探知して領主に知らせたのはお庭番で、貴明は單身、馬に乗って塚崎城から住吉城に逃れ、危機を脱することができた。それ以来、貴明が大村から養子として武雄に來た時の随従者であつた十六人の武將は、住吉城下で貴明の身辺を護つたと思われる。

この時、佐賀の龍造寺隆信の援軍によつて、惟明の反乱軍を鎮圧することはできたが、隆信は三男家信を、貴明の長男晴明と交換養子とすることを要求したのである。援軍の恩義があり、断ることができなかった。

家信は養子となると同時に家督を継ぎ、貴明は北方町医王寺に隠居したのである。

その時、医王寺に従つて行つた大村以来の家臣は数名であり、その他は住吉城下に残り、子孫をお庭番と

して仕えさせたものである。

大村から貴明に随従して來た武將の姓は左の通りである。

秋月、森、朝重、朝永、福田、都知木、公文、武藤、武添、小船、串、鈴田、小松、土橋、前田、志田、現在、宮野に在住する人で、右記の姓の人はこの人たちの子孫であるかも知れない。

【注】(1)『武雄史』石井良一著

(五) 専任の射手

黒髪神社や武雄神社の祭礼などに奉納される流鏑馬は、鎌倉時代の武芸の修練と上達を目的としてはじめられた武士の遊技であつた。当時の戦闘は騎馬戦が主体であり、もつとも主要な武器は弓であつた。それも、走っている馬上からの射撃がたくみでなければならなかつたのである。このほか、武士の遊技では、犬追物や笠懸があつたが、いずれも弓の射撃術の向上をねらつたものであつた。特に狩りは、その腕をみがく絶好の催しとなつていた。

武雄領で流鏑馬がはじめて行われたのは文治二年（一一八六）三月で、後鳥羽上皇の勅使、左大弁藤原基氏と鎌倉幕府の使節、天野遠景が、源頼朝の御教書を持つて、武雄神社に、平家追討の戦勝のお礼参拝をした時、領主後藤宗明が歓迎のため流鏑馬を催したときからはじまつたといわれている。

山内町に残る伝説では、鎮西八郎為朝が黒髪山の大蛇退治をした時、黒髪神社にお礼と祝いの流鏑馬を催したといわれているが、流鏑馬は武士の遊技として鎌倉時代にはじまつたものであり、伝えられる大蛇退治



黒髪神社の流鏑馬

は久寿元年（一一五四）三月であるから、平安時代であつて史実とは考え難い。

江戸時代になると鉄砲が普及し、騎馬戦が戦闘の主体でなくなるとともに、弓は斜陽の武器となつてしまつた。そこで弓の射撃が上手であるよりも鉄砲の射撃術がたくみであることが要求されはじめ、武士の遊技であつた流鏑馬、犬追物、笠懸などの催しは行われなくなつた。だからと言って、毎年、神社に奉納していた流鏑馬を中止するわけにはいかなかった。領主も神社に奉納する流鏑馬だけは続けたいと考えたのであろう。専門の射手を置くことにしたのであつた。

走っている馬上から、鏑矢で、三つの的を次ぎからつぎに射るの

だから相当の熟練が必要であつた。流鏑馬が盛んであつた頃でも落馬した射手があり、射手塚が残っている。未熟を恥じて割腹自殺を遂げたのである。

領主は、流鏑馬専門の射手として、徒士の中から弓術がたくみであつた野中陸平を選び、山内町津々良に馬場と牧場を与えて流鏑馬役に任命したのである。野中陸平は現在、津々良に住む野中寿さんの先祖である。野中専任射手に与えられた知行は七石であつた。

同家に伝わる「家伝書」や記録によれば、宝暦年間（一七五一～一七六三）に武雄領主十八代の後藤純明



野中氏代々馬術の訓練をした私設の馬場

の任命となつてゐるが、純明は天文二十二年（一五五三）三月十八日に死去しているので、宝暦年間の領主といへば二代の鍋島茂明である。

いづれにしても専任の射手を置いたのは江戸時代中期で、それ以来、黒髪・武雄両社の祭礼には、野中家が代々射手として勤仕していたのである。

野中家に現存する、黒髪神社の馬場で流鏑馬を行っている

絵は軸に表装されているが、山内町出身の画家広渡三舟の描いたものである。

津々良の野中家には流鏑馬の時使われたという鞍もある。

「家伝書」の全文を記すと

仰、家伝書二記載仕タル土地ハ其所有人ノ者ニアラズ、愈、此家ノ財産ニテ所有人ハ保持者也、然レバ、其所有ハ他ニ売渡シ、或ハ質入、書入等ヲ無用、代々子孫ニ可伝と、ある。

これによると、領主が、所有者のある土地まで含めて、射手に必要な訓練用の馬場と牧場を貸し与えたものと思われ、相当に広い面積であつたことがうかがえる。

明治になつてから領主が貸し与えていた流鏑馬に使つた栗毛の馬は、旧領主から買受けている。射手の、領における主任務は、流鏑馬の勤仕であつたが、戦時には伝令の役を勤めたのである。



流鏑馬に使用した家伝の馬具

三、行政のしくみ

(一) 佐賀藩の行政

佐賀藩主一代の鍋島勝茂が、龍造寺隆信の家督を継承して佐賀藩が成立したのは慶長十二年（一六〇七）で江戸幕府のなりたちより四年ほどおそかった。

それだけに佐賀藩の内部は複雑で、鹿島、小城、蓮池の三つの支藩と龍造寺系の多くの自治領（大配分）が入り組んでいた。

三つの支藩は徳川幕府が大名として認め、参勤交代を行っていたが、支藩の藩主はあくまでも佐賀藩の家臣であり、佐賀藩内における自治権は、武雄鍋島や多久などの大配分と同様で、区別はなかった。

勝茂が龍造寺の所領を相続した慶長十二年（一六〇七）には、まだ、小城と蓮池の支藩はなくて、鹿島だけであったが、鹿島支藩も藤津郡で一万石の知行を有していただけで、支藩と



佐賀藩政区画図

して正式に確立していたのではなかった。

勝茂は、鍋島家と血縁関係にある三支藩ができる前に、武雄の後藤家信（隆信の三男）、多久の龍造寺長信、須古の龍造寺信周（兩名共隆信の弟）、諫早の龍造寺家晴（隆信の娘婿）、久保田の村田安良（高房の弟）などの龍造寺一族に囲まれて藩の政治を行わなければならなかった。

勝茂は、龍造寺の一族で、鍋島藩政に非常に協力的であった多久安順を登用し、信頼して藩政をまかせたのである。

藩政の総括的な役名は、はじめは惣仕置とか、総心遣と呼んでいたが、のちに請役所の制度が確立し、請役家老、または請役所当役、さらに執政とも呼ばれるようになった。

請役家老の家柄は、原則的に多久、武雄鍋島、諫早、須古鍋島の四家で、龍造寺の流れをくむ親類同格の家柄から選ばれるのが例で、家格からいえば、三支藩や白石鍋島、神代、村田、村田鍋島などの親類が上であるはずなのに、この方からは選ばれなかった。これは龍造寺一族の機嫌を損じたくなかったのと、ぬれ手に粟で龍造寺の所領を継承した恩義を感じていたからであろう。

武雄鍋島は、このように佐賀本藩の家老職を勤めるとともに武雄領内を治めていたのであるが、さらに本藩の出先機関である地方行政を受け持つ杵島郡代をも勤めることがあった。

藤津郡は、鹿島支藩領と蓮池支藩領とに分かれ、同郡の西は蓮池藩主が、東は鹿島藩主が、それぞれ郡代であり、藤津郡代は二人いたのである。

杵島郡代は松浦、彼杵の両郡代を兼ね、三郡に郡代は一人であった。

郡代の支配権は郡全体におよび、大配分の自治領も例外ではなく、大配分が複雑に入り込んでいた杵島、

松浦、彼杵を管轄とする杵島郡代は、武雄、多久、諫早、須古の領主の中から選ばれていた。

武雄鍋島が、杵島郡内から本藩に上地した三部所で蓮池藩領になった地域は、蓮池藩主の支配も杵島郡代の支配も受けなければならなかったのである。

このように二重支配の機構があると、三支藩を含めての大配分の自治権が問題になるが、大配分の場合は、武雄領のような親類同格以上になると、蔵入と配分（知行地）とに分かれ、直轄地と家臣の知行地とをもっていたので、小さな藩のような機構をもち、大配分での掟もあり、大巾な自治が許されていたのである。

たとえば、死罪までは「大配分の儀は、仕置の儀、達に及ばず」と、専決処分ができたし、いちいち本藩に届ける必要がなかった。

しかし、キリシタン禁圧令や生類憐令せいりょうれんきょうのような幕府直接の法の違反者は勝手に処分できなかったし、報告して処置を同わなければならなかった。（以上武雄市史より）

（二）武雄の行政

江戸時代の社会は封建社会であり、行政の首脳者は藩主であつた。だが、武雄領は佐賀藩の親類同格の大配分であつたから、比較的広範囲の立法行政権が許されていた自治領で独断専決も行えた。

それでも、幕府の示す大綱にそつて、藩は法令や命令を出すことがあり、領主はこれを守らなければならなかった。従つて、完全な自治がゆるされていたわけではないから百姓、町民はもとより武士も三重の支配下にあつたのである。

藩主の命令は文書で通達され、これを御壁書、または御条目と称し、町の辻や道路の交叉点などに掲示して読み聞かせた。

領主の差図や命令は口頭で代官、庄屋その他の村役、町役から戸々に達せられた。

藩の出先機関であつた郡方というのは、それぞれの郡に設けられていた役所で、郡代以下の役人が詰めていた。

杵島郡方は武雄市武雄町松原通りの人馬屋町に置かれていた。

安政四年（一八五七）に出された郡方御条目の主なものを列挙して、簡単な解説を加えると左の通りであつた。

- 一、郡代の儀は郡郷取り締りの役なれば無理非分のなきよう万事廉直を旨とし、民、百姓執れも家職を励み、困窮に陥らざるよう心懸肝要たるべき事。
- 一、公儀の御法度は申すに及ばず、定め置きたる掟の条々は毎年触れ廻し違反なきよう、嚴重に取り締るべき事。

（公儀とは幕府のこと。村総代は各戸主を集めて毎年一度は条目を読み聞かせた）

一、宗門改の儀、公儀より、取りわけ御念を入れられ、毎度通達の通り決して違反者のなきよう心懸申すべく、万一疑わしき者ある時は早速、申告するよう別当（町総代）庄屋（村総代）咄（町総代下役）村横目（検察役）等へ嚴重申し渡し置くべし、もし隠し置くものありて、後日発覚した時は別当、庄屋、咄、横目は申すに及ばず、五人組、隣三軒まで処罰せらるべし。

一、自然黒船（オランダ以外の外国船）入港のため本藩は長崎出張に必要な人馬はかねて達し置いた通

り平素より準備を整え置き、その際、遅滞なく出動出来るよう嚴重に申しつけ置く事。

(當時はオランダ以外の外国船の入港は一切禁じられており、寛永十八年から佐賀藩と黒田藩が一年交代で長崎港の警固に当たった。)

一、長崎奉行関係の役人往来の節は従前通り入念の取り扱いをなすべし、万一小事件にても不都合のことあらば、その関係するところが少なくないので注意肝要の事。

(長崎は幕府の直轄地であり、長崎奉行は幕府が任命したので、前任者や後任者の往来が多かったので不都合のないよう注意している。)

一、上使(幕府の使者)ならびに隣国の藩主、領主、主な役人の往来また同じ。

一、公儀の御荷物、オランダ人往来の節は、人馬の手配は申すまでもなく、通り筋においても行儀よく警固し、手落ちなきよう取り扱うべし、特に船場、船中風雨の中は一層注意する事。

一、長崎奉行関係の人、または本藩への使者、飛脚その外、すべての旅人、商人等の往来に際しては人馬、船など早速差し出すよう平素より準備して置くこと。

一、博奕は勿論、如何なる仕業にても金銀米銭を賭け、勝負することは従来より嚴禁せし通りなる故違反者なきよう留意すべし。それにつきてはかねて通達し置きたる通り、上は給人(侍、徒士、足輕ならびに領主より扶持米を受けている者)より下は百姓に至るまで五人組内相互によく吟味し、違反者あるときは直ちに組合のものより郡代に届け出るべし、もし隠し置き他より露見する時は五人組まで処罰せらるべきを以って油断なきよう嚴重に郡中へ申し渡すべし。

一、郷内に於ては上下の礼儀混乱せざるよう堅く注意すべし、就中、通筋にて礼法に違反するものあり

ては宜しからず、たとえ給人たりとも町屋または在郷に住居する者は、其所の礼法に従うよう申し付くべし、もし違背する者あらば申し出づべき事。

一、他方(藩外)の人に対する礼儀も家中同様たるべし。

一、喧嘩口論を堅く禁止する、これ等の根本は礼儀正しからず、相互に和順ならざるに依り出現するを以って平素郡郷一般へ、其旨を厳しく申し聞かせ置くべき事。

一、密懷(姦通)並に衆道(男色)大酒、その外猥なる儀、堅く禁止す、下々の者は義理を弁ぜず廉直ならざるを以って自然悪事を働くから兼々誠実なるよう、厳しく聞かすべき事。

一、火の用心の儀堅く相戒むべし、もし火事ある時は早速消火につとめ諸津、諸宿、村落まで平素兼て用意せしむる事。

一、郷内に於て相撲等を催し、人集の儀は堅く制止せらる。若し違反者ある時は庄屋、別当の落度たるべき事。

一、諸芸、芝居差許す節は郡代その場へ出張して固く警固を申し付け、諸法度に相そむかざるよう、また最も穏便静肅なるよう厳しく申し聞かすべし。

一、郷内に於て刀脇差の掟に相背くものあらば見当り次第、刀脇差取り上ぐべし。(侍は大小二本、徒士は刀一本、足輕は脇差一本の定めであった。百姓、町人は無腰であるが功勞、献金等によって特に帯刀を許されたものは大小御免といつて衆目の羨望的であった。)

一、百姓の刀、脇差は一切禁制たるべし。

一、庄屋は小脇差のみ差し許す事。

一、郷方町人も小脇差のみ差し許し、長脇差は禁止する。(一般町人は百姓同様、脇差は禁制であった。)
 一、百姓不相応の衣食住を好み、特に秋冬に際し色々過分の仕方ありては、かまどを倒す根本なるを以つて、万事驕らざるよう折々申し聞かすべき事。(天保年間の儉約令は極端なもので、領民は木綿以外の着用を禁じられ、絹物は紙入と女の髪飾だけが許された。絹入りの服を着ていて往来で見つかり、裸で放免された例もある。足袋や襟巻の着用も禁止され、民家では瓦葺きも禁じられた。侍だけは家の庇だけ瓦葺きが許された。)

一、領中の者は大身小身並に百姓に至るまで切手(往来手形)なければ他領へ出ることを堅く禁止する事。
 一、他領中の者との縁組み、又養子することは法度たるべし。他領の者を下人に抱えることも又同様禁制たり。

一、領中に於ては他領の者又は無縁者に宿を貸す間敷き事。
 一、往來の道路筋に於ては身分等よく改め、一宿は苦しからず、尤も其所の別当、咄、庄屋に届け出づべし。

一、何方にても欠落者又は不審なるものを見咎める者あらば之を留置き、早速年行司(当番裁判官)に届け出づる事。年行司は場合により請役所へ相達すべき事。

一、諸郷(数か村をまとめたもの)諸津(船着場)諸町に於て旅人の病氣に罹りたる者を発見した時は、其所の役人は直ちに馳付け、近辺の医者を招き疎略なきよう介抱すべし、尤も大切な病人なるときは郡代より年行司へ届け出で、年行司は請役所へ相達し其差図を受くる事。

一、旅人頓死、氣違、自害等あるときは直ちに請役所、年行司、大目附(警察官)へ届け出づる事。

一、領中に於て奉加又は寄附を募ること禁制とす。若し他領より申し来ると雖も兼て法度の旨申し開くべし。若し差許す必要ありと認むる時は請役所にて吟味の上我等藩主の許可を得、請役の家老より下したる手形を郡代へ交付すべし、其手形なきに於ては勸進、守札等持廻るとも之を請くべからず、施物は申すに及ばず、一夜の宿にても貸す間敷事。

一、江戸、上方、国許、向方の者にも欠落者あるときは早速届け出づべし。若し手後れとなり、又は隠し置き後日に至り顯然するときは、主人及其親類の者は申すに及ばず、給人なるときは其組頭、寺、社家、山伏等は其頭、百姓町人に於ては庄屋、別当、散役(庄屋の下役)咄(別当の下役)五人組は其科の軽重により処罰せらるべし。

右の条々相違なきよう勤務すべし、役替の節は代々此帳を引き継ぐべき事。

安政四年己歳四月吉辰日

以上であるが郡方御条目の全部ではなく、武雄領に關係の深いものだけを記載した。

これより早い明和八年(一七七七)十一月十五日付の武雄領の「覚」があるが、この「覚」には里代官、山内代官、川登代官、三部所代官、小物成代官、皿山代官、湯町代官、高橋代官の八代官が署名しており、当時、武雄領には八つの代官所が置かれていたのである。

「覚」は郡方御条目を細分化したもののほか、墓地、溜池などの新造成、木材や竹の伐採についてきびしく定めており、物成の納入期限を十二月十日までとしていて、年貢の納入が遅れている者は、他の借財を払うことを禁じている。

一、筋々より触来候儀、不依何事、堅得其意無疎可相勤事。

一、百姓町人無礼無之様 就中他方之者^江 無礼不仕様 可申付候 至小給之者も無礼等有之而不宜候条 得其意候様 可申付候 若相背者於有之ハ其科可申付事。

一、物成取納方上下無支様令勘弁 其毛々を以 時々無油断藏納申付 無滞令取納候様 可致心遣候 若未進之者有之ハ 何村何県何程未進と有之儀付可申候 秋請合差出間敷事。

一、田畑作り候給人之儀 作方二付而者 諸事百姓同然之申付可致事候 上納方其外二付支配致候て自然何角申 其事滞候而者 以之外不屈候 作致候からハ庄屋村役よりも少も不及用捨 弥村並之支配致し 其上二而も何角申者候ハバ 不閑可及吟味事。

一、物成目安十二月十日限 可相納事。

一、年貢皆済無之前 脇払不仕様可申付事。

一、田作不仕畑百姓より相納候物成十一月十五日限 皆済可申付事。

一、夫使多有之而者 百姓共困窮之基ニ候条 聊費無之様可致吟味候 雖然多人數ニ而 調候儀を小人數ニ申付候而者 百姓共難仕致形も宜間敷候 普請方之儀者 疎畧ニ仕置候得者 無程令破損 却而費ニ相成儀候条 上下無支様 入念能々致吟味 宜申付事。

附、代官、村役、町役之者共 私之夫使一切仕間敷事。

一、村々井手水垣藏囲用竹木普請所 致吟味 不入所ニ竹木不申乞様可申付候 若積前ニ而不足之節者 重而可申乞事。

附、右竹木積十二月朔日限可差出夏

一、藏廻役所役所ハ不及沙汰 都合火事 盗人之用心稠敷可申付候 町方は火番之者 間もなく可相廻候且又 藏番之者 於番屋一切火を取扱間敷候 翌朝罷歸候節ハ庄屋へ相達候様町方火番者も行燈之火能消念を入罷歸候様 堅可申付事。

附、自然於令出火者 近辺之者ハ不及申 隣村よりも早速水樽掛様等持出取消候様可申付事。

一、役屋敷 庄屋々敷垣仕候所ハ生垣ニ可仕事。

一、諸村井手石せきニ仕候而無支所ハ致吟味 段々石せきニ可仕事。

一、村普請之儀 庄屋より申触次第 自分の夏ハ差置 無延引罷出可相調候 自然庄屋大形ニ候ハバ村人より代官^江 可相達事。

一、米払候節 向々ニ而欠米相立之申候 右之通有之而ハ以之外不宜候 向後欠米不相立様 可令吟味事。

附、米払方答入候節 時々無延引早速相払可申候 自然延引 向々より其旨申来候ハ庄屋^江 科代可申付事。

一、私領之地を何方之者ニ預ケ候儀ハ不及沙汰 一作二而も為仕間敷候 偕又 何方之の田畑を私領之者作仕間敷候 若相背者於有之ハ其科可申付候条 其旨可申聞事。

但し 三部所ニ私領之田畑を何方之者持来居候分ハ 可為其通候 是も何とぞ 漸々私領之者より作り候様可致心遣事。

一、何方之の者と申談 頼母敷講恰合之儀 堅仕間敷事。

- 一、田畑之障ニ相成候竹木ハ令吟味 山方江 釣合無支障者伐除 郭を払、技をよろし候様可令心遣事。
- 一、物成地たり共 新ニ畔林相立間敷事。
- 一、物成地持内之畔林たりとも無届自分ニ竹木伐取間敷候 伐候ハて不叶節ハ代官江可申届候事。
- 一、検見之節 成ニ合候作毛 素可差出儀ニ而無之処、間ニハ差出候者も有之由 不届候 向後 右恰
合之儀不仕 くる刈等 定之通仕 聊紛敷儀無之様 稠敷可申付事。
- 一、夜ニ入候而 稲を荷ひ 儲又 穂を拾ひ候儀一切可禁止事。
- 一、毎年大庄屋引合 定之通大形有之間敷事。
- 一、新被官 新百姓之儀 無届自分ニ不相懸様可申付置事。
- 一、新地ニ堂宮 伊勢講石 其外石仏之類建立仕間敷事。
- 一、落物見付候節 不依何色早速庄屋別当へ申届代官江可相達事。
- 一、盗人捕候節者 押寄相談之上 品ニより代官江可申聞事。
- 一、町方 村方海道筋家居不見苦様 兼々加修理候様申付置 代官並村役別当折節致見分 其心遣可仕事。
- 一、通筋之儀者 不及沙汰脇道迄一ケ年ニ兩度充作り可申事。
- 附、田畑ニ土居岸削込 儲又 角道ニ至迄石草一切取上ケ申間敷事。
- 一、海道筋 所ニより田より道低き所有之候 右様之所無之様可申付事。
- 一、娶入一通儀 跡方より成程手輕仕候様と申付置候得共 不メニ有之由候 弥定之通 料理ハ一汁一菜 肴ニツ之外取扱間敷事。

- 一、隠酒一切売申間敷事。
 - 一、模様染物御法度之儀候 染屋並小間物売 模様染一切取扱間敷候 万一模様染物をいたし商売仕候ハバ其科可申付事。
 - 一、百姓、町人晒帷子 奈良鳴着候儀 扱又 袖へり笠之緒之現迄一切日野紬をも跡方より御法度候 弥相守其旨 聊緩せ之儀無之様 稠敷可申付事。
 - 一、惣而百姓 町人ニ不相似合儀 一向不仕 平生諸事相慎候様可申付事。
 - 一、庄屋 百姓所々切掛 薄茅ニ而可相調候 畢竟 竹木不入超様可心得事。
 - 一、役者共へ進物之儀 年始たり共 不依何色 一切可令停止事。
 - 一、為身売日料取 何方罷出候者 代官江相達候上 可任差図事。
 - 一、弓射場一切揚申間敷候 万一射場揚候ハて不叶節ハ代官へ相達 可請差図事。
 - 一、所々墓所 有来候場ニ葬るべし、間ニハ猥之儀も有之由相聞候条 新所ニ不葬様 可令吟味事。
 - 一、百姓 町人科有之而 私領相払候者共居付向ニ而被官をかけ候儀ハ不及沙汰 刀不帶様可申付事。
 - 一、家中追方者 入簷候儀ハ不及沙汰 所払等之者 元之在所へ不入来様稠敷可申付候 自然入簷隠置候ハバ五人組より早速追払候様申聞置 其上ニ而も承引せざる者ハ代官江相達候様 可申付置事。
- 右之趣 得其意銘々掛り所之者共全相守其旨候様稠敷其心遣可仕者也

明和八年辛卯年十一月十五日 ㊦

里 代官
山内 代官

川登 代官
三部所代官
小物成代官
皿山 代官
湯町 代官
高橋町代官

(以上武雄市史より)

以上の史料からもわかるように代官は庄屋、村散使などの村役人、別当、咄の町役人の上に立って、百姓、町人を支配する立場の出先最高の役人であった。

郷村の支配は大庄屋、庄屋などの村役人を通じて行われていたが、町部では庄屋といわず、別当と称し、その下役に咄がいた。これらを総称して村散使、町散使と呼んでいたのである。

山内町は武雄郷に所属していたので、武雄郷の大庄屋の管轄下にあった。

村の庄屋の任務は、村内の年貢の収納、夫役の割り当て、監督など代官の命じるままに働き、藩や領から出される掟や命令を村内に徹底させなければならなかった。

庄屋の任免については、武雄領では、その史料がないのでよくわからないが、他の大配分と同様、世襲ではなくて、村の有力者が話し合って、数人の候補者を推挙し、その中から代官がきめたようである。

任期については、小城藩では三年ときめた例があるが、武雄領も同じであったかどうかは不明である。

三間坂村や踊瀬村は江戸時代を通じて同一人が庄屋を勤めている。

庄屋は読み、書き、算盤ができる者でなければならなかったもので、村内に当時は数人しか居なかったようである。庄屋の給米は切米十石が、一年に与えられていた。山内町内で判明している庄屋は次の通りである。

犬走村 有森孫兵衛、山領代右工門。

踊瀬村 梶原精六、時右工門。

永尾村 福田嘉平次、山口慶三、樋渡三左工門、渡辺儀七。

鳥海村 稲田休三、木須安次郎、下平森蔵、山口友三、須賀政喜、山口来太郎、草場庄一、平山林太郎、

稲田竹次郎。

三間坂村 木須利左工門。

船ノ原村 山北勢太夫、山北八百蔵、杉原三右工門、杉原忠助、諸岡岩右工門、杉原千兵衛、山北忠常、

馬渡和太郎、沢井富九郎、諸岡米作、馬渡儀蔵、諸岡平右工門、野田儀平、馬場東吉、杉原万三。

武雄領の役方については慶応二年(一八六六)の例をあげると次の通りとなっている。

○請 役 (家老で親類から選ばれた。)

○屋敷詰 (家老の家柄の三名で請役と共に領内の行政の中心である。)

○相談役 (請役の補佐役で馬上通から選ばれた。)

○側用人 (領主の側近に仕え馬上通から。)

○用人助役 (右に同じ。)

○近習頭 (右に同じ。)

○御蔵方 (馬上通から選ばれる。)

○御蔵方附役（御蔵方補佐役、平侍より選ばれる。）
 ○代官（御蔵方の下役で馬上通から選ばれる。）
 ○代官助役（代官の補佐役、平侍より選ばれる。）
 ○代官下役（代官の下役、足輕より選ばれる。）
 ○検者方（検見役、田畑の作柄を検査する役で平侍から選ばれる。）
 ○検者下役（検者方下役、足輕から選ばれる。）
 ○新堀津蔵番（蔵方の下役、新堀津の蔵に常駐した。平侍から選ばれる。）
 ○山方獵方（山林の管理と獵場の管理を司どる。）
 ○山方獵方附役（右の補佐役で平侍より選ばれる。）
 ○大目付（家中の武士の取締役、馬上通から選ばれる。）
 ○目付（大目付の下役、平侍から選ばれる。）
 このほかにも役方があったようだが、江戸時代を通じて変遷があり、詳細は不明である。特殊なものでは砲術方というのがあったが、これは技術者であったから、どの階級から選ぶかきまっていなかった。馬上通りという階級は家老の次で、上級武士といわれ、二十石以上の者であった。平侍は二百名からおり、最低の石高は三石で、石高では足輕と同じ者もいた。平侍の下階級は徒士（歩行とも言った）、次が足輕で、足輕は武士の最下級となっていた。

山内町の百姓、町民が直接支配監督を受けていたのは、山内代官、皿山代官、三部所代官からであり、皿山代官の管轄下にあったのは筒江の窯場が主で、水尾の土地した残りの三部所だけが三部所代官の支配下に

あって、その他はすべて山内代官の支配に属していた。

（三）武雄領の財政

武雄領の財政は江戸時代を通じて、佐賀本藩同様にしてゆたかなものではなかった。したがって領民の生活も楽ではなかったということである。

佐賀本藩への二度の土地がその根本的な原因であることは明らかであるが、武雄領主が佐賀藩の家臣であったためやむを得ないことであった。

慶長十六年（一六一一）正月、佐賀藩の財政難を理由に三部の土地を命じられたのである。これは大配分地の武雄だけでなく、多久、諫早の大配分地も同じであった。この時、土地したのは三部、つまり知行高の三十パーセントということであるが、実際には五十パーセントに近いものであった。

土地によって武雄領の知行は一万九千余石から一万石に減ってしまったのである。

その後、元和七年（一六二一）に、再び土地が命じられた。しかし、この時は当分の間の献米という形であったのであるが、実際には永久の献地になってしまった。この時点で武雄領の知行高は公表、八千六百四十石となったのである。

第二回目の土地は本藩の財政難が理由だったが、実は蓮池支藩を新設するためのもので、武雄領が上地した分は、結局、蓮池支藩領となってしまった。

寛永十九年（一六四三）には、武雄領の実収高は、耕作農民の手元分を差し引いて、一万八百四石五斗九

升七合五勺八札となったのである。

享保十三年（一七二八）の記録では、一万一千百九十四石五斗四升五合、さらに安政三年（一八五六）には、一万一千二百二十四石三斗と少しずつ増加している。

これは、新品種の栽培や新田開発のためであり、知行高を差し引いた残りが余米と呼ばれたのである。米麦の収穫量というものは、その年々によって変動があり、干ばつや病虫害のため、知行高を下廻ることもあったのである。

武雄領主が佐賀藩の家臣である以上、藩の財政ひっ迫に対しては、その責を分担しなければならなかった。不作の場合は、減免願を提出すれば減免の措置が講じられることにはなっていたが、実際には減免はむずかしかった。寛政二年（一七九〇）の干ばつの際、減免を願い出たが、他からも減免願いが出ているので、武雄だけを認めるわけにはいかないと却下されているので、減免はほとんど認められていないようである。結局、これは領民の上のしかかってくるので、自分が作った米を食うこともできず、年貢として納めなければならなかったのである。

民主主義の現代ならば年貢米の拒否もできたであろうが、封建制の江戸時代にはどうにもならなかったのである。

そこで武雄領では救窮米の備貯制度を実施したのである。これは豊作の年に、各代官所毎に備貯蔵を置き、米を貯蔵し、物成（本年貢）をどうしても納めることができない者に貸し出すという方法である。

実際に行われていたかどうか、半信半疑であったが、武雄市武雄町下西山の側用人であった木村礼蔵の子孫、今泉信彦氏方で『山内村之救窮折備米』と、いう記録史料が発見された。それには

未、春熟米

一、米百八拾四石九斗五升七合。

内

申六月納

〇米三拾六石七斗六升六合。

残米、百四拾八石壹斗九升壹合。

申、利米拾四石八斗壹升九合一勺。

右之通御座候 以上

戌六月

原田 治兵衛

松尾次助兵衛

とあり、この和綴帳には里、山内という見出し紙がついていて、終わりの方には「請払」という見出し紙もついている。

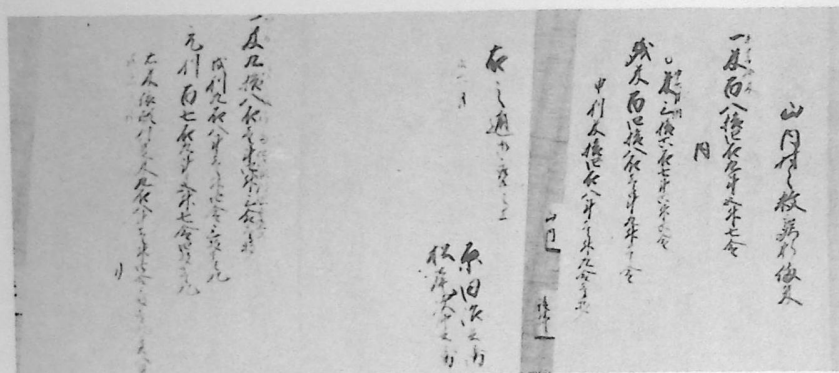
米五拾石五升。

同式石式斗五升。

同四石八斗。

ノ米 五拾七石壹斗

残米五拾四石三升六合



備貯米請払帳

右ハ三間坂村当藏備置御由。

救窮米を借りた場合は一割の利息米がついたもので

一、米九拾八石壹斗四升三合壹勺

利米 九石八斗壹升四合三勺壹札。

元利 百七石九斗五升七合四勺壹札。

右米依願 利息米九石八斗壹升四合三勺壹札、亥八月返上之事。

となつてゐる。

このような制度が佐賀藩全般にわたつて行なわれていたかどうかは不明であるが、武雄領では実施されて
いたのである。

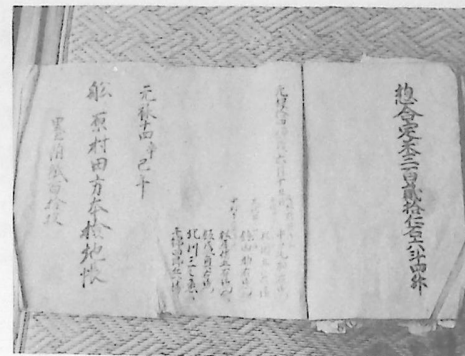
安政三年（一八五六）五月の調査による山内十六か村の表面石高と武雄領の調べと本藩の目安とを表にし
てみると次の通りである。

山内十六か村（斗以下四捨五入）

村 名	表 面 石 高	武 雄 調	本 藩 目 安
犬 走 村	三三四・九斗	三八〇・二斗	三八五・三斗
踊 瀬 村	七六・六	一〇〇・三	一〇〇・三
永 尾 村	一〇五・六	一二九・四	一二九・四
鳥 海 村	二七一・五	三四八・六	三四八・六
三間坂村	三四〇・四	四二四・三	四二四・三

船ノ原村	二六六・一	三三二・六	三三〇・三
立野川内村	一九八・八	二四九・四	二五八・一
宮 野 村	三七二・八	三八五・一	三八五・一
大 野 村	二一七・七	二七〇・五	二八〇・七
下黒髪村	一〇四・五	一五〇・三	一五〇・三
今 山 村	七五・〇	一〇五・三	一〇五・三
東梅野村	四八二・六	三三二・八	三三五・八
西梅野村	四一七・三	三七七・二	三一七・二
真手野村	四一七・三	四七一・九	五八九・五
柚木原村	八〇・〇	一三六・七	一五〇・四
多々良村	四〇・〇	七七・一	八二・三
計	三、三七三・八	四、一九一・七	四、三六三・六
里十四か村	三、四一五・三	四、〇一六・六	四、〇八二・五
川登十二か村	一、八五〇・九	二、三七五・六	二、四七九・四
三 部 所	—	三九三・三	二九八・八
総 計	八、六四〇・〇	一〇、九七七・二	一一、二二四・三

元禄十四年（一七〇二）六月十五日の船ノ原村『田方本検地帳』が現存しているが、それには「惣合定米
三百貳拾石六斗四升」となっており、安政三年（一八五六）五月の武雄領の調べと一致している。



船ノ原村田方本検地帳 (元禄14.6.15)

江戸時代後期の武雄領の知行高は、あくまで表面的石高の八千六百四十石であったが、実際には二千三百三十七石余り多かった。なお庄屋への給米、通送料、道路堤防などの修復費の除役米千七百六十八石余りを差し引いているので、実際の知行高は、年間、一万二千石以上であったと考えられる。

四公六民の原則から割り出せば、武雄領の米の実收穫高は平年作で二万五千石前後であったと思われる。

一万二千石の収入に対して、武雄領の年間支出がどのくらいであったかといえば、まず、家臣その他への給米の合計が四千四百二十三石、軍役に従事しない者および社寺への知行の合計が七百五十九石であった。

さらに本藩への献米が四千二百石であり、内庭の費用として千八百石を必要としたから、支出米の合計は一万一千百六十一石五斗となる。

慶応元年（一八六五）幕末の武雄領の惣着到によると、家臣の知行の明細は次の通りで

○親類格 (三名)

物成 百石 計三百石

○家老 (三名)

物成 百石 一名 百石

〃 八十石 一名 八十石

物成

切米 七十石 一名 七十石

加米

○馬上通 (上級武士) (二十七名)

物成 五十石 一名 五十石

三十七石五斗～三十石 四名 計百七十石。

二十八石～二十三石 九名 〃 四十石。

二十石 十三名 〃 二百六十石。

○平侍 (百九十二名)

十八石～十二石四斗 五名 七十五石。

十石 十三名 百三十石。

九石～七石 三十一名 二百四十八石。

六石六斗～五石四斗二十三石 百三十八石。

五石 四十名 二百石。

四石～三石 八十名 二百八十石。

○平侍 (組外)

八名 (組外とは老令、廢疾者) 二十石 計二十石。

九石	二名	〃十八石。
三石六斗	四名	〃百四十四石。
一石八斗	一名	〃一石八斗。
○小 侍 (十五名) 鷹師、茶坊主、料理人		
七石	一名	七石。
五石四斗	二名	計十石八斗
四石	五名	〃二十石。
三石六斗	四名	十四石四斗。
三石	三名	九石。
○徒 士 (歩行ともいう) (百一名)		
六石	二名	計 十二石。
五石五斗	一名	〃五石五斗。
五石	五名	〃二十五石。
四石	九十三名	〃三百七十二石。
○足 輕		
四石	五名	計 二十石。
三石	四百五十七名	〃千三百七十一石。
○新足輕 (六十二名)		

一石	六十二名	〃六十二石。
○舟 手 (二十八名)		
五石	二名	〃十石。
三石	一名	〃三石。
二石	一名	〃二石。
一石八斗	五名	〃九石。
一石	十八名	〃十八石。
三斗	一名	〃三斗。
○諸職人 (三十名) 大工、鍛冶、鉄砲師、弓師		
九石四斗	一名	計九石四斗。
五石	五名	〃二十五石。
四石	五名	〃二十石。
三石六斗	六名	〃二十一石六斗。
三石	二名	〃六石。
二石	十一名	〃二十二石。
合 計	四千四百二石五斗。	

となっており、必ずしも身分と収入は一致していないが、これらの物成、切米、扶持米などの給付には軍役などの義務が課せられている。

嘉永七年（一八五四）の『内庭予算書』によると、

米拾八石四斗七升七合〓大旦那様（茂義）御台所および御砲術方科。

米百五十七石式斗一升〓御同人様御衣裳料其外御臨時入て

米貳百五十七石壹斗八升三合〓佐賀屋敷御出方御台所其外御臨時入て

米千六百四十五石五升〓御蔵方渡、武雄社歩射御祭其外臨時入て

米貳百拾五石壹斗六合〓武雄屋敷台所其外御臨時入て

計 米、貳千貳百九十三石二升六合。

別に錢にて支払うべきもの

一、錢三百十四貫三十七分五厘〓御二方様（茂義・茂昌）御台所其外御臨時入て（米に換算すれば八百三十七石四斗三升三合）

一、錢百二十五貫七百七十七分〓大旦那様（茂義）御年始、御祝其外御臨時入て（米に換算すれば三百三十五石四斗五合）

一、錢七百四貫五百四十三分〓御蔵方渡、武雄社歩射祭其外（米に換算すれば千八百七拾八石七斗八升二合）

計 千四百四十四貫三百五十七分五厘（米に換算すれば三千五十一石六斗二升）となる。

総支出量は、米に換算すれば、五千三百四十四石六斗四升六合で、これに直接年貢として知行主に渡される物成千七百石と佐賀本藩への献米四千二百石を加えると一万一千二百四十四石六斗四升六合となり、本藩目安の武雄領の知行高、一万一千二百二十四石三升を上回り、窮屈な財政であったことが明らかである。

御蔵渡しの米と錢は三千五百二十四石二斗八升二合（錢は米に換算）で、領内の武備や教育、一般行政の費用に当てられたほか切米、扶持米、役米などは、この中から支給されたのである。

知行は禄とも称し、物成、切米、扶持の三種があり、役米、加米などはその役職に与えられた俸禄であった。

○物成（ものなり）

一定の地域を区切り、土地を付与したもので、家臣、だれだれの知行地といい、その地区の年貢を物成と称し、庄屋が取立てたものを直接知行主に納入した制度であった。しかし、知行主の収入は、その全部ではなく、武雄領では知行主の所得は三成半といって、三十五パーセントであった。

○切米（きりまい）

領主の米蔵から支給され、切米十石といった場合、実際の給与は、その三十五パーセントであった。

○扶持（ふぢ）

領の米蔵から支出され、一人扶持といえ、一日米五合の割合で、実際はやはり三十五パーセント与えられたに過ぎない。扶持は江戸時代のはじめのころは医師、茶道、鷹匠、その他の職人に与えられていたが、のちには武士にも与えられるようになった。

○役米（やくまい） 加米（かまい）

役米は役職に与えられ、加米は功勞に対して与えられた。したがって、役職をやめた場合には与えられず、世襲ではなく一代限りであった。これも、実際には三十五パーセントだけ与えられた。

当時、知行一町歩の実收穫高は二十石と算定されており、耕作農家の所得が十二石、知行主の所得二十石八

斗、領主への上納五石二斗の割合であった。

佐賀本藩の財政のひっ迫は、当然、大配分である武雄、多久、諫早などに献米、献銀のよびかけとなった。本藩への献米（御馳走米ともいった）や献銀は、領財政を一段と苦しくした。

長崎警備や江戸出府の参勤交代のお供の人数を減らしたが、それでも収支のバランスはとれなくて、財政の破たんが目の前に迫ってきた。

そこで領主は、百姓、町人でも献米、献銀したものは一代武士に取り立てるといって、褒賞制度を設けて、領民に呼びかけたのである。

嘉永五年（一八五二）宮野村の歩行、橋口新左工門は献金によって一代侍に昇格し、二石加増され六石支給されるようになった。柚木原村の百姓弥助は大砲購入のため十五両を献金して足軽格に取り立てられた。

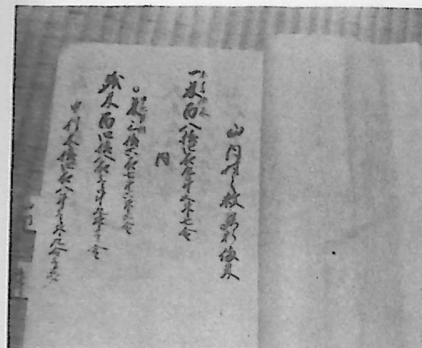
また、嘉永三年（一八五〇）梅野村の百姓権兵衛は献金によって一代歩行となり、切米三石を支給されるようになった。

しかし、献米、献銀によって侍や足軽に取り立てられた反面、三間坂村の足軽、山口只之允のように、年貢が納められないため借米をした者もいる。

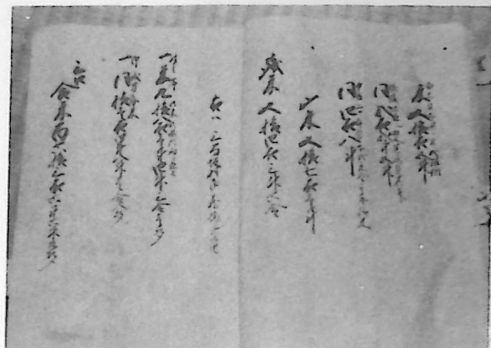
この「覚」は清水家文書の中にあり、左の通りである。

覚

私儀、三間坂足軽知行地三石前、天保七年申五月其御許へ相頼、正米二石四斗慥ニ請取御借用仕候儀実正其紛無御座候、尤



救窮料御仕帳



為料米、毎歳米六斗四升宛、十一月十五日限ニ少シモ無遅滞差上可申候、自然為纔共、不納仕候節者、何時モ右地面御取揚被成、借米元利不満合節者、本人ハ不及申、請人迄、御見懸リを以、不依何品御支配被成候而度、其期一口申扱仕間敷、勿論右地方ニ而御上下引懸リ毛頭無御座候 假令 向後御上下何等新規御触等御座候共 就此儀ハ勿論 前条御約束之通決而異変仕間敷 仍而後日為無疎証文如件。

申五月

本 人三間坂村

山口只之允 印

請 人 卯太夫

右前書之通 我々慥ニ致存候 為其奥印如件

犬走次郎兵衛 印

靄卷安右工門 印

中山四郎太夫 印

北川虎五郎 印

犬走辰右工門 印

岡部藤右工門 印

申 五月 日

清水享介殿

たび重なる本藩からの献米、献銀の増徴に武雄領も行き詰まって、文政六年（一八二三）には献米の用捨願を本藩に出し、さらに、領内の家臣たちも文政十一年（一八二八）には

御家中打続く出銀米、其の上諸色高代にて、地出米武歩之上、増出米打加之候て、当月相納候儀 何も難相調候条、増出米之儀、来春取納に被仰付下され渡し。——後略

と延期願を出している。

徒士や足輕は村に住んでいて、農業に従事している者が多く、百姓として、武士として二重の負担に苦しめられたわけである。

元禄八年（一六九五）足輕の大井孫太夫は知行として与えられている三石を返上して、百姓一本にもどりたいと組頭や組仲間に申し出たが、なかなか許しが出ないので落髪して坊主頭になった。許可なく、そのようなことをしたということで武雄領から追放された。

天保九年（一八三八）ごろは、土地を全く持たない水呑百姓といわれた人々は三部所村に多かった。武雄領の三部所では上田、上畠を土地したため、残された土地は山林や原野で、畠は段々畑ばかりであつたから収量は少なく、食糧に困る有様であつた。

水尾の三部所では、八かまど五戸で二十七人が水呑百姓であり、武雄領全体の三部所では六十かまど、百九十五人が農地を持たず、食うや食わずの生活をしていた。

このような、藩や領の財政のひつ迫は、領民をも苦しめたのであつた。

武雄領では、この財政難の中で、どのようにして銃砲などのすぐれた西洋科学による近代的な軍備を充実させたのか疑問に思われるが、これは、小物成や酒、糶、たばこの売上げ運上をはじめ、温泉の湯銀、焼物の運上などを懸硯として集めるように努力し、一たび懸硯に入れたら、借金しても、それを出さなかつた。これが「軍務の用金」となり、日本での最新鋭の軍備を充実したものと考えられている。

四、産業と文化

（一）農 業

武雄領の山内十六か村のうち、現在の山内町に含まれる各村の、幕末における石高と字名は次の通りである。

小村および字名は、貞享四年（一六八七）の調査をもとに、安永三年（一七七四）と文化八年（一八一二）調べによつたものである。¹⁾ 現在は地名が残っていないところがあるかもしれない。

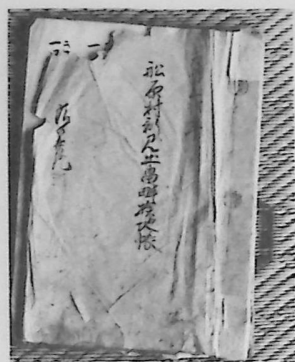
▽犬走村、三百二十四石九斗八升九合。

河内村、岡形村、岡方、白木、蓮和、山口、馬場、川浪、中郷、森、小林。

▽踊瀬村、七十六石五斗五升七合。

永尾村の小村となる。

▽永尾村、百五石六斗七合。



船原村新見出島畔検地状 (天明三年)

宝の内、姥ヶ谷、西谷峠、小山口、北原。
▽鳥海村、二百七十一石五斗四合。

北村、駄地、黒土原、宿田、橋口川、小越、小川内、古子、椿原、館山、中原。
▽三間坂村、三百四十石四斗四升五合

葛籠村、津々良、泉原村、白水。

▽船ノ原村、二百六十六石一斗三升七合。

都合村、浦川内、中通、通り山、辰石、四郎屋敷、辺田、古門、桑木原、山頭、井手坂、戸引、中島、柿古場、下山、境野、森。

▽立野川内村、百九十八石八斗二升六合。

水尾村、板野河内村、狩立。

▽宮野村、三百七十二石八斗二升六合。

筒江村、蜂ノ巣村、赤田、網の内、牛の首、大砂、古場、馬場の田、上原。

(筒江山)、宿、在郷、小路、中島。

▽大野村、二百七十七石七斗四升五合。

糟子村、阿閑梨、小谷。

▽下黒髪村、百四十石五斗一升一合。

樋渡、古場、さのえ、大刀失、愛立、黒尾堂。

▽今山村、七十五石。

瀬道、松原、薬師谷、名森、野林、八本木、小林、小砂、古小場、重川内。以上である。

太閤検地の時は何町何反と面積であらわしたが、江戸時代に入って、佐賀藩の鍋島検地では石高であらわしたのである。

水田一町歩当たりの平均収量を二十石として計算しているので、その四分の一の数字と考えればいいと思う。

「武雄領の財政」の項で述べたように、四公六民とすれば、十分の四がこの数量であったと解釈すべきであろう。百石の収穫量の場合、耕作農民の手に残るのは六十石で、四十石を領主に納めた本年貢(物成)であつたわけである。米の収量は干ばつや病虫害によって一定してゐなかつたが、標準が定められていた。もともと毎年、出来秋に検見が行われていたので、その年々によって、いくらか多かつたり少なかつたりしたと思われるが、財政難は、減量を十分認めてくれなかつたようである。

船ノ原に現存する『田方本検地帳』には惣合定米三百貳拾仁石六斗四升とあり、五十六石五斗三合も、元禄年間にはふえている。

田には上、中、下、下ノ下から五下田までの等級があつたが、一律に平均反当りの地米高で算出されていて、各村の平均地米は左のようになつてゐた。

大野村八斗五升、宮野村八斗七升、立野河内村六斗九升、船ノ原

村八斗七升、三間坂村七斗六升、鳥海村七斗、永尾村七斗二升、犬走村九斗一升、下黒髪村五斗四升、踊瀬村七斗二升、今山村五斗

これが一反当りの本年貢であったのである。

畑の場合は、上中下の等級によって三斗から四斗七升まで九等級に別れていた。

茶園の場合は麦その他の雑穀の畑とちがつて、八斗と高く、上田にひつてきする。山畑や野畑などの片畑は一斗となっている。

このほか桑、成綿、楮成紙、樹木成銭などの小物成も米に換算されて納めなければならなかった。

柿、梅、梨の木など、自家用であっても、一本宛に樹木成銭がかけられたのである。

これは家臣の建言によったもので、本藩からの献米がひどくなった時点で、領主が採用したものであった。その建言者は犬走村の牟田外助で、領主の収入不足を何とかしてやろうとして考えた忠節からであった。

牟田外助は暗算にすぐれており、暗算外助といわれた人である。

村の支配については「行政」の項でも述べたが、代官の命を受けて庄屋や散使などの村役人が行った。そのもつとも重要な任務は年貢の取り立てであり、犯罪防止についても、その責任が負わされ、自村で犯罪が行われた場合は、村人全員が連帯責任を負わされたのであった。

寛永十九年（一六四二）の武雄領の田畑面積を記した『諸村田畠斛積帳』から山内町関係だけを抜き出してみると次の通りである。

寛永十九年の時点では今山村と踊瀬村がなく、踊瀬村は永尾村に含まれており、今山村は下黒髪村に含まれていて、のちに分村したものと思われる。



船原村清山検地帳（元明元年）



船ノ原
御米御見出利尻目安帳（文政6年）

○下黒髪村	田 十八町七反一畝二十九歩
畠 六町六反九畝十五歩	
○大野村	田 二十五町八反六畝五歩
畠 七町九反八畝十歩	
○宮野村	田 四十一町三反一畝十二歩
畠 十六町三反二畝二十歩	
○立野河内村	田 二十九町四反二畝二十一歩
畠 十六町六反八畝十九歩	
○船ノ原村	田 三十三町一反八畝十二歩
畠 五町一反八畝四歩	
○三間坂村	田 四十八町一反七畝十六歩
畠 九町六反一畝十一歩	
○鳥海村	田 四十町三反一畝四歩
畠 十町五反一畝四歩	
○永尾村	田 二十六町九畝
畠 十町五反一畝四歩	
○犬走村	田 三十六町九反六畝二十歩
畠 八町六反七畝十九歩	

以上を合計すると。

田 三百町八反七畝十一歩。

畠 八十七町三反五畝十六歩。

これで反当收穫量がわかれば耕作農家の手元に残る米の量がわかるのであるが、そのような資料が全くなく、想像の範囲にとどまるわけである。

畠作物の麦なども米に換算されて地米として計算された。さらに柿、梅、梨などの果樹は一本ずつ計算されて樹木成銭、桑は本数に応じて桑成綿、楮は楮成紙として計算し、銭や真綿、紙で納めることになっていた。しかし、実際はそれを米に換算して総年貢米が計算されたのであった。

武雄領では農耕に馬を使役したという記録はないが、馬乗格の武士は乗馬を飼育する義務が負わされていたので馬を飼っていたが、平時には農家に預けて飼育させていたという例もあり、その馬を農耕に使ったか、どうかは明らかでない。

百姓は、堤の新設、修復、道路改修などに使役として、一年に二十日間は無料で奉仕しなければならなかった。これは義務づけられていたので拒否することはできなかったのである。

町内いたるところに設けられている堤（溜池）は、こうした百姓たちの労作にほかならない。公有のものだけでも百を超える数であるが、これは、干害に悩む百姓たちが、必死の思いで造りあげた遺産である。

たとえば、毎年干害を受ける三間坂村民のために、東光寺の僧元信は、井堰をつくってやったが（元信井手）、なお水不足は解消せず、村民は堤を船ノ原村の野林に造成することを決め、水利権を貰うために、毎年米一石四斗の料米を船ノ原村に支払うことで、享保六年（一七二一）に堤を造った。いわゆる「野林の堤」



僧正井手 十二神橋上方の井堰で、その規模は縦20m 巾10m 高2m もある。別に水路をつくり、水を下黒髪に引く。

である。この堤は、昭和二年に三間坂区が四〇〇円で船ノ原区から買い上げて、水田の灌漑はもちろん、養魚などにも利用している。

また、灌漑水の水不足に悩む下黒髪村のために、大智院僧正覚遍（元禄二年没）は、宮野川を堰き止めて井手をつくった。僧正井手という。約二百年後の明治四十三年、下黒髪区は、四一町四反歩の耕地整理を行ったが、この僧正井手の恩沢である。

【参考文献】

- (1) 石井良一著「武雄史」
- (2) 武雄市史上巻
- (3) 武雄市所蔵 鍋島文書（武雄）

1 村の生活

「百姓は財の余らぬように、不足なきように治むること道なり」という幕府要人の農民観は武雄領でも同じであった。

農村の労働力を確保するために農民の出稼ぎと離農を禁じ、他領に出て行くことを極力おさえたのである。

武雄領の本部村三部所の祐吉という者は、同じ村の三部地蓮池領の百姓清太夫の養子になるための願書を武雄領と蓮池藩の両方に提出してやっと許された。

このように同じ村に住みながら三部所という特殊な土地では、現在のわれわれが想像もできない手数料が必要であったのである。

年貢が完納できない場合は他の負債の支払いを禁止し、村内での米の移動を差し止めてきびしく監視した。年貢が未納の場合には財産の差し押さえも行われたが、農具だけは差し押さえ物件からはずした。これは、農作業にさしつかえるからであった。

収穫期の稲の盗難予防のため、夜、稲を荷なったり落ち穂を拾ったりすることを禁じた。年貢米については、米の品質だけではなく、俵ごしらえについても留意しなければならなかった。

村の生活はおりに入れられたも同然の窮屈なものであった。このような村を見捨てて出奔する者もあったが、その場合は妻子、父母、兄弟は簀舎入りを命じられ、五人組に簀舎の番と本人連れ戻しの責任が負わされた。簀舎というのは座敷牢のようなものだったと思われる。

百姓町人は絹類は一切禁止された。木綿でも縞模様は取り締まりの対象とされ、櫛、こうがいも銀、亀甲、象牙製品は禁止され、日傘も使用が禁止された。婚礼も料理は一汁一菜、肴は二種以内に制限し、隠し酒は一切売ることが禁止された。さらに住居にも雨戸を設けてはいけないという儉約令が出された。このようなきびしい儉約令が完全に守られたわけではないが、踊、浮立、能舞、操り、辻相撲まで禁じられた。だがお祭りに奉納されるものは許可を受ければよかった。

墓地についても新しく墓地を開いて埋葬することが禁止された。明和八年（一七七二）に出された、この

儉約令は、まさにゆりかごから墓場までの徹底したものであった。

農民には夫役があり、一年間を通じて二十日は義務付けられていた。井堰の修築、道路普請、代官家敷や庄屋々敷の手入れなどがあり、農閑期を利用して行われた。

武雄領内には大きな規模の農家は少なく、領内からの作男で間に合っており、作男の給金は年間もつとも多いもので銀百四十匁ぐらいであった。銀百四十匁といえは当時の米価から考えて、米二石前後である。

江戸時代を通じて、農民は重い年貢負担に苦しめられていたが、その間にあって農業生産は増大していった。農業技術の進歩と新田の開発がその理由である。稲の品種の改良も行われ、わせ、おくて、なかくとそれぞれ多くの品種が栽培されるようになった。

武雄領内で弘化三年（一八四六）に定めた公定値段は、米三斗について、山内十六か村のものは銀二十五匁で、里、川登より二分から六分高値であった。

当時、町方、村方とを問わず伊勢講の設立が盛んで、太神宮碑が建立された。武雄領では、その建碑に対して、むやみに建碑することを禁じ、建碑の際は代官に願い出て、許可を受けるよう通達している。

伊勢講というのは村内の有力者を中心にして組織され、親睦をはかるために毎月一回程度、講中を順番に回って積立てを行い、毎年、代表二名以上を伊勢神宮に代参させるならわしであった。

太神宮碑の前で代参から帰った講中の無事を感謝し、代参の人の参宮の話を聞き、お札を頂くのが例であった。「お札参り」と、いわれ、全国的にこのことは流行したのである。これに対して幕府は黙認の形をとっていた。

伊勢神宮は天皇家の氏神であり、当時、天皇は幕府から宮廷の諸費用を贈られていたのである。



大野天満宮境内の太神宮碑（承応3年）

伊勢参宮に対しては、どこの藩でも容易に道中手形を発行している。農民の唯一の不満のはけ口であったものと思われる。

江戸時代の風水害による飢饉は大きなもので、前後数回におよんでいるが、天保の飢饉について、下黒髪村本城院の住職、閑隨の残した日記があるので、その全文を近代風になおして紹介する。

天保四年（一八三三）は低温多雨の夏が過ぎて、秋には台風に見舞われ、また翌五年には病虫害で凶作となった。二年つづきの稲作の減収のため、領内の米価がはねあがった。また、天保六年（一八三五）五月には佐賀城が炎上した。この年も冷害のため凶作、翌七年も、また冷害のため、享保、天明以来の未曾有の大減収となり、全国的な飢饉年となった。

しかし、佐賀藩内は低温だった夏のあとは秋晴れが続く、鎌を入れてみると予想外の収穫があった。

江戸や大阪へ廻送した米は思わぬ高値で売れ、藩財政はうるおったが、武雄領の年貢の割り当ては例年より過重で農民は喜びもつかの間、苦しい年となった。

天保七年（一八三六）は春雨が多く、五月九日、洪水があり、麦は凶作であった。六月まで雨は降り続き、晴天御祈祷が黒髪山で三度も行われた。しかし、その効なく、六月九日、十日、二十八、二十九日と大水が出た。一月に三度も出た大水で田畑の浸水が多く、さらに七月七日は台風があり、早稲など大きな被害を受けた。粟はとくに被害がひどかった。

七月二十日（旧暦二百十日）八月二日（二百二十日）は天気がよかったが、八月三、四日と雨が続き、大豆は半作で、一升六十五文となり、かたし油一升百二十文、酒や糶など値上がりする。

八月は雨の日が多かったがその後天気は回復し、九、十、十一月まで旱天続きで稲の成育がよく、米は予想以上の収穫となったが、世間一般は大きな難儀におちいたので、御上より値上げ抑制の御触達があり、御代官を通じてきびしく取り締まった。

しかし、ますます生活が苦しくなり、十一月より十二月までに米一升代百三十文も値上がりする有様であった。そのためか盗難が多くなった。

また、十一月二十五日の晩、鳥海村の天神社が焼けた。年の暮の払方、取やり米価百八十六文となった。

天保八年（一八三七）春、米価はさがり百四十八文になり三月には大阪で米騒動の噂が伝えられ、領民は安心することができなかった。

米は毎日値上がりして二百八十文から三百五十文となり、六月七日頃には三百八十文とはねあがった。麦は二百五十文、小豆は二百三十文、大豆は百九十二文、蚕豆は二百四十文、里芋は一斤六十文、唐芋は一斤二十文、樗実（しじま）は四斗俵一貫二百文となり、商人もあきない余剰もなく、食うことに一生懸命という有様であった。

このような状態がいつまで続くかわからず、不安だけが庶民の心の中にひろがった。

一般百姓の物成は豊凶にかかわらず収穫高の五割が課せられており、貧農小前の百姓は、その上加地子二割を地主に納めねばならず、自家消費として残るのは僅かに三割の米である。これらは半搗きにして、クダケ米とともに、雑穀を炊き混ぜて食いつなぎ翌年の麦のできるのを待つて、麦、芋を炊き混ぜたが、すでに

その妻も食いつぶした。武雄領の里代官であった大浩寛太夫は世情に通じており、領内農民のこの窮状を憂えて佐賀藩に対し「民百姓は救いようのないほど疲弊しており、何とか今のうちに救いの道を講じて頂きたい」と領主を通じて願ひ出たが、この諫言は藩主の勘気にふれ、追って沙汰を待てということになった。そこで、寛太夫は、百姓の救われることを願って、天保八年（一八三七）十一月十五日、遺書を残して割腹自殺を遂げた。

彼の戒名は「太浩常機居士」で墓地は田応寺にあり、元代官所跡に今は五輪塔が建っている。

このような悲惨なことが起きたのは為政者の責任であるが、封建社会ではどうしようもないことであった。佐賀藩内では起こらなかったが、唐津藩では松原一揆が勃発したし、全国各地で百姓一揆が起こった。封建制度の不合理なことが農民にもわかってきたためである。

武雄の川良村で私塾を開いていた山内町船ノ原出身の漢学者河原蟠平は、不作の年の年貢が苛酷であると領主に年貢の軽減方を請願したが、受け入れられなかったもので、代官の管理下にあった救窮米の蔵から、無断で年貢米の納められない百姓に救米を放出した。

代官の在庫米調査で、そのことが発覚した。蟠平は直ちに領の納戸方の木村礼蔵に弁明書を送り、領内追放を免れたが、川良村の塾を閉じて山内の船ノ原村で開塾した。

そのころ狩り好きの領主の獵場として、船ノ原は鳥獣の捕獲が禁止されていた。

その為、鳥獣の繁殖がさかになり、畑の作物を荒らしはじめた。

河原蟠平は、百姓たちの訴えを聞き、領主に対し、畑作物を荒らす鳥や獣の捕獲方を嘆願した。しかし、聞き入れられなかった。そこで、佐賀藩主に直訴したのである。佐賀藩では実状を調査した結果、事実であ

ったので隠居中の前領主に謹慎を命じたのであった。

このことがあつて以来、河原蟠平の人気は高まり、百姓たちは、彼を救世主のように思うようになった。

蟠平はその後、武雄領が開設した学校の身教館の先生となり、武士の子弟の教育につとめたが、天保十四年十一月二十一日、武雄町上西山の白木塞の刑場で打首の刑に処せられた。

その罪状については、何らの記録もなく、謎の処刑となっている。

このことは、幕末における農村政策の破綻を隠そうとする窮余の一策であつたと解釈すべきであろう。

農民の苦衷は明治維新へつながったもので、封建制の崩壊であつたと考えるべきである。



河原蟠平の墓
船ノ原・三反田墓地

(二) 窯業

山内町の江戸時代の産業としては農業のほか窯業があつた。

林業は伐採についてきびしい達しがあり、無許可の伐採は法度であつたし、領主の狩場が多く、黒髪山は神域として伐採が禁じられており、盗伐をすれば神罰があたると、当時の人々は信じていたので、産業としてはなりたなかった。



筒江窯物原頂上の石碑
左・庚申塔、中・再興記念碑、右・石祠



筒江窯の製品(杉森功所蔵)

筒江窯ノ辻窯跡群は、少なくとも四基は連座していたのではない
かと思われる。商標は「金」が多い。物原の頂上に「庚申青面金剛」
「元禄丙子天」(元禄九年のこと)の銘のある庚申塔と、窯元名と
思われる五名が建立した石祠が建っている。
「青面金剛」というのは庚申のことで、一種の「庚申塔」である
が、文部省文化庁から調査に来た係官の話では、古窯跡に庚申塔が
あるのは珍しいとのことである。
武雄領内の窯場は皿山代官の支配下にあつて、物成は銀で納めら
れており、これを運上と称し、別に營業税に相当するものを冥加金

武雄地方には古窯跡が非常に多いけれども、このように大きな窯
室は、ほとんど見あたらない。
大物や小物が多量に焼成されたと想像される。物原の北端に「庚
申」と彫った一、二メートルほどの自然石と、宝永五年(一七〇八)
銘の「祠」、慶応元年(一八六五)銘の「再興記念碑」が建ってい
る。
江戸では新吉原の遊女屋が繁昌し、衆道の全盛期を迎へ、武士も
町人も華美に流れた元禄時代であつたから、生産が間に合わないほ
ど売れたのである。

築窯の時期については、いつごろであるか明確ではないが、正保
の終わり、千六百四十七年ごろと推定されている。
筒江窯がもっとも繁栄したころの生産高がどのくらいであつたか
については、記録がないので不明であるが、筒江山一帯に住家が建
ちならば、旅館も数軒あり、窯焼き関係の仕事に従事するものは二
百名を越えていた。さらに他の地方から仕入れに来た仲買人で旅館
は繁昌し、毎晩のように三味線の音が聞かれたと、古老が伝えてい
る。
この窯は登り窯であるが、その窯室は非常に大きく、現在は段々
畑になっているが、窯壁はそのまま残っている。規模は、巾約十四
メートル、奥行八メートル前後もある。



板ノ川内・百間窯の物原

といって徴収した。

武雄領で陶磁器の窯が築かれるようになったのは、太閤の朝鮮出兵により、武雄領主二十代の家信とその子茂綱が領内で殖産事業を起こす為、帰還に際して朝鮮の陶工を連れてきてからである。幕末になると朝鮮陶工と日本人の間に血の交流が行われ、その第二世たちに技術が受け継がれてきたものである。

江戸時代の中頃に筒江窯が隆盛であったことを裏付けるものとして、黒髪神社に寄進された石段や石灯籠、肥前鳥居などが現存している。



筒江・窯ノ辻窯頂上の「庚申青面金剛」碑

上宮の石段には宝暦六年（一七五六）、同じ上宮の常夜灯には宝暦八年（一七五八）の銘がある。（筒江村井手光智寄進）

領主のはからいで、有田泉山の原料磁石、千芭、八万五千斤の配分の特別措置をうけたのも、この頃である。安永六年（一七七七）には黒髪神社の第一鳥居を寄進しているが、この鳥居は県下一といわれる大きな肥前鳥居で、この建立には山内十六か村の農民が夫役として動員されている。

奉献者は、筒江山、石橋助右工門長英と刻字されており、農民の労力提供のことも刻まれている。

山内十六か村の人たちが動員されたということは、山内代官の命によったものと考えられ、当時の筒江山の運上金がいかに多額であ

ったかを裏書きしている。

筒江の窯元は製品がどんどん売れるので、その原料磁石の確保に頭をいためた。

そこで、宝暦三年（一七五三）六月十五日付で、筒江山の庄屋、権左工門は、皿山代官配下の係役人、樋渡五郎左工門を通じて、佐賀藩庁に次のような願書を差し出している。

筒江山の焼物土は有田泉山の「境目土」を申し出ていたが、以前よりは渡し方が少なく、土が「払底」（不足）したので、天草土を調べ、ようやく焼き続けてきた。しかし、天草土も勝手が悪くなり、「土穴捨て土」（泉山磁石のすてたもの）を使用してきたが、有田窯焼が抗議したので、これも用いることができなくなった。そこで武雄領立野川内村の「奥牟田山肩境」の土を採取した。ところが、皿山が「上御仕入」（藩の陶器専売）になったので「御境目土床」近辺の土も掘ることを禁じられた。しかし、今は「上御仕入」も中止になったので以前のように「奥牟田山肩境」の土を掘ることを許可してください。



奥牟田山肩境の陶土採取地

というもので、これは武雄鍋島家の係役人から郡代、多久民部を介して藩の御年寄、掛硯方、有田心遣、高

本与惣兵衛などにも届けられたところ、いずれも支障がないことであつた。

武雄領では筒江山庄屋、咄、窯元などと呼び出してその旨を伝えた。

宝暦三年、筒江山の窯焼が立野川内の陶土の使用願いを提出しているのも、この立野川内の分系であり、「御境目土床」はかつて百間窯の陶工たちが発見し、使用していたものであつたからであろう。

山内町には瓦窯もあつたが、武士をはじめ百姓町人の住宅の瓦葺きを制限したため、需要が激減したので閉窯していたが、有田町に大火があり、その復興のため、丸田良左工門が瓦窯を再興したとの伝承がある。

百間窯は有田町天狗谷の築窯の頃から磁器を焼いており、永尾窯はその期間も短く、陶器のみを製造していたようである。

(三) 宗 教

江戸時代の宗教は神社神道と仏教であつた。

徳川幕府のつたキリスト教の弾圧は徹底していた。これはキリスト教の信仰者がふえることによって、日本は外国に占領されるという危惧から、徳川幕府はキリスト教の禁教を打ち出したものである。

日本にキリスト教が伝えられたのは、室町時代の末、天文十八年(一五四九)八月十五日で、同教イエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸した時にはじまる。

豊臣秀吉が天下を平定した桃山時代には、キリスト教の禁止をしていない。だから、秀吉の家臣の中にはキリスト教を信仰するキリシタン大名まで生まれたのであつた。この時点ではキリスト教信仰者は、国内に

も多かつた。

江戸時代に入つて、徳川幕府はキリスト教禁止を打ち出し、踏み絵などによって、キリスト教徒の撲滅をはかつたのである。

寛永十四年(一六三七)十月、この暴政と弾圧に立ちあがつたのが島原半島や熊本三角地方のキリシタンであつた。島原半島の突端にあつた原城趾にたてこ



踏み絵像の写し彫り
(雲仙の東洋館所蔵)

もつて峰起し、徳川幕府のキリスト教の禁圧に反抗したのである。これが島原の乱である。

この乱には佐賀藩も幕府の命によって出陣し、山内町の徒士や足軽など多数の犠牲者が出たことは「島原の乱」の項で述べた。

武雄領の武士たちは、龍造寺隆信の仇打ちといって、勇敢に、戦つたのであるが、龍造寺の仇打ちとは筋違いであつた。相手は有馬や島津ではなく、キリシタンの信徒たちであつたのである。

桃山時代には、武雄へも、キリスト教の宣教師がやってきて教会設置を計画した記録があり、佐賀には聖堂と呼ばれたキリスト教教会があつた。

島原の乱後、幕府はますますキリスト教の禁圧を強化し、百姓町人で、檀家寺をもたない者は処罰をするという強硬な手段で、いづれかの寺院の檀家となることを強制した。

各寺院には「宗門人別改帳」を備えさせ、檀家の出産、死亡、嫁入、奉公などの動静を代官に届け出させた。

江戸時代の寺院は現在の市町村の戸籍係のような役目を命じられたのである。幕府は仏教を利用したのであるが、寺院側では布教活動を行わなくても檀家は増加したので、キリスト教の布教禁止は、仏教寺院にとつては嬉しいことであつたと思われる。

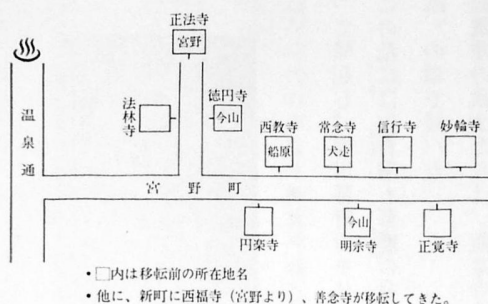
しかし、幕府は寺院を利用はしたが、仏教そのものを全面的に信頼したわけではなかつた。徳川家康は三河で、天下掌握の夢をみていたころ、一向一揆に悩まされた経験があり、家臣の中にも寺院側について動かなかつた者さえおり、信徒の精神的な団結力を恐れていたのである。

佐賀藩でも、一代の藩主鍋島勝茂は、慶長元年（一五九六）に佐賀市に願正寺を創建して、藩内の西本願寺派の寺院の総支配寺とした。これは、願正寺に、藩内の真宗寺院の取り締りを行わせるためであつた。

武雄領では、住吉城が炎上したのち、住吉城の再建を断念して、武雄の塚崎城の跡に領主館と諸役所を建設して、城下を武雄に移した時、住吉城下や真手野村その他にあつた真宗の寺院十一か寺を、武雄の宮野町に移転させている。これは、城下でなくなつた宮野村や三間坂村、真手野村に真宗寺を残しておくことに不安があつたのと、一朝有事の場合、武雄には、武士たちの宿泊施設もなかつたので、寺院をそれに当てるためであつた。

この時、宮野町に移転してきた寺院は左の十一か寺であつた。

明宗寺、常念寺、信行寺、西教寺、円樂寺、妙輪寺、正覚寺、



武雄宮野町における真宗寺院の配置図

徳円寺、善念寺、正法寺、法林寺。

この中で、目代僧を置いたのが正法寺であり、十一か寺の支配寺としたのである。これらの寺院には小孟宗竹を生け垣として植えさせ、弓矢の柄にすることにしたのである。

目代僧を置いた正法寺は宮野村から、明宗寺は今山村から移転してきて、現在も武雄の宮野町に残っている。船ノ原村から移転してきた西教寺と大走村から移転した常念寺は、明治時代になって、両寺とも大走にかえり、大正になって、常念寺は三間坂に再移転した。

宮野村に浄土院趾があり、牟田六兵衛の墓がある。六兵衛は牟田外助の子で、武雄領主二十一代茂綱の死去した時、殉死している。

黒髪山の大智院西光密寺、大野村の瑞応寺、宮野村の定林寺については、「中世」のところで詳説することになっているので省略する。

神社関係では、黒髪神社については独立した項で記述するので、その他の江戸時代に創建されたと考えられるものを列挙する。

三間坂鎮守大権現、明暦二年（一六五六）建立。

船ノ原天神社 天和三年（一六八三）

踊瀬鎮守天神 慶安四年（一六五二）

各村の鎮守社が十七世紀に建立されているところから、宗教的に考えて、村の鎮守社を勧請して村内の安全を祈つたものと思われる。

鳥海天満宮は元和七年（一六二二）、武雄領の家老鶴田因幡守の家臣、平山筑後守が勧請して、鳥海村の



鳥居と、領主の紋を着けた拝殿の玄関
宮満海天海鳥

氏神としたものである。二の鳥居は文化三年（一八〇六）鶴田典膳の寄進で、額字は武雄領主二十七代鍋島茂順の揮毫である。
犬走の天満宮も村社で、貞享四年（一六八七）九月山下新左エ門が領主となって建立したものと伝えられ、慶長六年（一六〇一）建立の「犬走明神社」と合祀して、犬走村の氏神とした。
船ノ原村前田に立中（塔頭）さんと呼ばれる五輪塔がある。この五輪塔には「銀室妙金大姉」と刻字されている。
立中さんというのは真言宗の支院や庵（いけ）を呼ぶことばであり、ここには、もと、武雄市武雄町川良の円応寺の庵があつて、その院主が武雄領主十八代純明の妻で、島原の有馬晴純の姉であつた。純明の死後、この庵にこもつて余世をおくり、天正十八年（一五九〇）六月二十五日死去し、法名を銀室妙金大姉とつけられ、ここに埋葬されたのである。現在、田圃の中に二基の五輪塔が立っており、大きな方に法名が彫られているが、二基共に、彼女の供養塔である。



(四) 教育施設

武雄領主二十三代の鍋島茂紀は山鹿素行の門弟であり、儒学を修めたので、文教施設の創設をめざしていたが、素志を果たすことができず、享保元年（一七一六）五月逝去してしまつた。

二十四代茂正が亡父の遺志を継ぎ、茂紀の館であつた武雄市武雄町西田小路の居宅を校舎にして、享保二年（一七一七）に身教館を開設し、家臣の子弟の教育をはじめた。

はじめ、身教館は講武所と修文場に分かれていて、武術と学問とを別々に教えていたのであつた。

領内では、武士の家に生まれた者は八才になると、この身教館に入学することが義務づけられ、二十才まで文武両道を教え込まれたのである。

武雄の城下より遠いところに住んでいる武士の子弟は、十五才までは、各地にあつた領主の許可した私塾で、読書、習字、算術を学ぶことが許されていたが、満十五才になると身教館に入学しなければならなかつた。当時はいわゆる寺小屋教育の時代であつたから、百姓町人の子弟は寺院や医者の私宅で読み書きを習つたのである。

その頃、武士の私塾や、学者の私塾で判明しているものは左の通りである。

▽侍の子弟を教えた私塾

黒髪山下坊、塾主、久間謙蔵（文化年中開設）

大野村 塾主 清水竜門（文政三年開設）

鳥海村 塾主 馬場宝太夫 (弘化元年開設)
 宮野村 塾主 谷口藍田 (安政四年開設)
 黒髪山下坊 塾主 黒髪常陸 (安政元年開設)
 三間坂村 塾主 牟田信行 (安政五年開設)
 真手野村 塾主 馬場竜之進 (慶応三年開設)
 川良村 塾主 河原蟠平 (文政年中開設)

▽百姓町人の子弟を教えた寺小屋。

下西山村 松尾定右エ門 (弘化三年開設) 女子のみ

本小路 小川彦之進 (安政末開設)

本部村 岩谷文明 (不明)

永野村 浦川嘉兵衛 (文久年間開設)

同村北 横田務義 (元治元年開設)

上野村 潮見神社

片白村 興隆寺

鳴瀬村 鳴瀬神社 (以上武雄史より)

以上の私塾や寺小屋は明治七、八年ごろまで存続し、学制の発布によつて廃止された。

身教館の授業は朝五時から午後四時まで続けられ、和漢の書籍が教材で、習字、礼楽、兵書、弓術、馬術



牟田忠行夫婦墓 (明治二十三年建立)
 この墓碑は明治初年当時の塾生四十四名が
 恩師を慕つて建立したものと碑銘にある。

槍術、砲術などの理論を教えた。午後六時から九時までは剣術、柔術などの武術指導が行われた。

身教館の維持経費は、領主が毎年、米百石を支給し、それでまかなわれていた。

生徒は月謝を払わなくてよかったが、寄宿生は食費の半分を自弁しなければならなかった。

高禄者や金持ちの子弟に対しては、自費生の制度があり、通学、寄宿は本人希望にまかされていた。

講堂には呉道子の描いた孔子の肖像画と五か条の壁書きが掲げられていた。

生徒たちは毎朝、この壁書を唱和しなければならなかった。

壁 書

一、武士は国家の柱石たることを忘る可らず、身命は我がものに非ず、国家の用と存すべきなり。第一
 生を好では何事も出来ぬものなり、武士は生ると其儘命は無きものと心得候こと古人の語にて身を
 捨ることを知りて初めて武士の部に入るものなり。決心さえ出来ぬれば何も出来ぬと言うことなし。

一、万事後を取る可らず、大事の思案は軽くすべし。平生能く武道を吟味致し、我身に迷のなき様に可
 心懸、大事の思案軽かるべし、何も身を捨ててほかに他事なし。

一、諸芸を専ら可学、芸は心の城廓固ければ事に望みて不惑、心懸薄きは不覚者なり。

一、毎事儉約を守るべし、人の繁栄、華美を少も羨間敷しからざる事。

一、武辺は慮忽ぞ、平生は叮嚀を守るべし、覚悟を極めたる人は必ず叮嚀温和なるものなり、無益の争
 は負て居可申、不善人は成丈交るべからず。

各五ヶ条平生能々熟読すべし、若不吟味輩も気付候半者、無遠慮致切瑳、共に国家の用たる事を厚可心
 懸なり。

武士の日ごろの心得を強調したものであり、江戸時代の武士の気風を端的にあらわしている。この壁書きから江戸時代の武士を考えれば、庶民の上にあぐらをかいていただけではなく、自律の心をつねに修養によって堅持しなければならなかったと思われるのである。

(五) 儒者、河原蟠平

河原蟠平は松浦党の一族、河原道助貞の子で、享和三年（一八〇三）に生れ、市次郎輔といわれた。

武雄領主二十代の家信に従ってきた五十人士の一人であつた栗原帯刀の血筋がたえたので、その苗跡を継いで栗原姓を名のり武雄鍋島の家臣となつた。

のちに記すような不都合があつて浪人となり、武雄の川良村に文政年間に私塾を開設した。場所は、故一ノ瀬俊民、元武雄町長の屋敷のところである。



河原蟠平の墓碑
(船ノ原三反田墓地)

その後、山内町船ノ原村に移住して私塾を開いた。

川良の時は、領主の許しを得て武士の子弟を教えたが、船ノ原では百姓町人の子弟を教えた。

天保十四年（一八四三）十一月二十一日、白木塞の刑場で打首となつた。蟠平の墓は船ノ原にあり、法名は「宝屋道珠居士」で、河原家の墓所には石碑が建っている。号を思齋といつた。

武雄鍋島の家臣を追われて、浪人となると栗原姓から元の河原姓に戻つた。

彼が禄をはなれた原因については、いろいろと伝えられているが、その罪状については公表されなかつたし、記録も残っていない。

鍋島家の家臣であつたころは、一時、蔵方役人であり、領の学校であつた身教館の教授もしている。

天保四年（一八三三）は、夏は低温多湿で、その上、秋には台風が襲来したため稲作は極度に悪く、大減収であつた。

全国的な米の不作は米価の高騰を招き、ききん年となつた。翌、天保五年（一八三四）も害虫の被害が多く凶作年となつた。打ち続く米の不作に、百姓は飯米にも不足し、年貢米の減納方を陳情する有様であつた。しかし、領では、財政の逼迫を理由に、それをとりあげようとはしなかつた。

こんな時節に、領主の愛妾で、野口の娘であつた女性は、ぜいたく三昧の日々を送っているという風評が領内にひろがつていた。

そのことについて重臣たちも、領主に諫言していたのであるが、愛妾のぜいたくはいっこうにおさまらなかつた。

そこで、家臣の河原弾四郎以下十七名が白装束で、文政五年（一八二二）一月二十二日、佐賀の武雄邸におしかけ、側室もらいうけの強訴を行った。ところが、領主はそれに応ぜず、河原蟠平と朝長兵右衛門の二人を捕えてしまった。

蟠平の罪は重いとして罰せられるはずであつたが、領主は彼の人材を惜しんで、家禄を没収しただけで許された。

それ以前に、蟠平は蔵方役人であったころ、武雄領には「救窮備米」があったので、年貢米の納入に困っていた百姓に、独断で救窮米を貸し与えていたことが、蔵方の上役にみつき、お叱りをこわした。

そこで蟠平は、当時、側用人で蔵方であった木村礼蔵に再三にわたり、弁明の書簡を送った。（木村の子孫である、武雄市武雄町下西山の今泉家に、その書状が残っている）

蟠平は浪人となり、船ノ原村で私塾を開いてからも百姓の味方となって、農民の苦しみを領主に陳情している。

船ノ原では、領主の猟場であった山林での鳥獣の捕獲を禁じられていたため、鳥獣の繁殖が盛んで、ふもとの田畑が荒れるので百姓たちは困っていた。それを見かねた蟠平は、田畑を荒しに、山から出て来る獣の捕獲方を領主に陳情したのであった。しかし、聞き入れられなかったので彼は直接、佐賀藩主に直訴した。このため領主は、佐賀藩主から謹慎を命じられたのであった。

河原蟠平は、鳥海村出身の名砲術家、平山醇左エ門とともに、天保十四年（一八四三）五月十六日、捕えられて牢屋に入れられた。

この時、一緒に捕えられたのは、中村俊碩、松尾丈右エ門、石橋壮右エ門の五名であった。

うち、中村俊碩は牢内で病死し、石橋壮右エ門は自殺した。松尾丈右エ門だけはちに釈放された。

同年十一月二十一日、蟠平と平山醇左エ門の二人は打首となった。

これら五人の罪名が同一であったか、それとも異なっていたかは不明である。砲術関係で捕えられたのは平山と松尾の二人で、蟠平や中村、石橋の三名は砲術とは無関係であるので、同一の罪名ではなかったと判断される。

処刑に当たって、罪状が公表されなかったことなどから、筆者の想像では、武雄領が西洋砲術を導入し、洋式砲の製造を行ったことは、幕府には内密であったと思われる。

天保十三年（一八四二）十月、西洋砲術の元祖であった長崎の高島秋帆が、謀反のころざしがあるとして幕府に捕えられ、伝馬町の牢に入れられた。

秋帆の取り調べが進めば、武雄領で洋式砲を製造したことが明らかになるのではないかと心配し、佐賀藩に迷惑をかけることをおそれて、醇左エ門を犠牲にし、さらに直訴ぐせのある蟠平をも巻き添えに処刑したのではないかと思われる。

江戸時代の郷土の儒者としての河原蟠平の存在は忘れてはならないと思う。

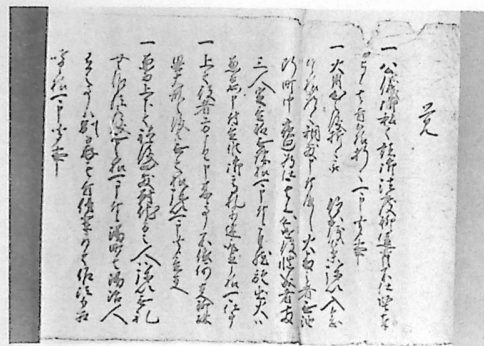
一部には蟠平のとった措置や行いに批判の目をむけている人もあるが、農民たちの味方として終始した彼の行動は決して私心によるものではなかった。

領主側からみれば忠臣的な人物ではなかったが、封建社会にあって気骨を示した蟠平の生涯はたたえらるべきだと思うのである。

蟠平の長男を市蔵という。船ノ原に来て、栗原姓を名乗る。孫の兵太郎は若くして村役場に勤務し、昭和十二年から二十八年まで収入役をつとめた。

五、犯科にみる世相

いつの時代でも社会生活の中には犯罪がつきものであり、その犯罪も、社会制度によってかわってくる。犯科の実態は、当時の人々の政治に対する考え方や道徳観、庶民生活のようすを知るうえで貴重な記録であるといえるので、断片的ではあるが、武雄領の『科人帳』や『御私領追放者帳』などからひろいあげてみることにした。



代官より各庄屋に達せられた「覚」
(二十七か条にわたって詳細な制約を定めている)

不義密道

下西山村の七兵衛は、武雄の湯町に住む太郎右工門の女房と密通し、これに加えて盗みをしていたので、元禄九年(一六九六)三月十二日に死刑となった。太郎右工門の女房も

右女、下西山村の七兵衛と折々密懷仕衛て生害被仰付候也。⁽¹⁾

として死刑となった。また、太郎右工門は、七兵衛と女房の密通を知りながら放置していた点や盗品を七兵衛からもらったり、彼に宿を貸したという罪で、杵島、松浦、藤津の三郡から追放されて、佐嘉郡古瀬今泉村へ移った。

元禄十年(一六九七)七月、足軽の満之允は、夜になって真手野村の七兵衛宅に行き、主人七兵衛が留守だったのにあがり込んで、

女房に酒を出させて飲み、七兵衛が帰宅して就寝したあと、七兵衛夫婦と娘が寝ている蚊帳の中に入ろうとして、七兵衛になぐられた。

この事件で満之允は蚊帳の中に入ったことを否定し続けたが、夫の留守中にあがつて酒を飲んだことは「密懷のころさしがあつた。」とみなされたことと、七兵衛になぐられても無抵抗であつたことが、「御扶持米をもらっている者としては許るされないこと」⁽²⁾と、武士にあるまじき行為ということで居村から追放され、大小刀をもつことを禁止させられた。また七兵衛の女房はじめ、居合わせた人たちは全員「叱」の処分をうけたのであつた。

元禄十年、僧侶の満海は御家中追放(武雄領外への追放)をうけていたのに領内の比丘尼(尼僧)と仲良くなり、比丘尼と同棲したので、二人とも死刑になった。また、これに関連して、田中七郎右工門は満海が御家中追放であるのを知りながら、たびたび、自宅に立ち寄らせていたので杵島、松浦、藤津、佐嘉の四郡追放となり、神崎の水馬場へ追放された。

元禄九年(一六九六)の郡方條目に

密懷ならびに衆道、大酒其外猥成儀、堅く制禁せしむべく候

と、あり、酒色をきびしく戒めている。

下西山村の七兵衛や満海は余罪もあつて死刑や追放となったが、被害者の立場にある女房や比丘尼などの死罪は痛ましいといえる。

再婚にからんだ問題では、

延宝三年(一六七五) 鶴田太郎兵衛の被官で、犬走村に住んでいた喜左工門と同村の平右工門の女房が密

通したとの疑いで取り調べが行われた。事実は、平右エ門が生活困難のために女房を離別して、女房の親の秋右エ門の所へ帰っていた。離別された女房は積極的に喜左エ門に近づいて、平右エ門から正式に去り状（三行半）をとって女房にしてくれと頼んでいたことが判明した。

代官も「ことむずかしい」と、処置に困り、内々で喜左エ門を袴野村に所払いにして内済ということにした。正式に去り状をとってからであれば問題はなかったのであるが、三行半がなかったばかりに、実質的には離婚していても、平右エ門の女房の行為は夫を見捨てるという不届きな行為とみなされ、喜左エ門との結婚を禁止されたのである。

このような個人的なことにまで政治的な圧力があり、形式を重んじた当時の為政者の態度をうかがうことができるのである。

結婚は、武雄領内だけで行われるのが普通であって、他領の者との縁組は許可を得なければならなかった。元禄十三年（一七〇〇）溝上儀左エ門は二人の娘をもっていたが、武雄領内には嫁にもらいてがないという理由で、姉娘を武雄領外へ嫁がせたが、続いて十八才になる妹娘も武雄領外に嫁がせたいという願書を提出したところ、

「御家中を嫌い、他方を望み申心底、不届至極」⁽³⁾
 ということで、妻子とともに、姉娘の嫁入りした白石へ追放された。

元禄十五年（一七〇二）庭木村の被官河浪貞右エ門は、同村の七郎右エ門の女房と密通したので武雄領から追放され、伊万りの町家に引き取られた。

女性をけがれた存在とした男尊女卑の風潮は、ゆがめられた性である衆道（男色）を生んだ。江戸時代で

も元禄年間がもつとも盛んであった。しかし、衆道は固く禁じられていた。

延宝元年（一六七三）下黒髪の黒髪神社領の百姓神兵衛は無動院の若兵衛、関之助に「風流」を申しかけ、その上他人の書状を途中でとりあげて読んだことが判明し、武雄領を追放されて上小田村に移った。

元禄三年（一六九〇）青柳与右エ門は不寝番を命じられていたのに抜け出して酒をのみ、衆道の御法度に背いたので死刑を宣告されたが、領主のはからいで、命だけは助けられて、武雄領から伊万里へ追放された。この追放は死刑の大減刑であり、この場合は、刑場に連れて行かれ、命を助けることを伝えてから髪のおさを切るといふ方法で、あくまで死刑の形式にこだわったものである。

色欲にもとづく犯科とともに酒による失敗も多い。売春については、

「通り筋の宿で遊女らしきものが内々に人を集めているが、このことは禁止されていることなので、違反の場合は本人はもとより、庄屋、別当、五人組までその科がおよぶことである」⁽⁴⁾
 としている。

大 酒

元禄二年（一六八九）踊瀬村の作之介は大酒を飲んで酔狂し、川古村庄屋の戸太郎右エ門を傷つけたので、武雄領から伊万里へ追放され、養生料として、銀五十目を戸太郎右エ門に支払うことを命じられた。

元禄三年（一六九〇）武雄正左エ門の被官の宮野村の千右エ門は、大酒をのんで同村の部兵衛の留守宅に入りこんだので、杵島・松浦両郡から追放となり、佐嘉城下への立入りも禁じられて伊万里へ移った。

同年、前田作之助は知人の家で酒をねだったが、出されなかったのを恨んで相手を傷つけ、杵島・松浦両郡を追放されて塩田に移住した。これなどは酒のつくった罪というべきである。この事件にはほかにも処罰



武雄領の科人帳(左)と御私領追放者帳(右)
(武雄市蔵)

者があり、作之助に傷つけられた原口儀右工門は、作之助に脇差を抜きとられたのは武士として油断があった。切りつけられた時、眼に血が流れ込んで、相手に立ち向えなかったのは武士として不心得として、これも杵島・松浦両郡を追放されて藤津郡の久間村へ移った。また、居合わせた山口加左工門も、予想された事態を防げずに、この事件の嘘の証言をしたので、前の二人よりも重い、杵島・松浦・藤津三郡を追放となり、小城郡へ追われた。

元禄六年(一六九三)梅野村の百姓伊勢熊は大酒をのんで人を傷つけたので杵島郡を追放され、桃川上原村に追われた。

元禄七年(一六九四)加々良判兵衛与の野中門之允は、使の途中で大酒をのみ、老人につき当たって喧嘩となり、老人を組み伏せた

が、逆に老人から刀を抜き取られたのに、そのまま立ち退いたのは臆病であつたとして杵島郡から追放、有田に追われ、大小の帯刀を禁じられた。

元禄八年(一六九五)武雄市進の被官、武雄湯町の南兵衛は日ごろ大酒のみで、素行が悪かつたので主人市進から武雄領追放を願い出て、願い通り、川上村に追われた。

このような事例は、主人の請願を領主がとりあげたもので、皆無ではない。

元禄九年(一六九六)原田七右工門は女房や娘と酒をのんでいたが、酒に酔って飼犬を切り殺した。その罪で武雄領内を追放された。この事件は酔狂だけではなく生類憐みの令にも違反するためであつた。

同年に出された『郡方條目』に

一、公儀仰出之通、捨馬不仕、生類あわれみ、遊山の殺生致さざる様 猶以郡中の者共江きびしく申付べき事。

とあり、これによつたものと思われる。

酒による事件が多く、追放の刑に処せられている。

宝永三年(一七〇六)宮野村の勘太郎は、親の岳左工門が酒癖が悪から飲ませてはいけなと代官から申し付けられていたのに、酒好きな父親のために、こっそり酒を買って飲ませたら、酔つて人の女房に傷を負わせたので、武雄領から大河内村へ追放され、とんだ親孝行の結果になつた。

武雄領から追放された者は伊万里、塩田、有田などに多く追われている。

追放の規模をみると、居村払い、御家中追放、杵島郡追放、杵島・松浦両郡追放、杵島・松浦・藤津三郡追放などがあり、追放者は佐嘉城下への立入りが禁じられていた。

追放された者は、自分勝手に、新しい住所をきめるのではなく、引請人がなければならなかつた。

引請人は血縁者や縁籍にある親類がなつたが、そういう者がいない場合は、その土地の庄屋が皿山などの人夫として受け入れてくれたのである。

元禄十五年(一七〇二)御家中追放となつた平五左工門の一家は、平五左工門と男の子は白石の光福寺が引き受け、女房は北方村の百姓与四左工門が引き取つた。引き請人によつて一家離散ということもあつた。しかし、引請人のない場合は悲惨であつた。

元禄十一年に盗みの再犯で死刑になるところを、やっと御家中追放に減刑された鳥海村の弥兵衛は、追放

先がきまらず、親類縁者からは邪魔者扱いにされ、親類縁者の手によって殺されてしまった。

また、立野河内村の段次は、脇差しや衣類を盗んだので死刑を言い渡されたが、嘆願によって、領内追放の減刑になった。ところが引請人がなく、親類一同の手で消されたのである。

親類縁者がもてあますような危険人物は、領主に願書を提出して、合法的に消すことが認められていたのである。

犯罪者を他領に追放して、自領内だけの安泰をはかった利己主義が通用していたのであろうが、他領の犯罪者が自領へ移ってきていたことも事実であり、結局はプラス、マイナス、ゼロという結果になったのではないかと思われる。

盗み

盗みに対する処罰はきびしく、再犯の場合は死刑が多かった。

寛文七年（一六六七）木嶋形右工門の内男の善左工門は硯箱を盗んで伊万里へ追放された。

寛文十年（一六七〇）武雄湯町の権兵衛は盗みをしたので死刑となり、宿を貸した人達も追放された。

延宝元年（一七七三）柚木原村で、庭木村の近右工門が陶器の大鉢八俵を盗んで塩田に売りに行ったのを近右工門の親、徳右工門が気づいて代官所へ訴え出て、息子が素行不良だから死刑にしてくれと願った。だが、少額の盗みだったので、有田へ追放となった。当時も親子の断絶があったのである。

延宝元年、広瀬太左工門は禁止されていた花島村の山で、竹を無断で伐採したため、扶持を取り上げられ、有田へ追放となった。

延宝三年（一七七六）岡部七右工門の知行地のあった繁昌村の百姓七左工門、同女房、息子清松の三人は、

盗みも働くし、年貢は納めないという不良百姓であるとして、岡部七右工門から追放の願書が出され、三人とも有田へ追放された。

延宝三年、庭木村の勝右工門は生活に困って、他人が苗代にまくため、川に漬けてあった種籾を盗んで売ったことがわかり、塩田へ追放された。

延宝四年（一六七六）花厳院の被官の川良村、百姓熊之助は、人の脇差しを盗んで銀十匁九分で買入れし、たことがわかり、返すことになったが、銀十匁九分（米に換算約二斗）が工面できず自殺しようとしたが、未遂に終わったため、御家中を追放、有田払いとなった。

天和二年（一六八二）高橋町の千兵衛は盗人に宿を貸した容疑で取り調べられたが、証拠不十分のため、別に素行不良の名目で、閉戸を命ぜられた。だが、こっそり無断で外出したことがわかり、藤津郡戸坂仙原村へ追放となった。

元禄二年（一六八九）原田奎兵衛の被官で中野村に住んでいた源五左工門は、竹を盗伐したため過銀（罰金）を命ぜられたが、数年間も支払わず、さらに竹を盗んだので死刑になるべきところを、命だけは助けられて、家内闕所（財産没収）の上、杵島・松浦両郡追放となり、藤津郡大殿分村へ追われた。

同年、宮野屋敷番の草場小左工門の息子の長兵衛は、盗みで捕えられ「一門共江下され候、生害仕候ても心次第の由仰出され」として、死刑も苦しくないということで親類一同に引き渡し、その処分を任せられた。親類一同で相談し、伊万里の久原村へ追放した。時にはこのように処分を一族に任すこともあった。

元禄九年（一六九六）上西山村の戸左工門は盗みの再犯のため死罪になった。

元禄十年（一六九七）宮野村の山留（山の見張役）の喜助は、同村の山の本二本を盗み、有田の者に売っ

たことがわかり「右喜助事、關所の上、所払い仰付けられ候、西谷峠より北は真手野、南は小田志を限りに相払う」として追放された。

元禄十五年（一七〇二）今山村の長助は、禁止されていた松木を切り出し、円応寺の蔵から米や大豆を盗み出したので、死罪になるところを命だけは助けられて杵島、松浦、藤津三郡の追放となった。

宝永二年（一七〇五）加々良判兵衛の知行地の百姓宇右エ門は、年少の息子が盗みを働いたため、躰が悪く親も盗みに同意したとみられ、不屈至極というので、御私領追放がきまり、伊万里へ追われた。

同年、宮野村の百姓七之助は、黒髪山の大杉二本を盗伐して、伊万里へ売りに行ったことがわかり、妻子ともども杵島、松浦両郡追放となり、小城藩領の浜重村へ追放された。

宝永三年（一七〇六）立野河内村の太右エ門は立木を盗伐したため御家中追放となった。

同年、永野村南の新三郎と弥太夫、三間坂村の又之允の三名は城山で薪を切り取ったので、武雄領を追放された。

博 奕

賭博については幕府から全国的に徹底した禁令が出されており、佐賀藩では元禄五年（一六九二）の『郡方手頭』で左のようにきびしく禁止している。

一、博奕并に金銀米錢にて掛（賭）の勝負、前々より法度申付候。弥向後は猥なき様、念を入るべく候、かねて、定置候ごとく、給人、百姓によらず五人組内、能吟味せしめ相背く者あるにおいては組合の者より郡代迄早速申し出づべく候、若隠置き脇より顕然たるにおいては五人組まで軽重により其科申付くべく候条、常々其僉儀仕候様、郡中稠敷申付べき事。

しかし、博奕は流行し、全国的にひそかに行われていた。その処罰例も多く、人間の賭を好む心情は、今も昔もかわらなかったのである。

寛文九年（一六六九）宇土手村の助太夫は嬉野まで出かけて博奕を行い、妻子ともに一家四人が伊万里に追放された。

元禄七年（一六九四）武雄市進の被官で、高橋町に住んでいた江口次太夫は、博奕のため所払いとなり、三部所の二俣村へ追放された。

元禄十三年（一七〇〇）鳥海村の只之允は博奕を打って杵島、松浦両郡の追放となった。

宝永三年（一七〇六）三間坂村の百姓戸右エ門は、盗みと博奕によって杵島・松浦両郡追放となり、塩田の医者に引き取られた。

喧 嘩

武雄領内での喧嘩による処罰例もかなり多いが、扶持米を支給されている下級武士（足軽、徒士、小者）が喧嘩をしたということよりも、その際に武士の威信を傷つけたことの方に重点がおかれている。武士は理由のいかんにかかわらず、争いの場合には、相手を倒すだけの日常の心得が必要であり、「武士道において人におくれをとり申すまじき事」という葉隠の中にあることばの持つ意味が、処罰例のなかから感じられるのである。

寛文九年（一六六九）大井権十郎は、商人と口論のあげく、取っ組み合いになり、組み伏せられてしまった。

武士としてはこのうえもなく恥ずかしいことであり、その後でも相手を討ち果たすべきであるのに、放置

していたのは言語同断で、切腹を命じられるべきだが、特にゆるされて有田へ追放となった。

延宝元年（一六七三）大野村の段次兵衛は、宮野村蜂の巣原の百姓六兵衛が弟の借銀を返さないで催促に押しかけ乱暴を働いたので武雄領内から追放された。

延宝五年（一六七七）小川弥五左エ門の被官で甘久村に住んでいた次兵衛は、馬に荷物を積んで高橋の市に売りに行った帰り、どうめき縄手という所で、弥兵衛という人に馬を引つけて、これが原因で喧嘩となり、乱暴をはたらいたので杵島郡中追放、伊万里払いとなった。なお、この事件の取り調べにあたって、甘久村の津左エ門は、次兵衛をかばって、次兵衛が弥兵衛を組みふせていたことをかくして嘘の証言をしたことがばれて、松浦郡市瀬山へ追放された。

貞享二年（一六八五）白木原山の惣右エ門は、口論からついに果たし合いとなり、逆上していたのか、関係ない人に斬りつけたので御家中追放、塩田払いとなった。

元禄元年（一六八八）成松九郎右エ門与（組）の中野平五兵衛は喧嘩をしたうえ、嘘の申立書を提出したので、藤津郡敷並村へ追放され、申立書を作成した小田志村の加右エ門の女房、息子一人、娘二人の一家五人が有田の上幸平山へ追放された。

元禄十二年（一六九九）野口北右エ門は、鍋島大和の家臣と喧嘩をして取っ組み合いとなり、相手が果たし合いのため北右エ門の家へおしかけてきたが、居留守をつかった。武士として未練、臆病な行動として死罪一等を減じて、杵島、佐嘉両郡追放ときまつた。

同年、三浦勘三郎は、無届で門外に出て酒を飲み、喧嘩をして相手を傷つけたので追放となり、武家奉公を禁止された。さらに、門番の藤瀬森右エ門は、掟を破って門鑑なしに三浦勘三郎を通したので、これも追

放された。

過失によるもの

延宝三年（一六七五）中山勘右エ門は、開墾するため枯草に火をつけたところ、折からの風と乾燥していたため、火がひろがって山火事になった。

無調法だということで処罰を受けたが、被害が小さかったので、焼跡に何の木でもいいから三百本植林せよと命じられた。

貞享四年（一六八七）花嶋村の六之助は武雄湯町の人馬屋で馬の番をしていたが、不注意のため馬が走り出した。馬を逸走させ多くの人に迷惑をかけたというので、御家中追放、小野原村へ所払いとなった。

元禄二年（一六八九）立野河内村の正右エ門は同村かきの内田原を闇夜に通行中、正蔵という人が持っていた火縄の火を見てばけものと思い切りつけた。

臆病の至りというので脇差し取りあげ、頭を刺り、杵島、松浦両郡追放となり、藤津郡下吉田村へ払われた。夜の闇には、当時の人々が異常な恐怖心をもっていたことがわかる。

元禄十三年（一七〇〇）井手甚四郎は弓で的を射ていたところ、矢を拾っていた下僕の上西山村の万太夫に誤って当て、死亡させたので御家中追放、伊万里へ払われた。なお、この事件で被害者の父親が追放の処分を受けるといふ異例な事件に発展した。死亡した万太夫の父親、上西山村の百姓長左エ門は「井手は過失で息子に矢を当てたのであって、決して遺恨には思わない。今後は万太夫と同じ年頃の甚四郎を下僕としてもらい、前同様のつき合いをするので科（処罰）などしないようにしていただきたいと申し入れた。息子を不慮の事故で失い悲しみと憎しみを乗り越えた父親の心情を為政者はくみとらなかったのである。

為政者の道德観が処分を左右した一つの例である。

——人情に背き人倫の作法を取失ひ、右所存に候はば、たとひ親主人を害し候者にも同意せしめ、害し候者を親主人同前に存すべき覚悟の者と相聞え所詮、常ならざる心底、左様の者を御家中に召置かれ候儀相叶はず夫妻共に御家中立退を命ず——

という判決文がこのことをしめす。

息子の仇を許す様な行為は人倫にもとり、封建的主従関係を否定する危険思想だとして、有田の幸平山へ夫婦ともに追放された。しかし八年後の宝永五年（一七〇八）赦されたが、長左エ門は帰らなかった。

その他

延宝四年（一六七六）柚木原の庄屋五郎兵衛は村人と話合つて、禁猟区で猪狩りをしたので所払いとなつた。だが、延宝八年（一六八〇）には赦されて戻り、のちに梅野村の庄屋になつた。

禁猟区付近の田畑は猪に荒されることが多く、思いあまつて狩を行ったのである。猪を射止めた吉太夫は過代夫三十人、また猪狩りに参加した七人が過代夫二十五人などの罰をうけた。過代夫というのは労役を勤めることで、一日分の労役が一人夫である。過代夫三十人といえは三十日間の労役のことである。

延宝四年（一六七六）鍋島備前守が柄崎宿を通つた際、大庄屋の玉井伝兵衛は急に降り出した雨のため馬が不足したので、上西山村の八兵衛が支配している馬子の文之允と六太夫に馬を出すよう命じたが、馬を出すことをしぶつたので伝兵衛は二人をなぐつてしまった。これを恨んだ二人は、翌晩、伝兵衛を待ち伏せていて斬りかかった。「頭人の下知に背き、あまつさえ刃傷するとはもつてのほか！」⁽⁵⁾として、二人とも死罪になつた。

延宝五年（一六七七）十二月八日、武雄神社でたたき狂言踊りが催された折、見物に来ていた梅野村の源太左エ門と永尾村の加戸左之允が喧嘩をして、源太左エ門が左之允を斬り殺したので死罪になつたが、同じ日に左之允の兄の加戸忠右エ門も死罪となつた。その理由は

- 1 弟左之允が源太左エ門と斬り合つていたのに隠れていた。
- 2 弟が捨てていた脇差で、自分の体に数か所傷をつけ、一緒に切りむすんだと嘘の証言をした。
- 3 弟の死体に自分の有利なように傷をつけて工作した。

以上の通りであつた。武士が憶病であるということは致命的である。

延宝六年（一六七八）犬走村では不作で、少しでも年貢が少くなるようにと考えたすえ、検見役人がその年の收穫量を調査にきた際、実際より大きな籾をはかる枡を村の散使、秋右エ門が造り、庄屋の加右エ門と共に謀して検見をごまかし、收穫量を少くした。

これが露見して、庄屋は闕所の上、牢人となり、散使も同様、闕所の上、牢人となつた。

牢人となつた庄屋や散使などの村役人には扶持人が任命される例があつたからである。枡取の時之介も閉門に相当する「戸せき」に処せられた。

延宝八年（一六八〇）梅野村の覚之允は投身自殺とみせかけて、村を無断で抜け出した。

これは掟に背いたばかりでなく、人をあざむき、親兄弟もあるのに扶育の義務も果たさず、かけ落ちして親類一同に迷惑をかけたことは許せないとして死罪になつた。かけ落ちで死罪となつた少い例の一つである。貞享二年（一六八五）河原新之允は病気で奉公ができないのに知行をいたでいるのが心苦しいので、知行の返上を申し出たが、まだ、年も若いし、知行を離れたら母親が経済的に困るだろうから、そんな心づ

かいをしないで、ゆっくり養生せよ、と聞きとどけられなかった。その後も病氣は快方に向わず、出仕もできなかったので、再び知行の返上を願い出たが却下された。

そこで新之允は無断で、知行地の小楠村から宮野村へ移ってしまった。「主人を軽んずる仕方」として、武雄領から有田へ追放された。

元禄六年（一六九三）踊瀬村庄屋の時右エ門は年貢米の取り立てに不正行為があり、死罪のところを特に赦されて、踊瀬村で二日間、往来に晒され、杵島、松浦両郡追放となり、鹿島の中村へ追われた。

元禄八年（一六九五）足軽の大井孫太夫は自分で頭髪を剃って坊主頭になった。武士が無断で頭を丸め、出家するような行為なので取り調べが行われた。本人の陳述によれば、極端に生活が苦しく、与（組）知行（足軽知行）を返上したいと組頭や仲間に出たけれども知行を返上して足軽をやめることは認められず、らちがあかないので出家姿になるという非常手段にうったえた。とのことである。生活苦にあえぐ、下級武士の精いっぱいレジスタンスである。許可なく自分で落髪するなど不届至極ということで、武雄領内を追放された。

元禄十年（一六九七）原田四郎左エ門の被官で中野村に住む平次左エ門の女房は、原田三左エ門の家に墮胎を行うことを職業にしている人物が入ったのを見て、これは、つまり、家の中で墮胎が行われているにちがいないと思いこみ、下女たちではない様子だし、三左エ門は先年、妻をなくしているので、娘が子をおろしたに相違あるまいと噂を流した。取り調べの結果、事実でないことが判明し、御家中追放、武家奉公禁止となり、焼米の比丘尼に下女として渡された。女の無責任なおしやべりに対するきびしい処罰である。

元禄十三年（一七〇〇）堤貞兵衛は武士でありながら仏教の信仰心が厚く、地藏講ということで人を集め

て名号をとえさせていることがわかり、武士に不似合の僧法師の致し方であるとして、武雄領を追放された。

元禄十五年（一七〇二）木津貞右エ門は領主の御膳部頭人であったが、役目に忠実でなく、御法度の衆道の相手を自分の屋敷に呼び入れ、酒のみ、管理している御膳部の公用の銀子や米を横領したので、死罪に相当するが、特にゆるし、財産没収の上、武雄領から有田の上幸平山へ追放された。

宝永元年（一七〇四）庭木村の庄屋の九兵衛は帳簿をつくり替えて、年貢が軽くなるように工作したため、私欲のため村人と相談したとして死罪となった。長男の新平一家は伊万里へ追放、庄屋と町役人の咄の弁右エ門、村役人の散使、次郎左エ門も關所の上、妻子ともに伊万里の小石原、白石南郷の辺田へ、それぞれ追放された。その他の役人の河浪判左エ門、石部万右エ門、浦田名五右エ門が關所の上、妻子ともども領内から追放となった。

宝永五年（一七〇八）加々良判兵衛与の中尾善兵衛は、年貢の蔵入りを庄屋や散使だけに任せて、見届けなかったのと百姓に公の借銀の催促をしなかったため財産没収の上、追放された。

同年、武雄村の庄屋、津太夫は、村に割り当てられた年貢米の納入期限に追われて、他の公金を差し繰って納めたので財産没収の上、杵島、松浦両郡を追放された。

役人の不正行為や村役人の年貢にからむ不法行為も多かったが、百姓がいかに年貢（物成）に苦しんでいたかを裏書きするものである。

以上のように、元禄時代を中心に、江戸時代中期の犯罪を具体的にみてきたのであるが、追放の刑が多いのは、この時期には徒罪制度が成立していなかったからである。徒罪制度というのは、現在の懲役制度であ

る。それまでは、死刑と追放刑の二つだけが行われていたためである。

佐賀藩が徒罪制を実施したのは天明三年（一七八三）十二月からである。⁽⁶⁾

武雄領の者が領内で罪を犯した場合は、もちろん、武雄で取り調べを行い刑罰を定めたが、他領のものが武雄領内で罪を犯した場合は、その者の居住地の領主に引き渡したのである。

白石の今泉村の近右エ門は、延宝三年（一六七五）武雄領の蔵に忍び込み、米一俵と大豆二俵を盗んで売ろうとしているのをみつけられて捕えられ、取り調べ書をつけて、六角郷の代官に引き渡している。

武雄領で追放刑に処した者は、伊万里、有田、塩田などの本藩の蔵入地や三支藩、そのほかの配分地に追放したが、反面、それらの土地の住民が罪を犯して、武雄領に入ってくる場合もあった。追放された者は生活の手段を失い、更生しようにも、仕事を与えてくれるものもなく、自暴自棄になる者も多く、その効果は少なかったし、追放によって、領内の農業労働力の不足をきたしたのである。そこで、徒罪制度（懲役制度）を設けて実施し、一定の期間服役すれば釈放したのであったが、追放刑を全然廃止したのではなかった。

注(1) 元禄九年「諸事控」

(2) 「御私領追放者帳」

(3) 右 同

(4) 元禄九年「郡方条目」

(5) 「科入帳」 武雄鍋島文書

(6) 佐賀県史

六、西洋文明の刺激

(一) フェートン号事件

徳川幕府のとってきた鎖国は、世界文明の受容を拒否しつづけ、島国根性だけで、国の存立をはかろうとしたものであった。

江戸時代に、わが国と通商を行っていたのは、オランダ国と支那（中国）のわずかに二国に過ぎなかった。世界の文明は日進月歩しているのに、日本は取り残され、旧態を守ることのみ努力していた。このような鎖国に対して先覚者たちは憂慮していたのである。

文化五年（一八〇八）八月十五日、長崎港外にオランダ国旗をかけた一隻の船が停泊した。オランダ商館のホゼマン書記とスヒンメル二館員が、検使の菅谷保次郎、川上伝右エ門、それに通詞の猪股繁次郎、植村作七郎、吉雄六三郎の五人とともに、小舟二隻に分乗して、その船に近づき、「何国の船か？」と尋問したところ「オランダ船だ」と答えた。しばらくすると、一隻のボートをおろし、ホゼマンらの乗っていた小舟に近づき、ボートに乗り移れと命じた。これに応じなかったため、ボートの乗員はホゼマンを捕え、さらに剣を抜いてスヒンメルをも捕えて本船に引き返した。

蘭人と同船していた吉雄、猪股、植村の三通詞は海に飛び込み、検使の船にのがれたのである。

このことを聞いた長崎奉行松平図書頭康英は、烈火のように怒り、検使に対し、直ちに蘭人を取り戻すよ

う命じるとともに、佐賀藩の聞役には増援隊の急派を命じ、さらに佐賀、福岡の両藩に対しては、慶長の蛮船焼打ちの例にならって焼草、火船の準備を命じた。

また、砲術師範の薬師寺久左エ門には、各砲台の整備、弾薬の配付を命じた。

長崎は徳川幕府の直轄地であり、幕府が任命した奉行が支配者であった。

長崎港の警備は、港口に点在する島に砲台を置き、佐賀藩と福岡藩が一年交替で警備に当たっていた。

文化五年は佐賀藩の当番であったが、オランダ船の入港がなかったため、警備兵を減らしていた。

オランダ船が長崎港に入港できなかったのは、英国がバタビヤー長崎の定期航路に就いている蘭船を拿捕するよう東洋艦隊に命じていたからであった。

その日は暮れて、夜になって異船からおろされた三隻のボートが、出島の大波止場付近に来て、港内を偵察して引きあげた。

翌朝、本船から再びおろされたボートは、ホゼマンを乗せて、監視の検使船に近づき、飲料水や食糧を提供すれば蘭人を釈放すると、艦長の奥書きのあるホゼマンの手紙を渡した。そして、異船は、はじめて英国々旗をかかげて、英国軍艦であることを表示した。

これがフリゲート艦「フエートン号」であったのだ。

オランダ商館長は手紙を翻訳して、奉行に差し出したが、文中に「今日中に食物を送らなければ、明朝、日本船と唐船を焼き払うべし」とあったので、松平奉行は顔を真っ赤にして怒り、「不埒千万だ、要求の品を送るべからず」と命じた。ただちに、佐賀藩の聞役と福岡藩の聞役を呼んで戦闘準備を命じ、英艦焼き打ちの用意をさせた。しかし、両藩とも警備兵はおらず、全員を集めても英艦の乗員数にはおよばないという

有様で、どうすることもできず、オランダ商館長も英艦の戦力はたいしたもの、砲を三十八門も装備しており、とても勝ちめはないと説いた。奉行もついに恨みをのんで食糧などの供給を許したのである。

そこでホゼマンは大通詞の石橋助左エ門とともに、牛や鶏などを持って「フエートン号」を訪ねたが、英艦長は、なお馬鈴薯と薪を要求し、これを持ってこなければ二人を留め置くという出した。やむをえず、二人は馬鈴薯や薪を提供することを約束して帰った。

奉行は、このまま、英艦を出港させることは不満であったので、港口に石船を沈めることや焼き打ちを計画したが、どちらも急速に実行することができなかったため、涙をのんで馬鈴薯と薪の供給を承諾したのであった。

八月十七日、英軍艦「フエートン号」は、要求した品物の供給を受けたので、艦長からオランダ商館長にあてた一通の手紙を残して、正午、長崎港を出港して行った。

英艦出港後に、大村藩の兵や佐賀藩、福岡藩の兵が続々、長崎に到着したが仕方がなかった。

奉行松平図書頭は、用部屋日記の上条徳右エ門を呼び、涙を流して「異船を打ちもらしたのは残念至極、恨み骨髓に徹し、身焼くが如くである。」と語り、その夜、幕府に謝罪状を残して、切腹したのである。

長崎警備の当番藩であった佐賀藩主は、幕府から「お叱り」を受け、一時は警備を取りやめさせられるのではないかと心配された。

注(1)有馬成甫著「高島秋帆」

(二) 鍋島茂義の事績

鍋島茂義は武雄領主二十八代目、茂順の五男に生まれ、幼名を孟太郎、富太郎といい、元服後、一時、左エ門紀義と称した。

寛政十二年（一八〇〇）十月二十五日の生まれ、文久二年（一八六二）十一月二十七日、六十三才で死去した。法名は鶴雲浄天であり、武雄の円応寺に埋葬された。先妻は佐賀藩主十一代鍋島直正（閑叟）の姉の寵姫であったが、早世したため、後妻として、鍋島山城守直章の娘の能を迎えた。

茂義は、まだ家督を継いでいない部屋住みの身でありながら、文政五年（一八二二）十一月一日、二十三才の若さで、佐賀藩の筆頭家老職である執政に就任した。佐賀藩では前例のないことであった。

前執政であった多久領主多久長門は、苦しい財政を一そう悪化させた責任で隠居と謹慎を命じられたため、財政たてなおしに若いセンスが必要だったからである。

佐賀藩主十代の鍋島齊直は、藩財政の急場を救うためには人別税を賦課すること以外にないと考えていた。茂義は財政がどんなに苦しくても、人別税を課することは政治の要諦ではないと反対し、一か月後の十二月二日に執政を辞任した。人別税の創設も行われなかった。ところが、文政六年（一八二三）八月十五日、再び執政就任を望まれて就任した。これは、徳川十一代將軍家齊の娘の盛姫を世子直正の妻にせよと將軍家から申入れがあったためであった。

当時、將軍の娘を嫁に迎えることは、この上もない名譽のことではあったが、相手が將軍の娘であれば、

結婚式も派手になり、莫大な費用がかかるのであった。

藩財政が極度に逼迫している際ではあり、なろうことなら辞退したかったのである。どうしてももらえというなら、せめて、結婚式の日取りを延ばしてもらいたかった。そこで、茂義を執政にして、使者として江戸へ上らせることになったのである。

茂義が、藩の執政として、江戸へ出府するには、供廻りその他の経費が必要で、これは財政窮迫の折、大変な痛手であった。

当時、藩主が参勤交代で江戸にのぼる時の費用は、内訳すると左のように莫大なものであった。

江戸滞在中の費用（金）三万三千七百両。

参勤の旅費（銀）千二百六十五貫目。

国許諸役所費（銀）百二十二貫七百九十目。¹⁾

これだけの費用であった。執政の場合は、この五分の一としても、藩としては大きな負担であったのである。

茂義は、これを節約するため、佐賀藩の執政であることを秘して、武藤登九郎という変名で、お供も数人の家臣を従えただけで、文政七年（一八二四）八月五日、江戸へ旅立ったのである。

江戸へ着いた茂義は、幕閣をはじめ各方面の意向を打診してまわり、盛姫を迎えることを辞退することは、佐賀藩をつぶすことにつながることになるかも知れないことを悟ったので、結婚式を延すよう請願して廻ったが、これも聞き届けられなかった。

それどころか、文政八年（一八二五）十一月二十七日拳式という沙汰が下されたのであった。

盛姫の父である十一代將軍、徳川家齊は、十五才で將軍職に就き、四十余年間にわたって將軍職にあったのだが、その間に本妻のほか、十六人の妾と二十四人のお手付の奥女中がいたといわれる。したがって子どもも多く、完全に成育したものは、男十三名、女十二人であり、政治問題の処理よりも二十五人の子女を片付けることに頭を痛めている。⁽²⁾

これだけの子女を、大名にしたり、大名に嫁入りさせたりすることは、いかに將軍家とはいえ、大変なことであった。だから一たん定めた相手大名には嫁入りを強行したのである。

茂義は、出府したのを機会に、佐賀藩の赤坂溜池にあった江戸藩邸の会計検査を行った。その結果、藩邸計理の紊乱をつきとめ、まず、江戸家老、鍋島石見を免職処分にし、重臣の有田權之丞と納富十右衛門の二人に切腹を命じた。この摘発の功により、茂義は御召物上下と舞扇を藩主から拝領した。

文政八年（一八二五）五月、茂義は、直正と盛姫の結婚式の費用を調達するため帰国し、同年六月二十三日、今度は藤山十助の変名で、婚儀関係の十二人の供をつれて江戸に行った。

藩主の世子直正（閑叟）と盛姫の結婚式を済ませたのち、文政九年（一八二六）三月九日、成松新左衛門ほか八名の供を従えて帰国の途についた。途中、品川に寄り、佐賀藩の江戸別邸の品川御殿に立ち寄って、その立派なのに驚き、「こんな別邸があるから藩の財政が苦しいのだ」と独断で破壊して帰国した。

国元にこの報が届くと、武雄領の佐賀屋敷では、上を下えの大騒ぎとなり、罪が領主茂順にもおよぶのではないかと心配し、金龍神社に祈願し、さきに櫛田神社へは五か月の月参りを定め、同神社境内のお稲荷さんには、三七、二十一日の日参をたてた。

同年十一月十七日、茂義は、藩主斉直から品川別邸から溜池の江戸藩邸への引越に際して不行届があった

とお叱りをうけただけで、品川御殿の破却については直接おとがめを受けなかった。

武雄領ではお叱りの間、家中全部が謡や舞、鳴物を禁止し、武士は足輕にいたるまで、髪は伸びほうだいとし、ひげ剃り、髪の手入れも遠慮せよと仰出されたほどであった。⁽³⁾

茂義は切腹を覚悟していたし、藩主もはじめ切腹を命じるつもりでいたが、小城藩主と多久領主が夜中に藩主斉直の寝所に行き「武雄公（茂義）のやり方は過激ではあったが、私心やうらみがあつてしたことではなく、藩の財政を思う純粹な心からしたことだから、切腹だけは許してやってください。」と頼み、それがきき入れられたためお叱りだけで済んだのであった。

この事件は武雄領にとつては、領の浮沈にかかわる大事件であり、家中や領民はなりゆきを心配しながらみまもっていたのである。

このお叱りの謹慎は思ったより早く、一か月で解除され、家臣一同は胸をなでおろした。事件のわりに罰が軽かったのは、佐賀藩にとつて茂義は必要な人物であつたためであらう。

翌十年（一八二七）二月に藩主斉直の娘で、閑叟の姉である寵姫と結婚した茂義は、謹慎がとかれるとともに三度目の執政に就任した。

天保三年（一八三二）八月、父茂順は七十三才の高令のため隠居し、茂義は三十三才で家督を継ぎ、二十八代目の武雄領主となった。

この年、佐賀藩の老太守、斉直が江戸に行くと言ひ出した。特別な用件があつたわけではなく、將軍の娘盛姫を息子の嫁に迎えたので、將軍にお礼をいうためであつた。

茂義は、藩財政の立てなおしの時に、莫大な費用がいる江戸出府には不賛成であつたので、土佐と主水と

ともに、思い止まることを諫言した。それが老公の不興をかい、執政をやめさせられ、謹慎十二日間に処せられた。それ以来、茂義は佐賀藩の要職にはつかなかった。

しかし、天保六年（一八三五）五月十一日、佐嘉城が炎上したので、城普請の頭人を命じられ、武雄領の知行米一万二千石を献納して城を再建した。

天保十年（一八三九）九月、茂義は四十才の時、病身を理由に隠居し、八才の茂昌に家督を譲った。

鍋島茂義は、直情径行型の人物で、清濁あわせのむという点に欠けており、政治家としてよりも研究に没頭する学者タイプであったことがうかがわれ、西洋科学を摂取するに適した人材であったことがわかる。

わが国ではじめて洋式砲を製造したり、種痘を実施したりした彼の功績は、やがて、佐賀藩で花を開いたのであった。明治維新に際し、武雄領の軍事的装備は定評があり、二十九代の鍋島茂昌も、父茂義の意志を継いで、近代兵器の装備に力を注いだので、勅諭によって、奥羽地方に出陣して、近代国家の建設に貢献したのである。

鍋島茂義は文芸にも多趣味であり、絵を狩野派の心海良寛に学び、皆春斎と号し、山水や花を得意として描いている。彼の描いたものといわれる「ぼたん百種」は現在、武雄市に保管されているし、仏画の軸が、鍋島家の菩提寺である円応寺に現存している。

さらに茂義は作歌にもすぐれた才能があり、数十首の短歌が残っている。書は十五才の時、頼まれて、円応寺の石門の額字「西海禪林」を書いたが、あまり上手とはいえず、それを恥じて、書の稽古も行ったといわれるが遺墨は残っていない。

【注】(1)石井良一著「武雄史」 (2)日本の歴史18「幕藩の苦悶」中央公論社刊 (3)中島平一著「鍋島茂義の事績」

(三) 西洋科学の摂取

1 洋式砲術

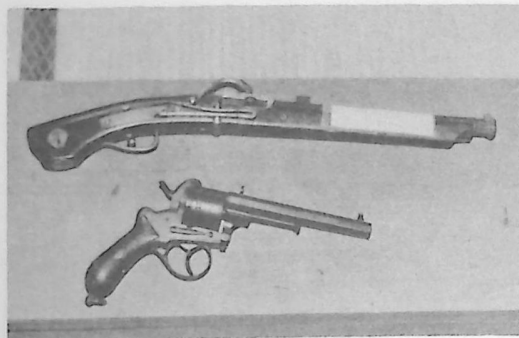
鍋島茂義が、西洋火器が日本のものよりすぐれていることに着目したのは、天保元年（一八三〇）佐賀藩の長崎警備の実態を視察するため長崎に赴いた時である。

ちょうどその時、オランダ船が長崎に入港していた。

茂義は当時、出島砲台の警備担当の責任者であった高島秋帆の父、高島四郎兵衛のあつ旋で、そのオランダ船を見学することができた。これはオランダ商船であったとも軍艦であったともいわれている。商船でも、海賊などに襲われることがあったので相当な装備はしていたのである。

茂義は見学中に備えてあった火打銃に目を止め、性能について質問し、火縄銃にまさることを知った。そこで、一挺の譲渡方を交渉し、さらに銃陣についても歩兵操典があることを知った。

高島四郎兵衛は、出島砲台の責任者であるとともに長崎の町年寄で、日本砲術の荻野流の免許を得ていた荻野流師範役であった。彼自身、荻野流砲術が西洋砲術より劣っていることをよく知っていた



上) オランダから購入した火打銃
銃把に鍋島の紋章が入れている。
下) 当時の拳銃（短銃） 公文信男蔵

のである。

息子の高島秋帆が、父の示唆に従って、西洋火器に注目し、その研究に没頭したことは自然のなりゆきであった。

茂義は、オランダ船よりゆづり受けた火打銃を見本に、長崎の商人、竹林祐作（のちに長崎の武雄藏家敷の家代となる）に百挺前後の買入れについて相談したところ、高島秋帆を紹介されたのである。

茂義と秋帆のむすびつきは、その時からじまった。

当時、貿易品には、徳川幕府の直営する品物、絹糸、砂糖、銅、樟脳、薬品などがあり、これを本荷と称

し、このほかに脇荷、あるいはカンバン貿易というのがあった。し

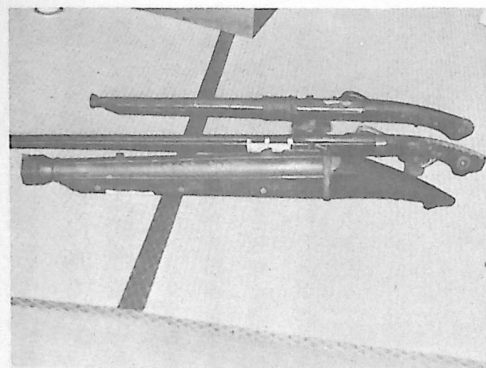
かし、貿易といってもオランダ商館長に許された範囲内の私貿易で

あり、他面においては將軍、老中、奉行、代官、町年寄などが好み

の品を注文、輸入する習慣的な特権に属するものであった。¹⁾

茂義が高島秋帆と会って会談したのは、天保二年（一八三一）注文していた火打銃百挺余りが歩兵操典とともに長崎に到着した時であると思われる。

茂義は、その火打銃を武雄に運ばせ、銃陣の訓練を行うのに先立ち、歩兵操典をもとに将棋の駒をならべて研究したが、書籍によるだけの研究では、実際の操典とは異なることがわかり、歩兵操典の仕方の方のわかったオランダ人を招くことに腹をきめた。



連発式火打銃
いずれも銃把に鍋島の紋章が入れてある。

しかし、オランダ人を、長崎の出島から連れ出すことは法度であったから、高島秋帆に連絡して、知恵を貸してもらうことにした。そして武雄領の家臣ということで、蘭医をひそかに武雄に迎えた。

このことが幕府や佐賀本藩に知れることをおそれ蘭人「ノ・ノメノフレン」を旧城内の公邸の二階に住まわせて、一切秘密にした。

蘭医の指導員は一月にわたって、洋式銃陣をみっちり家臣に教えて出島に帰った。

オランダ人は医術の心得があったため、訓練のあい間には西洋医術を教え、軽いけがなどの治療もしてくれたと伝えられる。また賄い方であった人たちは、滞在中の食事の調理には気をつかったと語り草になっている。と、石井良一は、その著「武雄史」で述べている。

これに対し、東大元教授の有馬成甫は『武雄の蘭学』の中で左のように述べている。

茂義が長崎でオランダ船を見学した時、火打銃一挺と歩兵操典を得て帰ったこと、オランダ医一名が武雄に来て、西洋式訓練を指導し、併せて西洋医術を教えたことなどが「武雄史」にはあるが、これらにはあり得べからざることと認む。その理由は

(1) 小銃の輸入はすべて脇荷扱いの法に従って行われるもので、長崎商人はこれに介入することを許されていない。そこで武雄領の銃器輸入はすべて高島秋帆の手を経て行われていたのである。

(2) 蘭館の軍医が出島以外に出ることは許可なくしてはできなかった。特にシーボルト事件の直後は軍医の来朝すら許されず、天保元年（一八三〇）の甲比丹出府にはメイランの外、ビュルヘン一人と制限せられ、しかもビュルヘルは薬剤官で医業にも通じていたにかかわらず、書記の名儀で随行し、出府の際も一切一般人の面会を謝絶するという状況であったから、前記、武雄史の記事は到

底真実とは認められないのである。
としている。

どちらが真実であるかは読む人の判断にゆだねるが、公式に認められないことでも、行われていたこともあることは歴史上にはあるのである。

西洋銃陣を修得した家臣によって、天保二年（一八三二）秋に、第一回の発火演習が、山内町の椿原演習場で行われた。見物の人たちで演習場の周囲には人垣ができたと言老は語っている。

早打ちの際、差子をはめたまま発砲した者があって数人の負傷者が出たが、まずまず演練は成功した。

火打銃は、火縄銃とはちがい、火縄を必要とせず、引金を引くだけで発射するので、早打ちも可能であり、雨天の場合などでも、発射することができたのである。

西洋砲術といっても、それは一般軍事学の一部であるから、軍事学が科学を基礎としている以上、それは結局、西洋科学の研究修得によらなければならない。高島秋帆のたどった道も、実にそのようなものであったし、鍋島茂義の進んだみちも同様なコースであった。⁽²⁾

茂義は火打銃などの現物を輸入するとともに、研究の基礎となる、語学、科学、医学、軍事学などの蘭書の買入れにも努力した。現在ある蘭書の数には百三十八冊にのぼり、武雄高等学校の図書館に保管されている。これらの蘭書を研究するために日本語に翻訳した索引帳もあり、いかに蘭書を活用したかがうかがわれる。天保三年（一八三三）八月、茂義は、家臣の中から、火打銃の取り扱いが優秀であった平山醇左エ門を抜擢して、わが国、西洋砲術家の始祖である高島秋帆に入門させ、自らも誓詞を入れて入門したのである。

平山醇左エ門は約二か年間、高島秋帆のもとで、高島流砲術を修業して、天保五年（一八三四）のはじめ

武雄に帰ってきた。醇左エ門が修得してきた内容は

- 一、火打銃の取扱法
- 二、臼砲およびホウイツルの射撃法
- 三、ボンベン・ガラナード、焼玉、照明弾、箱玉の製造法
- 四、火薬の製法
- 五、大砲の製造法

であったと考えられる。

天保五年（一八三四）の秋、秋帆の伝授をもとに、平山醇左エ門を指導主任として、洋式砲の製造を試みた。

これは試射の結果、砲身にひびが入り、けが人まで出して失敗した。

翌天保六年八月、高島秋帆は、門人十四名を伴って来武し、広福寺境内にあった秘事細工場で、醇左エ門立合いのもとに諸道具を武雄領主に贈り、二日間にあたって、大砲の試射場の適地を選定する場所を檢分した。その時贈られたと思われる銅製のモルチールが現存し、武雄市の収蔵庫に保管されている。

この砲の筒先の表に、武雄鍋島家の紋どころの抱き



鳥海北にある平山醇左エ門の墓碑



椿原演習場

銀杏が銀ではめ込まれており、元の方にオランダ語で「日本に於ける最初の鑄造、一八三五年」とある。

また、背部には日本字で

皇国莫見氏開基（こうこくもるちいるかいき）

高島四郎兵衛、源 茂紀

高島四郎太夫、源 茂敦

日本砲術家、従来未知放之造之。

天保六年乙未七月、令鑄法門人嶋安宗八之。

と刻字されている。

嶋安宗八は長崎の人で、秋帆の鑄法の門人である。

高島四郎兵衛は秋帆の父であり、四郎太夫は秋帆その人である。

天保六年（一八三五）四月、高島秋帆の指導で、青銅製の野戦砲（ボンベン）と臼砲（モルチール）の二門を鑄造した。そして試射の結果は大成功であつた。³⁾

このモルチールが、秋帆が鍋島茂義に贈つたものであるかどうかは不明であるが、日本ではじめて鑄造された洋式砲である。

大砲を鑄造した場所は旧柄崎城の二の丸で、武雄高校の旧講堂の付近であつたと考えられる。

反射炉を築くための耐火煉瓦の製造には、黒牟田の陶工、江口半五郎の苦心がはらわれている。

耐火煉瓦を焼くのに、お庭焼きの三の丸の窯がつかわれた。この窯は五室ののぼり窯であり、耐火煉瓦を焼いたあとは、薬品の融合や硝子の製造にも使われている。耐火煉瓦を分析調査した、元県窯業試験場長

で、武雄市文化財調査委員の家永三郎は「現在の耐火煉瓦と比べ遜色ない。」と太鼓判をおしている。

茂義は佐賀藩主直正にも西洋砲術を採用するよう建言した。そこで直正は、その優秀性を認め、茂義の実弟で、本藩士の坂部家に入婿していた坂部三十郎を武雄に派遣して、西洋砲術の伝援をうけるため、茂義に入門させたのであつた。

天保十一年（一八四〇）九月六日、大がかりな洋式砲の射撃と銃陣が行われたのは、佐賀藩の演習場であつた神埼の岩田射場であつた。この日、藩主直正（閑叟）も臨場して上覧したのである。鍋島茂義は病氣のため、坂部三十郎が総指揮に当つた。⁴⁾



幕末時武雄領の兵器惣括帳 (公文信男蔵)

使用砲は、武雄で鑄造した四百五十目野戦砲と十三貫モルチール（臼砲）各一門で、武雄領の砲術方、平山醇左エ門、浦田八郎左エ門、横田善吾、松尾丈右エ門の四名が参加し、五町半と六町半に的を立てて、それぞれ射撃し好成績であつた。西洋銃陣の演練には佐賀本藩士も加わり、見事な展開ぶりを見せた。最後に十二町（千三百三十三メートル）の距離に的を立て、平山と浦田が三発の射撃を試み、一発は見事に命中したが、この日は風が強かったため二発はそれ弾となつた。十一日の夜は佐賀水ヶ江の御茶屋で、平山醇左エ門がリフトコーゲルの試発を行い、閑叟が閲覧した。

そのあと、藩主直正は茂義に対して銀盃と白銀三十枚を、また、参加した平山以下三名の家臣には、鯛一折と白銀十五枚を与えた。

佐賀藩主は以後、西洋砲術を正式に採用することとし、本藩士に西洋砲術の修業を命じるとともに、茂義を蘭砲師範役とし、平山醇左エ門を蘭砲稽古取立に、浦田八郎エ門と横田善吾を同心遣に採用して、一か月のうち十五日を佐賀屋敷詰めとした。

武雄で洋砲の製造が行われたことは間違いないが、高島秋帆が領主茂義に贈った、千八百三十五年七月製造銘のある青銅製のモルチールは、武雄で製造されたかどうかの決定的な資料は、まだみつかっていない。

当時、大野村に居住していた儒者清水竜門の日記の天保七年（一八三六）十月十八日のところに

お茶屋より御用があるとの知らせで、お茶屋に行くと御前（領主茂義）に呼ばれ、蘭筒銘を書いてくれとのことであつた。さっそく家に帰って書きあげ、お茶屋に持参して御覧に入れた。¹⁵⁾

と記されており、同月二十二日のところには「平山醇左エ門、蘭筒銘を取りに使いを寄越す」と書かれている。

これによると、清水竜門の蘭筒銘は天保七年（一八三六）十月に書かれたもので、洋式砲が、武雄でもそれ以前に製造されていたことはたしかである。

西洋砲（蘭筒とも言った）の製造に直接たずさわったのは、責任担当者であつた平山醇左エ門はもちろん、本型は大走村の大工、馬場磯右エ門とその養子仲左エ門、磯吉で、鋳物師は谷口良三郎、鍛冶は助右エ門であつた。

本型の馬場磯右エ門は天保五年（一八三四）高島秋帆の指導で大砲の模型をつくっており、これは、佐賀藩主閑叟に献上している。

馬場磯吉は、文久三年（一八六三）田中近江と共同して、蒸気船の模型もつくった。これは佐賀藩がはじ

めてつくった凌風丸の建造に役立ったのである。

安政二年（一八五五）馬場磯吉は、武雄領の侍、十二名、水夫十名とともにオランダの蒸気船に乗船したのであるが、この時、長崎奉行所の身分確認の調べがあつた。

磯吉の身分調べの時は「職人の頭取で足軽同様だ。」と答えて、無事乗船できたという話も残っている。（『佐賀藩海軍史』）彼がいかに、本型職人として優秀であつたかを裏書する逸話である。

天保十四年（一八四三）三月高島秋帆は、密貿易の容疑で幕府に捕えられ、江戸に護送されたため、佐賀藩では、それまで高島砲術と称していたのを威遠流と改めたのである。

昭和十年（一九三五）武雄鍋島家の管理人であつた故津山彦七が邸内の庭を掘つていて、多数の小銃、刀剣、短筒などとともに、鉄製、銅製の大小砲各十六門を発掘した。これは、佐賀の乱の際、土中にかくしたものであらうといわれている。

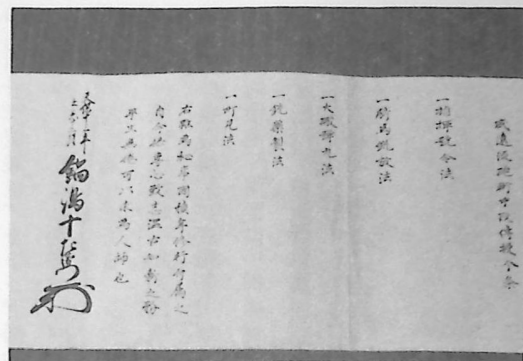
【注】(1)有馬成甫著「高島秋帆」

(2)右 同

(3)横田善吾の日記「砲術方諸控」

(4)鍋島直正公伝

(5)石井良一著「武雄史」



茂義の威遠流免許状 (公文信男蔵)

2 種 痘

西洋医、中村郡治（涼菴）は十五才で京都にのぼり、吉益北州について漢方医学を学んだが、西洋医学の優秀であることを知って、長崎に行き、西洋医学を修業して、天保二年（一八三一）立野河内村で開業した。西洋科学に心酔していた武雄領主鍋島茂義は、中村涼菴が西洋医学の医院を開業して治療を行っていることを知り、涼菴を引見して、オランダ医学の修得をすすめた。彼は、喜んで、そのすすめに従うことをちか

つたので、茂義は、オランダ語の通訳名村貞五郎に紹介状を書いて長崎へ行かせた。その時の紹介状の控が、旧柄崎城三の丸の倉庫を解体中に発見された。武雄領の御用人から名村貞五郎宛のもので左の通りである。

一筆致啓達候、秋冷相催候処、弥御賢固可被相
勤珍重存候、然者蘭伝引痘稽古、家来中村郡治被
差越儀条、御繁勤中御面働儀御 候得共、何卒御
配慮を以、急々習熟候通、御心添致御頼候、比段
為可得御意、如斯御注候。⁽¹⁾

御 用 人

名村貞五郎様

もう一つの書状控は、上下地一具と金子千疋を贈ったことが記されており、九月十五日の月日だけが書か

れていて、年号は記入されていない。

しかし、これで見ると、中村涼菴の二度目の長崎行きは、種痘法の習得であり、その費用は領主が負担したものと考えられる。

天保十年（一八三九）涼菴が武雄に帰ってくると、領主の侍医となつたが、その時は、長崎で牛痘をほどこした男の子とその母親を連れて来た。

甥の平吉誠舒と、その弟の牟田忠行の兩名に牛痘の苗を移植し、さらに、その種苗を、茂義の世子、茂昌に植えた。結果は良好であつたので、涼菴は長女のルイを長崎に連れて行き、接種を行い、その種苗で、領民に種痘を実施したのである。

当時、疱瘡が流行し、死亡する者が多く、全快する者は極めて少なかった。なおつてもあばた面となり、この病気は人々から恐れられていた。従来の治療法は干した豆を粉末にして鼻の穴から吹き込むという幼稚な方法だけであつた。

平吉誠舒の作である『中村涼菴墓誌銘』の一節には

天保二年（一八三一）学についてより、佐賀に開業す。其十年（一八三九）浄天公（茂義）の侍医となり、初めて種痘を余に苗す。弘化二年（一八四四）西山（武雄町下西山）に遷る。⁽²⁾

とある。余とは墓誌銘の作者、平吉誠舒のことであるから、中村涼菴が種痘をはじめて実施したのは、伝えられる天保八年ではなく、天保十年であつたと思われる。それでも、佐賀藩主閑叟の世子、直大に痘苗を植えた時より十年も早く、種痘の実施が日本で一番早かつたのは武雄領であることがわかる。

中村涼菴は、二度目に長崎に行った時は、蘭方医を開業していた檜林栄健のところに寄宿し、名村貞五郎

からオランダ語を学ぶとともに、栄健の医院に、時々きて、治療法を教えた蘭医、シーボルトから種痘に関することを学んだのであり、涼菴の二度目の長崎行きは種痘の研究が目的であったことがわかる。

【注】(1)石井良一著「武雄史」

(2)武雄市史上巻

3 旋盤工場と火薬製造所

武雄市が所蔵している武雄鍋島家の資料の中に、ドライバン（旋盤）の図面がある。その一つは、専門家に見てもらったところ、水車を動力源としたものであることがわかった。そのような場所が武雄領内にあったであろうか。疑問に思っていたところ、昭和四十九年武雄市武内町柿田代付近の圃場整備が行われた時、水田の地下一・六メートルの土中に切石で囲った暗渠が発見された。

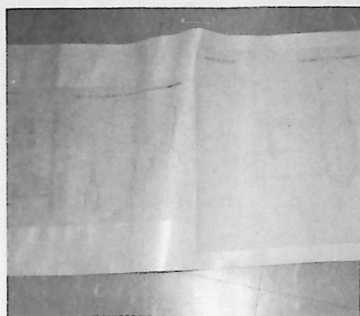
市教育委員会から連絡があり、筆者が現地の調査を行った。

この暗渠は九十センチメートル四方のもので、厚さ約十五センチメートルの切石で囲われており、つぎ目は三和土で固められていた。

柿田代には水車場があり、火薬の製造所があったと古老は伝えていた。この暗渠は、水車を廻したあとの捨水を流したものと考えられたが、それにしても精巧すぎるのに疑問をもったのである。

硝石を粉碎する石臼をまわすだけならば、捨て水の暗渠をこれほど嚴重にする筈はないと思った。

そこで、最初の旋盤工場は、ここであったと断定した。⁽¹⁾ 嘉永年間に入って、武雄領が輸入した旋盤は、蒸



水車で廻したドライバン図面
(武雄市蔵)

気機関を利用したものであることがわかってはいるが、天保六、七年の時点で鋳造した、武雄領の洋式砲は水車で旋盤を廻して加工したものである。鋳立てただけの砲では、弾丸の発射は不可能であることは明らかであり、現存している大砲は旋盤加工がなされていることがはっきりしている。

旋盤機械の回転の動力源を蒸気機関のボイラーに切替えた時点で、旋盤工場を移転して、柿田代の水車は硝石の粉碎用に使われ、火薬の製造所となったのである。このほか、武雄領内には、なお、山内町岩井手の三間坂川の沿岸と、塩田町南大草野の塩田川沿岸に火薬

工場があった。いずれも水車を動力源にしている。⁽²⁾

山内町岩井手にあった火薬製造所は硝石の粉碎のみであったが、柿田代と南大草野では、他の薬品との調査も行い、武雄煙硝として有名であった。

洋式火砲の採用によって多量の火薬が必要となったので、武雄領では、輸入にたよっていた硝石を自給することはできないものかと、化学の蘭書を買入れて研究した結果、動物の臓腑を地中に埋めておけば、一年ほどで硝石ができることがわかった。

そこで、狩りをして、猪や鹿を捕獲し、試みに、その臓腑をつぼ



岩井手の火薬製造所跡
河川改修で形跡なし

に入れて地中に埋めてみたのである。

これが成功し、良質の硝石ができたのであった。

山内町大野、武雄市武内町真手野、同市若木町川古に「づうめき」と呼ばれる場所がある。これは「臓埋め」がなまったもので、硝石をつくるために臓腑を埋めたところである。

蒸気機関を動力源とした旋盤は、安政の末、一八五八、九年ごろに輸入されたものと考えられ、その製作会社はネーデルランド・スチームボート・カンパニーであることがわかっている。

新しい旋盤工場は、旧武雄鍋島邸の東に建設された。

古老の話によれば、現在の武雄文化会館小ホールの南で、子供のころ「ドライパン工場」の跡だと聞かされていたとのことである。

平吉誠舒と牟田忠行の兄弟は小銃用の雷管の研究を行い、輸入品に劣らない雷管の製造に成功した。なお、牟田忠行は「真手野村（柿田代）火薬製造用水車見立書並図」を書いたと伝えられるが、現存するかどうかわからない。

武雄領では、幕末、このようにして西洋科学を導入して、実行しているのである。われわれの想像を越えた努力であったことがしのばれるのである。

【注】(1)武雄歴史研究会機関紙「湯かり」第三十五号

(2)石井良一著「武雄史」

4 写真その他

武雄領の写真術については、牟田悌一著の「浄天公」（鍋島茂義）に

公ハ木々津又六ヲシテ写真術ヲ長崎ニ学バシム。

とある。

木々津又六が、長崎から鍋島家の家老と重臣にあてた書状がある。(1)

別啓致し候、写真術必携の験液器、当所市中且

つ異人館残らず探索見候へどもこれなく、然るところ先年験液器の中に験温器を仕掛け候品、祐作（長崎武雄蔵家敷家代）を以て御先代様（茂義）御取入れ相成候儀、祐作随かに相覚え居り候段、申聞け候につき、相調子合ひ、急便差し越され度く願ひ奉り候、さ候て私ニも余り滞留相成候につき、頻りに気をもみ候へども、未熟といい、且は必用些細の機械薬品等、手に入り申さず、甚だ相困り居り候、此段申し越すべきため、斯の如くに御座候、恐惶謹言

六月廿日

木々津又六

千綿左仲太様

木下 儀一様

古賀 隆作様

これは、木々津又六が長崎で写真技術の修業中に出したものであることは明らかである。この書状には「撮影術必携驗液器」と題するさし絵のついた別紙が添付されていて、その説明文に次のように書かれている。

硝酸銀液ノ醇薄一種ヲ驗ルガタメニ製造シタル

モノニシテ、他ノ液類ヲ量ル事能ザル由（中略）

右ノ驗液器ノ内ニ驗温器ヲ仕掛タルモノハ専ラア

ルコイルヲ測ルガ為メニシテ温度ノ差アレバナリ、

右ノテルモメートルヲ仕掛タルモノ御先代様御取

り入レ相成候由、祐作謹ニ存ジ居リ候。

さし絵の甲・乙は比重計と思われ、甲は水より重い硝酸銀液の濃度を、乙は水より軽いアルコールのよう
なものを計るものと考えられる。

木々津が試写した写真を武雄に送り、

「技倆が未熟である上に、レンズや印画紙の質が悪くて製品にムラが出ている理由を説明した」文書がつけ
られていて、竹林祐作を通じて買入れたカメラやその付属品は、欧米諸国でもっともおくれている英国か
ら輸入したからだといっている。

当時、写真器製造の技術はアメリカが一番すすんでおり、フランスがそれにつぐ技術をもっていて、英国
は、もつとも遅れていたのである。

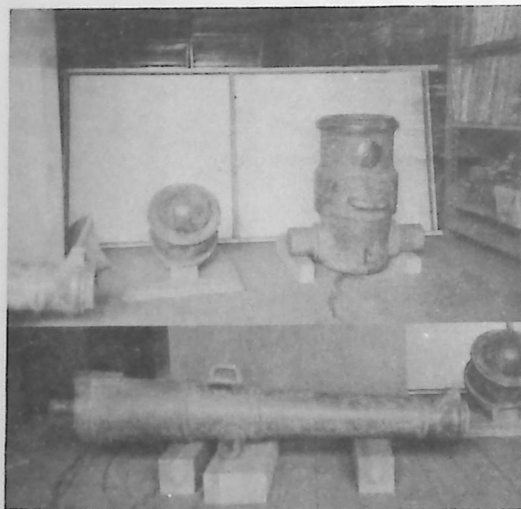
このように、武雄領では、砲術や医学だけでなく、写真技術までも輸入し、欧米におくれまいとする気概
を示している。

このほか、武雄鍋島家には、幕末に輸入されたと思われる、ヨーロッパ製の望遠鏡六（大二、小四）、ウ
イムハースト感応起電機一、オルゴール一、尺度計二、顕微鏡一、測量器具（オランダ・アムステルダム製）
四などが蔵されていて、これらはすべて武雄市に寄贈され、同市収蔵庫に納められている。洋式砲術・種痘
写真のほか、硝子製造、電気、測量など幅広い西洋技術を撰取していたことは事実であり、これが、二十
八代茂義と二十九代茂昌との手によって行われていたものであることがわかるのである。

【注】(1)武雄市史上巻



江戸時代の堀崎城図



武雄青銅野戦砲(下)と白砲(上)

(四) 椿原の銃陣演練

天保二年（一八三二）の秋、武雄領の演習場であつた山内町椿原の原野で、わが国はじめての洋式銃陣の演練が行われた。

その模様を見物しようと、領内の全域から集まつた観衆は、椿原の周辺を埋めつくし、人垣で身動きもできなかつたといわれている。

この時使われた銃は、オランダから買い入れた火打銃であつた。この銃は元込め式ではなかつたが、種子島銃のような火縄を必要としなかつた。

筒先から火薬を先に入れて、つぎに弾をつめ、差しで固く押えてから差しを抜いて、引金を引けば発砲する仕組であつた。

洋式銃陣の練習は、前に述べたように、オランダ人を招いて行われていた。歩兵操典に従つて、号令によつて行動するので動作が一致しなければならなかつた。

一応、号令は、日本語に訳されたものが使われたが、日本語とオランダ語の二、三を紹介すれば次の通りである。

取りあげよ筒……ネーム、オッフ、ケウエール。

込めよ筒……ラート、ケウエール。

閉じよ火蓋……スロイト、バン。

（陣列および変化）

備え、十六ロットには、下知一名、下役一名、小頭三名が従つた。

斜右歩行……スマインセン、レクツ、オン、マルス。

前、横の一行……フォール、ケン、ケレーケネ。

備を右に向け……ヘレトン、レクツ、オン。

このような号令は、見物の人々には耳あたらしいものであつた。

その時の服装は、侍は筒袖に雪袴をつけ、饅頭笠をかぶり、足軽は股引に編笠を用いた。

早打ちの演練の際、差しを抜くのを忘れて引金を引いた者があり、弾丸とともに差しがとび出し、数名のけが人を出したが、演練は成功をおさめた。

この時使用された火打銃の数は、石井良一著「武雄史」には五百挺以上であつたと書かれているが、天保二年（一八三二）ごろは百挺前後であつたと思われる。

明治四年（一八七一）の調べによると武雄領の所有した小銃は、スペンセル銃、レミットル銃、元込エンヒールトなどの新式銃を加えて、八百五十挺（武雄軍団分）であつた。先込銃は、その中に二十挺含まれているに過ぎない。

椿原での第一回目の洋式銃陣の演練の時は、家臣は五百名以上参



椿原演習場（概観四、二（七）参照）

加しているが、交替で銃を使用したものと思われるので、百挺の小銃で十分、まに合ったと考えられる。

(五) 砲術者、平山醇左エ門

江戸時代に西洋砲術を導入した、先見の明があった武雄領主もさることながら、それを成功に導いた平山醇左エ門の功績を忘れてはならない。

醇左エ門は、領主茂義に見出されて、日本ではじめての西洋砲術の元祖といわれる、長崎の高島四郎太夫秋帆の内弟子となり、高島流砲術（のちに威遠流と改む）の後継者といわれていた。

しかし、彼は、藩や領の犠牲となって、三十四才の若さで打首となったのであった。

醇左エ門は、武雄領主十九代の後藤貴明の時、松浦党の大河野城主だった鶴田因幡守勝に従って来て、後藤の家臣となった平山兵部の子孫である。（旧主鶴田が山内町鳥海村を知行地として与えられたので、平山家は代々、鳥海村に居住していた。）

醇左エ門は、兵部からかぞえて十二代宗親の次男として生まれた。当時は長子が家督を継ぐ世襲であったのに、次男が召し出されたのである。これは、西洋銃陣を採用した時、家中から優秀な人物を



高島秋帆の「武雄行日記」（天保六年）（武雄市蔵）

選び登用したが、醇左エ門はその中の一人に選ばれたからであると考えられる。

銃陣の演練で、醇左エ門は抜群の技術をみせ、その上、研究心にも富んでいたのである。

領主茂義は、そこを見こんで、高島秋帆に入門させたのであろう。

天保四年（一八三三）の暮れに武雄へ帰り、洋式砲の鑄造の準備をすすめ、天保五年（一八三四）九月、武雄で初めて洋式大砲ができた。しかし、試射の結果は失敗であった。彼は失敗の原因を秋帆に聞いたのである。

天保六年（一八三五）四月、秋帆の指示に従って、野戦砲一門を鑄造し、試射の結果、今度は成功であった。

天保十二年（一八四一）五月九日、高島秋帆が幕府の命によって、江戸の西郊の徳丸原で洋式砲の火技と銃陣の演習を、幕府の高官が見学するなかで実施した。

その時、醇左エ門も、武雄でつくった洋式の野戦砲と臼砲を持参して参加した。

醇左エ門が江戸へ行く途中、武雄領の御側用人に送った手紙があるので左に掲載する。

一筆致啓上候、余寒未相退候得共各様には御安康可被成御勤奉賀候、次に私儀も去月二十九日、小倉より渡海下関致着船候処、筑前路にて石火矢（大砲）其外致延引為待合、高嶋も同所滞留相成居候付致面会、当月朔日一同下関致出立、一昨十六日大阪着仕候、本明十九日暁より伏見罷越夫より京都江両日滞留 二十三日より同所出立、来月七日江戸着の積りに御座候。

一、中国路は大人数罷越通るにては色々差支え候儀も御座候由にて門人中は下関より船にて罷越候通相定候得共私は相談一同中国路罷越申候。

一、防州宮市より長州の御親類御家老の家来、太田梁平と申人致相談、其節砲術方につき一同江戸罷越候通り相成大阪までは船にて乗り居り、着阪の上一同相成候。

是は儒者の由にて両三年頃長崎罷越居、高嶋江別に御安出入致居候由にて其節高嶋江戸罷越砲術の事聞き承り候由にて主人江申聞候処致相談罷越候通請内意に候模様にて御座候。

一、同国高森駅まで吉川氏の家来有坂順藏と申人出迎居、岩国にて自分の宅江高嶋申旅籠、馳走等仕其後関戸駅まで父子共々見送申候、右有坂にも前辺長崎罷越 高嶋江入門仕居候付其節も一同江戸罷越度段相談致候へ共断りに相成申候、乍然、追々次より罷越候含の様に相見申候。

一、薩州島居平七、肥後池部啓太儀も其節江戸表砲術の件、長崎間役より飛脚相立居候由に付十に七つ迄は江戸方出浮可申と門人杯相任居申候。

一、大村の御家来は須田三称次男由にて是は小姓の内にて相頼れ候模様にて御座候。乍然一体は砲術稽古致含の由に御座候へども末年若の人物に付手前位の稽古と拝見居申候。

一、高嶋より御国砲術（萩野流）稽古方の儀何分の都合候て途中にて再度も相尋申候間御差図と相成候はば御申越下され候、且又万一モルチール其外御鑄立にも相成候半ば銅の儀、幸イ高嶋帰国の砌り大阪銅座詰の長崎役人江申付差下し呉候、相計可申候間否御申越可被下候、尤其御方より外に宜敷御手筋御座候得ば夫に相及不申候間、御都合次第御許可被下候、此段旁為可申越如斯御座候恐懼謹言

閏（一八四一）正月十八日

平山醇左工門

木村 礼藏⁽¹⁾様

旗島寿兵衛 様

なお、このほかに、醇左工門が江戸から送った書状が二通あるが、一通は將軍家斉の死去により、演習の実施が遅れていることと、江戸の表情を知らせたものであり、もう一通は將軍の死去で、演習が遅れているため、滞在費がかさみ、宿の支払いにも困るので送金を依頼してきたものである。

江戸徳丸原において実施された、洋式砲の発火と銃陣の演練は、將軍家斉の喪中のため延び延びになっていたが、天保十二年（一八四一）五月九日に行われた。

武雄で、醇左工門が心をこめて鑄造した野戦砲と臼砲は、この演練の時使用され、幕府に買い上げられたのである。

江戸から帰った醇左工門は、佐賀本藩の造砲方の兼務を仰せ付けられた。武雄領では砲術方心遣であり、高島流砲術道場の師範代でもあった。

平山醇左工門のことを、平山山平または平山三平と記した文書が残っているが、これは、領主茂義が、彼をかわいがっており、その親近感から、平山をひっくり返して呼んだためと考えられ、高島秋帆の日記にも山平と書かれている。⁽²⁾

醇左工門が得意としたものは、造砲や射撃のほかに、夜照玉の製造であった。

夜照玉というのは「リフト・コーゲル」のことで、現在の打上げ花火と考えればよい。領主茂義は、当時、黒船入港の通報に使われていた「のろし」は、急を要する時には間に合わず、事の大小や夜間の通報ができなかったので、空中にいろいろな色彩を有する煙を発現し、夜間は光の色により、事の大小を通報すること

を考えたものである。

昼間の信号弾を「雷」、夜間のものを「雷後の月」と命名していた。

これを相図あひづものと称し、天保九年（一八三八）九月二十八日、武雄の天神崎で打ち上げたのをはじめ、天保十一年（一八四〇）四月十一日には、同じ天神崎で打ち上げ訓練を行っている。いずれも平山醇左工門の指導であった。

夜照玉には、それぞれ名称があり、玉の大きさも異なっていた。

昼の部

一、桃（七寸玉）

一、蝶（七寸玉）

一、夕陽（五寸玉）

一、昇龍雷鳴（五寸玉）

一、光雷鳴五段発（上七寸玉）

夜の部

一、満月（七寸玉）

一、貫玉（五寸玉）

一、火旗（七寸玉）⁽³⁾

その他十数種類があり、砲術練習の合間に行われていたのである。

天保十四年（一八四三）三月、高島秋帆が密貿易の嫌疑で幕府に逮捕され、江戸に護送された。

佐賀藩や武雄領は動揺した。佐賀藩では西洋砲術の名称を高島流から威遠流に改め、幕府の出兵を待った。武雄領では、万一、本藩に迷惑をかけるようなことになっては一大事と考え、同年五月十四日、平山醇左工門、河原蟠平、中村俊硯の三名を逮捕し、松尾丈右工門と石橋壮右工門には番人をつけたのである。八月十日の夜、番人をつけられた石橋壮右工門は割腹自殺をした。九月二十五日には入牢中の中村俊硯が病死した。中村はけがれ多いとして、朝日町黒尾の満徳寺で塩漬けにされたのである。

平山醇左工門と河原蟠平は天保十四年（一八四三）十一月二十一日、白木塞の刑場で打首となった。

これらの人々の罪名は何であったか、いまだに不明である。

幕府に無断で大砲を鑄造した、その責任をとって犠牲になったものとすれば、砲術関係では平山醇左工門と松尾丈右工門の二人だけでいいはずである。松尾丈右工門は、のちに許されている。

河原蟠平、中村俊硯、石橋壮工門は、領主に直諫したためだといわれている。

蟠平は、領主の獵場付近が禁獵区となっているため、鳥獣の繁殖が盛んで、山麓地帯の田畑が荒されるので、一部の禁獵を解除してほしいという請願をしたが、聞き届けられなかったため、佐賀藩主に直訴した。そのため、隠居していた前領主茂義が、佐賀藩から謹慎を命じられるという事件があった。

直訴の主謀者が河原蟠平、中村俊硯、石橋壮右工門であったからではないかと想像される。

直訴癖のある彼等をそのままにして置くと、砲術関係のことを幕府に直訴するのではないかと、それを恐れたためではないかと思われる。

いずれにしても、武雄領最後の処刑人となった平山醇左工門が惜しまれてならない。

その時、彼は、まだ三十四才の若さであった。



鳥海天満宮の拝殿にある荒踊の大絵馬献額

鳥海、天満宮は、天正五年（一五七七）、元大河野城主であり、武雄領主後藤の家老となった、鶴田因幡守勝が、鳥海村を知行地として与えられたので、武神であった八幡宮を勧請したのがはじめといわれている。もとは、現在の天満宮の背後の八幡森に鎮座していたが、鶴田に随従してきた家来の平山兵部が天満宮を尊崇していたので、菅原道真を祭神として、天満宮に改め、平山兵部の孫の筑後守常房が、元和七年（一六二二）社殿を新築して、現位置に移転したと伝えられている。

明和八年（一七七二）、武雄領主から知行三石を与えられ、領主の家紋の使用を許された。

社殿の上り口の鴨居には、武雄領主の家紋「抱き銀杏」がすかし彫りされている。

第二の鳥居は、文化二年（一八〇五）十一月、鶴田典膳が寄進し、天満宮の額字は、武雄領主二十七代の鍋島茂順の書いたものである。

七、その他

(一) 鳥海天満宮の由来



平山醇左エ門墓碑（中央）

平山醇左エ門のあとをうけて、武雄領の砲術方心遣となった横田善吾の『砲術方諸控』の天保十四年五月十七日のところに、「砲術方心遣平山醇左エ門、松尾丈右エ門、不調法有之、代役仰付かる」とあり、不調法の三字で醇左エ門召捕りの事は片づけられている。茂義はのちに平山醇左エ門の墓を建てることを許し、甥の平山宗孝に供養することを命じている。

醇左エ門の墓は山内町鳥海にあり、石碑には法名「体道玄用居士霊位」と刻字され、左側面に、行年三十四才、平山醇左エ門と刻まれている。

- 【注】(1) 平山醇左エ門書状（武雄今泉信彦所蔵）
 (2) 高島秋帆「武雄行日記」（長崎県立図書館）
 (3) 横田善吾「砲術方諸控」

天保八年（一八三七）火災にあい、すべて焼失した。
現在の社殿は、その後再建されたものであり、拝殿には、御所絵と荒踊りを描いた、いずれも、二メートル幅の大絵馬が掲げられている。



平山筑後守婦夫之墓

毎年十一月二十五日が祭例日で、江戸時代には領主の代参があった。
元和七年に社殿を新築した平山筑後の碑が鳥海の元町長、故草場実雄宅の裏の畑中にあるが、それには「平山筑後婦夫の墓」と刻字されており「夫婦」でなく「婦夫」となっている点で話題になっている。

名砲術家、平山醇左エ門は平山筑後の子孫である。

（二）二階門の医家

梅野の有田線県道の有田町寄りの沿線、山内町水尾に二階門を備えた珍しい医師の邸宅がある。

この建物は、おそらく、江戸時代中期ごろに建てられ、すでに何回か修復が行われていると思われるが、佐賀県下では極めて珍しいもので、永久に保存したいものである。

現在、この邸に住んでいるのは、江戸時代から武雄領の医師であった人の子孫である杉森功氏であり、同氏は医師であるかたわら、山内町史の編さん委員であり、町教育委員長でもある。

現在は同町宮野に医院を開設している。

杉森家は、江戸時代の有名な浄溜璃の作家、近松門左エ門の親戚であって、同家の墓地には、近松門左エ門の陰墓（かげばか）がある。

その墓碑の正面には「近松信盛の墓」と銘記され、右側面に享保九年（一七二四）十一月二十二日逝去、享年七十二才を一期とせらる。とあり、左側面には、「大阪松屋方より通知来るを以って直ちに建之、杉森玄海」とある。さらに背面には「出生地、水戸国吉田村生れ、二男杉森吉左エ門と言う。長州萩の近松家へ養子となり、其二男にして従六位近松門左エ門という。杉森玄海のためには従弟となるを以って当家へ来り、一か年半遊び居られし後、唐津を差し



杉森家の二階門

て出立の折、風の使無之時は近松信盛と、かり墓を互の話に依て建ると定め別れしところ通知有之候」と、かげ墓の理由を刻字している。

杉森家と近松門左エ門の関係を知らることができるが、一か年半同家に寄寓していた時、近松門左エ門は「黒髪山八郎為朝大蛇退治」の狂言を執筆しており、その原稿が杉森家に残っている。（史話・伝説の項参照）



水尾の杉森家墓地にある
近松信盛の墓

(三) 河原勘左エ門と中村俊硯

河原勘左エ門は、河原蟠平の本家を継ぎ、知行三百石取りの武雄領の家老の一人であった。

勘左エ門は、永禄年間（一五五八―一五六六）に唐津河原の地頭から、武雄領主十九代の後藤貴明の家臣となつた河原勘之允成行の孫で、祖母は領主貴明の娘である。

享保四年（一七一九）勘左エ門は、知行地の船ノ原村を自分の領地として独立することを企み、同志を集めていることが領主に知れて、河原家は取り潰しとなつた。

しかし、武雄永島の貴明寺の初代住職になつていた勘左エ門の二男の道達禪師は、僧籍にあつたため、連累をまぬがれた。

勘左エ門は家老屋敷を追われて、一時、山内の水尾村の本藩の三部地に身を隠していたといわれている。

武雄下西山の円満寺の位碑堂に、彼の木像が安置されている点から考えると、家老のころは領民の人望があつたと思われる。円満寺は、武雄領内で、ただ一つの日蓮宗の寺院であつた。

また、同寺では、山内の永尾村の檀徒、山下嘉蔵の次男を養子に迎えて後継者としたが、彼はのちに、日教上人といわれ、佐賀市本行寺の住職もつとめている。

中村俊硯は儒者で、領主に直諫したため、河原蟠平らとともに捕えられ、牢内で病死し、けがれが多いといつて、武雄の朝日町黒尾の満徳寺で塩漬けにされた人である。

彼は、長島荘の地頭であつた洪江（橘氏）の支族、中村氏の血筋をひく人である。中村家六代の中村公員

は河原勘左エ門の独立運動に加担して切腹を命じられ（墓は船ノ原にある）、中村一族は浪人となつた。日本ではじめて種痘を行つた蘭医の中村涼菴は、俊硯の実兄である。
涼菴が長崎から帰つて、立野河内村で開業したころは、母親とともに涼菴の医宅におり、河原蟠平の塾に通つていたと伝えられている。

八、戊辰の役

(一) 奥羽地方の戦況

慶応四年（一八六八）正月早々、鳥羽、伏見の戦いに惨敗した幕府軍は江戸へのがれ、將軍徳川慶喜は、正月十二日、江戸城に入った。

上野の森に陣を布いた彰義隊は、新政府の討幕軍の江戸入りを待っていた。

新政府は、江戸城へ総進撃を予定していた前日の三月十四日「五箇条の御誓文」を発した。

一、廣く、會議ヲ起シ、萬機、公論ニ決スヘシ。

一、上下、心ヲ一ニシ、盛ニ、經綸ヲ行フヘシ。

一、官武一途、庶民ニ至ルマテ、各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。

一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ。

一、智識ヲ、世界ニ求メ、大ニ、皇基ヲ振起スヘシ。

五条のどの一つをとつても封建制度にならされていた人々は、清新の気があふれているのを感じ、新政府への期待が大きかった。

西郷隆盛（討幕派）と勝海舟（幕府方）との江戸城開渡しの際の談判は、同日成立した。⁽¹⁾ 新政府軍に最後の抵抗をこころみたる彰義隊もついに降参して、上野の森を去った。

しかし、奥羽の状況は樂觀をゆるさない有様であった。

会津藩主松平容保は、文久二年（一八六二）以来、京都守護職として尊王攘夷運動の取り締まりに当たってきたし、鳥羽・伏見の戦でも幕府軍の主力であった。また庄内藩は、慶応三年（一八六七）十二月二十五日、幕府の命令で江戸の薩摩藩邸を焼きはらっている。東征大総督府参謀であった西郷隆盛としては、この会津二藩を討征するのに、仙台、米沢などの他の奥羽諸藩に頼る計画をたてていた。

九条隆道奥羽鎮撫総督、沢為量副総督、醍醐忠敬参謀の一行が、同年三月京都を発して大阪で乗船し、仙台に向った。その時の兵力は薩、長、筑前の四百余名にすぎなかった。したがって、会津藩討伐の主戦力は仙台藩、庄内藩征伐のそれは秋田藩ときめていた。

仙台藩主伊達慶邦は、四月十一日、仙台をたち、同十三日、白石（宮城県白石市）に到着、九条総督の一行も同十二日に岩沼（同県岩沼市）に着き、会津藩討伐軍の指揮にあたった。

仙台藩は、四月十八日から同二十日まで、藩境土湯口、岳湯口などで会津軍と戦ったが、全く戦意がなく、薩長二藩が私恨のしかえしのため会津討伐の勅命を仙台藩に下したのだという、薩摩討伐論が高まっていた。そこで仙台藩は米沢藩と相談して、会津藩の降参嘆願を入れ、四月四日には会津攻めを中止した旨を総督に通報してきたのである。

同月二十日未明、会津討伐強行を主張する総督府参謀世良修蔵（長州藩士）は、仙台の藩士数名によって福島（福島の宿舎で暗殺されたのである）⁽²⁾

こうして五月三日、奥羽越二十五藩の代表が白石に会合し、奥羽越列藩同盟が成立して、新政府軍に対抗するという意志表明をした。

一方、奥羽鎮撫総督府方は小兵力をさいて、庄内藩討伐にも向けなければならなかったのに、羽州諸藩の新政府軍への協力拒否は、大きな痛手であった。

四月十四日、沢副総督と大山参謀の一行は、薩長二藩の兵だけを従えて、岩沼を出発し、天童（山形県天童市）を経て、同二十三日新庄（山形県新庄市）に着き、そこに総督府をおいた。そして、使節を羽州各藩に送り、庄内征討に出陣することを決め、二十四日に新政府軍二百名は、最上川を下って庄内藩領清川の攻撃を試みた。しかし羽州各藩は、政府軍の要請に応じないばかりか、庄内藩兵は倍以上の兵力であり、その上、付近の農民数百人が庄内藩に協力するという有様で、苦戦の結果新庄に引きあげるといふ有様であった。五月一日、沢副総督は秋田藩説得のため新庄から及位を経て、二日秋田藩境の院内に宿営し、翌三日湯沢、大曲、刈和野を通って九日に秋田城下に到着した。

秋田藩は羽州越列藩同盟に加盟していて、新政府軍に好意をよせていなかった。それで、沢副総督は津軽藩に頼るべく、秋田を出て、土崎港から大館に着き、さらに弘前に向ったのである。ところが、津軽藩も同盟派が藩政をリードしており、藩境の矢立峠では大木を切り倒して道をふさぎ、沢一行の入国を拒む始末であった。そのため、一行はやむなく大館に滞陣し、同二十七日、米代川を舟で能代にもどり、七月一日、九条総督一行と秋田で合流した。

七月四日、薩、長兵の藩外追放と三卿の帰京を求めてやまなかつた仙台藩の使節が、秋田藩洋学所の勤王党の手で斬殺された。

こうして秋田藩は新政府支持の一角にぬりつぶされ、九条総督の命を奉じて、対庄内戦に邁進することになったのである。

しかし、一方では、七月に入ってから院内地方の戦局は秋田藩には不利に展開していた。

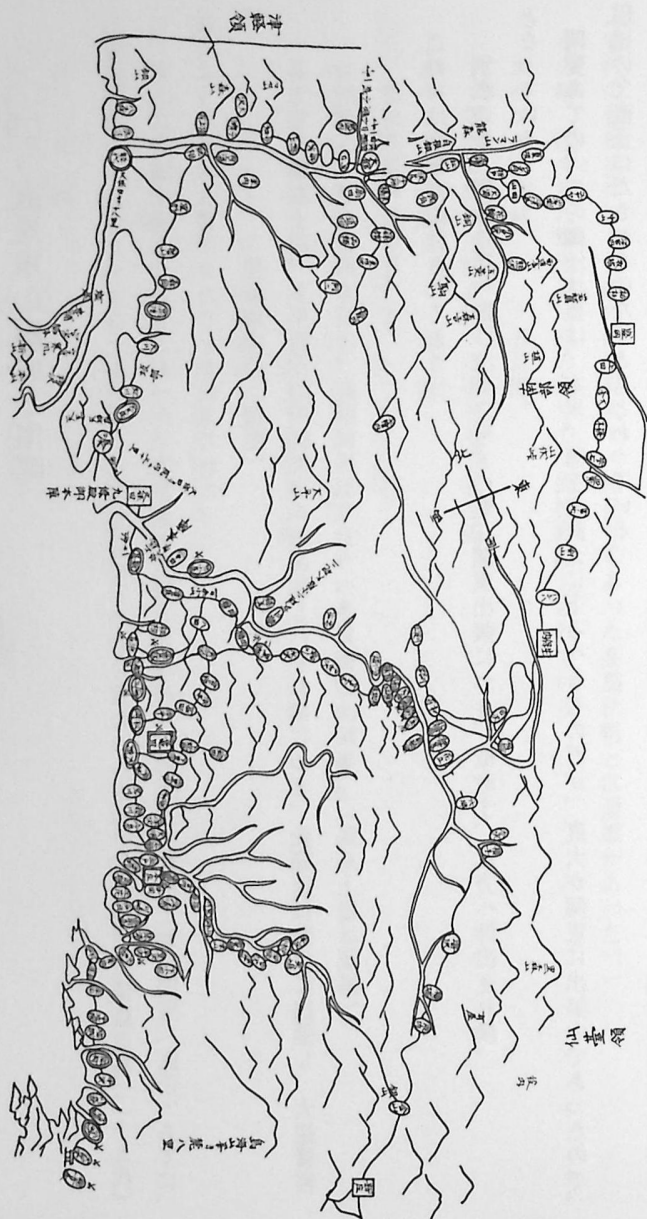
七月四日、五日に鶴岡を発した庄内藩一番隊と二番隊は最上川をさかのぼって舟形に達し、さらに北上した。そして山形藩の協力を得て、同十四日には、薩、長の新政府軍を破って新庄を占領したのである。

同十七日には、さらに、金山（山形県最上郡金山町）に進出、二十四日には、大滝間道を猛進して及位に迫り占領した。そして米沢、天童、仙台、上の山の諸藩兵も庄内軍に加わり、同盟軍の兵力は二千余に達し、及位より秋田藩境の院内に迫ったのである。

この不利な戦況を好転させるためには、援軍を投入する以外に方法がないと考えた総督府は、江戸の大総督府に対して、援軍を要請したのである。

武雄軍に対する最初の出陣の命令は関東であったが、兵庫の港についた時は、状況の変化で、奥羽越に変更されたのであった。

羽州戦争戦跡地図



(二) 武雄軍の編成と出陣

慶応四年（一八六八）五月二十七日、江戸からの早馬が佐賀についたので、武雄領主鍋島茂昌（二十九代）に、直ちに登城するよう命令があった。佐賀城に登城した茂昌は、朝廷から前藩主鍋島閑叟（直正）あてに、次のような御沙汰書がきたことを伝えられた。

肥前前中將（閑叟）

其方家老鍋島上総、多年西洋砲術研究練兵の趣聞し召され候につき、此節速に関東に出張し、大総督宮に随従し、進退指揮を請け、勉強候様取り計うべき旨御沙汰候事。(3)（鍋島上総は茂昌）

慶応四年戊辰五月

これには別紙が添付されており、

別紙の趣、同姓侍従へ御沙汰有之可きの処、関東出張につき、取敢ず、其方へ仰出され候。となつてゐる。

閑叟あての、この御沙汰書は、本来、藩主の直大に下るべきものだが、直大が関東に出張中であつたので、隠居の父直正にだされたのだ、とことわつてゐる。

この年は、鳥羽、伏見の戦い、江戸の上野における彰義隊の決起などがあり、江戸はまだ騒然としていたのであつた。

一方、武雄鍋島家では、「六の西洋文明の刺激」の(二)の「鍋島茂義の事績」の中で詳述しているように、

先代茂義は、洋式砲術の始祖、高島秋帆に師事して洋式砲術を研究して、天保七年（一八三六）には、洋式大砲の鑄造に成功しており、茂昌の代になって、慶応三年（一八六七）十月から翌四年二月までに、次のような兵器彈藥その他を、長崎の武雄蔵屋敷の家代竹林祐作に命じてイギリスのオールド商会に注文している。（家代の竹林祐作は、長崎の御用商人で、脇荷でもあつた高島秋帆とは面識があつた。）その時、注文した軍用品は左の通りで、価格も記入されている。

スペンセル長銃 五百挺。

老挺に付き三拾五両、代老万七千五百両。

スペンセル短銃 百挺。

老挺に付き三拾四両、代三千四百両。

スペンセルハトロン 拾貳万五千ツ（箇）

代三千七百五十両。

スペンセルハトロン製作機械一式

代三百八拾七両貳歩。

六封度アルム銃（アームストロング銃）三挺

代千四百十七両貳分。

拾貳封度 同 二挺

六封度 同 代千九百両。

薄手ドンゴロス 五拾反

壹反につき六兩貳歩 代三百貳拾五兩。

黒塗木綿

五拾反

代三百三拾七兩貳歩。

これらの品は、大部分が、武雄軍の羽州戦争参加に間に合ったと思われる。

「オールド御注文金差引凡にて左ニ」とした覚帳に「卯十一月スペインセル百挺受取りの節相渡す」として貳千五百兩、「辰正月廿一日スペインセル五百挺、ドンゴロス其外受取りの節相渡す」として壹万四千兩を支払っている。

六封度および十二封度アルム銃についても「辰四月渡来」と朱書している。

武雄鍋島は、オールド商会に対し、慶応三年（一八六七）十月十六日から翌年二月五日までに、貳万五千貳百七拾四兩貳朱を支払っている。

しかし、茂昌は健康がすぐれないとか、直大への随従が将来どうなるのかわからないとかいう理由で、一応出征を辞退している。だが、一方では各組頭に組員の実数を報告させたり、戦争に携行すると思われる「丸薬、散薬、膏薬」などの製造を行わせている。

同年六月十七日、京都から飛脚が、佐賀に到着し、茂昌に対し、横浜に出向せよとの命令が伝えられた。

この年の二月から五月まで、横浜裁判所の総督に任ぜられていた佐賀藩主直大が、五月三日、野総鎮撫総督に転任したので、そのかわりに横浜に赴くようになったものと思われる。

いよいよ出発は、六月二十三日、二十四日の両日が予定され、鶴田邦衛、武雄要人、後藤兵部、土肥新十郎の四名が「御出陣方頭人」として「出勢仕組」の編成にあたった。その陣立は次の通りである。

○野戦砲

指揮者 旗島右馬助、古賀隆作。

伍 長 宮原林平、江口練平。

○一番六ポンド「アーム、ストロング砲」

川浪喜治馬、神宮興一。

○二番同 右

大古場権八、横田央古。

○三番同 右

斉藤左伝次、山口四郎。

○四番同 右

牟田忠行、土井竜之助。

○五番四ポンド半フランスボーム砲

斉藤八左エ門、空閑熊之助。

○六番右 同

樋渡五郎兵衛、山口昇親。

外に臼砲二門、ヒール・ペール二門（この四門は単に野砲と称す）

○先 峰 (1)

大隊長 武雄要人。

伍 長 樋口泉兵衛、松尾千内、(士隊十八人)

小隊長 浦田寛作、立野円次郎、佐々木太郎左エ門、清水晃太郎。

○先 峰 (2)

大隊長 後藤兵部

伍 長 古川逸作、園田助作(士隊十八人)

小隊長 松尾寅一郎、久池井七左エ門、平吉廉之助、原田八郎。

右両先峰は隔日交代ときめらる。

○側 備

大隊長 鶴田邦衛

伍 長 木村五郎左エ門、淵竜之亟。

小隊長 松尾藏人、小川門藏進、二位徳太郎、千綿又三郎。

各小隊長のもとには足軽および徒士十九人ないし二十人が配属された。

○御本陣

鍋島茂昌、御近習徒士五人、使番徒士五人、御筒、徒士二人、御槍、足軽一人、御草履、足軽二人。

陣 貝 山伏四人、喇叭役、山伏二人、御纏、足軽三人。

軍事方 千綿左仲太、同助役 岩谷竜一。木下儀一郎、同助役 飯盛常敏。

医師四人、鍛冶一人、大工二人、輜重兵糧方士八人、徒士五人、足軽八人。

○後 備

大隊長 土肥新十郎

小隊長 中村運之亟(輜重奉行を兼ねる)

小隊長 久間礼吉郎、菅助之亟、市島一門太、中村運之亟。

これにも、徒士および足軽二十名が配属された。

以上、四大隊、十六小隊で、アームストロング砲四門、フランスボーム砲二門、野砲四門、侍百四十人、徒士四十三人、足軽四百二十一人、夫卒二百三十五人、合計八百三十九人となっており、これに大隊長には従者二名ずつ、小隊長には各一名あてつておるので、総勢一千名におよんでいる。

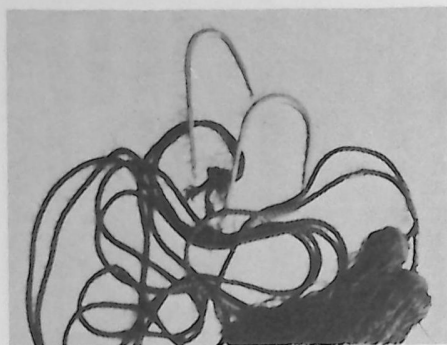
慶応四年(一八六八)七月二十二日、兵庫の港を出発する四日前に、京都で軍務官から下付された印鑑(通行証明書)には、「兵隊七百六人、夫方三百三拾六人」となっているので、実数は千四十二人であったことになる。

羽州行 慶応四年六月二十日、武雄領主鍋島茂昌は、全軍を家老武雄頼均邸にあつめて軍令を布告したのである。同二十八日、御館(旧柄崎城三の丸)において出馬式を行ない、武雄神社に参拝し、神酒を賜って勝どき三声をあげ、武運を祈った。

旗島右馬助の率いる砲兵隊八十名は黒崎(北九州市八幡区)に向つて出発した。

これは、英国の蒸気船一隻をチャーターしてあっただけなので、全員が乗船することができなかったためである。と、先峰大隊の小隊長として羽州の山野に転戦した、武人であり、儒者であった平吉廉之助誠舒の『従役日誌』に書かれている。

羽州戦役の従軍日誌には、足軽、徒士などのしたためたものが数帳あるが、彼の出征中のメモは、他の日



武雄軍が携行した釣索



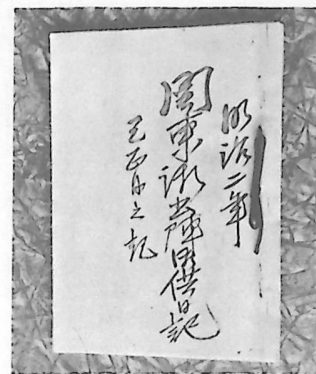
羽州戦武雄藩印肩章

は暑苦しく「船中蒸すが如し、人々甲板に出て涼を納る」有様であった。日暮ごろ、北九州市若松の赤松澳に碇泊、翌一日午前八時（五ツ時）出港、関門海峡を通過して、杵築岬に向って進んだが、逆風のためおくれ、晩に青島港に碇泊した。食事は名簿によって配給したが、佐嘉（本藩）の夫卒がわるがしこくて、他人の食事までかすめて食べる者がいて混乱が生じた。

そこで、幹部が協議して、食券を渡して、引き替えに食事を与えることにして混乱は納まった。

佐賀本藩の兵糧方の夫卒五十名が、茂昌の部隊に随行したのである。

三日払暁、碇をあげた輸送船は、波静かな瀬戸内海を航行し、午



関東出陣御供日記（東島与平）

誌にまさる正確さであるので、平吉の日記を軸として記述していきたいと思う。

山内町関係では、平吉廉之助小隊長の隊に所属した足軽、東島与平が、明治二年（一八六九）正月に記した「関東御出陣御供日記」⁽⁵⁾と古賀隆作、旗島右馬助指揮の野戦砲隊に属して出陣した足軽大宅豊吉の「手控帳」がある。

兵は黒装束に白鉢巻のいでたちで、新式スペンセルの元込七連発

銃を所持し、本隊である銃隊は同二十九日、止宿していた平吉小隊長の宅から、武雄の勢屯に集合し、午前八時（五ツ時）出発した。

「如何なる堅城石門たり共一戦に攻破らんぞの御勢は誠に前代未聞、見物の男女、老若、貴賤街に鳴踞して御行列を拝し奉る」と、東島は日記に記している。宮野宿（山内町）に着いて、黒髪神社下宮で休憩ののち、七ツ時（午后四時）には伊万里に到着、櫛屋（伊万里郷大庄屋前田家の屋号）に本陣を置き、御供の者は同町に分宿した。

七月一日未明、久原岬に碇泊していた英火輪船（イギリスの蒸気船で、船の両側に水車のようなスクリュウのある船）に、久原と牧島から小舟を雇って乗り移った。その時の模様を、平吉廉之助は『従役日誌』に、「舟先ヲ争ヒ喧騒殊ニ甚シ、舟動揺、覆没ヲ恐ル」と



本陣をおいた櫛屋（伊万里郷大庄屋前田家）

その混乱ぶりを書いている。

はじめて船に乗る者が多く、興奮して常軌を逸したものとと思われる。

黒装束に白鉢巻の兵士たちが、先を競って乗船するさまが目に見えるようである。

武雄領の兵士を乗せた英火輪船は、同日正午伊万里沖合をでて玄海灘の波濤をけって進んだ。真夏の船中

後には丸亀や松山城が遠望されて快的な航海であった。船の中も、前日にくらべると涼しかったが、水の配給が少なく、兵士たちは渇きに苦しんだ。

船は夜通し航行して夜明方に兵庫の港（神戸港）についた。四日午前八時に上陸を開始し、各々の宿舎に入って朝食をとり、入浴して船中の疲れをいやした。

鍋島茂昌は海路大阪に行き、前佐賀藩主鍋島閑叟に、大阪屋敷で会見し、八日兵庫にもどった。

すでに、新政府の作戦方針が、戦況の変化によって変更されており、武雄軍は関東出張を中止して、越後表へ向かうようになっていた。

六月二十日付の「御書付」が閑叟に達せられていた。

肥前前中将（鍋島閑叟）

其方家老鍋島上総（茂昌）儀、至急出陣仰せつけ置かれ候処、賊勢益強暴の趣報告これあり候につき、兵庫へ到着候はば上陸に及ばず、速に碇を揚げ、越後表へ進発致すべき旨、猶又、御出候事

さらに、その経路については、佐賀藩京都留居役高木権太夫が茂昌の用人にあてた書状によれば「略」越後表御出張の義、越前敦賀表まで御陸行、それより御乗船の手筈にて「略」とあり、敦賀までは陸路をとり敦賀から乗船するよう命令されていたものである。しかし、茂昌は兵庫の港から越後表まで船を利用することにきめたものと思われる。

それは、英輪送船との間に、兵庫でとり交した條約（誓約書）⁽⁶⁾が現存するのでわかる。條約は和文と英文の各一通である。

條 約

- 一、蒸気船の儀五百人の乗り合にて兵庫より越後高田まで成る丈差急ぎ到着仕るべき事。
- 一、蒸気船の儀兵庫にて二日逗留、越後にて又二日逗留仕るべき事。
- 一、水の儀は凡そ蒸気船より分配仕るべき事。
- 一、米其外の品々其御方より御持越し成さるべき事。
- 一、兵庫出立前、金子六千四百五拾兩払い成さるべき事。
- 一、越後にて式日より延引苦しからず、尤も一日につき三百ドル御差し出し成さるべき事。

阿蘭陀

コンスル

これによってわかるように、兵庫でこの契約が結ばれたのである。わが国における、早い時期の近代的な乗船誓約書である。

別行動の砲兵部隊を乗せた輸送船は、七月三日黒崎港を出帆し、七月十日兵庫の港に入港して本隊と合流した。

七月十四日、京都に派遣されていた、本陣軍事方助役の岩谷竜一が兵庫にもどり、新政府の「弁事役所」から佐賀藩京都留守居役にあてた書付の写しを持参した。

それには、茂昌に対し「兵はそのままにして上洛せよ」とあった。茂昌は千綿左仲太ほか十四名の家臣を従えて京都に行き、留守居役の高木権太夫を伴って参内して、明治天皇に拝謁した。そして勅諭、天盃、軍扇二本、晒一疋を拝領した。その勅諭は左の通りである。

鍋 島 上 総

其方武術拔群、且つ兵隊精練の趣天聴に達し、先般御沙汰仰出され候処、此度上着、御満足に思し召し候、就ては東北脱走の賊徒散乱蔓延し、会津庄内の賊軍に合し、近隣の小藩を剽劫恣に王土を掠め、王民を苦しめ、大逆無道至らざる処なし。

斯る形勢にて自然、遷延し、時期を誤ち沴寒に及び候ては、万民の艱苦容易ならざる儀につき、深き思召を以て今度其方羽州出陣仰せつけられ候条迅速発向し、彼地出張の総督を輔翼し、諸軍と戮力し、直ちに賊の巢窟庄内を屠り、奥越の官軍と相応じ速に北地を平定し、宸襟を安んじ奉るべく御沙汰候事。

七月

このようにして越後表に増派されることになっていた武雄軍は、三転して、羽州戦線に赴くことになったのである。北越戦線における新政府軍の兵力は、七月上旬には、参謀山県有明の希望によって二万内外に増強され、鶴岡藩を中心とする幕府軍の二倍になっていた。

これに対して、羽州戦線においては、先に記したように庄内藩を中心とする幕府軍は、七月中旬には秋田藩境の院内に肉迫していたのである。

佐賀藩の大配分で、知行八千六百四十石にすぎなかった武雄領主鍋島茂昌が、天皇から直接、「勅諭」や「天盃」を賜ったことは異例であり、この時点で近代国家建設という国民の願いが実を結びつつあったこ

とを表明しているのである。

勅諭に「其方武術拔群、兵隊精練」とあるように、武雄鍋島の幕末における西洋科学の摂取は、先見の明があったことを裏書きするものであった。

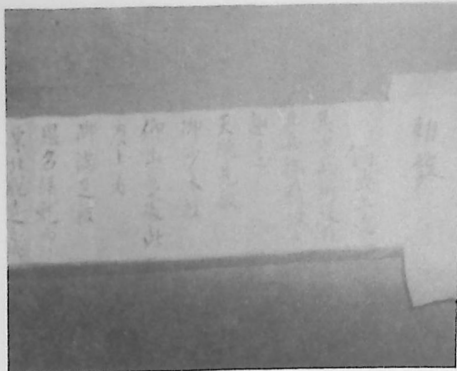
新政府が、それだけ高く評価した武雄の洋式装備と訓練は、全国的に誇りうるものであったといえる。

茂昌が賜った勅諭や天盃のほかに、武雄軍には各藩の新政府軍部隊と同じ錦旗（官軍旗、にしきのみはた）や兵士の袖につけた錦切、通行証明書が下付されている。

また、岩倉具視からは「海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍……」の万葉歌を書いた扇子千本が贈られている。この扇子は岩倉が、羽州出征に携行する予定でつくった三千本のうちのものです、岩倉が北征に出陣しなかったので、有功の将士に、自分にかわって配分してくれとの趣意であったといわれている。

七月二十二日、まだ明けやらぬ兵庫港をあとに、英商船二隻に分乗した武雄部隊は出発した。

波おだやかな瀬戸内海を航行、翌二十三日には関門海峡を通過して日本海に進み、山陰、北陸の沿岸にそって北上し、二十六日、一番船は秋田県の能代の港に碇をおろし、二番船は二十七日朝、秋田港（土崎港）に到着、それぞれ上陸した。隊長鍋島茂昌は馬に乗って、秋田城下の久保田に行き、九条鎮撫総督に謁見し、寺田の浄願寺に設けられた本陣に入った。



鍋島茂昌に下された勅諭（武雄市蔵）

能代上陸部隊は南下して、八月一日、秋田城下で、本隊に合流し、意気軒昂たるものがあつた。

武雄軍が携行した洋式小銃は早くも秋田の人々の目をひき、小休止の時など人垣ができたほどであつた。

【注】(1)日本の歴史第二十巻(中央公論社版)

(2)武雄市史 上巻

(3)「武雄鍋島文書」(武雄市蔵)

(4)武雄市史 中巻

(5)東島与平「関東御出陣御供日記」(松尾権左エ門蔵)

(6)武雄鍋島文書(武雄市蔵)



羽州戦争記念碑 三間坂・権現社境内

従軍日誌Ⅱ奥州における戦闘の様相については後記することにし、ここで、三間坂組足軽の東島与平と真手野組足軽の大宅豊吉の「従軍日誌」の要点を記述するとともに、山内町出身の従軍者の氏名を列挙して、羽州戦争の懐古に役立てることにした。

東島与平は、小隊長平吉廉之助の先手銃隊に所属した三間坂組足軽二十名のうちの一人である。大宅豊吉は鳥海在住ではあつたが、真手野組の新足軽二十四名の中に組み入れられ、旗島右馬助、古賀隆作の指揮する砲隊に所属していた。新足軽は羽州戦争の出陣にあつて新たに採用されたもので、大砲や弾薬などの運搬が任務であり、若くて力のある者が選ばれている。

平吉銃隊に所属した三間坂組足軽二十名の氏名と年令は左の通り

である。(東島与平の日記による)

野中権八(42)、都知木重太郎(41)、井手八百蔵(36)、田中岩蔵(38)、平原嘉右エ門(33)、松尾又右エ門(33)

東島源右エ門(31)、松尾判左エ門(30)、北川祐助(28)、宮原覚蔵(27)、松尾権左エ門(25)、松尾七郎左エ門(23)

松尾喜兵衛(22)、東島与平(20)、井手仁平(22)、山口万次郎(22)、井手鶴太郎(20)、岩崎熊太郎(19)

松尾太次右エ門(19)、都知木増太郎(17)。以上二十名。

山口代吉(山足軽大砲隊)

(時に慶応四年(一八六八)この年の秋年号は明治と改まる。)

「御上よりの渡り方」として

羽州豊巻にて……………一金老両式歩。

同 所 にて……………一金老両式歩。

同新 屋にて……………一金式両。

同所にて組左金、衣類破損失仕り候に付、着物代として金式両、相渡り申候。

同酒田にて……………一金五両。

同富岡にて……………一金五両。

江戸にて……………一金五両。

武雄にて……………一金三両。

正月暮入りにて…一米、武石五斗。

一衣類品々。

從軍中に与えられた給与が詳細に記されている。

総額は二十二兩四歩と米二石五斗、それに衣類などである。

平吉廉之助様組式拾五人のうち前書残之面々、式拾人御供仕り残り人数左に

井手龍藏、岩崎喜右エ門、山崎作藏、野中角兵衛、松尾龜次郎、メ五人。

右の人数相残り御出勢中組役相勤申候、依て御供の人々江残り人数より餞別として正金十九兩進上相成申候、為後日書残すもの。

明治二年己五月。

松尾七左エ門（松尾七郎左エ門父）

東島辰次郎（東島与平父）

岩崎本藏（小頭 岩崎熊太郎父）

野中 権八

田中 岩藏

与代 井手 龍藏。

内敷使 山口卯之助（山口万次郎父）

以上が東島与平の『御供日記』の要点である。

つぎに、大宅豊吉の日誌によれば、宮野組（足輕格ではあるが、お庭番と呼ばれていた）の一組は、側備の小隊長二位景暢の銃隊に所属し、もう一組は、後備の小隊長菅之和の銃隊に所属しており、いずれも屋敷番（お庭番）二十名ずつであった。その氏名は、黒髮神社下宮の境内にある「羽州出征從軍記念之碑」に刻

まれているが、屋敷番だけではなく、侍、徒士も含まれている。

松永泰慶（大隊付輜重属吏）

田中喜藏、上滝又四郎、樋口吉藏、久保五太夫、杉原和左エ門、杉原賀智、久保定七、前田城平、鈴山徳左エ門、橋口三太夫、久保弥惣次、中原鶴之助、前田林介、吉村忠五郎、上龍隆綱、鈴山○衛、杉原熊吉、丸田作太郎、永田竹吉、鈴山虎右エ門、藤瀬勇右エ門、浦喜八、久保栄次、山口久治、久部岩右エ門、吉村嘉一、北川国五郎、杉原市次郎、久保忠太夫、北川林太郎、永田秀三、藤瀬嘉助、松永恵兵衛、杉原嘉左エ門、樋口官一、久保甚左エ門、上龍初次郎、樋口寿三、前田孫兵衛、丸田光藏、久保儀介、樋口兵左エ門、中尾定作、杉原勝家、前田希一、永田鶴吉、鈴山乙一、中原伊惣太、丸



羽州出征從軍記念碑 宮野黒髮神社下宮境内

田八百藏、小野儀左エ門、小野常一、中原親長、梶山維長、橋口親清、坂口為一、浦知平、藤瀬太右エ門、相賀好五郎、樋口親英（士族組伍長）、佐々木貞綱（小隊長） 以上六十一名。

先手左第二番隊、立野元定小隊長の銃隊に所属した三間坂組足輕は二十名で、三間坂の権現社境内にある記念碑には、前記した平吉隊の從軍者とともに、刻記されているので左に掲げる。

大砲隊士族從軍者

山口親尋、牟田忠行。

御手許組從士從軍者

中山藤之助。

従軍隊員

平原太吉、鈴田佐助、青木常右エ門、田中平左エ門、公文六右エ門、前田善助、蒲地辰造、弦巻嘉左エ門、下文吉、森貞助、下嘉兵衛、蒲地部助、久保仁助、東島興二郎、北川郡左エ門、犬走弥太助、山口安左エ門、犬走福松、古川龍左エ門、犬走松次郎。以上二十三名。

また、鳥海在住者については、鳥海天満宮の記念碑に、その氏名が刻まれていて、次の通りである。

平山宗孝、管村玄藩、松尾寛則、山口義孝、大宅豊吉、木須陣藏、下平増太郎、稲田伊兵衛、岩永祐太郎、木須国五郎、山口善三郎、木須幸三



奥羽記念碑 鳥海天満宮境内

の十二名で、二十四名の砲隊所属のうち、半数は武内町の出身者であったと思われる。新足軽は武内組とか真手野組といわれているが、実際には、山内十六か村から選ばれたものであろう。新足軽は、一代限りであったが、明治維新の金禄証書の交付を受けており、戸籍には士族として取り扱われたのである。

また、近習として森義幸、目付として中村公行、東島起長、黒髪徳崇、医師として毛利高德、清水由順、喇叭の大智院深海も出陣している。以上のように、山内地区からは百二十四名が羽州戦に参加することになった。

(三) 刀工、正廣の美拳

刀工、藤原正廣は、住吉城の城下町であったころから山内町宮野に住んでいて、武雄領の武士の刀を製作していたと思われるが、その記録はほとんど見当たらない。

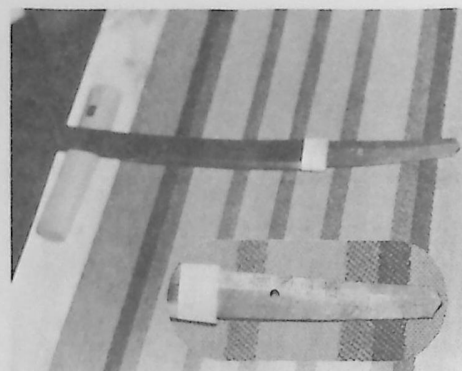
朝廷や新政府の要請で、洋式の新装備の強兵である武雄軍が、奥羽の戦線に出征することになったことを知った刀工、藤原正廣は、このチャンスに、自分のできることで、武雄軍のために尽くしたいと考え、刀をつくって献上しようとして心にきめたのであった。

彼は昼夜兼行、刀の製作を続け、武雄軍が出陣する慶応四年六月二十八日までには百刀をつくりあげた。

二尺二寸五分のわざものであった。それを領主に献上した。もちろん、銘を入れる暇もなく、無名のままであった。献納された刀は領主の手によって、家臣に渡され、羽州の戦場で賊徒を征圧するのに使われた。

軍事係業陣場奉行であった原田八郎種孝も、その一口を贈られた。その正廣の刀で、何人かの賊兵（幕府軍の兵士）を斬ったことは確かであった。

凱旋後、原田は、その刀を、四男（養子にいく）である水尾の杉森医師に贈っている。



原田八郎が贈った正廣の刀（杉森氏蔵）

錆びてはいるが、その銘刀が杉森家に現存している。

「何人かの幕府兵の血を吸ってはいるが……」と言って、原田八郎が杉森医師に贈ったものである。おそろく、戊辰の役の時、刀匠、藤原正廣から贈られたとはつきりわかっている刀は、百ふりのうち、これだけではないかと思われる。

刀剣要録にも正廣の名は載っており、肥前忠吉につぐ、肥前の刀匠といわれているが、残念ながら、彼の業績は全くわかっていない。

武雄領内の刀鍛冶としては、数少ない刀工であり、もっとよく調べる必要があると思う。

(四) 転戦の模様

(1) 平沢の敗戦

秋田港（土崎港）と能代港に上陸した武雄軍部隊は、八月一日秋田城下で合流し、その日、早くも奥羽鎮撫総督から次のような出動命令を受けた。

今度其方引纏め着陣の人数遠国遙々航海疲労一方ならざる筈に候えども、既に賊徒当国境に相迫り官軍微勢にて日夜苦戦の趣追々報知有之候に付き速やかに院内へ繰り出し、到着の上は官軍隊長と申し談じ、精々尽力致すべく候様申付け候事。(1)

辰八月朔日

奥羽鎮撫総督。

武雄隊は直ちに院内へ進発せよとの命令である。院内は秋田市の西南八十キロメートルの地点にあつて、秋田より庄内に入る山手の要衝である。

先鋒の大隊長武雄要人、同後藤兵部の二大隊と旗島右馬助の率いる砲隊の総勢四百三十九名が、まず本庄に向かうことになった。同部隊は三日、秋田城下の久保田本陣を出て新川を渡り、新屋にいたり、そこから白砂の海岸ぞいに進むこと一里半（六キロメートル）で、秋田市長浜に達し、小休止ののち、道川に宿陣した。

四日払暁、道川を出発、海岸にそつて進み、松が崎に出て休憩した。雪をいただいた鳥海山が望まれ、武雄の隊員には珍しかった。日暮れごろに本庄に到達した。同地には、鍋島孫六郎が率いる佐賀本藩の三隊、遊撃隊、五番隊、六番隊が駐屯していた。この部隊は七月中旬、佐竹、亀田、本庄の藩兵とともに藩境を越えて、庄内藩境女鹿に入つたが、庄内藩軍の猛攻撃にあつて敗れ、この地まで退却してきていたのである。敵の夜襲を警戒して、本庄には宿営せずに、風が吹きすさみ、波の音の高い海岸を進むこと三里（十二キロメートル）、そこに兵を伏せて敵をうかがつた。

五日朝になつても、敵の襲撃がなかったため、さらに平沢に進んだ。この武雄隊は、はじめ本庄から矢島を通つて院内に向かう予定であつたが、佐賀本藩隊の切なる願いにより、作戦を変更して、海道口の本藩隊と行動をともして平沢へ向かつたのである。

平沢は、すでに兵火によつて人家は焼かれ、わずかに二、三戸が残っているのみであつた。

午前六時すぎ、彼我の斥候の衝突による発砲で、戦いは開始された。

平吉誠舒小隊長は、兵隊を木のかげや堤の間に伏せて、庄内軍の出方をみてから同軍の右翼を攻めた。し

かし、「賊彈雨注シ、防禦甚ダ苦シム」⁽²⁾という苦戦であった。やがて雨が降り出し、敵の銃声がとだえた。庄内軍は火縄銃が多く、雨のため火縄の火が消されたのであろう。そこで、武雄の砲隊が霰弾を撃って敵を四散させたのである。だが、雨がやむと敵は猛攻撃を再開した。平吉は日誌の中で「賊鋒甚ダ鋭ニシテ流丸電霰ノ如シ、我兵殊ニ苦戦ス」と書いている。

塩越（由利郡象潟町）の庄内軍本部から三小隊と砲兵分隊および松山藩兵を増援してきたので、幕府軍は一挙に味方の四倍の兵力となり、翼を左右に広げて、味方を包囲する隊形をとってきたのである。さらに、庄内軍は海上に舟を浮かべて、わが軍の後方をしゃ断しようとしてきた。やむをえず、武雄隊は本藩兵とともに、平沢から退却しなければならなかった。

「風起り雨来ル、兵隊雨衣ナク、衣袖皆濡ル」と平吉は日誌に記している。

風雨の中をびしょぬれとなって、みじめな敗退であった。武雄要人大隊の伍長樋口泉兵衛は大腿部に重傷を負って戦死した。彼の墓は、秋田市新屋表町の天竜寺の境内にある。また、弾薬運搬夫の善七、弥三郎の二人は敵に包囲されて捕虜となり、弾薬三荷分は敵に分捕られてしまった。

本庄の地形は、西北は海と川に面し、東南は広漠たる平野で、防禦には適しなかった。それに亀田藩が庄内藩にひそかに味方していたので、はさみ討ちにあう危険があったため、夜中の午前二時に本庄の陣を引き払って徹夜行軍で六日午前十時（己ノ刻）松が崎にたどりつき、食事をとって休養した。

松が崎も、庄内藩兵を防ぐには適していなかったもので、さらに道川に退き、領主茂昌の本隊と合流して、長浜に退いた。

七日には風雨もやんだ。長浜から新屋の本陣に引きあげたのである。

平沢の敗戦によって、荷物を運んでくれていた秋田藩の農民も逃げ去っていなくなり、平沢からの退却の際は、兵卒が輜重の運搬をしなければならなかった。

「兵士飢疲し動ク事を得ズ」という有様であったと平吉は日誌に書いている。

武雄要人大隊長は病気になる、大隊の指揮を立野元定にゆずり、久保田の病院に入院した。

砲隊の五番隊長斉藤八左エ門も腸胃きんしょうして高熱を出し、八月十日に死亡した。彼の墓は新屋栗田町の忠専寺にある。

緒戦において武雄隊が敗北したことは、かえって、羽州戦争の終局には、いい結果となった。

新鋭の装備とその銃陣演練を誇っていた武雄隊に反省を与えたのである。

新兵器に頼りすぎていた武雄隊の指揮者をはじめ、兵隊たちが、戦いというものの厳しさを身をもって体験したからである。この平沢の敗戦は、羽州戦争の教訓となり、その後の戦闘では連戦連勝の記録をうちたてることになったのである。

【注】(1)武雄鍋島文書（武雄市蔵）

(2)平吉誠舒（従軍日誌）

(2) 長浜の戦

長浜は新屋本営と道川の中間にある村で、新政府軍が平沢から退却すると本庄藩の隊は対待することができず、藩主は長浜から秋田に避難するという有様であった。

亀田藩が庄内藩にくだったので、庄内藩主酒井左エ門尉忠篤は、亀田隊を先鋒にして自ら兵を率いて出陣

し、部隊を道川に進めてきた。また一方、上流の君川にも兵隊を送り、一挙に秋田城下を掌中に収めようとの作戦であった。

秋田における新政府軍は二手に分れ、秋田藩の兵は海浜を守るとともに、長浜を取りかえそうとし、武雄隊と本藩隊は、津軽藩兵とともに山の手に廻り、君川の敵を豊牧、追分に迎えうち秋田を死守しようとした。

豊牧は雄物川の左岸にあつて、秋田からわずか五キロメートルの地点である。北に雄物川が流れており、東には亀田領の黒瀬、檜田、八田があつて、南西は広漠たる原野や農地が広がっている。

雄物川右岸の四ツ小屋村には、武雄隊の阿姆斯特朗砲二門とボーム砲一門をすえ、追分には番所を設けて、武雄の三小隊と佐賀本藩五番隊が守ったのである。

八月十八日未明、庄内三番大隊は道川を出発して長浜を襲撃した。秋田軍は不意をつかれたので、新屋の武雄本営に救いを求めてきた。茂昌は側備隊の三小隊と深堀六番隊を救援させた。側備隊の指揮は鶴田邦衛がとつた。援軍が長浜に到着すると激しい攻防戦が展開され、鶴田大隊長は士隊、松尾小隊（川良組足軽）本藩六番隊を率いて正面の敵に当たり、千綿安儀の小隊（徒士二十名）は左の高地に備え、庄内軍の右翼を包囲する作戦をとつた。

この作戦は功を奏し、庄内軍は多数の戦死者を出して退却をはじめた。わが方はこれを追撃した。この戦いで千綿隊の徒士山口藤作が足に負傷した。

豊牧では、長浜の砲声を聞いて、山手の敵の襲撃を予想して、本営に援兵を求めた。茂昌は土肥新十郎の率いる後備二小隊を残して、大隊長武雄要人、小隊長中村運之丞（宇土手組足軽隊）小隊長久間礼吉郎（徒士隊）を派遣した。

長浜の戦いが激しくなり、大砲、小銃の砲声が間断なく響くなかで、応援の三隊に、さらに豊牧から駆けつけた清水晃太郎小隊長の率いる内田組の足軽隊が加わり、国見峠を越えて、秋田軍の左に出て、敵の右翼をついた。秋田軍は、この援軍に意気があがり、突撃を敢行すると、庄内軍は支えきれなくなつて退却を開始した。秋田軍は敵の隊長関幸之助の首をとり、鶴田士隊の田中寛次郎は、その従僕を捕虜にしたのであつた。

この日の戦闘は午前六時にはじまり、午後二時に敵の敗走で終わり、鶴田隊だけを守備に残して、それぞれ帰營した。

道川宿場焼払い―八月十八日、長浜の敵を撃退した翌十九日、鍋島縫殿助（坊所鍋島）と深江助左工門の率いる佐賀本藩からの増援隊が加わつた。

八月二十日、新屋の武雄軍の本陣へ、前佐賀藩主鍋島閑叟から茂昌にあてた『手頭』（覚書）と『軍陣掟』が届いた。

一、今度羽州御鎮撫として出兵の儀朝命相成り、今また、差出し候人数、且つ北陸出張の其方東山道罷りあり候鍋島孫六郎其外諸隊をも老纏め仰付られ候旨、御内旨有之候につき、其方儀都合頭人申付候事。

一、諸注進の儀、其方より万端申しつくべき儀に候、朝廷御役々、諸又、諸手問い合せの儀、孫六郎其外之相付け候役々へも僉議せしめ、宜しく相調え 其上にて時々注進仕るべき事。

一、此節定人数の外、羽州表 弥 相越さざる様申付候條、其意を得、彼地に於ても稠敷く相改め、若し参り懸り候者、これあるに於ては早速差戻し、其の段此方へ申越さるべき事。

一、此度仕組の如く、羽州表之差越し候人数、偕又、此方より差し回し候舟手一通りの儀支配申し付け候、攻め口等の儀は御下知これあるべく候条、万端然るべく差し引き仕るべき事。
右の趣其意を得、此の外、唯今よりは事ごとに計り難き儀候条、時に至り了簡を以て迦^トれ無き様申し付けらるべき者也。

慶応四年辰八月 閑叟 印

鍋島上総殿

これによると武雄領主鍋島茂昌は羽州派遣の佐賀軍の総指揮官に任命されたのである。また、佐賀藩士の中には、功をたてようと勝手に羽州に向かったものがあつたことがわかる。

「軍陣掟」は閑叟が茂昌を通して佐賀軍兵の心得を示したもので、「組頭の下知に従うこと。戦っている場合は定められた談合者（相談役）以外は無言であること。先手へ使ひに行つた時、たとい敵と戦っている時であつても、すぐもどること。戦場においては、雨が降つていても雨具はつけないこと。敵に近く陣をとつてゐる場合は、日暮からは発砲しないこと。暮六ツ（午後六時）以後は他の味方の陣と往復しないこと。そのほか、喧嘩口論、大酒、放歌の禁止。竹木を猥^{オウ}に伐らないこと。菜園を荒してはならないこと。」など十九条にわたる戦場心得が書かれている。

庄内軍が陣取つてゐる道川は、長浜から五キロメートルほどのところにあり、西は海に面し、東西南の三方は山に囲まれていた。

この庄内軍が駐屯してゐる道川宿を焼き払ふことになり、秋田藩兵の中から忍者を選び、放火させることになった。

八月二十六日の夜中から午前二時までの間に放火するよう命じられた。

放火と同時に敵兵を驚かすため、秋田藩士渡銅太郎は小舟を準備して海上に出て、空砲を打つことに手はずはきまつた。

敵がろうばいして、小銃を打ちかけてくることが予想されたので、豊牧の二小队（中村運之丞隊と浦田寛作隊）を長浜に増援させた。隊員は手のひらに汗して夜半を待つたのである。

二十七日の丑三つ時、道川の一か所に火の手があがると、次々に火の手が数か所にあがつた。と思うと海上からは砲声が響き、天をこがす炎と、銃声が四方に響く。あわてて逃げる敵兵の姿が炎に写し出された。帰陣した忍者の話によれば、敵兵は一千人を越える数で、四か所に火を放つたとのことである。道川の焼払いに成功し、それ以後の作戦が楽になつたのであつた。

(3) 君川、松が崎の戦

八月二十七日の道川焼払いによつて、庄内軍は松が崎に退却したが、君川の敵軍は居すわり、松が崎に退いた兵と連絡をとり、攻勢に出ようとしてゐることが斥候の報告でわかつた。

そこで、新政府軍の秋田藩隊と佐賀藩の部隊は、まずここに攻撃目標を定めた。

君川（君か野）に対しては、茂昌の率いる佐賀藩軍（主力は武雄隊）、松が崎には秋田藩軍が当たることになった。

二十九日、武雄隊は黒瀬口、八田口の両方面から君川を攻めた。優勢な武雄隊の攻撃を支えることができ

なかった庄内軍は、観音森の山の中に逃げ込み、山頂の陣地から、さかんに小銃を打ってきた。

武雄隊は君川の人家を焼き、再び陣地にできないようにしてから観音森に向かったのであるが、山は険しく、敵は必死になって、山上から銃砲をうちかけてくるので前進できなかった。平吉の従軍日誌には「墨堅クシテ拔ケズ、流丸雨注掩蔽スルモノナシ、吾兵殊に苦戦ス」と記されている。

松が崎の攻撃に向かった秋田勢は、同二十九日払暁、長浜を出発したが、雪川（長浜の南五キロメートル）で敵と衝突した。秋田軍は薩摩軍艦の海上よりの掩護射撃を受けて防いだが、山上からの敵陣地の射撃に悩まされた。そこで茂昌は、正午、鶴田督大隊長の率いる一士隊、五足軽小隊、一従士隊約百四十名にアームストロング砲、ボーム砲各一門をつけて増援した。しかし、この方面は泥濘と凹凸が多く、鶴田士隊は疲労し、久間小隊と交代するほどであった。

このようにして、午後五時になっても勝敗が決せず、ついに日が暮れ、そして暴風雨となった。砂や石が顔をうって、少しの先も見えないほどであった。

監軍の山本登雲助の意見で、政府軍はそれぞれ、長浜と豊巻に引きあげた。鶴田大隊の小川成陽小隊に所属していた足軽馬渡栄助（足軽川良組）は松が崎攻撃で深手を負って戦死した。馬渡の墓は、秋田市新屋日吉町実相寺の裏にあり、小さな自然石に「肥前武雄馬渡栄助墓」と刻んである。

(4) 椿川、追分、長浜の戦

新政府軍は秋田城下へ退却して以来、豊巻と長浜に陣営を置き、そこから戦線に出撃していたが、十分な

戦果をあげることができなかった。

そこで、転陣することになり、豊巻の陣を南方四キロメートルの小山村に進めた。

○西の方、山の手二か所

大砲一門、本藩兵と武雄兵の三小隊が守備につく。

○西山手より東の森の中

大砲一門、本藩兵二小隊を置く。

○国見山

武雄兵一小隊を配置。

○長沢山

武雄兵二小隊を配備。

○川向いの椿川

武雄軍の大砲二門の砲隊と一小隊。

とさだめられ、武雄兵の一小隊は遊軍とし、輪番で巡邏の任務につくことになった。

ところが、九月七日の正午になって、小山村の陣営は不利な点が多いとして、総督府軍事務局より、豊巻の陣にもどり守備を堅くせよ。との命令がきた。

九月八日、清水木で雄物川を渡河した庄内軍は小種、福部羅の右岸地区に進出してきた。そして、さらに秋田城下をめざして進んでいた。政府軍は椿台（椿川の東台地）に後退して、これを防いだ。翌九日、新屋の本営から椿川を増援せよ。との命令が下り、武雄の浦田、富田、松尾の三小隊がボーム砲一門を携えて増

派された。

この増援隊は、雄物川を渡り、四ツ小屋を経て椿川に至って陣地を構築した。庄内軍は十日、十二日と椿台を襲撃した。武雄軍からは、さらに土肥士隊、立野小隊が、佐賀本藩兵とともに四ツ小屋に増援された。

立野隊は檜田で敵の渡河に備え、松尾、富田の二小隊は平沢を守った。土肥、浦田の二隊は本藩兵とともに攻撃を開始した。敵はアイノチ村の台地に布陣していた。武雄隊と本藩隊は左翼から、秋田兵は正面から、さらに佐土原兵と筑前兵は右翼から、一斉攻撃を仕かけたのである。武雄隊のアームストロング砲は大いに戦果をあげ、庄内軍の攻撃力を弱めたのであった。

こうして庄内軍は秋田進攻を断念して十二日払暁には向野から渡河して、雄物川の左岸に撤退した。

ちょうど同じ時刻ごろ、庄内軍の別の部隊が長浜と追分を襲った。追分の守備は、武雄の佐々木小隊と佐賀本藩隊の清水小隊があたり、前者が国見の砦を、後者が三本松の砦を守っていた。

敵兵三百人が陸続として国見山を登ってきたので、佐々木隊は十分敵兵を引きつけておいて、一時に発砲して敵兵をたおした。しかし、敵はたちなおって、小山にいた敵兵と合して、左右から攻めてきた。国見の砦はついに焼かれてしまった。武雄の平吉小隊が豊巻より、また、浦田小隊が前郷より進撃してきて、追分の味方を助けたので、庄内軍は午後四時ごろになって退却した。

この戦いで、清水晃太郎小隊の足軽大古場佐吉（内田組）は敵弾にあたって壮烈な戦死をとげた。彼の墓は、秋田市新屋栗田町の忠専寺境内に、御厨源三郎（侍）齊藤八左エ門（六番ボーム砲、侍）の墓とならんで建てられている。

長浜は亀田藩領で、秋田城下より南八キロメートルの地にあつて、南に丘陵、東と北は山、西は海に面し

ていて、防禦には適していなかった。といって、桂根に退いても、地形がせまい上に、新屋の本営にも近くなるので、武雄軍としては、どうしても長浜を死守する必要があつた。

そこで、鶴田大隊の一士隊、二従士小隊、四足軽小隊を振り向け、アームストロング砲一門、フランスボーム砲一門を装備した砲隊の合計三百人と秋田兵二百余人を配置し、山上に胸壁を築いた。胸壁が完成しないうちに日が暮れた。翌十二日の未明に庄内軍の夜襲をうけた。秋田兵は不意をつかれて動揺したが、武雄の各隊は果敢に防ぎ、新屋の本営に救援を求めた。

新屋の本陣から、市島、久間の二小隊が来援した。茂昌は、大森山に登り、長浜、追分の戦況のわかる場所に陣を布いて戦鬨を指揮した。

庄内藩兵は約六百名で、長浜の南の山腹から、乱射して、その勢いは盛んであった。

意気さかなな庄内軍には、大砲をもつてうち下すことが急務だということで、桂根川岸に備えていた砲二門を山上に移し、佐賀本藩の手臼砲ともども、敵陣に激しく打ち込んだ。この作戦は見事に効を奏し、庄内軍は畏縮した。一方、浜手で戦っていた秋田軍は苦戦し、しきりに救援を要求してきたので、管助之丞の小隊は機をみて、突撃して山を下り、秋田軍を助けた。

秋田兵は、これをみて意気あがり、鼓貝を鳴らし、槍をふるって、敵をつきまくったので、敵は山の中に逃げこんだ。

ここで、茂昌は命令を出して、山手はわが三小隊、浜手は菅小隊と秋田隊にあたらせ、砲隊には主として山手の敵を打たせ、他の五小隊は左方の山中に伏せて、追分方面の敵と敵の迂回攻撃に備えさせた。

たり、敵兵がはね飛ばされて死ぬ様が遠望できたという大戦果をあげた。松尾、久間、中村の小隊長は、隊員を励まして、砲弾の合間を縫って山手に攻め入った。

浜手の友軍も同時に、喚声をあげて進撃したので、ついに庄内軍は戦友の屍をすてて敗走した。

新政府軍は敵を追って羽根川まで進んだが、同地の庄内軍はすでに引き揚げていた。

この長浜の戦で鶴田大隊の士隊員、若冠十七才の御厨源三郎が戦死した。

長浜の戦は、敵の秋田城下への侵入を、武雄軍のアーミング砲やボーム砲の威力で不可能ならしめた戦として特筆されるものであり、洋式新装備が、在来の武装にまさっていたことを裏書きするものである。

(5) 大師堂、観音森の戦

大師堂と観音森は秋田県と山形県の県境にある。鳥海山系が海岸に迫ったところに、うやむやの関があり、その上が大師堂で、東の方に観音森がある。

九月十九日、亀田城下および君川、道川の敵が退却したという情報があった。米沢藩が新政府に帰順して、庄内藩を攻めたためであるとか、いや仙台藩が帰順したからだと言って、その原因については正確にはわからなかったが、庄内軍が三か所から撤退したことはほんとうであった。

そこで、武雄の二大隊は翌二十日の午前六時、豊巻と長浜の両方から亀田に向かった。

豊巻から君川を経て亀田に進んだ後藤大隊の平吉小隊は、午後二時、亀田に到着した。君川から亀田までは「道甚だ悪くして泥濘膝を没す、而して平路なく、山路十の九」と平吉小隊長は従役日誌に記入している。

亀田に入ってみると新政府軍に抵抗していた亀田藩兵は、すでに庄内藩領に逃げ去っていた。

長浜から酒田街道を一足先に亀田城下に入った鶴田大隊が城を占拠したのである。

九月二十一日、後藤、鶴田の二大隊は亀田を出発、午後四時には本庄に達した。この町も兵火に焼かれて戦いのほげしかつたことを物語っていた。

武雄軍部隊は本庄から矢島、塩越の二手に分かれて進発した。鶴田大隊は矢島へ、後藤大隊は塩越を目指して進んだのである。

二十二日、午前八時、本庄を出発した塩越進撃隊は午後四時に塩越（由利郡象潟町）に着き、宿営した。

翌二十三日、本藩の遊撃隊と武雄の四小隊は関村に進んで砦を築いた。同夜、敵は大砂川、小砂川に放火して大師堂と観音森に集結した。

この日、武雄領主鍋島茂昌は新屋の本営を出て、松が崎に宿陣し、二十四日、本庄に宿営、四小隊とアーミング砲三門を塩越に増援した。

二十五日には関村の佐賀本藩兵と武雄四小隊も塩越にもどってきた。

二十七日、大師堂と観音森を抜き、一挙に女鹿、吹浦に突進することに決定した。

佐賀五小隊、武雄二小隊は、秋田、本庄、筑前、因幡の兵合せて約四百名とともに、砲二門をもって観音森を経て女鹿に進むことになった。

二十七日午前二時、塩越を進発し、午前四時には大砂川に達し、そこから二手に別れて進んだ。

茂昌も、その日、近習と土肥大隊、久間小隊を率いて塩越に陣を布いた。大師堂、観音森の戦闘の指揮をとるためであった。

大師堂は鳥海山のふもとにあり、大砂川から女鹿に行く途中の、十二キロメートルの間には、山や谷が連なり、西は海に面し、岩石が折り重なったようにして、その隙間に茅や荊が生えていた。

その中に一筋の細道があるが、曲りくねっていて、人は肩を並べて通れないほどせまかった。新政府軍が関村に砦を設けると、庄内兵は、小砂川を焼いて、大師堂に集結し、岩石で胸壁をつくり、小銃をその上に置き、頂上には石を積んだ砦を築き、大砲をすえて待機していた。

二十七日朝、新政府軍は小砂川に進み、焼け残った人家を陣所とし、鍋島縫殿助の本藩五小隊を東南の丘に、佐賀、秋田の砲隊、武雄の二小隊を東北の丘に、また、因幡、筑前その他の兵を、その中間に配置した。しかし、敵の陣地は高所にあり、味方の陣地は低く不利な態勢なので攻撃をしかけても犠牲が大きいため、大砲攻撃によって、敵の堅塁を粉碎することを考え、まず、武雄軍のアームストロング砲を二発、庄内陣地に打ち込んだ。すると敵が動揺しはじめた。

しかし、この日の戦は午前六時から日暮まで続行されたが、敵陣への進撃の機会は得られなかった。

小川内蔵小隊の足軽（川良組）の西村喜八は、この日の戦で深手を負い、凱旋の途中で死亡した。

翌二十八日大師堂の一斉攻撃を行う予定であったが、風雨が激しかったので中止した。午後四時ごろ、庄内藩主酒井忠篤が、新政府軍に降伏を表明し、庄内軍はすべて撤去したという知らせが入った。

武雄部隊は暗夜の中を曲折の多い細道を大師堂に進んだ。庄内軍は完全に撤退していた

翌二十九日には大師堂の嶮を突破して女鹿に進んだ。それから平坦な道を約四キロメートル進み、吹浦に宿営した。夜中の十二時、大師堂攻撃の武雄軍と鍋島縫殿助の諸隊は、一足先に酒田に到着した。

一方、二十七日大砂川から観音森に向かった後藤保明の率いる武雄六小隊は、本藩遊撃隊、五番隊などと

ともに鳥海山の山腹の曲がりくねった道をたどって観音森の山頂に達した。向こう側の八合目付近に、岩石を楯にして敵が布陣しているとの斥候の報告があったので、因幡兵と武雄の清水小隊はフランスボーム砲一門を頂上にすえ、さらに筑前、秋田、本庄、佐賀本藩遊撃隊と武雄六小隊がその左に整然と陣を張り、敵を撃破した。

翌二十八日、敵はなお砲撃してきたので、味方もこれに応じたが、谷間が多かったため、どちらも進撃できなかった。この戦で二位徳太郎小隊の足軽（宮野組屋敷番）大渡岩太郎が戦死した。

同日午前六時、敵は陣所に火を放って退却した。

武雄の砲と二小隊を残して、大破川に帰営したのである。やがて庄内藩の降伏の知らせがあり、諸方の庄内藩の番兵も撤退して、敵陣は人影がなくなった。

十月一日から二日にかけて、観音森を攻めた後藤大隊や佐賀本藩遊撃隊、同五番隊をはじめ筑前、因幡、秋田の諸藩兵は、大師堂を越えて酒田に転陣してきた。

一方、九月二十二日、本庄で別かれて矢島に向かった鶴田大隊の士隊および千綿、松尾、中村の三小隊は、途中、険しさと泥濘に悩まされて前郷に宿陣した。二十三日、矢島に到着したが、矢島の城は庄内軍に焼かれていたので、城下の焼け残った民家に宿営し、十月一日本庄に帰還したら、敵はすでに降伏していた。武雄の本陣も庄内藩領吹浦に移ったと知り、翌二日、本庄を出発して五十二キロメートルを強行軍して、大師堂を越えて吹浦に到着した。

武雄領主茂昌は、庄内軍の降伏の報を受けて、十月二日塩越をたつて、四日酒田に着き、北越大総督久我通久に拝謁して、労をねぎらわれた。

翌五日には鶴田大隊、土肥士隊、久間小隊も酒田に着き、武雄軍は総員が酒田に集ったのである。

茂昌に庄内藩の降伏を伝えたのは、大山参謀で、石井良一著『武雄史』に書状の全文が載せてある。

庄内降伏開城の上、器械御取揚にて、追々鶴が岡へ官軍繰込相成候、御取計可被給候、尚人数引揚等の儀は、北越参謀黒田了介より、御引合致、此分秋藩斥候を以て、不取敢得貴意候、

追て小生には、今日より新庄へ馳帰り、尚引合可申上候

九月二十八日

大山格之助

鍋島上総様

尚々外の監事中へも、宣敷御達可被下候

再申、降伏謝罪の藩に、御取扱等の儀は、於当城御引合可被下候事。

久我通久は、奥越諸藩の誤解をとくため、肥前の兵を率いて、岩倉具視の代理として出陣したのである。当時、この戦を評した歌がある。一・二を紹介すると、左のようである。

俗謡

一、会津猪、二本松狸、三春狸にだまされた。

一、萩（長州）は二度咲く、葵（徳川幕府）は枯る。西に茗荷（佐賀鍋島の家紋）の花が咲く。

一、金のくつわでかなわぬならば大鍋（佐賀藩）小鍋（武雄領）で煮て殺せ。

(6) 戦の終局

十月五日、武雄軍の酒田集結が終わったので、総大将茂昌は、使いを秋田城下に派遣し、同地の病院に入院中の負傷者、病人の扶持、秋田城下の浄願寺や新屋駅に残してあった輜重を運搬するよう、同地にいる井手左源太、医師の成富清庵に伝えた。

十月七日、茂昌は近習だけを連れて凱旋の途について、刈川に宿泊し、八日には清川で乗船して、最上川をさかのぼって新庄市に宿泊した。九日、花沢市、十日楯岡に宿泊した。後続の武雄部隊は十一日に楯岡に到着したが、茂昌は疲れが出たことを理由に、東京（江戸）へ先発して養生したい旨を九条総督に願い出て、許しを得た。

そこで、茂昌は近習のほかに武雄、後藤、鶴田の士隊から十名を選んでお供として、十四日楯岡を出発したのであった。

楯岡に残った武雄部隊は十日間も滞留して、二十三日、やっと楯岡を出発したのである。

封建社会とはいえ、同じ釜のめしを食べて戦った部下を残して、自分だけ、先に凱旋の途についた茂昌には、新政府に対する不満があったのではないかと思われる。

しかし、そのまきぎえに、家臣たちをあとに残したことは、残念な行動であったといわねばならない。

すでに、明治新政府は発足しており、封建社会と縁を切る近代国家建設に踏み出した時点において、茂昌の行動には納得のいかないものがあるような気がする。

茂昌は十一月十一日に東京に着き、増上寺の宿所に入ったが、同日、軍務官から左のような公文書が届けられた。

鍋島上総茂昌

御用有之候条、明十二日己刻（午前十時）参朝致すべく候事。

十一月十一日 軍務官

これによって茂昌は十二日、参朝し、天顔を拝した。東北平定の功により、大刀料として金子五十両を下賜された。軍務官府で料理をご馳走になって退出した。

茂昌に対し、軍務官から出頭命令が出された一日前の十日、軍務官副知事の大村益次郎が、会計局の判事島義勇に左のような書状をだしている。

島義勇（团右工門）は茂昌の叔父に当たる。

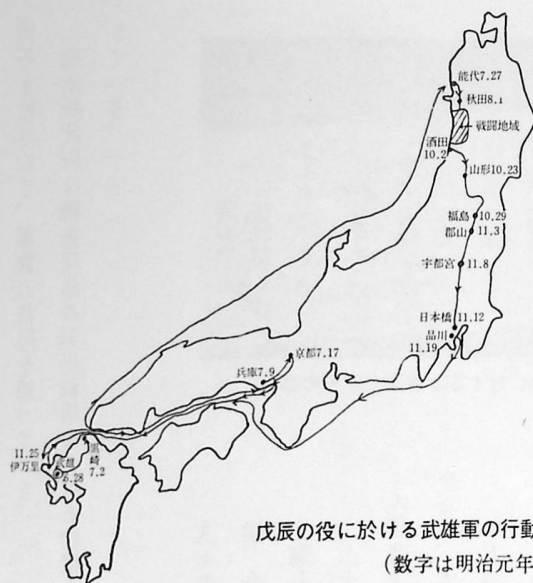
毎々仰せ越され候、貴藩上総殿御暇の儀、種々論議これあり、同人引率の兵隊余程の強兵にこれあり候間、差し止め然るべしとの説これあり、御暇延引に相成申し候、然し御内情もこれある由、御暇相成り候様取り計るべく、此段御答え申入れ候也、己上

十一月十日 大村益次郎

島 团右工門様

この書状は、優秀な洋式装備を有する武雄鍋島軍の羽州戦線における活躍ぶりが、新政府当局の注目するところであり、新政府の護衛軍として、東京に残しておきたかったのであろう。

このため武雄軍の帰国が遅れたのである。しかし、茂昌は島義勇を通じて、帰国を懇願したのである。こ



戊辰の役に於ける武雄軍の行動経路
(数字は明治元年の月日)

れは、おそらく、茂昌の新政府への信頼が不十分であったためで、薩、長の新政府幹部に対するレジスタンスでもあったと思われる。

茂昌は、島義勇を通じて、帰国を切願したので帰国が許された。

楯岡に残っていた武雄部隊は、茂昌が東京に向かつて出発した九日後の十月二十三日に同地をたつて、十一月十二日東京に着き、芝増上寺境内の宿舎に入った。十一月二十日、武雄部隊は、九千五百両でアメリカ船をやとい、午前五時に品川を出港、一路、伊万里に向かい、途中、杵築鼻と下関に碇泊して、二十四日午後二時ごろ伊万里に着港した。茂昌はただちに上陸し、大庄屋前田虎之助宅に宿泊し、兵士たちは船に一泊した。

茂昌は近習のみを供にして武雄に向かつて先発した。上陸した兵士たちも、その後を追ひ、午後四時、なつかしの郷里、武雄に到着した。約百五十日ぶりに見る故郷の山野であった。

武雄に凱旋した部隊は隊伍堂々、錦旗を先頭に武雄神社に参拝し、帰国の報告と御礼をささげ、凱旋のほら貝を吹きならして神酒を受け、館跡に繰り込み、解散したのである。

佐賀本藩では、鍋島上総主従七百九十一名の出征費用として、御加勢米四千七百四拾六石と、別に、百五拾石を給与して、軍費の負担を補っている。

明治新政府は鍋島茂昌の羽州戦線における功績を賞し、次のような「御書付」を下し「御太刀料金」を給している。

鍋島上総

久々の軍旅励精尽力速ニ東北平定の効ヲ奏し候段叡感浅からず候、今般凱旋につき取り敢えず御太刀料として金百五十両を下し賜わる事。

十一月

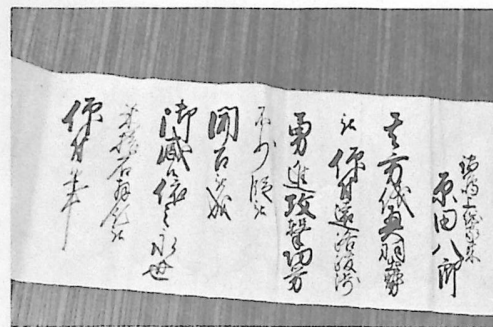
行政官

佐賀藩主鍋島直大も、翌二年（一八六九）三月、次のような書付をだし、太刀一腰と銀二千枚を給与し、茂昌の功績を賞している。

其方儀奥羽出張仰付けられ、終始力を尽し、隊中一和指揮宜しきを得、功績を奏し候段聞し召され御感なされ候、これによつて御太刀一腰、白銀二千枚拝領仰せつけられ候事。

（註いづれも武雄鍋島文書Ⅱ武雄市蔵）

この戦役の戦死者六名（内待二名）には、佐賀本藩より、永世賞



原田八郎に対する佐賀藩主からの感状

典禄二十石、戦傷者八名のうち五名には、一代限り賞典禄五石、侍の殊勲者には、永世禄十石が与えられた。山内町関係者は左の通りである。

○二十石、大渡岩太郎（下西山）観音森で戦死。（大宅豊吉の兄）

○五石、藤瀬太右エ門（宮野）戦傷

なお、三間坂の下喜三も戦死している。

明治十七年（一八八四）八月五日、武雄市桜山公園で、戊辰の役の戦死傷の十七年忌の供養が行われた。

さらに、昭和四十三年十月二十三日、明治百年を記念して、武雄歴史研究会の手で戊辰役百年記念式典が武雄市公会堂で挙行され、戊辰の役の従軍者の遺族関係者が招待された。

年号

西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号
645 大化	834 承和	976 貞元	1065 治暦	1132 長承	1184 元暦
650 白雉	848 嘉祥	978 天元	1069 延久	1135 保延	1185 文治
686 朱鳥	851 仁寿	983 永観	1074 承保	1141 永治	1190 建久
701 大宝	854 斉衡	985 寛和	1077 承暦	1142 康治	1199 正治
704 慶雲	857 天安	987 永延	1081 永保	1144 天養	1201 建仁
708 和銅	859 貞観	989 永祚	1084 応徳	1145 久安	1204 元久
715 霊龜	877 元慶	990 正暦	1087 寛治	1151 仁平	1206 建永
717 養老	885 仁和	995 長徳	1094 嘉保	1154 久寿	1207 承元
724 神龜	889 寛平	999 長保	1096 永長	1156 保元	1211 建暦
729 天平	898 昌泰	1004 寛弘	1097 承徳	1159 平治	1213 建保
749 天平感宝	901 延喜	1012 長和	1099 康和	1160 永暦	1219 承久
749 天平勝宝	923 延長	1017 寛仁	1104 長治	1161 応保	1222 貞応
757 天平宝字	931 承平	1021 治安	1106 嘉承	1163 長寛	1224 元仁
765 天平神護	938 天安	1024 万寿	1108 天仁	1165 永万	1225 嘉禄
767 神護景雲	947 天暦	1028 長元	1110 天永	1166 仁安	1227 安貞
770 宝龜	957 天徳	1037 長暦	1113 永久	1169 嘉応	1229 寛喜
781 天応	961 応和	1040 長久	1118 元永	1171 承安	1232 貞永
782 延暦	964 康保	1044 寛徳	1120 保安	1175 安元	1233 天福
806 大同	968 安和	1046 永承	1124 天治	1177 治承	1234 文暦
810 弘仁	970 天禄	1053 天喜	1126 大治	1181 養和	1235 嘉禎
824 天長	973 天延	1058 康平	1131 天承	1182 寿永	1238 暦仁

表

(注)数字はその年号の元年を西暦紀元であらわしたものである。

西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号	西暦 年号
1239 延応	1312 正和	1338 暦応	1444 文安	1592 文禄	1751 宝暦
1240 仁治	1317 文保	1342 康永	1449 宝徳	1596 慶長	1764 明和
1243 寛元	1319 元応	1345 貞和	1452 享徳	1615 元和	1772 安永
1247 宝治	1321 元亨	1350 観応	1455 康正	1624 寛永	1781 天明
1249 建長	1324 正中	1352 文和	1457 長禄	1644 正保	1789 寛政
1256 康元	1326 嘉暦	1356 延文	1460 寛正	1648 慶安	1801 享和
1257 正嘉	1329 元徳	1361 康安	1466 文正	1652 承応	1804 文化
1259 正元	1331 元弘	1362 貞治	1467 応仁	1655 明暦	1818 文政
1260 文応	1334 建武	1368 応安	1469 文明	1658 万治	1830 天保
1261 弘長	1336 延元	1375 永和	1487 長享	1661 寛文	1844 弘化
1264 文永	1340 興国	1379 康暦	1489 延徳	1673 延宝	1848 嘉永
1275 建治	1346 正平	1381 永徳	1492 明応	1681 天和	1854 安政
1278 弘安	1370 建徳	1384 至徳	1501 文龜	1684 貞享	1860 万延
1288 正応	1372 文中	1387 嘉慶	1504 永正	1688 元禄	1861 文久
1293 永仁	1375 天授	1389 康応	1521 大永	1704 宝永	1864 元治
1299 正安	1381 弘和	1390 明徳	1528 享禄	1711 正徳	1865 慶応
1302 乾元	1384 元中	(合一後)		1716 享保	1868 明治
1303 嘉元	(北朝)		1394 応永	1555 弘治	1912 大正
1306 徳治	1329 元徳	1428 正長	1558 永禄	1741 寛保	1926 昭和
1308 延慶	1332 正慶	1429 永享	1570 元龜	1744 延享	—
1311 応長	1334 建武	1441 嘉吉	1573 天正	1748 寛延	—

山内町史 上卷

昭和五十二年十月一日発行

編者 山内町史編さん委員会

発行者 山内町

印刷 山口印刷株式会社

佐賀県伊万里市二里町
大里甲二四七六一番地